

平成 2 1 年第 4 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第4回定例会会議録目次

	頁
第1日目（平成21年12月8日）	
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 専決処分について（調停の申立て等）	7
○日程第 6 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第10号）	10
○日程第 7 議案第 2号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第5号）	20
○日程の追加について	23
○日程第 8 議案第 3号 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	24
○日程第 9 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）	27
○日程第10 議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）	31
○日程第11 議案第 6号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の減少について	32
○日程第12 議案第 7号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	33
○日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	34
○休会の件について	35
○散会宣告	36
第8日目（平成21年12月15日）	
○開議宣告	41
○日程第 1 会議録署名議員指名	41
○日程第 2 一般質問	41
1番 渡辺精郎君	41
5番 関藤龍也君	55
10番 荒木文一君	70
6番 本間保昭君	77
○議事延長宣告	97

11番	堀 重雄 君	97
12番	三上 裕久 君	103
9番	大谷 久美子 君	112
○延会の件について		120
○延会宣告		120

第9日目（平成21年12月16日）

○開議宣告		125
○日程第 1	会議録署名議員指名	125
○日程第 2	一般質問	125
○発言の訂正について		125
2番	窪之内 美知代 君	125
16番	井上 正雄 君	138
3番	酒井 隆裕 君	150
4番	清水 雅人 君	161
○日程第 3	議案第 8号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第11号）	174
○日程第 4	議案第 9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について	
	議案第10号 中空知衛生施設組合規約の変更について	175
○議事延長宣告		178
○日程第 5	報告第 2号 監査報告について	
	報告第 3号 例月現金出納検査報告について	190
○日程第 6	意見書案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望意見書	
	意見書案第2号 緊急経済対策の早期実施を求める要望意見書	191
○日程第 7	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	192
○市長あいさつ		192
○議長あいさつ		193
○閉会宣告		194

平成21年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成21年12月 8日（火）

午前10時00分 開会

午後 1時53分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 6 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第 2号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第5号）

○追加日程

- 日程第 8 議案第 3号 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）
- 日程第10 議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）
- 日程第11 議案第 6号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の減少について
- 日程第12 議案第 7号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市	長	田村弘君	副市長	末松静夫君
教育	長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
理	事	飯沼清孝君	総務部長	高橋賢司君
総務部	次長	高橋一昭君	市民生活部長	西村孝君
保健福祉部	長	狩野道彦君	保健福祉部次長	橋弘恭君
経済部	長	多田幸秀君	経済部次長	若山重樹君
経済部	参事	佐々木邦義君	建設部長	大平正一君
教育部	長	舘敏弘君	教育部指導参事	春田淳一君
教育部	次長	河野敏昭君	監査事務局長	堀下博正君
病院事務部	長	東照明君	病院事務部参事	居林俊男君
総務課	長	伊藤克之君	企画課長	田中嘉樹君
財政課	長	吉井裕視君	行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局	長	中嶋康雄君	次	長	田湯宏昌君
書	記	寺嶋悟君	書	記	村井理君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、山腰議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から12月16日までの9日間、市議会定例会が招集をされるわけでございますが、国においては政権交代とともにさまざまな改革が議論されて、一部予算の執行停止等、これまで想定されなかった大きな変化があり、また今後も予測されるわけでございますけれども、滝川市行政としては進めなければならないことは議会の十分なお審議の中に適切に進める必要があるというふうに考え、時宜を得た第4回定例市議会になりますように期待をしておりますところでございます。また、提出した議案につきましても、十分議を経て原案にご賛同賜ります

ように冒頭お願いを申し上げたいと存じます。

議長のご承認をいただきましたので、以下行政報告をさせていただきますが、お手元にお配りのとおりでございますから、この点については、練達の皆さんでございますからお目通しをいただきたいというふうに思います。ただ、4点について口頭で補足をし、ご報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、滝川市・スプリングフィールド市市民訪問団派遣並びに滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言、滝川市・ロングメド一町の友好交流促進宣言についてでございます。10月11日から18日にかけて、滝川市・スプリングフィールド市教育文化交流促進事業実行委員会が主催をしていただきました滝川市・スプリングフィールド市市民訪問団一行12名の団長として私が米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市、ロングメド一町を訪問してまいりました。市民訪問団の派遣は平成12年以来9年ぶりでございますが、今回は12名の人数で派遣いたしましたので、この規模になりますと平成5年の姉妹都市提携以来、その後平成7年、それ以来の大規模な訪問団でございました。スプリングフィールド市との姉妹都市交流につきましては、これまで特に教育分野について社団法人滝川国際交流協会を中心として進めておりますジュニア大使訪問団派遣事業を基本として国際性豊かな人材の育成に努めているところでございますし、またスポーツ分野では2006年に世界で初めてネイスミス記念バスケットボール殿堂館の移動展を実現するなど、一定の成果を上げてきたというふうに思います。

今回の派遣では、文化交流事業ということに焦点を当てて、たきかわ音楽協会のご協力をいただいて木管五重奏団の皆さん方に参加をしていただきました。スプリングフィールド市の教会でのコンサートは、熱烈な歓迎、好評をいただいたところでございます。また、ロングメド一町では、全米一と言われるオーケストラ部を有する高校でございますけれども、そのロングメド一高校でも演奏していただいたほかに、音楽科の授業でこのクインテットの皆さん方は生徒とともに授業に参加をして音楽交流をするということもやっていただいて、今後の新たな音楽交流への道を開いていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。それから、ジュニア大使とはロングメド一町の生徒集会で一緒になりました。ジュニア大使は、開基100年を記念して平成2年度に初めて第1回目が行われたわけですが、20年の歴史の重みということを感じて帰ってまいりました。ジュニア大使の皆さん方は、このロングメド一高校の生徒の英語の質問に対して明確に英語で答えているということでありまして、こういうジュニア大使等の事業はやっぱり継続が大切であるというふうに強く感じました。滝川の児童生徒が今後国際人として世界で活躍していく、そういう土俵づくりが着々と進んでいるということを今回の訪問を通じて確認をさせていただきました。また、國學院大學北海道短期大学部からは英語科の二ノ宮先生にご参加をいただきましたけれども、スプリングフィールドにありますスプリングフィールド大学学長と今後の交流についての具体的な話し合いがなされて、新たな局面の展開に期待が寄せられるというふうに思っております。

スプリングフィールド市長と滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言に調印いたしました。今後とも交流を進めていきたいというふうに思っておりますが、スプリングフィール

ド市の産業経済は今極めて厳しい状況にあります。したがいまして、相互交流という意味では直ちに事業が実現できるという状況にはございませんけれども、スプリングフィールド市自体は西マサチューセッツ州の産業経済の変わらぬ中心都市でありますから、長期的な視点から相互交流の道を探求していくべきだというふうに感じたところであります。

また、このスプリングフィールド市の隣町であります最近教育交流の受け入れをお引き受けいただいているロングメドー町は、大変町の環境もいい、そして治安もすぐれているという地域でございますが、町議会議長と、町長というのはいません、タウンマネジャーで、行政執行官あるいは町の支配人、そういう方を議会が任命をするということでありまして、町の代表者は議長であります。この議長との間で友好交流促進宣言に調印をして、今後の交流の充実ということについてお約束をいたしました。

今回の訪問を通じて、姉妹都市交流は間もなく20年を迎えようとしておりますが、今回も当市の市政功労者でありますマサチューセッツ北海道協会のスー・ルート会長さんを初めとして多くの皆さん方に大変お世話になってまいりましたし、ホームパーティーの開催あるいはホームビジットの受け入れ等、民際外交は着々と充実しているというふうにも思っているところであります。今後もさまざまな分野において姉妹都市交流を軸とした国際交流事業を促進をして、地域の将来を担う世界を舞台に活躍できる人材の育成とともに、地域の活力の発揮に結びつけていきたいと考えているところでございます。

2点目でございますが、まちづくり懇談会についてであります。平成21年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会との共催によりまして9月26日から11月7日までの間に、ことしも小学校7校で開催をし、314名の市民の皆さん方のご参加をいただきました。今回の共通テーマは町内会の活性化でありまして、なかなか会員にならない皆さん方がふえている、あるいは町内会の役員の手がない等、悩みもありません。共通テーマとして設定をいたしました。このことについて意見交換を行ったところでございますのと、まちづくりに関してさまざまなご意見、ご提言をいただきました。そのまとめをいたしまして、まちづくり市民会議を町連協と共催で12月の21日、たきかわホールで開催をいたします。7会場から出されました課題、要望等を集約、整理した上で、講演会を含めて、この講演会の講師のアドバイス等も含めて、それでは具体的にどうやっていくのかと、一気に問題解決ができるということではないというふうに思いますが、できることから町内会活動の活性化に取り組んでいくという、その方向性を確認したいというふうに思っているところであります。

3点目は、今後の可燃ごみ処理についてであります。株式会社エコバレー歌志内の焼却施設にかかります新たな処理施設を整備するために、9月30日開催の中・北空知地域ごみ処理検討会議、これは5市9町の全体会議でございますが、それを開催して、2つの方針を立てました。1点目は、処理方式は焼却処理とすると、そして3組合、5市9町の構成による共同処理をするということで進めていくということ。2点目は、建設候補地を歌志内市とし、整備主体は特別地方公共団体を新たに設立をして、処理をしていくと。この2点の方針が決定をいたしました。10月23日、検討会議の役員会におきまして、早急に広域化を進めるために、その準備を行う従来のごみ処理検討会

議を検討会議ではなくて施設整備準備会というふうに改めて、今まで会長いなかったわけですが、会長を歌志内市長、副会長を一部事務組合3組合長と決定をして、取り組みを進めたところでございます。11月30日、中・北空知地域ごみ処理施設整備準備会、先ほど申しあげました5市9町でございますが、この会議を開催をして、4点のことについて決定をいたしました。その1点目は、新特別地方公共団体という新しい組織は5市9町による広域連合で進めるということ。2点目は、この広域連合の中に組織する議員定数については、構成14市町各1名を基礎とするけれども、人口、ごみ量によって滝川市3名、砂川市2名、深川市2名、その他の市町各1名、合計18名で議会を構成するという。3点目は、副連合長については連合長以外の市町長とするということ、したがって連合長1、副連合長13名、構成市町の首長が連合長もしくは副連合長に必ずなるということ。それから、4点目は、経費負担の割合について大きく2つの方針を決めたところであります。1点目は建設費であります、ごみ処理施設の建設費は固定費とすることと、これは固定費というのは、ごみの量は毎年変化するわけで、変化するごみ量を基本としない固定費とすること、これは均等割10パーセント、14の市町が均等で負担するのが10パーセント、それからごみ量割は固定ごみ量割として90パーセントとすること、このごみ量割の算定基礎は平成18年から20年度の平均ごみ量とすること、建設費はそういう固定費として負担をしていくということを決定をし、2点目は維持管理費でございますが、維持管理費は変動費とすることと、すべてごみ量割、基本割はなくして、均等割はなくして、ごみ量割100パーセント、その算定基礎は前々年度までの過去3カ年の平均ごみ量とするということ等について決定をされたところでございまして、ご報告を申し上げたいと思います。また、歌志内市におきましては、この施設の建設を受け入れていただく表明をしていただきました。このことにつきましても、この場をおかりして歌志内市に敬意を表する次第であります。今後につきましても、新焼却施設建設等、平成25年度運用開始を目標に3組合及び歌志内市の協調の中に本市としても適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

4点目は、平成21年産米の出荷状況及び冷湿害対策についてであります。ことしの米の出荷は、11月19日現在で見ますと、JAたきかわの契約数量約15万8,000俵に対しまして、出荷予定の数量は13万2,490俵、出荷割合は83.8パーセントの予定というふうになっておりまして、ここ近来にない契約数量を大きく下回ったという不作の年でございました。ことしの作柄は、7月に低温多雨と日照時間が少なかったこと、8月後半以降も低温や日照時間が少ない状況が続いたことから、この状況となったわけでありまして、これへの対応をどうするのかということですが、今回の冷湿害による減収対策として、現在北海道においてはJAが行っております農業経営緊急支援資金等の借り入れ利子に対して利子助成事業が今道議会に提案をされているところであります。滝川市といたしましても、道議会においてこれが可決されれば、滝川市負担を含めて本議会に追加提案をして対応してまいりたいというふうに思っております。また、これは、道の制度に対して滝川市が取り組めば北海道は利子補給をすると、10分の6であります、そういう条例案でございますけれども、これで救われない方々が滝川市の農業者で出てきた場合にどうするのかという問題は残りますから、この緊急支援資金が受けられない、そういう皆さん方への対応として

農業振興保証融資に冷湿害の特別融資枠を設けて支援をするということについても農協と協議を進めているところであります。北海道の施策が議決されれば、それとあわせて本市単独の施策についても提案をし、ご審議をいただきたいというふうに思っているところであります。

以上、冗々とわたりましたけれども、4点において口頭で補足をして報告をさせていただきました。

以上で行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 続きまして、教育行政報告で私のほうから口頭で3点ご報告をさせていただきます。

まず初めに、11月12日に発生いたしました西高等学校教員による死亡交通事故についてですが、日ごろより交通事故防止について指導してきたところですが、教育に携わる公務員がこのような事故を起こしましたことに対しまして、西高等学校の保護者の皆様、市民の皆様、そして議員の皆様のご信頼を損ねたことに心からおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。事故の詳細につきましては、所管の委員会でご報告を申し上げたところですが、これまで学校及び教育委員会としてご遺族への対応、部員生徒と保護者、さらには全校生徒と全保護者への対応に万全を期してまいりました。今後も真摯な対応に努め、皆様のご信頼回復に努めてまいります。

次に、小中学校におけるインフルエンザ様疾患の集団発生の状況についてでございます。インフルエンザ様疾患の発生に伴う学級閉鎖等ですが、12月の第2週をピークに、11月の第3週に入ってから徐々に減少しており、現在学級等の閉鎖を行っている学校は中学校に1学級のみで、小中学校におけるインフルエンザ様疾患の発生は落ちつきを見せております。なお、11月30日現在の滝川市のおおぞら幼稚園、西高を含む全児童生徒のインフルエンザA型の罹患率は、41パーセントとなっているところであります。一部の学校、学年においては長期休業期間の短縮等により授業時数の確保を図るとともに、今後ともインフルエンザ様疾患の拡大防止に万全を期してまいります。

最後になりますが、図書館の街なか移転の関係ですが、これまで平成19年度の基本構想の策定から市民アンケートを経て、去る8月20日に社会教育審議会の答申をいただきました。これらのご意見を踏まえながら、このたび図書館街なか移転実施計画書を作成いたしました。新しい図書館を市役所2階とし、出会いと命の森図書館を基本方針として、子供から大人まで命の大切さを伝える図書館づくりを目指しております。図書館が生きる力や豊かな心をはぐくみ、人と人とのきずなを深め、支え合う地域づくりに図書館も一定の役割を持つというものであります。市立図書館は、移転を契機にもっと楽しい、もっと役立つ図書館づくりを実現したいと考えており、さらに図書館が地域にとってかけがえのない存在であり、まちづくりに役立ち、住みたくなるまちの魅力づくりの一つとなるよう、図書館づくりに取り組んでまいります。

以上、3点ご報告させていただきます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（調停の申立て等）

○議長 日程第5、報告第1号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。
説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第1号の専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づいて次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び家賃滞納の支払いの請求に関する調停の申し立てであります。

相手方は、滝川市滝の川町東3丁目9番4号、滝の川団地24号に入居しております木村英子さんでございます。

申し立ての趣旨は、相手方は市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行ってきましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものであります。

調停の追行の方針であります。1つ目に、調停において目的を達することができないときは、裁判所に対し市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものであります。2つ目に、調停において必要があるときは、適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされても、その内容が履行されないときは、裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成21年12月1日でございます。

以上をもちまして報告第1号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 この件について連帯保証人との交渉と申しますか、連帯保証人に対する請求等についてどのような経過があったのか。また、連帯保証人については、もう10年以上経過すると実態として市のほうとして連帯保証人に対して請求する権利自体を放棄すると、そういう実態にもなっているのかなというふうにも思いますが、そのような関係についても伺いたします。

○議長 答弁を求めます。少々お待ちいただきます。建設部長。

○建設部長 先ほどの明け渡しに関する連帯保証人との関係でございますが、本人同様連帯保証人につきましても文書等による催促等を行いまして、それにも応じることがなく、このような状況になったものでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 連帯保証人については、当然のように差し押さえ能力、物件があれば差し押さええるということですが、そういう資産もないということというふうに理解をいたしますけれども、先ほど2点目として、連帯保証人になってからも10年、20年たっているのです、市として連帯保証人にその責任を果たしてもらおうということが言いづらくなっていると、そういう実態があつて当然だと思ふのです。20年も30年も前に連帯保証したものを20年後、30年後に、あなた、この判こ押したでしょうということであられるほうも困るし、民法とかそういう中で市が連帯保証人に対して入居者の状況について何の報告も一切なければ、連帯保証関係そのものがなくなるとか、そうい

う規定ももしかしたらあるのではないかなというふうに、私その辺についてはよく勉強していませんのでわかりませんが、そういったことも含めて連帯保証人に対して100パーセント求めているのか、今回の場合でいうと入居して何年たったか、あるいは連帯保証の契約をして何年たつということについても伺いをしたいと思います。

○議 長 答弁調整いたしますので、このままお待ちください。

(何事か言う声あり)

○議 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの質疑でございますけれども、まず入居の日につきましては個人的情報ということで、申し上げることはできません。連帯保証人につきましては、当初でご指定をいただきました方が今もかわっていないわけであります。このたびの調停等につきましては、文書によりまして連帯保証人にも通知をいたしますけれども、あくまでも本人に対して督促なりのことで行っておりますので、特に連帯保証人に対して何かを強く申し上げているわけではございません。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の答弁は、法律違反というか、連帯保証人に対して債権者が求められることをきちっとやっていないという答弁なのです。連帯保証人に対しては強く要求していない、あるいは伝えていないという答弁を今されたわけです。今回のこの方は、こういう形で住所、名前まで公表されています。18万円という金額で住所、名前を公表して、そして差し押さえの手続をするという専決処分ですよ。きちっと連帯保証人に今言われたように強く言っていないというような経過の中でこういったことがされたとすれば、それは行政としてきちっとした手続を踏んでいないと言わざるを得ないわけです。ですから、今回こういう形でもう既に専決で調停手続に入っていますが、本来的には調停手続に入る前に連帯保証人に本人に対するのと同じような請求をすると、これが行政としての正しい手続の仕方ではないのかというふうに思いますが、改めてお考えを伺いたしたいと思います。それで、その際に、当時の連帯保証人の契約の内容がどういうものだったのかと、本当に連帯保証人ということが法的に認められるような契約だったのか、それともまたちょっと違ったものだったのか、そういったことについても、もし現在の入居者の出されている連帯保証契約と違ったということであれば、その内容についても伺いたしたいと思います。

○議 長 市長、どうぞ。

○市 長 詳細については今調べていますから、答弁できる範囲で答弁しますが、今私が確認した限りでは、連帯保証人にもちゃんと文書をもって要請をしているということであります。したがって、連帯保証人に何の要請もせぬということではないということは、これはご理解いただきたい。それは、本件だけでなく、随分たくさん対応していますから、それについても同じであります。これはご理解いただきたいというふうに思いますのは、かつて滝川市の公営住宅の使用料はかなり未納がたくさんありました。全道的にも褒められるような数字ではなかった。ある意味では、入居者に優しくなったのかもしれない。しかし、こういう状況の中ではしっかりと住宅使用料

を払ってくださる、まじめに払ってくださる方との間に不平等が生じるということで、住宅使用料についてはぜひ納めてくださいという熱心な取り組みを始めました。しかし、残念ながら、ご相談に来てくだされば、それはそれなりに事情があるというふうに認められる場合には対応しますが、ナシのつぶてであったり全然真摯な対応をなさってくださらないという方も中にはいらっしゃるわけでありまして。これをそのまま認めるということがどういうことなのかと、確かに連帯保証人の方に協力要請もいたしますけれども、法的な手段をとらざるを得ないということも当然あるわけでありまして。その結果として、滝川市はある意味では住宅使用料の収納率というのはおかげさまで全道トップクラスになってまいりました。こういうまじめに対応してくださる方となかなかご相談に乗ってくださらないという皆さん方との間は、残念ながら対応の差をつけなくてはいけない。これは、私が基本的な方針として持っているところであります。しかし、それは、確かにおっしゃるようにご本人と連帯保証人との関係というのをしっかり見きわめて、納めていただく努力が必要だと、基本的にはそう思います。

○清水議員 質疑に対してきちっと答えてほしいと思うのです。連帯保証人に強く言っていないと言うから、質疑したのだから。それをちゃんとやっているというふうに言ったら、部長と市長の言っていること違うということになるから。最近そういうことが多いのです。

(「いや、それは違う」と言う声あり)

○清水議員 そこはそろえて、市長と部長の答弁。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 先ほど連帯保証人につきましても本人と同様の指導の文書等を送りまして、説明しているところでございます。ですが、本人が存在しておりますので、本人を中心にやっているということですが、そのときに連帯保証人にもその旨再三請求書を送付しながら説明をしているということでございます。

○清水議員 もう一点について、制度は変わっていないのか。

○建設部長 失礼いたしました。当初の連帯保証人契約とは変わってございません。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第6 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第10号)

○議長 長 日程第6、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第10号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算に計上された子育て応援特別手当の執行停止に伴う減

額補正及び障害者自立支援法施行に伴い地域移行の促進が図られたことによるグループホームや就労施設等の利用者増に係る経費の補正が主な内容となっています。

1 ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ1,042万6,000円を減額し、予算の総額を202億8,642万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから5 ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款1 項7 目市民生活推進費、補正額3 2 2 万円の増額につきましては、消費者行政活性化事業に要する経費の補正でございます。消費者行政活性化事業につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により北海道に地方消費者行政活性化基金が設置されたところですが、このたび北海道の消費者行政活性化事業に採択されたことに伴い、事業費の全額を支援いただき、消費者協会の環境整備を初めとする消費生活センター相談窓口機能強化事業や多様化する相談内容に対応するための消費生活相談員レベルアップ事業、消費者被害の未然防止などを目的とした消費者教育、啓発活性化事業を行うため補正したいとするものであります。

2 款1 項9 目交通安全対策費、補正額1 1 万8, 0 0 0 円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。交通安全対策に要する経費につきましては、空知自動車学校からご寄附賜りました交通安全に資する事業に役立てていただきたいとの意向を踏まえ、65歳以上の高齢者を対象に、靴用の夜行反射材を配付するため補正したいとするものでございます。

3 款1 項2 目障害者福祉費、補正額2, 0 1 7 万9, 0 0 0 円の増額につきましては、障害者自立支援給付に要する経費1, 9 6 9 万9, 0 0 0 円の増額、滝川更生園の運営管理に要する経費2 3 万2, 0 0 0 円の増額、滝川新生園の運営管理に要する経費2 4 万8, 0 0 0 円の増額の補正でございます。障害者自立支援給付に要する経費につきましては、介護給付費扶助及び訓練等給付費扶助の補正でございます。介護給付費扶助は、平成18年に制定されました障害者自立支援法の施行に伴い、事務処理に係る事務が定着するまでの間請求事務等の事務処理を適正に実施するため、事務処理安定化支援事業費として国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1をそれぞれ負担し、同法に基づく施設に補助することと新体系への移行に伴うコスト増加等に対応できるよう、移行した新体系事業者に一定の助成を行うため、新事業移行促進事業費として国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1をそれぞれ負担し、各施設に補助するため補正したいとするものでございます。また、訓練等給付費扶助は、旧制度から自立支援法への完全実施が義務づけられた平成23年度までの移行期間の中で、介護報酬のうち訓練等給付サービスへ移行する施設が当初見込みより増加したことから、必要額について補正したいとするものでございます。滝川更生園の運営管理に要する経費につきましては、国は平成21年度補正予算による福祉介護職員処遇改善等臨時特例交付金を活用し、福祉介護職員と他の業種との賃金格差を縮めるため、処遇改善に取り組む事業者に対し、3年間を限度とし、交付金を交付する制度を創設しました。これにより、都道府県は基金を造成し、介護事業者に交付することとなりましたが、市といたしましても平成21年度福祉・介

護人材の処遇改善事業交付金対象事業者の申請を行い、このたび承認を受けたことから、滝川更生園で働く福祉、介護職員の処遇改善に資するための交付金を交付するため、運営管理代行負担金を増額したいとするものでございます。滝川新生園の運営管理に要する経費につきましては、同様に滝川新生園で働く福祉、介護職員の処遇改善に資するための交付金を交付するため、運営管理代行負担金を増額したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額3,835万円の減額につきましては、子育て応援特別手当給付に要する経費の補正でございます。子育て応援特別手当給付に要する経費につきましては、国の平成20年度第2次補正予算に基づき、本年9月9日の第3回滝川市議会定例会に上程し、可決されたところですが、本年10月15日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により執行停止となったことを受け、減額するため補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4款1項1目保健衛生費、補正額102万8,000円の増額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正でございます。保健衛生対策に要する経費につきましては、国は平成20年度、医療提供体制推進事業費補助金の交付要綱を改正し、小児科医師が病院に待機せず、専門的な処置が必要な場合に速やかに病院に駆けつけるオンコール体制の補助が新たに設けられました。これにより、北海道が関係医療機関に対して実施予定調査等を行った結果、滝川保健所管内の自治体では滝川市、砂川市、赤平市の3市がオンコール体制で診療している実態であり、事務局である砂川市に滝川市の負担金を拠出するため補正したいとするものでございます。なお、事務局の砂川市は、各自治体からの負担金をもとに、それぞれの市立病院に配分することとなっております。

10款3項1目学校管理費、補正額89万4,000円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費50万円の増額、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費39万4,000円の増額の補正でございます。教材、教具等に要する経費につきましては、第三小学校の教育振興に役立てていただきたいとの寄附者の意向により、寄附賜りました50万円を財源として和太鼓一式や電子黒板用ユニット、英語教材等を購入したいとするものでございます。その他小学校教育の実施及び管理に要する経費につきましては、要保護、準要保護児童就学援助費の補正でございます。就学援助費の認定につきましては、当該世帯の所得が生活保護基準における最低生活費の1.3倍を超えない世帯について該当となり、認定しているところですが、今年度につきましては昨年に引き続き倒産、失業等による経済の厳しさから収入減などでこれまで該当とならなかった世帯が新たに該当となるケースがふえ、57人の認定者の増加が見込まれることから、必要額の補正を行いたいとするものでございます。なお、中学校においても同様に29人の認定者の増加が見込まれているところではありますが、江陵中学校で新型インフルエンザの影響等によりスキー授業を取りやめたことから、その財源を振りかえることで対応したいとするものでございます。

10款6項1目学校給食費、補正額248万5,000円の増額につきましては、学校給食の実施に要する経費でございます。学校給食の実施に要する経費につきましては、小中学校における準要保護児童生徒給食援助費の補正でございます。認定者数の増加により必要額の補正を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1,042万6,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金848万2,000円の増、16款1項1目民生費負担金424万1,000円の増、16款2項1目民生費補助金182万5,000円の増、16款2項7目民生費交付金3,787万円の減、16款2項8目総務費補助金322万円の増、18款1項2目総務費寄附金11万8,000円の増、18款1項7目教育費寄附金50万円の増は、いずれも歳出関連でございませぬ。

20款1項1目繰越金905万8,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございませぬ。

以上、歳入合計で1,042万6,000円の減額となったところでございませぬ。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。三上議員。

○三上議員 おはようございませぬ。それでは、補正予算（第10号）の中の子育て応援特別手当の減額補正について伺いたいと思ひます。この子育て応援特別手当は、皆さんご存じのとおり前政権時代に補正予算として出されて、可決した。これは、将来的にわたって幼児教育の無償化につなげる施策だったのです。それと、もう一つは、昨年のリーマンショック以来の経済不況による子育て家庭を支援すると、そういう目的がありました。そこで、新政権にかかわって、この執行停止に当たって政府はどういった理由で執行停止したのかということをしてテレビ等、報道などで聞くのですが、その内容は確かに民主党のマニフェストの財源確保のため、それは1つあったでしょう。そして、もう一つは、この執行停止の理由を自民党、公明党政権がつくった政策だからやめるのだという発言もあったわけです。私は、ここで本当に今の政権というのは国民不在、そして地方の議会、地域主権、それが不在していると思うわけです。

そこで、市長に質疑いたします。この一方的な執行停止を受けて、市長は全国市長会を通じて、あるいは連携してどのような働きかけをこれまでしてきたのかを伺いたいと思ひます。

○議長 市長。

○市長 全国市長会として、このことについて復元すべきだとか、そういう具体的な行動の記憶はありません。大きな変化、地域に混乱をもたらすような、そういうことはないようにしてほしいという行動はやっております。ただ、その中に子育て応援手当という具体名が入っていたかどうかまでは、ちょっと記憶ありません。

ほかにご答弁したいことありますけれども、とりあえずご答弁申し上げます。

○議長 三上議員。

○三上議員 この執行停止に当たって、10月15日、先ほどお話あったとおり通知が来たのです。滝川市にも来ているのですが、何とも誠意のない通知なのです。国民の受給対象者の方はホームページを見てくださいと、ホームページを見たらわけがわかると。道を通じてなのでしょうけれども、滝川市においては、執行停止になりましたので、よろしくお願ひしますみたいな通知なのです。こ

のことを考えると、さきの議会で議決しているのです。ここにいらっしゃる全員の議員の方も、提案を受けて、賛成したわけなのです。そういったことを国が一方的に覆す、このことに対して市長は本当に地域主権ってどうなのだと、本当の意味での地域主権とはどうなのだというをどのように考えていますか。

○議長 市長。

○市長 ある意味ではこれが政権交代だということになるというふうに思いますけれども、地元市長としてこれはどこでも大変困った判断がなされているというふうに思います。ほとんどの日本全国のどの地方公共団体でも、国がやるというて予算を組んだ。そして、地方自治体には準備をなさいと、準備をして、滝川市議会もこれを実施しようということで本議会の予算の補正予算を組んで、可決されたわけです。これが政権交代によって予算の凍結が行われると、これだけではないほかの予算の凍結も行われているようでありましてけれども、そういう意味では先ほど全国市長会の中でも地域に、地方に、市町村に混乱を起こさないと、そういうような対応をしてほしいということと、さまざまな改革に当たっては地域の意見というものに十分耳を傾けて、そして改革を進めてほしいということを要望しているわけでありましてけれども、まことに子育て応援特別手当については国には予算を執行してほしかったなど、そうすれば3,600万円の子育て応援特別手当が滝川の市民の皆さん方の該当のところに配られて、これが有効に活用されたはずだがなというふうには思います。ただ、これを国の何の手当でもなしに滝川市単独でできるかということになると、そこはなかなかそういう決断はしがたい、それが1,800に及ぶ全国の自治体の極めて悩みの対象になったということは紛れもない事実だというふうに思います。したがって、今後とも、新政権は住民主権ということをやっておりますし、そういう方向にいくと思いますけれども、ぜひとも地域の意見をさまざまな事業に反映をさせていただくと、そういうマニフェストどおりの政策が実行されることをまた強く望んでいるものでもあります。

○議長 三上議員。

○三上議員 話を聞いていると、やはり一方的に国が悪いのです。ただ、さきの議会で、市長はこの財源を持って議会で提案されました。議会も可決しました。そこから、これは子育て応援特別手当は国の政策でなくて市の政策であり施策になるのです。そういったことを考えると、市長ばかりでなく我々も責任があると思います。そこで、市の対象者に対してどのような説明をし、どのような責任があるのかということを確認にするのか。私は、この間12月の広報を見ました。ここに小さく、子育て応援特別手当支給停止になりましたと書いているのです。これは、市として余りにも誠意がなさ過ぎると私は思います。その点も含めて質疑いたします。

○議長 市長。

○市長 ご質疑のように、国が財源措置をしたからといって、滝川市議会が決めなかったら、この手当は市民の皆さん方には行き渡らぬわけでありまして。ただ、そんな選択はできないというふうに思います。あくまでも国の政策として実行されたことでありますから、だからそのはしごをとられたときに、滝川市議会が決めたことだから、これを尊重しますという自治体も幾つかあるようでありましてけれども、道内の市の中にはないようではありますけれども、そういう選択も実は可能だという

ふうに思います。そういう意味では、今回の補正予算がどういうふうになるのか、お認めをいただけるのか、お認めをいただけないのか、その結果によっては該当の皆さん方にもう少し丁寧な対応は必要だというふうに思います。

○三上議員 広報について。

○議 長 今の答弁で。

○三上議員 では、終わります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 一般会計補正予算について、大きく3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、歳出で民生費、滝川更生園の運営管理に要する経費及び新生園の運営管理に要する経費についてお伺いしたいと思います。ここで他の業種との賃金格差を埋めていくと、このための国の施策という内容ですが、市としてそういった他業種との賃金の格差をどのように比較をされているのか。そこで、それに加えて現在の更生園、新生園での正規職員と非正規職員の割合をどのように把握をされているか。また、今回の23万2,000円と24万8,000円が更生園、新生園の正規職員、非正規職員の全員にくまなく賃金アップとしてつながるといふ、そういった担保はとっているのかについてお伺いをいたします。

2点目は、子育て応援特別手当についてですが、支給停止の説明について国からどのような文書が来ていたか、そこにいきなり来たのか、それとも何段階かに分けて来たのか等もお伺いをしたいと思います。2点目は、この子育て応援特別手当は支給停止をするが、来年子ども手当ということで月額2万6,000円が始まるわけですが、当然これについてのかかわりがある、市として独自財源で9月議会で可決されたものを何とか支給したいというふうに考えたろうというふうに私は想像するのですが、どういう経過で独自財源で給付しないということを判断し、またそれとの関係で子ども手当がどうなるかという情報も当然ある中での判断だというふうに思いますので、どのような情報が入っているのかということについてもお伺いいたします。

以上です。

○議 長 2点ですね。

○清水議員 2点です。済みません。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 私から子育て応援特別手当の国からの通知ということでお答えをさせていただきますが、先ほども補正予算の説明の中でもありましたように、10月15日に厚労省の雇用均等・児童家庭局長通知がございました。あわせて、10月15日付で厚生労働大臣のほうからのおわびの文書も別添としてつけられてございました。その中身でございますが、簡単に申し上げますと、子育て応援特別手当に関しまして、その趣旨を生かしつつ、より充実した新しい子ども手当の創設など子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくということで市長あての文書通知がつけられてございます。また、子ども手当に関しましては、まだ詳しい内容は一切こちらのほうに届いてございませんので、何もここでご答弁申し上げることはできません。ご理解をお願いします。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 ただいま滝川更生園、新生園に関します運営管理に要する経費のご質疑ございました。他の業種とどのような比較をしているかという話でございましたが、一般的にこういった福祉施設につきましては3K職場と言われておりまして、きつい、それから汚い、給料安いという職場でございます。当然更生園、新生園につきましても環境が非常に悪いといいたいまいしょうか、そういう職場でございます。それは、往々にいたしまして他の民間においても同じように低いのかなと思います。そこで、まず更生園、新生園の正規職員、非正規職員の把握でございますが、更生園につきましては正規職員が3名おります。また、臨時職員は3名と、それから新生園につきましては正規職員が4人おります。そういうことで、実は非正規職員につきましても処遇改善にかかわる交付金ですか、これについては該当するというところで事業団のほうとも話を聞いております。ちなみに、更生園につきましては月額にいたしまして1人1万3,000円相当が支給されると、一方新生園につきましては1人1万5,500円相当の手当が支給されるということで聞いております。把握しております。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 答弁漏れありました。保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て応援特別手当の独自助成という関係のご質疑だと思いますが、先ほど市長からもちょっとご答弁があったと思いますが、この手当は国が全額負担する事業でありまして、国が執行停止したため、市としても熟考の上、執行停止する判断をさせていただいたというところがございます。

○議 長 再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 新生園のほう、非正規職員ゼロということでしょうか、今正規職員4としか言われていないのですが、非正規職員もいらっしゃるといふふうに思うのですが、再度お伺いをしたいと思います。それで、今のご答弁では、非正規にも該当すると聞いているということだけで、今更生園で月額1万3,000円、新生園で月額1万5,500円というふうに言われましたが、この中に非正規職員の増額は入っているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。それで、非正規職員の賃金アップにつながるという担保はとっているのかについてもお伺いします。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 今非正規職員の話ございましたが、新生園につきましては非正規職員はゼロということで把握をしております。

それから、賃金アップの件でございますが、これは事業団のほうとも十分協議いたしまして、事業団のほうで作成いたしました賃金の改善計画でしょうか、それに基づきまして非正規職員にも交付されると。といいますのは、これは事務職員でございまして、あくまでも非正規職員及び職員につきましては生活支援員という立場でございますので、その方々にこの金額が交付されるということになります。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁で、例えば更生園でいうと平均月額1万3,000円ですから、年間約48万円の給与増になるのですよね。これがボーナスに反映すれば、幾らになるのかはちょっとわかりませんが、さらにふえることが予想されます。今回の支出が更生園で23万2,000円ですよね、ということは更生園ではこれにさらに上積みをして正規職員の給与を上げるということがある一方で、3名の臨時職員については現状では幾ら給与が上がるといことについては把握をしていないと、また把握していないといこととは今回の23万2,000円が非正規職員の給与アップにつながるという担保はとっていないといことと解釈せざるを得ないのですが、必ずどの程度非正規職員の給与アップにつなげられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 非正規職員の交付額につきましても、例えば8時間勤務といたしますが、場合によっては半日勤務ということもあり得ます。そういう場合につきましては、当然案分といひましようか、時間案分いたしまして交付をされると。それから、今私どものほうで補正いたしました更生園の23万2,000円でございます。これは、先ほど言いましたように1人大体1万3,000円ぐらいのプラスになるということですが、これは給与等に反映されておひません。あくまでも基本給はさわっていませんので、加算分といこととで毎月支給される金額であります。これは、その職員が幾らもらうかといことについてはあくまでも事業団のほうの考えでござひまして、それは正規職員も含めて、また非正規職員も含めて支払うといこととで約束をしております。

(何事か言う声あり)

○議 長 保健福祉部長、どうぞ。

○保健福祉部長 今回補正で増額させていただきました部分につきましては、平成21年10月分から24年3月分の中の4カ月分を増額補正させていただいたところであります。2カ月おくれで交付金が入ってまいりますので、4カ月分の金額でそれぞれ23万2,000円、24万8,000円といこととになっております。また、事業者が、いわゆる事業団がこの交付金の見込額を上回る賃金改善計画書をもう既に市長を通じて出しておひまして、それが道から認められているところであります。なお、交付金の金額を下回る場合につきましては、その差額は返還しなければならぬと、そういう制度になっております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 今の清水議員に引き続きまして、ちょっとわからないところだけ整理させていただかないと、何となくこのままではいけないと思ひますので、更生園のほうについては割り算するとちようど1万5,500円になりますが、更生園のほうについては掛け算しますと31万2,000円になるのです。だから、その差額はどういこととなのかといことを説明されるとわかると思ひうのですけれども、お願いいたします。

○議 長 保健福祉部次長。

(何事か言う声あり)

○議 長 私語はやめてください。

○保健福祉部次長 更生園のほうなのですが、職員3名と非正規職員が3人おります。この場合、計算方法なのですが、職員は1人1ということで3です。それから、非正規職員については3名でございまして、1人が0.5になります。掛ける3で1.5。3プラス1.5は4.5になります。常勤職員の換算計算で4.5人計算となります。

以上でございます。

○議長 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、ただいま上程されました平成21年度滝川市一般会計補正予算(第10号)に反対の立場で討論させていただきます。

子育て応援特別手当の減額補正以外のすべてに賛成できるものの、この子育て応援特別手当は平成21年度補正予算で事務費を含む1,254億円の予算を盛り込んだものであります。対象者は、全国で330万人に上ります。そして、将来の幼児教育の無償化に結びつけるために2カ年度にわたって連続的に行う措置として位置づけられたものでございます。ある受給対象者の子供を持つ市民は、新入学のランドセル、そして机などの学用品の購入に充てる予定でございました。また、多くの子供を持つ家庭では、新型インフルエンザのワクチン接種費用に充てたいとしておりました。本市における対象者は、1,000名です。既に予算額3,835万円をさきの議会で議決しております。対象の多くの市民は、この支給を心待ちにしておりました。多くの地方自治体においては、既に具体的な手続に入っているところもありました。そんな状況の中で新政府における一方的な執行停止の決定は、対象者の期待を裏切り、地方自治体の混乱を招くものであり、地域主権をうたった新政権への期待を損なうものだと考えます。本市においても、国の補正予算において盛り込まれたこの施策であったとしても、さきの議会で上程され、市長が提案され、議会は可決しております。そこからこの子育て応援特別手当は滝川市の政策となり、施策となると私は考えております。よって、市民及び対象者に対し、政府の一方的な執行停止について丁寧に説明し、政府に対しては一方的な執行停止について厳重に抗議することを要望いたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。日本共産党を代表して、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第10号)を可とする立場で討論を行います。

本予算案には、介護労働者の給与改善など積極的な内容が含まれています。そういう中で、今回の子育て応援特別手当給付に要する経費が削減をされることは、これを期待していた保護者、関係者にとっては大変つらいものだというふうに私も考えます。今回このことについて国、また市がとった対応について、まず国は執行停止をする上で国民に対する説明責任不足は否めないというふうに考えます。さらに、市も広報の一部に載せるだけという点で周知不足、これについても余りにも不十分だったと、これでは支給を停止された関係者の気持ちにこたえるものではないと厳しく指摘をしたいと思います。

しかし、それでは独自財源でこれを滝川市が支給することができたかという、私は困難だというふうには言わざるを得ません。自民党、公明党の政治の中で、地方交付税は大幅に減額をされました。この8年間だけとって、滝川市の地方交付税は85億円から75億円へと約10億円も削減をされました。自民党、公明党の政治は、地方政治を、地方自治を……

(「おい、ずれているぞ」という声あり)

○清水議員 地方自治の後退、地方自治の困難を招いたという中で、独自財源での手当では困難だったというふうには考えます。それでは、今子育て支援についてどのような環境になっているか、自民党、公明党の政治は児童扶養手当の減額、生活保護母子加算の廃止、保育運営費の交付金化、また規制緩和で非正規労働者をふやし、派遣労働者増など子育て世代の収入を奪ってきました。さらには、失業手当でも普通の人が高300日から180日へと削減されています。

(「討論ずれているって」という声あり)

○清水議員 今回来年度からの強力な子育て支援策の推進のために執行停止をしたと、不十分ではありますが、そういう大臣の文章が添えられていたということについては、1カ月2万6,000円という全く水準の違う子育て支援策です。ですから、来年度からの推進のために今回執行停止をしたということについては、理解をするものです。最後に、子育て支援の給付が今回切り下げられ、また来年別な形で大幅に増額されるということの状況にはなっておりますが、これだけで子育て支援の環境が整うというふうには考えられません。

最後に、市長としてこれまで自公政治の中で切り下げられてきたさまざまな子育て支援策、子育て環境の改悪をもとに戻していくことを国に強く求めることを要望して、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

(「議事進行」という声あり)

○議 長 これより議案第1号を起立により採決をいたします。

(「その前に」という声あり)

○議 長 お待ちください、もう入っておりますので。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(「その前に議事進行かけているんです」という声あり)

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

(「議事進行」という声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 この採決の前にやっていただきたいのですが、討論につきまして、さきの9月議会の際の私の討論につきましてあったように、先ほどの三上議員の討論の最後のところに国に要望いたしますとか国に要望するとか、そういう要望事項は今後できるだけ附帯決議でやったほうがいい

と、こういうことがあったはずであります。だから、私も市長に要望というところはそういうことで討論のところであったわけでありますから、したがってその要望というところは附帯決議でやっていただきたいと議長が申し述べてほしいわけであります。

以上。

(「要望しているんで、市長に要望して言っているんで」という声あり)

(「同じです」という声あり)

○議 長 これにつきましては……

(「要望事項だめなんだと言っていない」という声あり)

(「附帯決議」という声あり)

○議 長 これにつきましては、今回の議運において整理いたします。

◎日程第7 議案第2号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第5号)

○議 長 日程第7、議案第2号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、国の経済危機対策の一環として介護職員の処遇の向上を図り、介護が確固とした雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対し交付金を交付して、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的としてございます。実施主体は都道府県であります。国が介護職員処遇改善等臨時特例交付金を交付しまして、都道府県が基金を造成し、介護事業者に交付するものであります。なお、交付金の支払いに関する事務は、北海道が国保連合会に委託し、行うこととなっております。交付金の算定方法は、介護給付費等の請求におけるサービス種類ごとの介護報酬総額にサービス区分ごとに定める交付率を乗じて算定されます。交付金の支給対象期間は、平成21年10月分から平成24年3月分までのサービス提供期間でありまして、2年半の時限措置となっております。平成21年度としましては、10月分から22年1月分までの4カ月間のサービス提供期間が対象となりますが、これは交付金の支給時期が2カ月おくれることとなることによるものです。交付金の支給要件でございますが、交付金を受けようとする事業者は交付金を上回る賃金改善計画を策定することが要件でありまして、事業年度終了後賃金改善額が交付金を下回る場合は、その差額を返還することとなります。なお、改善計画書につきましては、提出期限の関係から既に提出済みでございます。

それでは、議案に基づきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1項で、サービス事業勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ810万8,000円を増額し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,057万3,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページ

をお開き願います。1款1項1目居宅サービス事業費、19節負担金補助及び交付金に111万5,000円を増額するものですが、これは3款のデイサービスセンターの処遇改善に係る運営管理代行負担金であります。

2項1目施設介護サービス事業費、19節負担金補助及び交付金に699万3,000円を増額するものですが、これは特別養護老人ホーム緑寿園及び老人保健施設ナイスケアすずかけの処遇改善に係る運営管理代行負担金であります。

以上、歳出合計で810万8,000円を増額したいとするものです。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。6款1項1目介護職員処遇改善交付金を科目新設しまして、歳出と同額の810万8,000円を増額したいとするものであります。

以上を申し上げます、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

清水議員に先にお話ししておきますが、この前に常任委員会が当然あって、その場にも質疑の場がございます。そういう意味では、ここの本会議では数字等についてをここで求めることについては本会議としてはなじまないと思います。ですから、この質疑についてもこの補正が是か非かという部分の大綱の部分で質疑をするように求めます。

以上です。

○清水議員 議長の今言われたことについては異論もございますが、質疑の中では行いません。後日の議運等で私の見解を述べたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。9ページ、居宅サービス事業費及び介護老人福祉施設の運営管理代行負担金等で、先ほどの質疑と同様の質疑になりますが、1人当たりの賃金増はどの程度となるのか。また、非正規の割合等についても伺いをいたします。また、賃金の増加率についても伺いをいたします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、1人当たりの月額ですが、約1万6,000円程度でございます。

それから、正規職員、嘱託、臨時職員等にかかわらず、介護に従事している職員につきましては一律に支給されるということでございます。

それから、非常勤職員につきましては、その稼働時間数に応じて案分して支給するという事になっております。

(「率」と言う声あり)

○保健福祉部長 ちょっとお待ちください。

(「今からの増加率、パーセント」と言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在の、現在と申しますのは20年の10月から21年3月の常勤、非常勤職員全体の月額平均賃金、これは20万9,000円ほどであります。それに1万6,000円ほどが加算されますので、平均ですけれども、アップ率は7パーセント程度ということで答弁申し上げます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回の介護保険にかかわる職員については、正規と非正規が一律に支給されると、つまり正規職員でも月額1万6,000円、非正規職員でも月額1万6,000円、非常勤の8時間というか、常勤に満たない人については例えば4時間なら半分とかという案分というご答弁だったというふうに思うのですが、ここでは正規と非正規が一律と、同じ制度ですから、今回国の制度ですから、障がい者施設のほうは0.5とかという計算をされた。こういう計算方法というのは、国から指導されているような内容だというふうに思うのですが、なぜ介護は正規、非正規が同じで障がい者施設は1と0.5なのか、この理由についてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ちょっと誤解を与えるような答弁を申し上げましたけれども、デイサービス3館ですとか特養、老健の人数は常勤換算人数で大体126.4人です。それで、今の約1万6,000円の処遇改善手当ということで加算して出されるということでもあります。

(「さっき一律に支給されると言ったのだよ、正規と非正規」と言う声あり)

○保健福祉部長 ちょっと誤解を招いて申しわけございません。

(「そうしたら、1と0.5ということ」と言う声あり)

○保健福祉部長 ええ、そういうことでございます。

(「ちゃんと答弁してほしいな」と言う声あり)

○議長 長 答弁はいいですね。清水議員。

○清水議員 余りにも答弁が不正確なので、2回目の質疑は必要ない質疑をやってしまったということで、答弁の仕方については正確をお願いをしたいと思います。

最後にまた確認をしなければならなくなったわけです。2回目の質疑で行うべきことが3回目になってしまったのですが、先ほど障がい者施設についてきちっと正規と非正規が把握されていたわけですね。この金額を計算する上で、当然のように計算されているわけです。だから、最初伺ったときに、障がい者の施設については答弁するけれども、介護の施設については答弁しないということで答弁しなかったというふうにとらざるを得ないのです。それはちょっとおかしいと思うので、介護の施設、総額で幾らですか、35万9,000円、45万5,000円、30万1,000円、461万9,000円、237万4,000円、全体の中で正規職員何人、非正規職員何人ということをお伺いをいたします。

それで、一番最初に聞いたアップ率については、わかるわけではないですか。平均で20万9,000円とかという答弁をなぜしなければならないのか。正規が何パーセント、非正規は何パーセントというふうに答えられる資料持っているわけでしょう。きちっと答弁を求めます。

(「出てきた、答弁が出てきた」と言う声あり)

(「出てきて答弁する」と言う声あり)

(「やらんでもいいことやっている」と言う声あり)

(「大した質疑していないのに」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「いやいや、そんなことはないですよ。国の制度の効果としてどういうふうになっているかという」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「それはさ、議運でやりましょう」と言う声あり)

(「本会議でしょう、議案関連について」と言う声あり)

(「そうなんだ」と言う声あり)

(「規制したらだめだというのさ」と言う声あり)

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 非正規の職員でありましても1日働けば常勤換算でやっていきますので、稼働時間によって当然若干率が変わってまいります。そういうことはありますが、正規職員、これは緑寿園からすずかけまで含めてですけれども、5施設で106人正規職員と33名が非正規という中身であります。ただいま非正規の増加率についてはちょっと手持ちございませんので、また後ほどということにさせていただきたいと思えます。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第8から第13までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時です。休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続いて議事を再開いたします。

日程第8に入る前に、保健福祉部長より先ほどの清水議員のアップ率の関係で補足答弁があります。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどのご質疑の給与のアップ率の関係でございますが、正規職員につきましてはおおむね7.1パーセントぐらい、非正規につきましては12.6パーセントぐらいでございます。

◎日程第8 議案第3号 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 長 日程第8、議案第3号 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第3号 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

制定の趣旨ですが、農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月24日に公布され、この法律の改正により小作料の標準額が廃止されることなどが定められたところであります。この法改正により、滝川市農業振興条例、滝川市普通河川管理条例及び滝川市準用河川流水占用料等徴収条例を改正したいとするものであります。

第1条、農業振興条例の一部改正についてですが、農地法第2条で自作地、小作地などの定義を定めていた第2項から第6項までが削除となり、第2条第7項が第2条第3項に繰り上がったところであります。これにより、滝川市農業振興条例第2条の用語の定義として生産組織の要件についての定めがあり、その根拠となる農地法が改正されたことにより、滝川市農業振興条例の文言整理を行うものであります。

続いて、第2条、第3条の滝川市普通河川管理条例及び滝川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正についてですが、それぞれの条例の附則に農耕用敷地並びに採草及び放牧用敷地に係る土地占用料の算定について、暫定措置として改正前の定めを占用料とするものであります。改正前は滝川市農業委員会が定めた小作料の標準額を河川占用料の単価及び算出方法の基礎としておりましたが、農地法の改正により小作料の標準額が廃止され、占用料の根拠を失うこととなったところであります。そこで、法律の改正の趣旨を踏まえ、実態を反映した実制度への改正を行うものですが、

当分の間国や北海道の動向も見た中で暫定的な考え方で改正前の小作料の標準額を用いることとし、その扱いを附則に加えることとしたものであります。

附則としまして、この条例は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日からの施行としたいとするものであります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 農地法の改正ですが、改正の理由に、農地の有効利用を促進し、食料の安定供給確保に資することを目的とした改正だということですが、小作料の標準額の設定を廃止することが農地の有効利用をどのように促進するのかということが私にはよく理解できないので、改正の趣旨と目的との関連について1点お伺いします。当分の間は今までの金額を暫定として使用するということになりますが、この期間が廃止された場合滝川にとってどのような影響が出てくるのか、またどのような分野に影響が出てくるのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 改正の趣旨に関するものでありますけれども、今現在は農業委員会が定めた小作料の標準額を基礎としまして、実際の賃貸が行われているということでありまして、この小作料の標準額を定めるときに関係機関集まっての小作料の標準額の委員会等も設けておりまして、貸し手あるいは借り手の意向等も十分把握した中で標準額が最終的に農業委員会のほうで定められているところであります。この標準額が廃止をされることによりまして、北海道の農業委員会としても混乱が生じるのではないかとといったような趣旨での意見等も出ております。そういった中では、廃止をされた後も実勢価格について公表していくといったことで今後取り扱いをしていくことになっております。農地の流動化が進まないというのは、借り手と貸し手の間の調整をどう図っていくかということが非常に大きな問題でありまして、その関係から標準額が足かせとなっているのではないかとといった趣旨で法律が改正されたというふうになってございます。法律が改正された後も実勢価格の公表については行うというふうになってございますので、そういったことも今後の賃貸料の参考になってくるのではないかとというふうに把握をしております。

以上です。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 このたびの改正によりまして今後どのような影響が起きるかといったことでございますが、先ほどの答弁にありますように今後の推移を見ながらこの改定については考えていくということでございますが、今後市場経済による個人個人の相対取引ということになってまいります。この辺の推移を見ないと、その影響については今のところ把握できないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 法改正の目的が農地の有効利用促進ということで、先ほど経済部長は標準額が足かせとなり、貸貸が進まないという判断からこういう改正が行われたということですが、実際に滝川市においてこの標準額があることによって足かせになっているというふうに私は受けとめていないのですが、かえって標準額があることによって適正な価格での貸貸が行われているというふうに私は把握するのですが、その辺の法改正の解釈と滝川市の実態についてどのようにお考えか伺いたしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 標準額につきましては、農地の貸貸において非常に有効なものというふうに今まで把握をしてございますし、そういったものが一つの基準になって実際の貸貸が行われているというふうに把握をしてございます。そういった趣旨から、標準小作料は廃止になりますけれども、実勢価格を北海道の農業委員会としても公表していく必要があるというふうに判断をしておりますし、滝川市の農業委員会としてもそういった取り扱いをするというふうに伺っております。ですから、標準小作料がなくなったとしても、実勢価格というものがそれにかわるものとして機能していくのではないかというふうに考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 その辺がちょっと、なくなるのだけれども、実勢価格を公表していくと、なくす法律の意味がそれだったらどこにあるのかなというのは実態とそぐわない改正を行うのではないのかなという懸念もあるのですが、当分の間はそういった形で実勢価格を公表し、標準小作料的なものが今までと同じような形で進むと。でも、国はそういうことを懸念して、それだと農地の有効利用が進まないという考えでこの法改正を行ったわけで、だから法改正の趣旨と実態は違うというふうにとらえておいたほうがいいのかと思うのですが、そういうふうにとらえていいのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 私の知り得る範囲では、標準小作料を設定していたということが足かせとなって農地の流動化も進まない、遊休農地がどんどんできていったという実態はないと思います。そういう意味では、標準小作料というのは役割を果たしていたというふうに思います。ただ、全国の状況はわかりませんが、規制緩和の一環として地域の実態に合った状況、それにそぐわない部分もきっと出てきたのではないかなというふうに憶測はいたします。しかし、法律改正して、なくなった以上、我々も対応しなくてはなりませんから。しかし、率直に言ってこれ困ると思います。相対取引でやってくださいといっても困ると思いますから、農業委員会としても一番適切な対応をとってくれるというふうに思っています。それは、当面は過去の状況と農地の貸貸料がどういう方向でいくのが滝川の農業にとっていいのかということは農業委員会としても考えて、その対応を十分してくれるというふうに思いますから、その点は期待をしたいというふうに思っています。

それと、もう一つは、河川敷にかかわるものが主なものですけれども、滝川市の普通河川の河川敷もあれば、道費河川の河川敷もあれば、国の河川の河川敷もあるのです。そのいずれもが標準小作料ということを根拠にして貸しているわけです。これがばらばらになってはやっぱり問題があるので、我々として暫定的というふうに申し上げたのは、同じ滝川市の河川敷ですから、それぞれの

判断が同じような判断が行われて、農業者にとって営農しやすい環境というものを整えるためには、これは使用料、賃借料ですから、条例で決めなかったらならない。額を決めなかったらならないという状況があるのですけれども、小作料はなくなったけれども、かつての小作料を基本として当面の間は国、道と連携をとり合って水準というものを将来決めていくための暫定的な考え方で、そういう面ではできるだけ影響がないようなやり方をしていきたいというふうに思っています。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター
・郷土館分館屯田兵屋）

○議 長 日程第9、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、（1）、名称、滝川市農村環境改善センター、所在地、滝川市江部乙町東11丁目13番1号、（2）、名称、滝川市郷土館分館屯田兵屋、所在地、滝川市江部乙町東11丁目13番2号。

指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名であります。名称、株式会社山一工業、主たる事務所の所在地、深川市3条7番36号、代表者の氏名、代表取締役、山腋一範氏でございます。

指定期間でございますが、22年4月1日から平成25年3月31日までの3カ年でございます。

次のページ、議案第4号参考資料をごらんください。募集及び選定の経過につきましては記載のとおりでございますが、（5）、（6）、滝川市指定管理者選定職員会議を2回、11月の9日、

11月の16日開催したところでございます。申請団体数につきましては、1団体でございました。選定方法ですが、総合点数及び採決方式により選定させていただきました。選定の理由でございます。指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準（満点の100分の60以上）を満たすとともに、採決においても選定可とされたためでございます。選定された団体が主に評価された点でございます。施設の管理体制が整っており、管理面において高いノウハウを有していること。滝川市農村環境改善センター及び滝川市郷土館分館 屯田兵屋の2施設の指定管理者としてのこれまでの実績から、特に管理面で高く評価できる。自主事業でのPR、集客の方法等は今後の課題であるが、地域に根差した自主事業の展開により施設の有効利用が期待できる。施設の利用者拡大を目指す意欲が強いこと等が評価された点でございます。

以上、議案4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま上程されました公の施設の指定管理につきまして3点ほど質疑したいと思います。特に、農村改善センターではなくて郷土館分館の屯田兵屋関係のほうにつきまして質疑したいと思いますというわけであります。

1点目ですが、相変わらず深川市の業者と、こういうようなことで、市内の団体で応募がなかった結果だと思えますし、ただいま提案がありました実績というように、それは大変よろしいわけですが、いつまでも他の市の業者に頼るといふより、やっぱり我が滝川の地元の業者が担当すべきでないかと私は思うのでありますが、そういう意味でいってみれば、応募の方法についていろんな方法があったと思うのですが、市民あるいは業者向けにどのような事柄で募集をしたのか、広報とかポスターとか、マスメディアなりインターネットとか、各事業所に文書とか電話とか、いろんな方法があると思いますが、これを行った事柄を挙げてください。

2点目であります。特に郷土館分館 屯田兵屋は、国でいえば重要文化財と、こう言っているのではないかと思うわけであります。そういう滝川市にとっては大変大事な歴史上貴重な、そのような宝物と言っていると思いますが、こういうのを単に民間委託、しかも滝川以外の業者選定がずっと続くということはいかかなものかということにつきましてお答えをいただきたいと思えます。

3点目でございます。選定の理由のところ、5のところにあります、審査点の基準を満たしているということで、6の評価も大変よろしいということなのですが、そこでこの屯田兵屋のPRとか集客方法を積極的に行うというような、こういうような業者の結果のようではありますが、どのような方法が挙げられているのか、特に利用者拡大というのは市民の大変注目するところでございますが、この利用者拡大、どんなことをおっしゃっておられるのか、冬と夏にそれぞれ分けてでも、利用者拡大などを言っておられる、そういう方針などをちょっとご紹介いただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 長 答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 滝川市の屯田兵屋は、滝川市の指定文化財に指定しております。指定文化財は6つあります。そのうちの3つが建物、華月館、それから牧羊用サイロ、そして屯田兵屋です。ご案内

のとおり、屯田兵屋は滝川屯田兵村、それから江部乙屯田兵村合わせて、440と400ですから840戸の屯田兵屋が建てられて、そのうちの3つを解体して、記憶ですから、昭和53年に復元したと思うのですが、ちょっと年号違うかもしれませんが、そのあたりに保護したものです。今民間委託でそういう貴重なものをどうかというふうなご質疑いただきましたが、私どもとしては日常的な清掃管理等をきちっとやっていただけているというふうに評価をしております。日常的に江部乙の農村環境改善センター含めて環境の整備に努めていただいている、効率のいい運営をしていただいている。今回私ども教育委員会でも、歴史担当ツアーということで屯田兵屋などを訪れております。あるいは、大きな団体等が来たら、私ども教育委員会も出ていって説明をさせていただいたりしておりますので、官民という言い方はだめなのでしょうけれども、あんばいよく管理運営、それらの運営をしているというふうな考えでいます。

それから、3点目で、屯田兵屋のPRはどうかということで、山一工業さんでは屯田兵屋の士官服を2着オリジナルでつくられまして、私どもも見学会なんかに行きますと、案内で当時の屯田兵の服を着て屯田兵時代のことを説明していただいたり、ユニークだなと思って評価をしております。それから、自主事業で屯田時代の食生活を見直そうといひますか、復元しようということで、農村環境改善センターがそういう食の講座を何度もやっていただいで、積極的にPRに努めていただいでいるなというふうに認識しております。

以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質疑のございました広告の方法ということでございますが、公の施設の指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱によりまして、公告式条例に基づく告示、それとインターネット、ホームページへの掲載を行っているところでございます。

それと、重複するかもわかりませんが、自主事業はどのような格好かというご質疑の中身でなかったかと思いますが、20年度につきましては自主事業7事業計画しまして、5事業を実施していると。これは、屯田兵屋に限りません。改善センターのほうの関係でございます。江部乙茶の湯会、軽音楽会、クッキングスクール、この5事業を自主事業として20年度実施しているという報告でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 管理だけではなくて指導的な教育委員会の所管というようなことでお答えいただきまして、大変よかったですと思います。私もそうだと思います。ただ、清掃だけの管理というより、やっぱり利用者拡大、業者と教育委員会がタイアップしてこういう貴重な文化遺産を全道、全国に宣伝をして、滝川の観光客をふやすとか、そういうものの一端にできるだろうと、こういうことでご質疑をしたわけでありませう。

それでは、以上終わります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 指定管理の契約の中身についてお伺いをしたいと思うのですが、2つのケースでお伺いしますが、まずあそこはボイラーを使っておりますので、燃料の購入方法、直営時代は滝川石油

業協同組合との随契で行っていたと思います。直営施設のほとんどが指定管理になる中で、そういう形から変われば市内の業者が納入できないという、契約に参加できないという可能性もある中で、例えば市内業者から選定をするなり、あるいは競争入札を行うなり、複数、多数の業者の中から選ぶというようなことを附帯条件につけるような契約になっているのか。事例の2としては、除雪についても同様に直営時代は見積もり合わせあるいは競争入札というふうになっていたと思いますので、2点についてどのような附帯条件がつけられているのか伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 1点目のボイラーの燃料関係でございます。購入方法については、市内業者から購入を第一に考えていただきたいということでお願いしておりますが、単価の安い市外業者から購入し、節減に努めているという状況でございます。除雪につきましては、市内江部乙の業者、直営時代と同じ業者ということで伺っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この施設では、燃料については市外業者が使われるようになっているというご答弁でした。指定管理委託の指定管理代行という制度をどう滝川市として、これまでの市内での購入を、あるいは適切な競争という、これを位置づけさせるかというのが重要なことだというふうに思うのです。ですから、幾ら安いからといって、市外業者を使うということであれば選定評価の中では低い点数が当然つくというふうに思うのです。どんなにいいことやったって、全部市外から買っていたということであれば、それはゆゆしき問題だと。市内を使うという条件のもとに、それなら幾らだということが入札価格を出してくるわけですから、市内業者から購入するということを条件にすべきではないでしょうか。及び入札の参加についても、市の規定でいえば地方自治法に基づいて建設の場合とか物品購入の場合とかとありますよね、入札にしなければならない場合、随契でいい場合、随契でも見積もり合わせはしているわけで、複数業者からきちっと見積もりをとるのだということも契約の附帯条件にすべきではないでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑でございますけれども、ご案内のとおり指定管理者制度そのものは、行政改革と申しますか、施設の効率的な運営と、それとサービスの向上を目指すというのが大きな柱でございます。ただ、そうはいっても、当然市内における調達というのをやっぱり優先するという考え方は基本であります。私ども指定管理者の募集をかける募集の要項の中に、管理業務の実施に当たっては、再委託、物品の調達等を行う場合は市内経済の活性化及び市内企業育成のため滝川市内の中小企業を最優先して活用してくださいというように募集要項の中にうたっております。基本はそういうところにはございますけれども、これをすべて市内業者限定というふうに縛れるかどうかというのは、先ほど申し上げた点でなかなか厳しいと、努力義務というようなことでお願いしているという実態でございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の答弁では市内調達は努力義務だと、これは私は改善を要すると、市内業者限定と

いうふうにしてすべての指定管理委託制度を、代行制度を見直すべきだというふうには私は考えます。指定管理委託制度の中に、そういう市内業者限定ということをしたらだめだというような制度の条文とかそういうのはあるのでしょうか、あるのなら示していただきたい。ないのであれば、直営時代は市内営業所要件、これがしっかりあるわけですから、指定管理でそうならないことを改善する、変えることについてのお考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほどご答弁申し上げたように、施設の管理運営の効率化、さらにサービスの向上ということを目指す過程の中において、市内の購入を限定するという部分では公正取引の面からいってもなかなか厳しいというふうには考えております。極力協力は願うというスタンスは持ちますけれども、すべてを義務づけるということは難しいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 根拠を示してと言っているのだよ、根拠。根拠を示して、根拠。指定管理の法律の中に市内業者限定にしたらだめだという、何かそういう条文があるの。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 指定管理の法律的な条文の中にはございません。ただ、物品等を購入する場合の公正、透明、その辺の部分が問題になると考えております。

(「改善するつもりはないということだね」と言う声あり)

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

○議長 長 日程第10、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

施設の名称は滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川、所在地につきましては流通団地3丁目6番22号。

指定管理者となるべき団体の名称は社団法人滝川市シルバー人材センター、代表者は理事長、宮島忠幸氏であります。

指定期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間です。

選定に当たりましては、公募方式をとり、申請受け付け期間を1カ月設けたところでありますが、シルバー人材センターのみの申請となり、2回の職員会議の開催、申請者のプレゼンテーション、ヒアリングを経て候補者を決定したところであります。選定された団体が主に評価された点につきましては、サンライフ滝川の指定管理者として運営管理のノウハウがあること、自主事業においては積極的に集客力向上に取り組むことが期待できること、シルバーは公益社団法人の認定を目指しており、指定管理者として継続性、安定性が見込まれることとございます。自主事業につきましては、技能講習などの各種講習会の開催や体育室、トレーニング室を活用したバドミントンやトレーニング教室などの開催により利用の促進を図ってきている事業とございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の減少について

○議長 長 日程第11、議案第6号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の減少に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の減少についてご説明を申し上げます。

市町村の数の減少につきましては、平成21年10月5日、市町村の廃置分合により新たに湧別町が設置されましたことから、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数が減少となるものであります。

減少の内容でございますが、組合を脱退する市町村は紋別郡上湧別町及び湧別町、加入する市町村は合併により新たに設置された紋別郡湧別町です。脱退及び加入の日につきましては、組合を組織する市町村の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とするものであります。

これまで構成市町村数の増減につきましては、当該組合の議会の議決及び加入、脱退市町村との協議をもって足りることとし、構成団体全体との協議は必要としないことを北海道の運用として認められておりましたが、本年3月31日付北海道企画振興部地域行政局市町村課長からの通知により、今後は地方自治法の規定に基づき協議を必要とする取り扱いに改められました。以上を踏まえ、組合より構成市町村に対し、議会において議決を願う旨の要請がありましたことから、今議会に提案するものであります。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長 長 日程第12、議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の

数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

平成21年10月5日、市町村の廃置分合によりまして、合併前の紋別郡上湧別町及び湧別町の脱退並びに合併後の同郡湧別町の加入に伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数を減少したいとするものでございます。

脱退する地方公共団体でございますが、紋別郡上湧別町及び湧別町。加入する地方公共団体につきましては、紋別郡湧別町でございます。広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可のあった日からとしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程いただきました諮問第1号について提案理由のご説明を申し上げますが、滝川市に置かれております人権擁護委員、野地和英氏が平成22年3月31日で任期満了となります。したがって、引き続きその後任として同氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、野地氏の略歴については、資料として配付をいたしておりますので、お目通しを賜りたいと思います。なお、人権擁護委員の任期は3年ということでございます。

どうかご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 略歴書も拝見させていただいたわけでありますけれども、個人についてとやかく言うことは全くありません。私が申し上げたいのは、この公職についてであります。個人につきましては民生委員児童委員、さらに今回の人権擁護委員、さらに教育委員会委員と重要な公職をやられております。こうした公職に関しては、本来重複してなるというのは余り好ましくないことではないのかなというふうに思います。こうしたことも考慮されて推薦されるということになられたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 野地氏については、なかなか得がたい人材であるというふうに思います。そういう意味で幾つかの公職を兼ねていただいておりますけれども、そういうことを念頭に置きつつ今回の議案を提案しているわけであります。ただ、これは滝川市長が委嘱をしたり任命したりというものだけではございませんけれども、こういう公職とかはできる限り多くの市民の皆さん方に人材を得てお願いをするということが重要なことだというふうに思いますけれども、そういう努力は引き続きしていきたいというふうに思いますが、野地氏については得がたい人材ということと人権擁護委員としての過去の実績を踏まえて、提案をさせていただいた次第であります。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、12月9日から12月14日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月14日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時53分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成21年12月15日（火）

午前10時00分 開議

午後 5時45分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
監 査 委 員	宮崎 英彰 君	理 事	飯沼 清孝 君
総 務 部 長	高橋 賢司 君	総 務 部 次 長	高橋 一昭 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部次長	橘 弘 恭 君	経 済 部 長	多田 幸秀 君
経 済 部 次 長	若山 重樹 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦義 君
建 設 部 長	大平 正一 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	春田 淳一 君	教 育 部 次 長	河野 敏昭 君
監査事務局長	堀下 博正 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部参事	居林 俊男 君	総 務 課 長	伊藤 克之 君
企 画 課 長	田中 嘉樹 君	財 政 課 長	吉井 裕 視 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次	長田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書	記村井理君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、山腰議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守していただき、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、皆様、おはようございます。大変大雪の中、今回もたくさんの傍聴の市民の皆様、大変ご苦勞さまでございます。今回も市民の声連合の渡辺精郎がトップを切って質問いたします。先ほどのすばらしい歌声の國學院の若者たちが滝川はすてきだ、そのまま住みたい、仕事も見つかった、こういうような滝川をつくるために市長と職員、議員、企業や一般市民の皆様方が知恵を出し合うことが大切だというようなことで、そういう趣旨で質問を開始したいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、政権交代による政策の進行と滝川市政とのそごについて
- 2、滝川市も新たな視点で「事業仕分け」をすべきではないか。
- 3、市長公宅の「二束三文」問題について
- 4、市長の地域との約束について
- 5、市役所内での自殺事件について

1、市長の基本姿勢でございますが、まず1つ目、国の政権交代による政策の進行と滝川市政とのそごについてでございます。それは、政権交代によって民主党の政策が進行しつつあります。賛成と批判、それぞれあるわけですが、今までの政策との違いによりまして地方の自治体はさまざまな難題を抱えております。現在の時点で滝川市として課題と考えられることはどんなことか、お聞きしたいと思います。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。渡辺議員のご質問にお答えをいたしますが、私もさきの議会で

も無所属市民党であるということを改めて表明をさせていただきました。私の仕事は、滝川の持つよさ、特質、そういうものに立って、それを十分生かして滝川の持つ課題を解決していくと、そのために政策を掲げて当選させていただいたわけであります。この政策を実行していくのが私の仕事であります。政権交代によって、この市民の皆さん方に約束をした中身は少しも変わるものではありません。約束を申し上げたことを市民の皆さんとともにしっかりと実行していきたいと、そこはないというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長答弁はわかりましたが、先日の減額補正で子育て応援手当の3,800万円と民主党の政権の来年からの子ども手当、月にお一人2万6,000円、そういうようなところの少々のごとがあります、長い目で見ると必要があると私も考えるところであります。

そこで、2つ目でございますが、滝川市も新たな視点で事業仕分け、これをすべきではないかということについてでございます。新政権の事業仕分けに関連して、滝川市もまた新たな視点で事業仕分けをすべきではないかと思うわけであります。数年前に国に先んじて、滝川市は事業仕分けなるものを実施いたしました、主に市役所の内部関係者のメンバーが多かったためか、市民の心に残る事業仕分け、そういうものはできなかったのではないかと、こういうふうに感ずるところであります。そこで、議会とか市民あるいは市外の人たちも構成員になるなどしてやり直す、そういう事業仕分けが必要ではないかと思うわけでありますが、ご答弁いただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 国の事業仕分け、国がやったことですから、随分報道もされましたし、国民の皆さん方も深い関心を持って見詰めていらっしゃるのではないかとこのように思います。滝川は、かなり先にやったほうですけれども、一地方都市のやったことは余りマスコミにもりませんし、しかしマスコミにのるかのかのらないかは別にして、新しい滝川市の活力再生プランをつくるためには、滝川市内の視点だけではだめなのではないかと、外部の視点も入れて滝川市の行政というものを見直す必要があると。そういうことで、道外の自治体職員を中心として道内、近隣自治体職員、それから市民会議の委員さん、そういう皆さんに仕分け人となっていただいて実行したわけであります。それではこれをいつもやればいいのかという、必ずしもそういうものではないと、私は新しい滝川市の活力再生プランをつくる時に新しい感覚を取り入れて見直すべきだと、そういう視点で行いました。仕分けの目的は、その事業そのものの目的とかやり方とか、そういうものが適切なかどうか、それから行政の負担と受益者の負担というのは適切なかどうか、コスト計算したら問題ないのか、あるいは行政と市民の協働の余地がないのか、そういう面では極めて多くの新しい視点で議論がされ、それに基づいて、この事業仕分け後公募委員10名を含んだ38名の市民の皆さんから成る市民会議、そして市議会でも特別委員会でご意見をいただきながら計画を策定した。私は、こういう節目の時期にしっかり行うということが適切だというふうに思いますのと、そういうふうなことを背景として常日ごろ市職員が新しい感覚の中で政策を点検をし、つくり上げていく、そういうことが適切だというふうに思っております。したがって、節目の段階では、またこの手法について取り入れることを検討はしたいというふうに思っておりますが、毎年やるという考えは今のところご

ざいませぬ。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 というようなことで、政権交代によりましていろんな政策が変わったというようなときには、またそういう節目のときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3つ目にまいります。市長公宅の二束三文の発言についての問題であります。市長公宅の売却最低価格が2,000万円近くの評価額で、2件の申し込みがあったそうで、最終的には2,300万円で売却したとのことをございます。大変よかったですと私も思うわけであります。ところで、市長は、その売却の問題で本会議におきまして市長公宅を売却しても二束三文だというようなことを公言したわけであります。私宅でもない市長公宅の評価は、巨額の浄財を投じて建てた、そういうことをお忘れになった言葉ではないかと思うわけですが、現時点で率直にこのお答えをいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 最低価格を超える価格で落札をしていただいてよかったなど、応札をいただいた方から感謝を申し上げたいと、そういう気持ちであります。

(「反省がないぞ、答弁になっていない」と言う声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 感謝の気持ちとともに、最終的には二束三文という言葉は取り消してもらいたいと思うわけですが、きょうはこの段階でおさめておきたいと思ひます。

次は、市長と地域の約束についてにまいりたいと思ひます。4つ目をございます。市長の地域との公約について、つまり約束です。これにつきましては、江部乙東陽地区の福祉会館の改築につきまして9月の3定での答弁は改築する考えはなく、地域の住民の方々は市長に不信感を抱いているところをございました。もう一度お聞きしたいのでございます。中心市街地活性化も重要だが、最も中心街から外れた江部乙18、19丁目の地域の福祉会館が40年前に閉校した東陽小学校の体育館を改装しただけの建物で、外の突っかい棒が折れた状態のものもある。住んでいる住民が少ない地域の福祉にも目を向けるべきではないかについて明快にお答えをいただきたいという、こういう質問をございました。

②も続けます。その次の財政難の折、改築が無理であれば床、天井、壁、外の突っかい棒等の最低限の改修を約束の一端として緊急に実施すべきと思うがいかがか、という私の提案にも冷たく順序性がある旨の答弁がありました。市内でも利便性の少ないこの地域に対する差別ではないか、どのような順序なのか、いつになるのか明確にされたいと質問の通告をいたしました。ところが、先日係からお電話がありまして、この通告をしてから9月に国に改築の申請をしたという連絡がありました。江部乙の住民の方々の会合で説明したとのことをございますが、役員の方々に説明したのでしょうか、住民全体には伝わっていないし、第一本会議で質問した私に何の説明もないわけありますので、12月のこの質問になったわけです。そういうそごを、せっかく前向きに取り組むということであれば、住民とともに質問した議員に経過の説明を事前にしておいていただきたい。こういうようなことで、その経過を説明をしていただきたいと思ひます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 本年第3回定例会で老朽化の状況、安全性の状況、修繕費のかかりぐあい等を判断して、優先性の高いものからやっていると答弁させていただいたところでございます。その判断に基づきまして、地域との協議を9月に終えまして、財源対策に向けて今検討中ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの答弁につきまして、9月に協議をしたと、こういうことですが、その進捗状況、これはやっぱり説明していただかなければ何のことかさっぱりわかりませんので、もう少し詳細に説明をしてください。

○議 長 市長。

○市 長 予算は、議会において審議をされる。そして、議会の承認をいただいて、執行が決まっていくわけです。それに至る私の仕事は、先ほど部長から答弁申し上げましたように優先性の高い、そういう施設から手がけていくための環境条件を整えていく、財源対策はどうなのか、地域の合意は得られるのかどうかと、そういう条件を整えていって、当初の予算になるか、あるいは何年度の予算になるか、当初でいけるかどうか、こういうことを冷静に判断をして、責任を持って議会に提案させていただくというのが私の仕事であります。したがって、今江部乙東陽地区の福祉会館の問題は、江部乙地域の議員さんも含めていろいろご要望いただいております。したがって、地域の皆さん方とも相談をさせていただきました。そういうことを背景として財源対策をどうするかということを考えて、適切な時期に議会に改めて提案をさせていただきますから、そういう作業を行っているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

（「予算編成に透明性なし、おくらしているぞ」と言う声あり）

○議 長 渡辺議員、再質問でしょうか。

○渡辺議員 再質問ではありません。次に進みます。

○議 長 ちょっとお待ちください。

次に渡辺議員が通告をされております案件につきましては、関係者等に及ぼす影響が大きいと考えられますことから、質問、答弁に当たってはこのことに十分配慮されるよう私からもお願いをいたします。では、渡辺議員、どうぞ。

○渡辺議員 それでは、次にまいります。5つ目でございますが、市役所内での自殺事件についてでございます。11月17日に市役所1階の女子トイレで自殺事件があったということでございますが、多くの市民のうわさになっているわけでありまして。市民の公共の市役所での事故、事件でございますので、市民の心配していることは、市役所内での事故、事件を隠ぺいしたのではないかとやっているわけでありまして。個人のプライバシーは守りながらも、市民の公共の場所での事故、事件の発生の事実は市民が知るべきことと考えるわけでありまして。最低限の公表を求めます。

また、2番も一緒にご質問いたしたいと思いますが、市役所での自殺事件に関連いたしまして、その他の市の公共施設内でその前後に自殺事件があったやに聞いているわけでありまして、そうした事件の遺書等があれば、市役所あるいは市への怨恨あるいは不満、そういうものはないものかど

うか、こういうようなことも一緒に確認をしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点についてのご質問でございますけれども、事実としてそのようなことがあったか否かも含めて、このような公式の場においては地方公務員法上の守秘義務に抵触するおそれがあると考えられますことから、答弁を差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議 長 渡辺議員。

◎2、福祉行政

1、老人福祉住宅制度の廃止と議会との関係について

○渡辺議員 それでは、次の福祉行政にまいります。1点目でございますが、老人福祉住宅制度の廃止と議会との関係についてでございます。まず、1として、老人福祉住宅制度の廃止案につきましては、新滝川市活力再生プラン、新タッグ計画に掲載されております。当時から批判はありました。しかし、今年6月に居住者を集め、明年度から廃止する、この冬から除排雪も停止するというような話があったそうで、私はどうすればいいのでしょうかと居住者から私に抗議がありました。9月の3定で清水議員への答弁の範囲しかわかりませんでしたので、この通告をしたわけでありましたが、この通告をした次の日にやっとタッグ計画が生活常任委員会に提示されました。居住者へ説明した内容を再確認をしたいと思うので、その説明を求めたいと思います。

(「生活常任委員会って言った」という声あり)

○議 長 保健福祉部長。

(「生活常任委員会」という声あり)

(「そんなのない」という声あり)

○議 長 厚生常任委員会ですね。

○渡辺議員 はい。

○保健福祉部長 説明会におきましては、老人福祉住宅廃止についてのお知らせということで、A3判の両面の資料を住民の皆様方にお配りをして説明をさせていただいたところでありますが、内容につきましては老人福祉住宅の現状ということ、それから廃止の基本的な考え方ということ、それから廃止年月日、本年度の3月31日という日付です。それから、それに伴って他のサービスへの転換について、サービスの内容についてのご説明を申し上げたところであります。市として平成22年3月末で廃止する方針ということでありますので、ご理解をいただきたいという内容での説明でございます。なお、廃止時期を来年3月末ということにしておりますので、現在も3団地にヘルパーさんは常駐されて業務に当たっております。説明会におきまして、この冬から除排雪を廃止するという発言はしてございません。

(「廃止が決まったって説明したっしょ」という声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 除雪、排雪につきましては、住民の方々がそれは聞き違いをしたのではないかと私も

思いますので、それは了解いたしました。しかし今説明もありました資料、これを私にいただきました。老人福祉住宅（ヘルパーつき）廃止についてのお知らせです。廃止についてのお知らせですから、それをご意見を聞いてからこれから市役所が決めるなんて、そんなことはだれも思わなかった。絶対廃止だと思ったというのです。そして、議会で決まると、こういうようなこともあって、反論もできなかつた。こんな資料、これ初めて私も見たわけですが、廃止についてのお知らせがなぜ住民に、それがまだこれからというときに、廃止の予定でございますから、ただいまから皆さんのご意見も聞きたいと思います、こちらはこんな案がありますというのならいいのですが、廃止のお知らせですから、もう動かぬ証拠でございます。こういうことで、私はどこへ行ったらいいか、もう死ねと言うのかなんていうようなことで私にも言っていただきました。もう一度、廃止のお知らせ、その予定であるということとの違い、これを説明していただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 これにつきましては、新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会で議論をされてきたところでございます。私どもは、新タッグ計画に沿ってその方針に、我々としてはこの達成に邁進していかなければならないという、当然我々も計画の推進というのが使命でありますので、これにつきましては、ただ当然予算もかかわることでございますので、これは十分入居者の皆さんのいろんなご意見、それから身内の方のご意見等も伺いながら慎重に詰めていきたいなと、そういうふうに考えてございますが、新タッグ計画の方針としては、我々としてはこれに向かって邁進するところでは何ら考え方は変わりません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市はそういう考えであるということではわかりましたが、それでは2、3は一括質問したいと思います。

2のところの新滝川市活力再生プランは一括調査等特別委員会で議論されましたが、それにしてもこれでもう決まってしまったということではないはずであります。余りにもひどい行政のやり方ではないですか。このように最も弱い立場の人たちに手厚い保護をするために政治があるのではないですか。障がい者の老人も住んでおります。その人の生活を奪うような案件を新タッグ計画で提案済みだ、廃止は市役所の一存とは余りにも議会と市民生活を軽んじていませんか、見解を求めるものであります。

3も一括、本件は少なくとも厚生常任委員会に経過説明ぐらいあってしかるべきでありますし、本格的に議会で議論して、その上で住民との懇談会を開くべきではなかったのではないのでしょうか。新活力再生プランは、住民不在、福祉不在の滝川市政、こういうふうにして批判されても仕方ないのではないですか。こんな粗っぽい行政は前代未聞で、どこの自治体でもこんな冷酷なことはしないのではないのでしょうか。振り出しに戻すべきだと、こういうふうに考えておりますが、ご見解を求めます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、調査特別委員会では平成20年10月から本年4月までの間に計14回、延べ30時間以上にも及ぶ精力的な質疑が行われまして、う

ち老人福祉住宅に関しましても5回にわたり質疑、意見交換を行ってきたところでございます。当然市の方針が決定しました以上、入居者の皆さん、また家族の皆様には十分な説明を行い、プランの実現に向けて歩みを進めていきたいと考えてございます。この制度の見直しの背景を、これは第3回の定例会でもちょっとお話をさせていただいたところでありまして、昭和55年10月1日時点での高齢者の人口が4,304人に対しまして、今の本年11月末時点では1万1,735人、高齢化率も26.7パーセントに達しまして、当時の昭和55年から比べますと高齢者人口は2.7倍にふえたところでございます。また、老人福祉住宅の状況を見ますと、東団地につきましては全体72戸のうち65歳以上の方が45戸、これは6割強です。6割強の方が65歳以上だと、さらにその中の老人福祉住宅が18戸で、高齢者の方の4割近くを占めておられる。東町団地につきましては、30戸のうち65歳以上が24戸ございまして、8割の方が高齢者でございます。うち福祉住宅に入居されている方々は16戸、高齢者全体の6割の方がこの団地に住まわれているということでございます。どんどん、どんどん高齢化が高まっていくというこの時代に、一部に限定してそのまま続けるということが本当に公平、公正性にかなうのだろうか、そういうことにつきましては特別委員会にもお諮りをいただいて、計画に盛り込ませていただいたというふうに認識しております。当然十分な実態把握というものが必要でありますので、戸別訪問も現在も進めているところであります。時間をかけて話を伺っていききたいというふうに、我々の姿勢はそういう姿勢でございます。

(「ちゃんとやっていないぞ」と言う声あり)

○保健福祉部長 課題と思われる事項につきましては、その解決に向けていろいろ検討を進めておるところではあります。老人福祉住宅のみならず、先ほど申し上げたように高齢者を支えるための主体的な地域の協力もいただく中で、これは全市的な問題ではないかというふうに我々は認識しております。住民の皆様みずからがそういう生活課題ですとか福祉ニーズを認識していただいて、協働でこういう状況の解決に向かっていくということがこれから求められる重要なことだというふうに思っております。そのためにも、今これから入居者、それから身内の方ももちろんなのですが、地域、町内会の皆さんですとか、また地域にお住まいのヘルスコンダクターの皆さんですとか、民生委員の皆さんですとか、そういう方々との懇談もこれから早急に始めて、そういう中で市全体としてこういう高齢者を地域で支える支援、支え合いの具体策というものについて市としては取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいま説明のありました社会的な背景とか将来のこととか財政のこととか、それはある程度理解はできるわけではあります、いきなり明年からこういう方々の福祉を廃止するというところでございますが、これは滝川市政なり、そういうものの根本問題にかかわることだと思います。先ほども申し上げましたように、これは老人の、しかも障がいを持ったような方々が住んでおられる。そういう入居者の現状からすれば、こういうヘルパーつきの生活援助員がいるような事柄をばさっと切ってしまうと、おふろは共同浴場を廃止して、向こうの公衆浴場に行きなさいとか、除雪はお金がかかりますよと、料金がかかります。そして、安否の緊急通報システムもご自分で設置する

ときは1,000円かかりますとか、毎月300円でヤクルトと一緒に確認をしますとか、あるいは利用料金は1カ月399円とか、そういうようなことでどんどん、どんどん福祉を切っている。こういうことについては、今必要だから滝川市もこういう方々を一種の保護をしていると思うのであります。それを切ろうとするときには、住民の方々、市民のご意見、そして議会の意見をもっと聞くべきだ、こういうふうに思うわけで、もう一度この廃止についての延期、こういうようなことで検討されないかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども申し上げましたけれども、本当に今のこの制度で、高齢者がどんどんふえていく中でこの制度だけでいいのか、またこの制度を維持できるのかという問題、これはどうしても避けて通れません。私どもとしましては、先ほども繰り返すようではありますけれども、いろんな地域の方々とも意見交換をして、どういう地域の支え合いができるかということも踏まえて、このタッグ計画の目標に向かって邁進していきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 これ以上やっても、この場ではここで済ませたいと思います。私は納得したわけではございませんので、くれぐれもよろしくお願いします。

◎3、税務行政

1、住民税の10月よりの年金との二重徴収の実態について

それでは、次にまいります。3の税務行政についてでございます。1のところでの住民税の10月よりの年金からの二重徴収の実態、これはないのかということでございます。10月より住民税が年金から差し引かれるというようなことで、納付書と二重徴収はないのか、こういうふうなことで、10月の東小学校での地域懇談会で問題になったわけでありまして。緑町連合町内会長さんが質問をした折に、私がまた関連質問をいたしました。市長の指名で答えた職員は、10月分からの納付書には記されていない。年金からの徴収ですと答えたわけでありまして。私の場合、10月分からの納付書に徴収額が記されており、おかしいと思っておりましたが、先日赤刷りの督促状が来ました。私の危惧する過誤納が行われているのではないかと思うわけでありまして、どれぐらい市民にこのような実態があるのか、これをご答弁いただきたいと思っております。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 本年10月から市道民税の公的年金からの特別徴収が開始されました。65歳以上の公的年金受給者2,763名の方が対象であります。平成21年度は制度開始初年度のため、本年度市道民税については年税額の半額を第1期及び第2期分として普通徴収、残り半額を本年10月から来年2月までの年金から特別徴収することになり、6月に第1期、第2期分の納付書及び10月以降の年金からの特別徴収税額を通知しております。また、公的年金から特別徴収する税額は、公的年金の所得に係る税額に限られているため、年金以外の所得から税額が発生する方につきましては、当該税金分は給料からの特別徴収、もしくは普通徴収により納付していただくこととなります。普通徴収の場合は、1期から第4期割りでございます。

10月7日開催の東小学校のまちづくり懇談会での回答につきましては、年金のみの場合についての回答であり、年金以外の所得を有する方についての説明が不足していたと考えております。今回の年金からの特別徴収開始により徴収方法が複数に変更となる場合がありますが、年税額自体に影響を与えるものではないため、過誤納、二重徴収となることはありません。徴収方法が複数になる方は、平成21年、635名の方が対象者であります。また、住民周知につきましては、本年2月以降「広報たきかわ」への掲載、2月号、6月号、10月号、町内会への回覧、ことし5月中旬、地域説明会、市内6カ所等を実施したほか、納税通知書発送時に説明文を同封しているところであります。年金徴収開始による市民からの問い合わせ状況でございますが、全体で90件、制度内容の質問、納付方法の確認が主なものでございます。納税通知書発送前が30件、納税通知書発送後40件、10月年金徴収直後が20件の問い合わせ状況でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 二重徴収がないというようなことでございますが、それはそれでそのようにしておきますし、それから10月の東小学校のときの、これは部長も欠席でございまして、係もいらっしやらない。別な係が何か答えたというようなことで、それを責めないでいただきたいと思います。私は、その方の答弁を問題にしているわけではありません。しかし、そこで先ほど督促状のことがありましたから、他の人のことを言うと、これまたいろいろとプライベートの問題がありますので、私の例で二重徴収がないのか、しっかり調べていただきたいと思います。先ほど申しあげましたように、9月期までの金額が8万8,900円です。10月から8万7,000円とずっときて、8万7,000円の徴収が来ているわけです。そうしたら、その差、年金から1,900円でございますか。その他の収入のところの8万7,000円を地方税に持っていかれて、年金から、年金からと言っている年金分はたった1,900円という計算になるわけであります。そんなおかしい徴収の仕方というのは、やっぱり納得ができない。これは二重徴収の現況ではないかと思っておりますので、これは即答はできないと思っておりますので、後ほどしっかりと精査してもらいたい、こういうようなことでございます。よろしく申し上げます。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 二重徴収の実態があるのではないかと質問しているわけですから、何ら差し支えないと思います。

(「いやいや、答えてもらったほうがいい」と言う声あり)

(「答弁してもらわなきゃ」と言う声あり)

○渡辺議員 では、今答えれるところは答えてください。

(何事か言う声あり)

(「何で、いいから、やらせろ」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○議長 長 お静かにお願いします。

(「議長、ちょっと今の……」と言う声あり)

○議長 長 市民生活部長。

(「別に構わない」と言う声あり)

○議長 市民生活部長。

(何事か言う声あり)

(「構いません」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○議長 質問者以外の発言はしないように。

○市民生活部長 先ほどもご答弁させていただきましたが、年金のみの方につきましては6月に納付書を発行いたしまして、1期、2期分の普通徴収の納付書、それと10月以降の年金からの特別徴収の税額を通知しているところでございます。今議員さんのほうからの質問なのですが、8万8,900円とおっしゃったのが1期分だと思います。2期から4期分が8万7,000円の納付書でないかと思えます。これにつきましては、年金以外の所得に係る年税額で1期と2期から4期が違うのは、端数分を1期に繰り上げて徴収するというこの制度になっておりますので、金額が違うということでご理解願いたいと思えます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 再質問ではございませんが、いずれにしましてもこれを私は全然納得しているわけではありません。年金分から……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 お静かに。年金分から地方税を引くのであれば、もっとこれは年金分の税金がかかるはずであります。それが年金分とその他の分とが余りにも税金の率が違うので、これはまた後で精査を……

(「いや、今」と言う声あり)

○渡辺議員 精査をしてもらいます。

(「休憩して精査」と言う声あり)

(「休憩で精査をしてください」と言う声あり)

○渡辺議員 それは、後で結構でございます。それでは、時間の関係でまた後にします。

(何事か言う声あり)

(「あいまいにしたまま終わられないでしょう」と言う声あり)

(「いいがかりでない」と言う声あり)

(「いいがかりは後ろでないか」と言う声あり)

○議長 長 渡辺議員、質問を続けてください。

○渡辺議員 ということで、こちらのほうは終わりたいと思えます。

◎4、農業行政

1、マイマイガの駆除について

それでは次、農業問題にまいります。マイマイガの駆除についてでございます。ことしの中空知地方の落葉松は、夏にマイマイガの食害に遭って枯れかかっておりました。そのマイマイガは、森

林よりも暖かい市街地に飛んできて、保護色の白い壁を好んで卵を産みつけます。農家の納屋などは格好の場所で、一般の市街地の住宅や車庫の壁やコンパネに綿毛の中に直径2ミリ程度の卵を産みつけるわけであります。明年は、さらに森林被害が大規模になるおそれがあります。農家の人ばかりではなくて、市街地でもふ化のしない冬期間に卵を駆除し、つぶすか焼却ごみに出すなど、市民全体で協力することが必要ではないか。こういうようなことで、広報に詳しく協力を呼びかけるなどの対策をすべきではないかということで、ご質問したいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 森林におきまして、ことしの春から夏にかけてマイマイガによるカラマツを中心とした落葉樹の葉の食害が空知管内でも広く観測されているところでございますが、空知森づくりセンターに問い合わせしましたところ、管内では木が枯れたという情報は入っていないとのことでした。カラマツ等の落葉樹は、葉を食べられても二、三週間すれば新しい葉が再生するため、マイマイガの葉の食害により木が枯れることはほとんどないということでした。今年度市内の森林においてマイマイガの食害により枯れた木の発生は確認されませんでした。来年度以降も引き続き見回りを実施したいということでございます。また、これまでの取り組み状況でございますが、ご存じのとおり広報7月号に1ページを使いまして特集、エフエムG'sky「みんなのたきかわ」でマイマイガの生態と駆除方法について市民に情報提供しているところでございます。今後の取り組みにつきましては、来年の5月ごろに卵からふ化して幼虫になる時期でございます。卵の段階で駆除するのが有効ということでございますので、まちづくり懇談会でも駆除について話題になったところですが、市民一丸となった取り組みを進めるため、町内会の班回覧などを活用いたしまして、適切な時期、できるだけ早い時期に市民に対して駆除の呼びかけを行いたいと考えているところでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 農政課にご質問しましたら、市民課のほうでご説明がございました。

◎5、教育行政

- 1、学校での新型インフルエンザ対策について
- 2、インフルエンザでの学級閉鎖や臨時休校などで、冬休みの短縮の情勢について
- 3、「いじめ」否定のアンケートの結果が、全国・全道を下回った結果と滝川の学校教育について

時間の関係で、それでは教育問題のほうにまいりたいと思います。学校での新型インフルエンザ対策についてでございます。この1番のところ、学校での新型インフルエンザ対策は最重要課題であると9月議会で質問し、11月12日の臨時市議会では義務教育の児童生徒全員のインフルエンザワクチンの無料化、集団接種の考えをただしました。既に道内でも児童生徒や幼稚園児、保育園児を無料にする自治体もあらわれてきました。私の提案は、現実味を帯びてきたと思います。1回の接種で効果があるという情報もあるわけでありますが、当然予算が伴うわけでありますが、健康都市滝川、命と健康が優先と標榜する滝川市の教育委員会でありますから、児童生徒全員のインフ

ルエンザワクチンの無料化と集団接種、これに思い切った発案をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 ただいまのご質問についてでございますが、学校における新型インフルエンザの影響についての現在の状況でございますけれども、第三小学校の2年3組がきょうまで学級閉鎖、また西高の1年A組がきのうまで学級閉鎖ということで、一時期に比べますとかなり減っている状況でございます。ただ、8月24日以降インフルエンザが流行して、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖、これが11月30日だけ、わずか1日だけそういった状況がない日だったということで、あす以降の動向も注目していきたいというふうに考えています。市内小中学生の新型インフルエンザ罹患率についてでございますが、11月末で小学校では51パーセント、中学校では33パーセントという状況でございます。厚生労働省のインフルエンザ患者数の定点調査結果によりますと、道内では5週連続減少していると、滝川市管内も同様でございますが、流行については終息に向かっているのかなと、ただ季節性インフルエンザの流行時期であるということからも、まだ予断は許さない状況というふうに考えています。ご質問の集団接種につきましては、現在市内医療機関で要望しているワクチンの量でございますが、予定どおり入荷されていないという状況にあります。集団接種用としてワクチンを入荷するということはできないということから、実施するということになりますと医療機関からの提供による対応ということになるということ、また接種については任意の接種ということで、保護者の同伴でない学校現場における集団接種についてはなかなか実施が難しいのではないかとこのように考えております。また、無料化についてでございますが、ワクチンの接種の目的としては、現在死亡者や重症者の発生をできる限り減らすという目的がございます。優先接種対象者でありながら、経済的な理由により接種することができない方を対象に、国と道の補助もあり、接種費用の助成をしているところでありますが、さらに児童生徒に対する無料接種を実施することについては、国などの財源措置がなければなかなか市単独では難しいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、2点目でございますが、学級閉鎖とか臨時休校などで冬休みの短縮の問題につきましては、逐次よく地元新聞等に出されておりますので、きょうは時間の関係もありますので、カットしたいと思います。

それでは、3点目にまいります。いじめ否定のアンケートの結果が全国、全道を下回った結果、滝川の学校教育はどうなのかというようなことについてでございます。①といたしまして、ことし4月に実施されました平成21年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、その中でいじめは悪いという、こういうアンケートの結果につきまして滝川市内の中学生は実に84.1パーセントが、これは大変驚いたわけですが、全国では90.3パーセントではないですか、全道でも88.2パーセントという率であります。今までの取り組みは何だったのかと市民にも衝撃が走ったところであります。教育委員会の反省の弁を求めます。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問いただきました全国学力・学習状況調査におけるいじめの調査についてでございます。質問の内容は、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますかという質問項目です。市内中学校3年生を対象に行った結果、この質問に対しまして当てはまる、つまりいけないことだと思うという答えが58.8パーセント、どちらかといえば当てはまるという答えが25.3パーセント、どちらかという当てはまらない9.7パーセント、当てはまらない5.3パーセントという数字になっておりました。この数字につきましては、全道、全国平均を下回ったということで、教育委員会といたしましても重く受けとめております。これまで教育委員会といたしましては、心の教育推進プランをもとにさまざまな取り組みを進めてまいりました。とりわけ児童生徒に生命尊重を基盤とした豊かな心を育成する心に響く道徳教育推進事業などを通して、各学校における取り組みを進めてきたところです。その結果、本調査項目におきます小学校6年生の平均回答率は95パーセントという高い数字を示しておりますけれども、中学校は残念な結果になっております。これまでの取り組みが児童生徒一人一人の内面にまで十分浸透しているかどうか、いじめに対する意識を変えることにつながっていないということを反省しながら、これまでもこれからも小中ともに規範意識の醸成、さらには行動につながることを目指してそれぞれの取り組みを進めていきたいと思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 関連がありますので、2のほうにまいります。教育長が言うておりました全国一のいじめのない滝川市の学校をつくる、こうした方針はどうなったのかということでもあります。いじめそのものは確かに減っていると思われませんが、心の教育推進プラン、これはどうも教育委員会と管理職のみの認識にとどまって、トップのひとり踊りに終わっていたのではないかというようなことで、学校全体、つまり教職員とか児童生徒、この内面化というところが極めて問題ではなかったか、そういう実態があらわれたのではないかと思います、この内面化についてのここの答弁を求めたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほどのご質問のご答弁でも申し上げましたけれども、今年度は児童生徒の意識化、内面化を十分図りながら行動につなげていきたいということで取り組みを進めてまいりました。具体的には、各学校との連携、当然校長、教頭、管理職との連携という意味ではなくて、学校全体との連携になりますけれども、例えばいじめをなくそうといういじめ根絶に向けてということで、滝川市道徳教育推進事業における道徳教育にかかわる全市的な研究の継続を市教委単独で行っております。具体的には、各学校から道徳実践事業の専門員1名ずつを選出いただきまして、これまでに5回の部会を開催し、その中で3回の公開研究授業を行って、市内の教職員、それから道徳推進事業の実行委員の市民の皆さんにも幅広く公開をしているところです。2年目となるこの事業も継続をして推進しているところで、各学校での道徳の充実、そして他の教科の全教育活動での道徳教育の充実が期待されるところでございます。また、児童生徒が中心となった取り組みといたしましては、いじめ根絶に向けた児童会、生徒会の主体的な取り組みということで、年度当初からそ

れぞれ取り組みを進めて、各学校がそれぞれどんな形でいじめの根絶、いじめの早期発見に取り組むかということで取り組みを進めてまいりました。それらの集約の場として、10月30日には「たきかわ子ども会議2009～伝えよう、広げよう、「いじめゼロ」の輪！」ということで、市内11校、1校はインフルエンザのため欠席でしたけれども、10校が一堂に会しまして、市役所8階で各学校の児童会、生徒会役員がいじめ根絶に向けたそれぞれの取り組みを交流することができました。学校からいじめをなくそうという意識の醸成が図られつつあるというふうに総括をしているところです。次年度は、これらの取り組みをさらに発展させるつもりで、学校との連携を十分深めながら進めていきたいと考えております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 答弁の範囲はわかりました。つまり市教委は大変意欲的にやっている、こういうふうなことは認めたいと思います。子ども会議であるとか、明年はさらにと、こういうことでございますが、どうも根本が違うのではないかとということで、3にまいります。個々の実践の責任は、現場の学校にあります。しかし、笛吹けど踊らずのこのパーセント、この責任はやっぱり教育委員会にあると思うわけでありまして。それは大変難しい問題であります。教育委員会が学校長を督励し、焦って訓示を与え、校長は教職員に訓示し、教職員が児童生徒に道徳の時間で口で教えても空振りしたのではないかと、こういうことでございます。解決の道は、やっぱり発想の転換をぜひ図っていただきたいと思うわけでございます。つまり学校は楽しい、授業はわかる、基礎学力はこれは大事だということで、学習で競争の原理、こういうものを取り入れないとか、成績至上主義の教育をしないとか、他人に対する親切とか助け合いの実践など、こういう内面化する教育が大事だと思うわけでありまして。家庭の協力、大げさになりますが、滝川市の学校教育体制の大改革、改造、教育改革、こういうものが必要と考えるわけでありまして。この段階になりますと、指導主事体制、つまり滝川市では指導参事主導の心の教育推進体制だけでは対応し切れないと、こういうふうに思うわけでございます。教育専門家とか退職教職員、こういう方々を依頼しまして、継続的な教えをいただきながら、仮説でございますが、滝川市教育改革検討委員会なるもの、こういうものを設置して対応する必要があると、こういうことで考えるわけでありまして、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 外部の意見を聞いて教育改革を進めるということでございますけれども、各学校、先ほど指導参事のほうからもご答弁いたしましたとおり、確かに児童生徒の内面にまでいじめを防ぐ、防止をするということが届いていたかどうかという反省は率直にしているところですから、先ほど申し上げました子ども会議2009を初め、これらの取り組みが継続的に行われるようにしていきたいというふうに思っております。その中で、現在でも道徳推進協議会あるいはキャリア教育実行委員会、学校支援地域本部地域協議会あるいは学校評価、教育委員会評価等さまざまな部門において、外部といいますか、教育委員会の事務局以外の多くの方に参加をしていただいております。そういう中で今後とも進めていきたいというふうに思っておりますし、外部の意見を取り入れるというのは非常に大事なことだというふうに思っております。ただ、子供たちと先生が一体になって学校でみずからどう取り組むのかということがやっぱり基本だというふうに思っております。そうい

う意味では、先ほどうたっていただきましたところの、昨年度は中学校や高等学校でも先生あるいは生徒会等の企画の中で各学校で歌を歌って、また心の教育というようなことも進めていただいているところです。今後もさまざまな面でさまざまな方のご意見を取り入れながら、子供たちの教育について充実させていきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、以上にしたいと思いますが、大変前向きな答弁でよかったと思います。いずれにしても、滝川市民としては衝撃的な子供たちの認識であり、パーセントの問題だけではなくて、心の問題として極めて難しい局面でございますが、その対応のほうを私たちは注目して見ておりますので、よろしく願いをし、質問を終わります。

ありがとうございました。

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの質問で、年金額8万円から天引きされて千数百円になるというふうな趣旨の発言があったのですが、どう考えてもそういうことで渡辺さんの場合考えづらいのです。その議事録のほうの誤解を招く可能性があるので、数字についてだけ今のタイミングで精査をする必要があると思います。

○議長 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○議長 長 再開をいたします。

数字については出てはおりますけれども、清水議員の議事進行の発言がございました部分につきましては、やはり渡辺議員の誤解の部分がございます、それは会議録から精査の上、措置することといたします。その内容につきましては、後ほど所管のほうから説明をさせていただきます。これは、議会ではこの場ではいたしません。よろしくごさいますか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 では、渡辺議員の発言は終わりました。

次に、関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。本会議一般質問の内容にふさわしい質問をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

◎1、財政

1、事業仕分けが地方に及ぼす影響について

通告順に従いまして、まず1番目、財政についてでございます。渡辺議員のほうからも質問がございましたが、違った観点からの質問とさせていただきます。事業仕分けが地方に及ぼす影響につ

いてでございます。まず、1点目、民主党政権にかわり、事業仕分けがあらゆる分野で進められておりますが、地方自治体、滝川市に及ぼす影響についてお伺いいたします。また、情報の入手手段、民主党政権にかわって、事業仕分けに対する情報の入手手段は滝川市ではどのように行っていくのかお伺いいたします。

2点目としまして、地方交付税の扱いについて、民主党のマニフェストによると、地域主権を確立し、地域の自主財源を大幅にふやし、自治体が地域のニーズに適切にこたえられるようにしております。また、2011年以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自立性を高めるとしております。こうなると、ますます自治体の責任は地域主権という観点からも重要になってくると思われませんが、滝川市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 政府において進めております事業仕分けの影響等についてのご質問でございますけれども、影響はさまざまあるのではないかと考えておまして、現時点において把握している内容等を踏まえて、多少詳細にわたりますが、ご答弁申し上げたいと思います。

国の行政刷新会議における事業仕分けの結果がそのまま来年度予算に反映された場合には、全対象447事業のうち46事業が市の予算あるいは市内各種団体等の事業活動に影響を与える可能性があるかと現時点では考えております。まず、廃止と仕分けされた事業のうち、市が予算計上をして実施している事業は1事業であります。英語教育改革総合プランで、滝川市の事業名が外国語活動における教材活用等に関する実践事業であります。この事業は、平成23年度からの小学校における英語教育の本格実施に向け、国が小学校における英語教育の評価基準を構築するための実践事業であります。本格実施を前に先進的に英語教育を実施している滝川第三小学校での実践事例、研究報告を国へ報告をし、あるいは管内小学校へ情報発信し、国の評価基準の構築や各小学校の取り組み準備に寄与するためのモデル事業として行っておりまして、補助率10分の10の委託事業30万円であり、廃止となった場合においては国や他の小学校への報告や情報発信の義務がなくなり、適正な基準の作成に寄与する役割からは外れることとなると考えられます。しかし、英語教育の実施内容を含め、滝川市への影響も大きく発生することはないのではないかと現時点では考えております。

同じく廃止とされたもののうち、市の予算は通っておりませんが、市関連事業及び市内各種団体等の事業活動に影響を及ぼす可能性のある事業は4事業と押さえております。1つは、理科支援員等配置事業であります。直接市の予算措置ではございませんが、当事業により現在市内全小学校に1名ずつ理科支援員が配置されております。当事業に対する評価コメントを見る限りにおきましては、独立行政法人を介した事業の執行の疑義が大半であり、事業自体を不用とするものではないことから、代替措置をもって廃止とするとの判断があると思われまして、仮に代替措置が講じられない場合、現場における先生の負担が今より増加することへの対応を検討することとなると考えております。2つ目は、農山漁村地域力発掘支援モデル事業であります。地産地消推進のため、地産地消ふるさとづくり協議会がこの事業を活用して21年度から24年度まで4年間を事業期間として事業展開しております。21年度は地産地消事業計画を策定し、22年度以降に計画に沿って事業展

開の予定であります。補助額は、21年度100万円、22から24年度、各年度200万円、計700万円を予定しており、現在同協議会唯一の財源であり、廃止となった場合の事業継続は困難であることから、対応について検討しているところでございます。3つ目は、農業経営改善総合支援事業。これにつきましては、滝川市担い手育成総合支援協議会がこの事業を活用して運営活動経費としており、21年度補助金額98万4,000円であります。廃止となった場合、現状のままでは事業継続困難であることから、対応について検討しております。4つ目でございますが、子ども夢基金であります。平成21年度は、子供のためのアートプロジェクト実行委員会がこの事業を活用して、文化ゾーンで読書の勧め事業を3回にわたり実施しております。補助額27万5,000円あります。当初3年間の事業継続を計画しておりますことから、実行委員会としては他の財源の可能性を含め検討しているところでございます。加えて、今のところ事業予定はございませんが、今後にも活用の可能性を含む農道整備事業、また事業存続していれば活用を検討する可能性のある学校ICT活用推進事業が廃止となっており、滝川市への影響が考えられる廃止事業は以上7事業であります。

このほか見直しや各自治体の判断に任せる、縮減などの結論となった事業のうち、滝川市への影響が心配されるのは38事業で、その主なものを申し上げますと、駅前団地さかえ建設事業や図書館移転事業において活用を予定しておりますまちづくり交付金が実施は自治体の判断に任せるとの仕分けがされたほか、下水道事業は実施は自治体の判断に任せる。また、道路整備事業は補助、直轄でございますけれども、事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化により予算の見直しを行うとのこと。さらに、地方交付税につきましては、抜本の見直しを行う。また、地域公共交通活性化再生総合事業でありますけれども、実施は各自治体の判断に任せるなど、仕分けとしての結論がどのように予算に反映されるのかがはっきりせず、自治体としては今現在それに対する対応の方向が見出しにくい状態である事業も多いと考えております。

また、目安を示した上で予算縮減との結果となった事業につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業、これは予算要求の1割程度縮減と事務費削減、さらにシルバー人材センター援助事業、予算要求の3分の1程度を縮減、経営体育成交付金、これにつきましては予算要求の3分の1程度縮減、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金、これにつきましては予算要求の2割程度縮減などが滝川市に影響する可能性があると考えております。さらに、今後の施策事業実施において影響が考えられるものとしたしましては、エコバレー歌志内撤退後の新施設建設に活用を予定しております循環型社会形成推進交付金、これにつきましては予算要求の10パーセント程度を縮減、学校施設の改修事業に活用する公立学校施設整備事業、これにつきましては予算要求の縮減、耐震化事業に特化、放課後児童の居場所としての児童館のあり方などの見直しに活用する放課後子ども教室推進事業、これにつきましては国または地方が実施、両論併記と。などがあります。

この事業仕分けの結果は、基本的には国の来年度予算編成において最大限尊重するとの意向が総理大臣から示されており、今後各省庁において事業仕分けの結果に基づき見直しが行われ、新年度予算編成がなされますが、その過程においてはさらに影響が拡大する可能性があると考えております。

また、ご質問のありました情報入手の手段であります。今後関連の情報入手について全国市長会や北海道市長会、各省庁や北海道選出議員、民主党北海道など、あらゆるチャンネルを利用した情報収集を行っていく必要があると考えております。さらに、陳情、要望については、先般4日、事業仕分けで多くの道関連事業が廃止や縮減などと判定されたことについて、地域の厳しい実情を踏まえ、慎重を期すべきとして再考を求める緊急アピールを北海道知事、北海道市長会、北海道町村会、道県連など道内7団体のトップの連名で民主党に提出したところであり、今後におきましても全国市長会初め、北海道市長会等関係団体と連携して地方の現状を訴え、地方に目を向けた政策展開が図られるよう要請していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長 市長。

○市長 2点目の件について私からお答え申し上げますが、現政権は地域主権ということを標榜し、政治主導でやるということでもあります。私は、ある意味ではこれに期待をしております。地方分権というこれまでの流れが必ずしも十分なものではなかった。それがゆえに、例えば税源の移譲ということが都市間格差を生んでいく、あるいは地方交付税が削減される。そういうことがさまざまな都市間の格差を大きくしたということもありますから、私は地方交付税をふやすということであれば臨時財政対策債で対応するという、あるいは足りない部分は地方交付税特別会計で借りて、あと国と地方で半分ずつ返しましょうとか、こういう対症療法的なことはやるべきではないと、ここは根本に地方交付税の税率を引き上げるということで抜本的に解決していくべきだという考え方を私は持っておりますが、地方は相当絞っていますから、この絞った状況の中で地方交付税を増額するとすれば、それは望ましいことだというふうに思いますし、一括交付金の提案もされているわけですから、これもぜひとも挑戦して行ってほしいというふうに思います。そして、同時に、税源移譲は都市間格差を生まない税源移譲のあり方というのを十分議論してもらいたいというふうに思います。いずれにいたしましても、こういう地方主権の方向はそれぞれの市町村で財政規律を持って、しかも住民の皆さん方のまちづくりに関するエネルギーを集中して、滝川市が必要な事業を滝川の市民の意思でやっていくという方向でありますから、その政策を立案し、執行する滝川市という自治体の役割はさらに大きくなる。そのためには十分な決意と十分な研修と、そして十分な仕組みをつくっていく決意を新たにしなければいけないと、そういうものとセットで地方自治が進んでいくのだというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 詳細なご答弁ありがとうございました。十分理解いたしました。ただ、1点だけ、情報収集という観点から、国が行う政策等について、これは例えば民間企業であっても各自治体であっても、その情報をいかに素早く収集するかによって、民間であれば大きくビジネスチャンスにもつながり、また大きな損失にもつながります。例えば今回の事業仕分けの中に入っております学校教育ICT化、これは教育委員会さんのほうにも示しました事業者、全国のシェア65パーセント以上を持っている企業でございます。このICT化に向けて、個々の企業はこの政策ができる4年前から、電子黒板は受注を受けて、すぐその日に納品できるわけではございません。つくるのに数

カ月、しかも全国に発送するわけですから、数万台というものをつくり上げていっているわけです。ところが、今回の政策でもってこれが廃止、またはなくなってしまうということで、この企業さんは大きな損害を今受けております。これと同様に自治体も同じことが言えるかと思うのです。情報をいかに素早く入手するかによって、そのことを住民に早く説明するということができる。そういった観点からも、情報収集ということに関しては今ご答弁いただきましたので、そういった多くのチャンネルを持って、国の行う政策について収集をしていただきたいと思います。と思っております。

また、2点目の市長のご答弁につきましては私も同感だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

◎2、市立病院

1、医師・看護師確保について

続きまして、2点目のほうに入らせていただきます。市立病院について、9月の一般質問でも行いましたが、医師と看護師の確保についてでございます。1番目、9月の一般質問でも取り上げましたが、その後の昭和大学との交渉状況についてお伺いたします。

2点目としまして、地域医療病院として受け入れを行うための申請は東京都厚生局となるという資料を東部長からいただいておりますが、その申請はされているのかお伺いたします。

3点目に、地域に信頼される病院づくりについてのお考えをお伺いたします。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、医師を養成する医育大学卒業後、広範な医療知識をつけるということで2年間の初級研修というのが義務づけられております。この初級研修の制度の内容が来年度から変更となりまして、従来1カ月間の地域保健医療という必修科目から保健が取れまして、地域医療ということになったことによって、従前保健所ですとか、あるいは社会福祉施設などでの研修ができましたけれども、これができなくなりまして、僻地、離島診療所、あるいは中小病院、診療所などの地域医療の現場を経験するということとされたところでございます。このため、東京周辺ではその研修先の確保がなかなか難しいということから、当院として研修先として受け入れるということについて10月にご提案をさせていただいたところでございます。この場合、道の厚生局の照会などの中から、その地域医療の研修先としては東京都の厚生局の承認が必要ということが考えられるということを申し添えたところでございます。その後昭和大学等に確認したところでございますけれども、大学の委員会でも研修先の承認を受けて、それからの申請になるということでもございました。今月の8日でございますけれども、昭和大学の内部で開催されました連携病院の委員会ということで、1カ月間の地域医療の研修先病院が幾つも承認を受けたようですけれども、その一つとして当院も承認されたということを確認したことを翌日直ちに電話で連絡をいただきました。ただ、具体的に今後どういう手続、申請等が必要なのかということについての照会に対しては、もうちょっと具体的なもの等について固まり次第またご連絡をいただければということでもございましたけれども、担当者としては東京都厚生局のことについては多分問題ないと考えていると、こういうことでござい

ました。

3点目の地域に信頼される病院づくりということでございます。地域に信頼される病院づくりということは、当院の基本理念でありますところの住民の健康の維持増進に努め、地域に根差した質の高い医療を提供しますと、このことの実現と一体となるというもので、日々の長い積み重ねの中から生まれるものというふうに考えているところでございます。一方で医療の高度化が進み、医療に関する情報が非常にあふれてきている状態、あるいはまた権利意識が高まっているという現状では、納得する説明が求められる時代でもありますし、また誤解の生じやすい時代でもあるというふうに考えるところでございます。医療人といましては、やはり患者中心の医療というものの実現を常に意識する必要があるというふうに考えますし、治療は医療提供者だけが治療を行うということではなくて、患者さんとともにこれは実現するのだということと、治療にはやはり限界があり、またリスクも伴うということも患者様に理解していただく必要があるというふうに考えているところでございます。病院の組織といましては、基本理念の実現に向けまして、医療の質、それからまた患者サービスの向上ということについて一層努力していきたいと思っております。具体的なものは、例えばクリニカルパスの充実ですとか、あるいは病棟カンファレンスの強化をする、あるいは感染防止ですとか事故防止の取り組みというようなことについて一層の強化をしていきたいと思っておりますし、接遇の向上ということについては引き続き取り組んでいきたいというふうに考えています。また、院内ボランティア、病院のボランティアについても、最近人数をふやすことができましたけれども、これのさらなる充実、そしてまた積極的な情報発信ということもしていく必要があるということを通しまして、当院を正しく理解していただきまして、関心も持っていただくという取り組みが重要であるというふうに考えているところでございます。苦情などにつきましては、意見箱を設置したりいたしまして対応しているところですが、これは病院に期待するからそういう苦情、意見があると前向きにとらえまして、これについても引き続き真摯に耳を傾けて適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。それでは、2点ほど再質問させていただきますけれども、12月8日の日、昭和大学のほうから地域医療ということでの認証といいますか、認可といいますか、そういった電話が来たということで、私どものほうにも12月8日、電話が参りました。そこで、事前にとということで12月1日、私が昭和大学の事務局のほうに行っていました。そこで伺ったことにつきまして若干お話しさせていただくのですが、地域医療の初級1カ月研修病院として受け入れ先として滝川がいいだろうということだったのですが、その後が大きな問題になってまいります。つまり派遣された研修医が大学に戻ったときに、今度は逆に滝川市立病院のほうで基幹型研修病院として大学病院のほうでどう評価されるのか、そのことによってさらに初級研修から次の研修医、またさらに長期の研修医、また最終的には医師が常駐で派遣していただけるというような長い流れの中において、初級研修で受け入れた場合の対応の仕方が非常に重要になってくるのではないかと思います。

そこで、1点お伺いいたします。研修医を短期に受け入れた場合の対応について、例えば住居の

問題、さらに時間外手当の問題、さらに食事等とか、短期で来るわけですから、そういった身の回りの生活に係る費用、そういったものはどのようにお考えなのかお伺いいたします。これは、昭和大学さんの事務局のほうでも、身分としては昭和大学の身分とする。つまり給与は向こうが払ってくれるわけです。それ以外の諸経費についてはどのような対応をしていただけるのかということをご心配しておりましたので、その点はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまの質問の部分ですけれども、詳細な部分については今後かなり詰めていかなければならないというふうに考えています。基本的には、私のお聞きしているところでは身分は向こうのほうで保留して給与を見るということでございますけれども、そのほかの今ご質問のあったようなご心配の点等々について、これは私のほうも逆なことを言えば自治体病院という一つの規制もございます中でどこまでどういうのができるのか、これはよく大学のほうと詳しいことについては今後詰めていく課題だというふうに考えているところでございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 評価される側に今度は回ってくると思いますので、十分な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、同じ市立病院の信頼についてでございますけれども、病院の方々は皆さんごらんになったかと思うのですけれども、私もこれ見てちょっとがっかりしたのですが、「週刊ダイヤモンド」という中において全道の自治体病院のランキングというのが表示されておりましたけれども、滝川市立病院が非常に下位にあることが残念であります。そこで、1点です。信頼される病院として頼れる医師の確保というのは当然重要なポイントになってくるわけですが、それにあわせて激務で大変厳しい労働を強いられている看護師の皆様方には大変敬意を表するところではありますけれども、看護師のレベルの向上ということが言われております。これは、私も個人的ではありますけれども、いろいろな看護師さん、滝川のほうにも教え子がお世話になったり砂川のほうにお世話になったりして、いろいろ看護師のトップの方ともお話する機会がございまして、どうしても看護師のレベルをもう少し上げてほしいなということをよく言われます。そこで、先ほど言いました昭和大学さんに私行きましたときに、昭和大学さんにご提案をさせていただきました。滝川の市立病院の看護師を1年間こちらの大学のほうで研修として受け入れてくれる制度はできないものかと。そうしましたら、向こうの事務局の方は、非常にいい試みの一つである。看護部長等の委員会でそれを取り上げてみようということで、私はこちらに帰ってきました、砂川の看護師長さん、滝川の看護師長さんにこのご提案を持ってまいりました。そうしましたところ、非常に興味を示していただきました。ところが、今の現状として10対1、7対1で非常に看護師不足というところで、今すぐはそれは実現できないだろう、しかし今後の条件を整えば、そういったことも試みとしてやってみたいなという看護師長さんのご意見をいただいておりますが、このことについて東部長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、「週刊ダイヤモンド」の病院ランキング、この手のランキングというのは

なかなか難しい部分があるのかなど。といいますのは、どういう視点を持ってそのランクをつけたのか。例えば今回なんかですと、診療科目がどうだとか、あるいは7対1をとっている、とっていないとか、部門部門、ほんの一部しか見ていなくて、それでランキングだ。それが本当によい病院なのか、そうでない病院なのかというのは、これはかなり課題のある部分なのかなど。マスコミ的には大衆向けにはこういう部分というのは非常に受けがいいのかもしれませんが、逆なことを言うと先ほども言いました医療を提供するいろんな実態の正しいことがきちんと反映されない報道になるのかなというものでは、誤解を招く報道の一つになってしまうのかなど危惧する面もあるところでございます。

また、後段のほうの看護師の資格等の研修の関係でございます。看護部長からちょっと、その後お話は聞きました。当院は、看護師だけでなく医療職の研修というのは非常に重要だというふうに考えておりますから、例えば看護師ですと認定看護師を初めとしました資格取得に対する支援制度ですとか、あるいはいろんな各種の学会、研修会等への参加、あるいは内部的にも新卒者の看護師を一人前に育てるために計画を持って内部研修というものを行うなど、いろいろと取り組んでいるところでございます。一方では、資質といいますか、病院の内部のいろんなレベルを上げるという部分については内部での研修と同時に外からの刺激というものが非常に重要だというふうに思っておりますので、先ほどのようなご提案の部分が今後可能になるのかどうなのか、こういうことが可能であれば前向きに検討していきたいと思いますが、一方でまた課題もいろいろ現実にはございますので、どこまでどういうことができるのか、検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ありがとうございます。

◎3、教育行政

- 1、インフルエンザによる影響について
- 2、全国学力テストの今後について
- 3、習熟度別クラス編成について
- 4、高等学校授業料無償化について
- 5、フリースクール支援について

続きまして、3点目、教育行政のほうに移らせていただきます。1点目、先ほど渡辺議員が割愛して飛ばしましたので、ここでインフルエンザによる影響ということで、ここでは学校経営ということで小中学校では9月以降インフルエンザによる学級閉鎖、また学年閉鎖が集中しておりました。先ほど渡辺議員も質問しておりますが、今後の学校の経営に及ぼす影響についてはどのようになっていくのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 9月以降、市内小中学校11校全校におきましてインフルエンザによる学級、学年、学校閉鎖の措置が講じられました。このことによりまして、これまで学校経営に次のような

影響が生じております。教育振興会主催によります市内小中学校の音楽発表会の中止、中学校学校祭の日程短縮、小学校学習発表会、学芸会等の延期、各種行事の延期または中止、そのほか各学年における授業時数の減少です。これらを解決するために各学校では、授業が行えない時間のことを欠課時数と呼んでおりますけれども、欠課時数の回復のために、例えば4時間授業の日を5時間にしたり5時間授業の日を6時間にする。それから、終業式、始業式、午前中に式を行って午前で下校という学校もありましたけれども、終業式、始業式を午後に行うことによって午前中の授業時間を確保する等々の工夫、それから冬季休業を短縮して登校日を設定して授業を行うというふうにして、まずは授業時数の確保ということで取り組んでおります。ただ、これらの措置をとることによりまして、本来5時間授業の後に行う予定だった職員の研修、会議等がその中でできなくなるということですか、各学校で計画しておりました研修、諸会議等の冬休みの中での実施ですとか等々の対応をとっているところですか。この後3学期の雪害あるいは流行性感冒等も十分予想されますので、それら見越して当面は授業時数の確保ということを第一に取り組んで、できるだけ影響のない形で進めていくということを念頭に置いております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 いろいろな事業計画がそれぞれ削除されたりということらしいのですが、学校の授業時間数ということで見ると、私の調べが間違いでなければ、例えば小学校1年生から6年生というのは年間780時間から950時間、また中学校では約980時間、これは中学校3年生対象だと思っておりますが、またそれ以外に学校では予備時間というのが30時間から70時間設けられているのではないかと、これらは全部使い切って、さらにその時間数が足りないという状況にあるのか、また先般の文部科学大臣の発言の中で、時間数が足りなくなった、その状況が微小、わずかであるならば冬休みをカットするまでもないだろうと、時間数が多少規定の時間に達していなくてもやむを得ないだろうというような発言を文部科学大臣がされておりましたけれども、このような若干程度の減であるならば、冬休みを削減するまでもないのではないかと思います。教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問にありましたように各学校では、それぞれ学年によって違いますけれども、35時間から70時間程度の余剰時数というのを年度当初に組んでおります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように北海道の場合は特に雪害ですとか流行性感冒ということで2学期後半から3学期を予定して、想定して組んでいる時間ということになります。ですから、今の時点で既にこの余剰時数を使い切っている学年もありますので、これらの学年につきましては3学期にさらに閉鎖等の措置も十分考えられますので、2学期が終了する時点、つまり冬休みが終わる前までには3学期の余剰時数もある程度確保しておかなければならないという考えに立っております。ただ、低学年につきましては、かなりの時間の余剰時数を持っておりますので、低学年の時間については十分確保が可能という想定もしております。また、授業時間の確保について多少はという発言もあちこちでなされておりますし、単純に足りなくなった分を冬休みの短縮というふうには考えないで、先ほど申し上げましたように月曜日から金曜日の稼業日と呼んでおりますけれども、

その中で授業時間を増にしたりすることによってできるだけ回復をしていこうという考えで今進めております。ただ、問題は今の時点でプラスかマイナスかということではなくて、3学期が終了した時点で授業時数が確保されたかどうか、授業時数の確保、つまり指導内容がきちんと終わったかどうかということが問題になりますので、例えば小学校の1年、2年、3年、4年、5年あるいは中1、中2でしたら、この単元5時間分ができなかったから翌年、2年生になってからやろう、3年生になってからやろうという計画も十分可能ですけれども、小学校6年生あるいは中学校3年生につきましてはその年度内できちんと終わらないと進学の問題もありますし、特に中学3年につきましては受験の問題もありますので、子供たち一人一人に学力をきちんと保障するという意味では授業時数の確保、指導内容の定着ということが求められているということで、各学校を指導しております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、2点目、全国学力テストの今後についてでございます。まず、1番目としまして、全国学力テストの市町村別、学校別の結果開示について、先般鳥取地裁でこれを認める判決が全国で初めて出されたことに対しまして教育委員会の見解をお伺いいたします。

2点目としまして、民主党政権にかわり、このテストを全国一斉のテストから抽出制で行うとしております。そうすると、滝川市の子供たちの学力を全国のレベルと比較する対象となるものがなくなるわけです。この点につきまして教育委員会として今後どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 ご質問のありました鳥取地裁の判決でございますが、本年10月の2日に地裁判決がありまして、鳥取県教委では平成19年度、20年度の全国学力・学習状況調査の市町村別及び学校別の平均正答率を10月7日以降順次公開をしておりますし、その判決に先立ちまして内部の情報公開条例の改正によりまして21年度分の実施分についても既に開示をしているところです。ただ、この開示、公表に当たっては、本調査によって測定できるのは学校における教育活動の一側面にすぎないこと、あるいは序列化や過度の競争につながらないようにする等の配慮事項を示した上で開示をしております。滝川市においても、文科省や道教委の通知の趣旨を踏まえて、公表に当たっては安易な順位づけや誤った序列意識などにより逆に成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じないようにすることが大切であるというふうに考えておりますことから、滝川市全体の平均正答率及び個々の学校名を明らかにした公表は行わないことという基本的な考えを持っております。次年度以降のことですが、来年度以降抽出方式で行う。ただ、それもまた事業仕分けの中でさらに予算が削減されるのではないかというような方向が出されておりますし、抽出方法も各学校を抽出するのではなくて、全部の学校の特定のクラスを抽出するとかというような方法をやってみたりというようなことで、さまざまな方法論が今議論されております。これを受けまして、11月には全国の市町村教委を対象に22年度の学力・学習状況調査に係る希望調査が実施をされました。教育委員会としましては、児童生徒の実態をきめ細かく把握して指導

の改善につなげたいという本調査の意義を踏まえて、予算措置が講じられるということを前提として次年度もすべての小学校6年生、中学校3年生の児童生徒に対して実施するよう希望したところでもあります。また、本調査の実施方法が決定次第、あるいは抽出規模、対象、それから費用負担、これも文科のほうは当然予算削減ということですから、全県やるというふうになりますと、その採点とか、用紙だけは文科のほうでくれるということらしいのですが、採点、分析の資料は現在のところでは道教委が予算要求をしているというようなこともお聞きをしておりますが、それらの動向も踏まえて総合的に配慮したいというふうに思っております。

ただ、この全国学テが果たして悉皆調査として毎年必要がどうかということについては、まだ議論が残る余地があるなというふうには思っておりますけれども、そういう方法論も含めて今後検討していきたいというふうに思っております。ただ、来年度やります中学校の3年生は、初めてこの全国学テをやりました3年前の小学校6年生が今回中学校3年生として対象になるということですから、これまで対象の児童生徒がかわってございましたけれども、少なくとも来年度においてはこの3年間の成果がどうあらわれるのかという部分については、委員会としてもその成果について見てみたいというふうに思っております。また、抽出ということになりますと、多分北海道や全国の段階、レベルというのはわかるというふうに思いますが、その抽出段階で滝川市というものがわかるかどうかという部分については抽出率の関係もありますので、そういう詳細についてわかり次第また検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 全国学力テストにつきましては、私は大きな疑問を持っております。文部科学省が言われる序列化につながるのか、それは保護者、また生徒があそこの学校はどうだとかという、そんな見方というのは、私は特に保護者のほうはしないと思います。序列化を感じるのは現場の先生ではないかなと、自分の学校の成績が悪ければ、うちはという逃げの一手でないのかなと思うわけなのです。ですから、学力テストというのは基本的に、鳥取県で出された内容は文科省が開示について認めないということに対して、その拘束力は全くないと、開示の可否については県条例がそれを上回ると、文面でそういうふうに明記されている判決なのです。ですから、基本的に全国学力テスト抽出制、全国40パーセントですか、の抽出率ということで、さらに学校設置者がこれを希望すればこの40パーセント以外の学校もそれに自由に参加できると。自由に参加できるのですけれども、私の調べた資料によるとそれについての採点は国が行わないと、ただ問題用紙だけ上げるよと言っているだけなのです。ですから、先般大阪の橋下知事が今度それに対して反旗を翻しまして、それであれば大阪府独自の学力テストをやりますよということを言っておられるわけですが、そういったことも含めて今後道のほうにもこの問題については投げかけていっていただきたいなと思います。

続きまして、3点目でございます。これに関連してまいりますけれども、習熟度別クラス編制についてであります。まず、1点目、現在の小中学校で学級のクラスがえを行う場合、どのような方法でこのクラス編制が行われているのか、クラスがえも含めて行われているのかお伺いいたします。

2点目として、昨年2月、橋下大阪府知事が学力別クラス編制というのを提案しております。北

北海道でも岩見沢市の中学校を初めとして幾つかの学校でこの習熟度別の指導方法などを取り入れておりますけれども、このような実施をしていること、またこういった大阪府知事のご提案に対しましては教育委員会としてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 現在小中学校で行われております学級編制、クラスがえについてお答えいたします。学級編制につきましては、原則的に各学校の判断によって行われております。おおむね小学校につきましては、2学年、4学年の修了時に行っております。中学校においては、1学年修了時に行われるが通例となっております。その際には、すべての子供たちがひとしく同程度の教育を受けることができるようにということで、個々の児童生徒の個性、特性を十分把握した上でバランスのとれた学級編制に努めております。具体的には、個々の児童生徒の学力、運動能力、身体状況、体格等々、また友人関係、生徒指導上の配慮事項、家庭環境、兄弟関係など、所属する部活動等々、さまざまな観点から学級編制を総合的に行っているというのが実情でございます。

次に、2点目の習熟度別の学力別のクラス編制についてですけれども、今議員からお話もありましたように、岩見沢の中学校におきましては一部の教科で、学力別のクラス編制ではありませんけれども、習熟度に合わせた授業が行われていると把握しております。本市におきましても、中学校の選択教科の中でコース別、習熟度別のコースを編成して授業が行われております。各学校においては、生徒の実態に応じて選択コースあるいは習熟度別のコースなどを設定しながら学習することが効果があるというふうに判断されましたら、その取り組みも可能となっているところでございます。各学校、各教科の学習を進めるに当たりましては、習熟度の方法、あるいは少人数の方法、さまざまな指導方法がありますので、最も効果的な指導方法を取り入れながら授業の充実に努めているところです。教育委員会といたしましても、それぞれの効果、長所、短所、メリット、デメリットを十分把握した上で、それぞれ手だてを講じるように指導してまいりたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 この習熟度別ということに関しては、2点ほどちょっとお伺いいたします。公教育ということの本来の目的というのは、憲法でいうならば多分憲法第26条、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するとされているはずなのです。そうしますと、ひとしくその能力に応じてと、こうなっているわけです。そこの部分を習熟度に応じてと置きかえると、本当にまさしく憲法が保障している教育のあり方ではないかなと思うわけですけれども、教育委員会の見解をお伺いいたします。

2点目としまして、私どもがかかわっている生徒、保護者、学校長などにいろいろご意見をお伺いしました。そうすると、習熟度別というのは、単元別であっても構わないのですけれども、教える側と教えられる側というのは、今春田さんが言われたような物すごく中間的なクラス編制であれば、学力という勉強だけをとった場合に教える側もどこに標準を置いて教えたらいいいのかと、レベルの高い子にとってみたら非常に苦痛な時間になるのです、45分、50分が。また、下のほうの生徒さんのところに合わせてゆっくりやると、上のほうが物すごく退屈になる。かといって上のほうに合わせてやると、下のほうは何やっているかさっぱりわからないという状況なのです。習熟度別と

いうのは、私は本来小学校から取り入れてもいいと思っているのです。私も経験があるのです。私も3月生まれで、4月生まれと1年間違う。そうすると、小学校1年生、2年生のときは非常に私も苦勞した経験がございます。よって、そういった小学校の段階で、例えば中学校に入って分数計算できない、小数計算できないというのは、ご存じのようにおられるのはわかっていると思う。そうすると、そこら辺のところを単元別に限ってでもいいので、教科をある程度絞り込んでもいいのですけれども、そういった習熟度別のクラス編制はできないものかと。多分習熟度別クラス編制というのは学校長判断でできると思うのですが、そういったことを学校長判断でやっても構わないのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 1点目のひとしく能力に応じて教育を受ける権利というのは、ひとしくというのはひとしく能力に応じた習熟度で教育を受けるというよりも、例えば小学校、中学校、高校、大学という教育機関で考えたときに、それぞれその能力に応じて必要な教育の場が保障されるというふうに私は受けとめております。小学校、中学校、高校もそうですけれども、それぞれ学習指導要領という学習内容の大綱的基準がありますので、各学校では学習指導要領にあります目標、内容について教科書を使ってきちんと子供たちに、児童生徒に教え、定着をさせるという責任がありますので、そういう意味ではどの子供たちに対しても各学校、どの学級でもこの学習指導要領の内容については定着を図らなければならないと思っております。

2点目の習熟度別の指導方法ですけれども、指導としては有効な指導方法ですし、否定は私はしておりません。ただ、習熟度別のクラス編制ということになりますと、先ほど申し上げました学級編制の基準といいますか、幾つかの観点がありますので、その観点の一つが例えば国語、算数、社会という教科の内容になりますので、国語ができる、できないだけでクラスをつくるというのは、公教育としてはやはり無理があるのではないかとこのように考えております。それぞれの授業の中で、学習内容が不十分な子供には1時間の中で補充学習ということもやりますし、十分定着している子供については発展学習という形で授業も行っておりますので、一つの学級の中でもそれは十分可能となっております。ただ、子供たちに著しい劣等感だとか優越感を与えないようにしながら学級編制して、そして授業を進めていくということが学校の目的でもありますので、方法としての習熟度は十分検討して行っていきたいと思っておりますけれども、学級編制としての習熟度についてはなじまないというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。今後最善の方法をいろいろ検討していただきたいなと思っております。

続きまして、4番目です。高等学校の授業料無償化についてでございます。ここも事業仕分けと民主党政権の中で、来年度から公立高校の授業料無償化に伴い、私立の高校生の無償化に対しては年収350万円以下を無償とし、500万円未満に対しては24万円程度の助成をする考えが示されておりますが、実質私立高校の授業料の平均は年間36万円、私も札幌のほうを全部調べさせていただきましたら、34万円から38万円程度でございました。滝川市の子供たちが私立高校に入学した場合、この差額の助成を行うべきだと思いますが、教育委員会としてのお考えをお伺いいた

します。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の私立高校の市内の中学生の進学状況からなのですが、平成20年度につきましては5名ということで、19年度9名、18年度16名ということで、進学動機につきましては、ご承知のとおりスポーツだとか、それから公立学校との併願だとか、それから私立の特進コースへ行くとか、そういう動機で進学されている状況でありますけれども、ご承知のとおり高等学校等就学支援金につきましては国公立の高等学校における教育の実質無償化の推進と私立の高等学校の教育に係る負担軽減という制度でありますけれども、滝川市の3つの高校を含む空知北学区の今年度の入学者の状況を見ても、159人の欠員を生じているという状況もありますし、また公立の高等学校の再編が進められているという中、どの地域も地元の高校を必死で守ろうとしている状況ということもあります。本市の状況を見ても、現在私立高校の授業料に対する上乘せの支援については考えておりません。私立高等学校へ入学した場合における負担軽減につきましては、既存の日本学生支援機構、旧日本育英会ですけれども、それとか北海道高等学校奨学会などの奨学金貸付制度なども今後活用していただきたいというふうに考えています。ただ、私立高等学校の進学者の経済的負担については道にも同様の制度がありまして、これについては道としても今国の制度の動向を見ながら見直しを考えているという情報もありますので、それを見ていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、5点目、フリースクール支援についてお伺いいたします。①番目としまして、現在滝川では四十数名の長期欠席、不登校と言われている生徒がおられるようですけれども、さまざまな原因が考えられるわけですが、これらの生徒に対しての対応、どのような指導対応を行っているのかお伺いいたします。

2点目として、公的な指導内容にも合わない不登校生を受け入れる民間教育機関としてフリースクールというのが全国的にも話題となって広がっております。現実問題として、この教育機関はボランティアがほとんど中心でございます。その運営は、大変厳しい状況になっているのが現状のようです。滝川市においてこの不登校生を受け入れる民間教育機関がもし設立されたならば、これに対して公的助成を行う考えはあるのかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 初めに、不登校の対策についてお答えいたします。今ご質問にもありましたように、不登校の要因はさまざま複合されたものということが言われております。まず、学校では、そのきっかけとなった原因を把握することに努めております。そして、子供一人一人によって不登校の期間が違いますので、継続している要因についても把握をした上で指導方針を立てます。学校に来れないということですので、家庭訪問が中心になりますけれども、担任あるいはスクールカウンセラー、教育相談員も含めまして教育相談を重ねながら原因を取り除く、継続している要因を取

り除く手だてを講じております。もう一つは、学業の怠慢あるいは家庭へのひきこもり等々の形で不登校ですけれども、この場合につきましては家庭訪問をしても本人に会えないということも多いので、家族、保護者との対応を進めております。保護者との対応の中で子供の現在の様子を聞いて、どういう指導が可能なのかということを考えて、まず子供との接点を見つけるというところから始めているところです。これらの取り組みを通してなかなか学校復帰にならない場合は、不登校の対応として教育委員会の対応が求められますので、教育委員会といたしましては学校からの状況を十分お聞きして把握した上で、特に今年度は学校との共通理解を図りながら、心の教育推進室の指導員、あるいはスクールソーシャルワーカーが定期的に学校訪問を行って、その事情の把握を行っております。その上で学業怠慢、自宅でのひきこもり等の対策として、担任、心の教育推進室の指導員がチームを組みまして家庭訪問を実施しているケースもございます。もう一つ、最近ふえてきております保護者の養育の問題にかかわるケースについては、なかなか改善が見られないケースが多いものですから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、それと家庭児童相談室あるいは保健師さんとの連携のもとでそれぞれ情報交換を行いながら、必要に応じてケース会議も開催して、関係機関、関係者がそろって対応の仕方を考えながら取り組みを進めているところです。一方、教育委員会には適応指導教室ふれあいルームを開設しておりますので、いきなり学校復帰に至らない場合はまず適応指導教室を経由して学校復帰を目指しておりますので、適応指導教室での通級を進めながら学校復帰につなげているというケースもございます。

2点目のフリースクールの支援についてでありますけれども、現在空知管内にはフリースクールは開設されておられません。全道の開設状況といたしましては、北海道教育委員会の調査で6月時点で25施設と聞いております。そのうち約半数の13施設が札幌市内に開設されております。民間フリースクールの運営状況について個々に市教委としては把握しておりませんが、北海道教育委員会では民間フリースクールへの支援として、1つは道立施設の利用の際の引率者の利用料金の減免、2つとして道立施設の専門職員の人的支援、3つ目に不登校に関する各種情報の送付等の手だてを行っているというふうに伺っております。滝川市におきましてフリースクールが開設された場合、公費助成について検討はしておりませんが、子供たちの教育にかかわる施設として設置された場合は何らか相談、対応が必要になってくるかと思えます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ご答弁ありがとうございました。最後に、一言ではございますけれども、不登校に至る子供たちの資料として平成19年度の教育委員会の資料から、一応ここに登校拒否に至った原因ということで6点、家庭事情だとか友人関係、学業不振、怠慢、先生との関係とか、こういった関係が書かれております。これのどれをとっても、先般市長さんも保護司の会に来ていただいたとおり、このような登校拒否から非行に走るというケースが非常に多うございます。ですから、ぜひ不登校という生徒に対して放置をしないで、十分な手当てというか、指導をしていていただきたいなと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上もちまして関藤議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は、時間が押しておりますので、13時10分といたします。休憩をいたします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時12分

○議 長 では、再開をいたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、市長の政治姿勢

1、マニフェストについて

2、「市長マニフェストの取組状況」の市広報掲載について

まず、1点目でございますが、市長の市政について、マニフェストについて一度お伺いをしてみたいというふうに思いましたので、それに関することを2点ほどお伺いいたします。

まず初めに、2期目の選挙に臨まれた際の市長マニフェスト40項目であります。先ほどの午前中の渡辺議員の答弁にも、とにかく40項目を実現するのだということを申されております。私は、必要以上にそのことに固執し過ぎてはいないかという思いを持っております。状況の変化に伴い、あるいは修正する、実行しないという判断があつてしかるべきというふうに考えますが、市長の見解を求めます。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 固執するつもりはありません。政権公約は状況の変化に応じて、その目標が変わるところがあれば変える、その必要があるというふうに思っていますが、私は今この40項目48の約束を変えるという状況下にはないと、やはり引き続きこれを目標にしてやっていくべきだというふうに判断をいたしております。ただ、具体的手法ということになりますと、これは時代に合った形に、そして実行できる形に、そういう具体手法についてはよく吟味をして対応していくべきだというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私が懸念するのは、市の施策でありますから市長がおっしゃいましたようにいろいろな手法あるいは立案等によるのだと思いますが、そのとらえ方なのです。例えば庁内の職員の皆さんが本当に今市長がおっしゃったようなことをそしゃくしておられるのかどうか、私が一番心配するのは、庁内の論議というか、そういうのを硬直化させていないかなど、そういう心配を持っています。例えば教育行政に関しては教育委員会の所管ですから、そのことも含めてマニフェストの中身でそういうものが関係してくる部分は、教育委員会が独自性を持って一つ一つ議論を積み重ねていく、あるいはやめる、一切しないということが本当に担保されているのかどうかということを非常に心配をするわけであります。ですから、これは答弁の仕方が難しいかもしれませんが、自由闊

達な施策の立案あるいは企画というものをここで、職員の皆さんも聞いていますので、そういうことを私は求めているのだということをご答弁いただけませんか。

○議長 市長。

○市長 ご質問にありました荒木議員の自由闊達というレベルがどういうレベルかというのは、それぞれ判断が異なるというふうに思いますが、このマニフェストについては市長に当選以来随分と内部議論をしまっていました。ある意味では、評価の低いD、Eランクとか、これはやっぱりなかなか難しいものがあるというふうに思います。そういう意味では、D、Eランクはこのことの目標を変えるという内部議論にもなっておりません。私もこれはぜひ目標として掲げて達成していきたいというふうに思いますが、しかし具体手法ということになると、十分議論を、さらに議論を重ねて実現していくということが必要だなというふうに思います。後ほどご質問出てくるかもしれませんが、女性100人応援団つくりますというのは、100名にこだわっているわけでも女性だけにこだわっているわけでもありません。そういう目標というものはやっぱりしっかり持ち、より実現可能性、効果の高い、そういう手段を適切に考えていく、そういう手段については弾力的に効果の高い方法を考えていく必要があると、そういう意味での議論は十分やりたいというふうに思っております。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっと関連しますので、2つ目に入りますが、「広報たきかわ」11月号に市長マニフェストの取り組み状況が掲載をされました。市の施策に関する取り組みを広く市民に伝えることは、重要であるというふうに私も思います。市施策の取り組み状況を掲載するというのであれば適当というふうに考えますが、なぜ市長マニフェストという表現が必要なのか、またその表記に対する問題意識。例えばある方は、公費で選挙での公約であるマニフェストの進捗状況を掲載するというようなことかということが議論としてあります。法的には問題ないかもしれませんが、そういう問題意識は全くなかったのかどうかを伺います。

○議長 市長。

○市長 市長というのは、機関の名前です。これを立候補段階の田村弘のマニフェスト、政権公約と、その進捗状況というふうに表現したら、これは大いに問題だというふうに思います。私は、田村弘で政権公約を掲げて立候補して、当選をさせていただいて、その候補者としての約束を市長という機関の中で実行していく決意をいたしました。そういう意味では、市長という機関でありますから、法的には問題ないというご質問でもございましたけれども、極めて大きな問題を持っているかどうかというふうには私は思いません。ただ、政権公約というのは、法的に担保されたものなのかどうか。これをどう扱っていくのかと、こういう市長マニフェストという表現は適切な表現なのかどうか、これは全くほとんど議論されていないのではないのでしょうか。少なくとも地方自治法には書いておりません。とすれば、例えば地方自治基本条例に政権公約みたいなものを位置づけるのかどうかということも含めて、これからマニフェストというものをそれぞれの法律でどう位置づけしていくかによって私は変わっていくというふうに思っています。ただ、今回は市長マニフェストという表現で広報いたしましたから、こういう言い方が適当かどうかと、適切かどうかという

ことについては今後とも検討していきたいというふうには思っています。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私もマニフェストについていろいろ調べました。例えば選挙管理委員会、道だとか地方だとか、そういう段階ではマニフェストというのは極めて狭義の意味合いでとらえています。参議院選挙あるいは衆議院選挙、国政の公約をマニフェストというのだと、ローカルなものについてはマニフェストという認識を持っていないのです。そういう意味でいえば、例えば公職選挙法等から外れるのかもしれませんが、それは私もわかりませんが、市民の多くは市長イコール機関なのだという認識は持っていないというふうには私は思います。ですから、先ほど適切かどうかを判断をしていくということでもありますから、その点については一応納得はしました。ただ、もう一点伺いますが、この評価なのですが、だれの評価なのかということなのです。例えばホームページ等ではほかの自治体でも市長マニフェストの評価をやっています。堂々と載せています。私も全部を大体見ましたが、ほとんどが第三者評価です。このことについて、私は余りこういう言い方は好きではないのですが、いわゆる身内の評価ととらえられるような評価の仕方を掲載するということについてお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 この評価手法、相当内部でもこういう評価手法でいいのかどうかということも議論してもらいました。その議論の結果がああいう段階評価をもって評価しようではないかということに決まったわけではありますが、いろいろ評価の方法はあるのだろうというふうには思います。今お話のありましたように、市民の皆さん方に例えば仮に評価委員会をつくって評価していただくという方法もあるかもしれません。私が今回とらせてもらったのは、マニフェストの進捗状況については公表いたしますということだけは本議会を通じてお約束をさせていただいています。そこでは、庁議においてこの評価についてよく議論していただいて、幾度も議論してもらったと思いますが、庁議において議論すると、単に決裁で市長がオーケー出したものではない。確かに内部評価であります。内部評価は庁議という議論を経て評価をしたということだけのご答弁をさせていただきたいというふうには思います。今後ともどういう評価手法を講じるのがいいのか、それぞれ長所、短所あるというふうには思いますから、そこら辺も、これが完全なものだとは思っていませんから、評価の手法、公表の方法、そういうものも引き続きよりいいものを目指したいというふうには思います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 この点についてもう一点だけ伺います。今いろいろなやりとりの中で、とにかく考えていくと、表記の方法も含めて考えていくというご答弁をいただきましたが、例えば来年の今の時期に結果同じような形で載せた場合、ちょっと時期が早いのですが、相当統一地方選挙、次の選挙に影響するというふうには私は思います。

(「ないべき、そんなもん」と言う声あり)

○荒木議員 いや、影響すると……ちょっと黙っててください。影響するというふうには思います。それを来年の今ごろの時期にどういう形で第三者評価を入れるのかどうかわかりませんが、私は少なくとも市長マニフェストという表現あるいは内部の評価を今の形を変えないで載せた場合には相

当影響するというふうに思いますが、その私の考えについてどういうふうに思われるか、この問題の最後に伺います。

○議長 市長。

(「思いませんと言えばいいんだ」と言う声あり)

○市長 何かを行政の広報的手段を使って誘導すべきことがあつてはいけないというふうに思いますから、私はどういう段階でどういう形でこのマニフェストの成果と課題というものを明らかにしていくのかというのは、いろんなことを考えながら判断しなくてはならないことだと思います。

○議長 長 荒木議員。

◎2、市立病院

1、新病院移行後の収支について

2、機能分化と役割について

○荒木議員 次、市立病院について伺います。まず、1点目であります、新病院移行後の収支について伺いたいというふうに思います。今病院建設が順調に進んでおります。市民の大多数が地域医療の核というふうになる滝川市立病院の健全経営を望んでいます。これはホームページにもアップされていますので、私もちょっと見たのですが、総務省の病院事業に係る地方交付税措置の改正案、これはちょっと古いのですが、平成21年度に変更したいというものだったのですが、その中に現在の病床数に応じた交付税措置から病床利用率の算定に移行するとの考えが強く示されています。今後は、空きベッドが大きな足かせになることも予想されますが、要するに新病院ができてからの削減数を上回る病床削減についてのお考えがないかを伺います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 病院事業に係ります交付税措置の改正案ということにつきまして、21年度以降の各病院における病床利用率の状況を反映するということの検討を進めているということについては、23年度以降の交付税で反映させたいということのようでございますけれども、これについても慎重に検討されるということとされておまして、具体的にではどういうふうになるのかということについては、現時点ではまだわからないという状況でございます。新病院の病床数につきましては、国の調査した将来人口予測、それからそれぞれの年齢による受療率、これをまずベースといたしまして、そのほかに病院建設後の固定費ですとか変動費、そしてまた病床数に応じた収入がどうなのかと、こういう幾つかのパターンの試算を踏んだ上で、収支面も考慮いたしまして計画したものであり、当時400床であったものを新病院では318床、現実には今314床の予定でございますけれども、314床ということで、86床、2割強削減という計画を立てたところでございまして、そういう意味では状況判断をしたということで、過大に見積もったという考えは持ってはございません。新病院においてさらに減らすという考えは今の部分ではございませんけれども、関藤議員のご質問にもお答えをさせていただきましたけれども、まず何より市民に信頼される病院づくりと、ここに一層努力することによって患者さんに来ていただけると、そういう病院になるということが重要と考えておりますので、そういう取り組みを通して安定的な病院運営について一層努

めていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 平成20年度、平成21年度の、21年度はまだ途中ですが、病床利用率では大体70パーセント台、それから平成18年、19年は80パーセント台でした。平成17年、そのさらに1年前については70パーセント台だというふうに記憶しているのですが、いろんな要素がありますので、一概にどうだということとは言えません。ただ、今経済的な理由による受診抑制なんかもありますし、また病院が今後目指す平均在院日数の短縮をしていった場合に、平均在院日数を短縮すると病床利用率が悪くなるという傾向があります。そういうことも含めて、とにかく病院の維持存続、健全経営を望んでいますので、技術的に現在進めている計画を、今の建設を途中で病床削減するということが技術的に可能なかどうかというのを伺います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 これは技術的なというご質問でございますので、私も技術職でございませぬので、明確に自信を持ってお答えできるということではございませぬけれども、しかし建物の設計の段階でそれぞれの機能、それから配置関係ですとか、いろいろ考えて、そしてしかも例えば最上階のほうにいきますと排気ですとか、あるいは空調関係の設備を置くとか、そういういろいろなもろもろの要素を踏まえて、そして構造計算をして積算をしていると、計算をして実施設計を組んでいるということですから、現段階でそういうものを1階層、例えば仮にですけれども、除くというようなことについては相当な困難、私としては相当難しいものだというふうに考えるところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目とも関連しますので、機能分化と役割について伺います。滝川を含む2次医療圏の高齢化が急速に今以上進むことが予想されます。近隣自治体との役割分担、機能分化などを考えていかなければいけないというふうに思いますが、現計画の一般病床あるいは精神病床、特に一般病床の中でその一部の病床を例えば回復期リハビリ病床とすると、そういう特化をするということも必要ではないのかなというふうに私は考えますが、そのお考えについて伺います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 滝川市立病院につきましては、道の自治体病院広域化連携構想におきまして滝川、新十津川、雨竜地区における中核病院というふうに位置づけられておりまして、その地域の救急医療体制あるいは専門外来、病診連携などの機能を高めて、この地域に密着した地域の基幹病院としての機能を果たしていくということが求められておりますし、これもまた重要だというふうに考えているところでございます。現時点におきましては、ご質問のあったような病床の特化ということについては考えてございませぬけれども、今後高齢化の進行ですとか、あるいは地域人口の減少が明らかでございませぬので、将来医療ニーズや、あるいは医療の環境の変化によっては適切な対応をとっていくということは当然だというふうに考えているところでございます。現在も亜急性病床を保有してございます。この病床数もそういうニーズによって果たして今の病床数がいいのかどうか、これは新病院では当然考えていかなければならぬというふうに思っておりますし、回復期の

リハビリテーションですとか、あるいはターミナルケアということを含めて今後勉強をまずしていきたいと、今直ちにということではもちろんございませんけれども、将来いろいろと医療ニーズが変化するときはどういうものが考えられるのかという勉強についてはふだんからしておきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は今外部の人間ですから、内部の様子についてはよくわかりません。ただ、私の聞いている範囲では、先ほどの病床削減、あるいは別な病院の特化の方法などについて内部としても相当心配をしているという話も聞きます。それはわかりませんが、私が一番望むのは、そこに勤めている方が十分議論を尽くして、こういうふうの一つの計画から変えるということは大変なことなのですが、そういうものを開院までに尽くすということが大事だというふうに思いますが、非常に酷な質問かもしれませんが、今部長は病院内のさまざまなセクションあるいは管理職の中で新病院に対する運用の院内議論が尽くされているというふうに思われますか。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 病院経営をやっていくという中では、職員が一つの大きな方向性に一致協力して進んでいくということが非常に重要だというふうに考えております。ただ、果たして今までそういう取り組みが十分であったかという点、これはやはり謙虚に反省しなければならぬ面がたくさんあるのだらうと思います。そういうこともあって、21年度から病院の組織目標設定については職員が参画した中でいろいろと組織目標を設定しようということで、いろいろな職種の職員が参加をしていただいて、そこで議論して目標設定をいたしました。来年度の目標設定については、ことしそういう形で初めてやりましたけれども、反省点もいろいろございましたので、きのうから今度は1回云々ではなくて4回を予定してございますけれども、当院の強み、弱み、それから今後どういう機会あるいは協議があるのか、こういうソフト分析などもする中で議論して一つの方向性、いろいろな目標を設定しようというふうに考えているところでございます。そういう意味では、今後さらに病院として一枚岩になってそういうものをやっていかなければならぬというふうに思いますし、一方ではそういう部分の方向性をきちんと末端の職員にまで伝える努力をして、一つの方向性にしていくということが十分ではなかった部分があるのかという反省をしながら、そういう部分についても取り組んでいく必要があるというふうに考えているところです。

○議長 長 荒木議員。

◎3、教育行政

1、滝川市奨学金貸付条例について

○荒木議員 最後の質問にまいります。滝川市奨学金貸付条例についてお伺いします。平成18年度以降新規貸付廃止としています。その廃止とした背景は、私はわかっています。同条例について再度予算化した上で再運用することが望ましいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 奨学金の関係でございますが、ご承知のとおり滝川市の奨学金については育英基金を

原資に貸し付けが行われてきたということでもあります。奨学金貸し付けについては、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由で進学、学業をあきらめることのないようにするための重要な支援であったということでもあります。しかしながら、経済的状況から年々増加していたという傾向もございました。このため、タッグ計画においては検討の結果18年度から新規の貸し付けを廃止したということではありますが、日本学生支援機構という奨学金制度が改定されて拡充されたということで、貸し付けが受けやすくなったということもありまして、市の奨学金がなくても貸し付けが受けられる環境が整ったということも理由の一つでございました。また、國學院大學北海道短大と、それから滝川市立の高等看護学院の学生で奨学金を利用している方の約98パーセントは日本学生支援機構をお使いになっているということで、制度の内容につきましては先ほどもお話ししましたとおり滝川市の奨学金よりも有利な制度であるということで、以上のことから現段階では制度の再運用については考えていないということでもあります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 問題は、奨学金制度を市でやってもどちらでも構わないのですが、どれだけ周知をされているかということだというふうに思うのです。恐らくご相談があれば、そういうことを紹介されているのだというふうに思いますが、ここでわかっていたきたいのは私がこの趣旨の質問をした意味なのですが、例えば今高等看護学院で学んで看護師になっていただいた方、これは一例ですが、いかに滝川に残って地域医療を守っていただくということが大事なのだらうといふふうに思ってなのです。確かにこちら、ほかの日本学生支援機構のほうが有利なのかもしれませんが、私は市が市の単費でそういうものを設けて、とにかくまちの子供たちを支えるということも大事なのだらうというふうに思います。今の現時点でのお考えはわかりましたが、例えばさらに市独自で何かさらにサポート的な、今はわかりませんが、どういうふうにサポートしていったらいいかということをお考えをしていただきたいという思いがあるものですから、今欠落するような部分についてさらに支援することを前向きに考えるかどうかということ伺いたいというふうに思います。

○議 長 教育長。

○教育長 滝川市内の高校3校ございまして、平成20年度卒業の生徒、そのうち滝川高等看護学院に進学した生徒が5名ということで、滝川市内の方がなかなか滝川の高看に進学されないという実態がございまして、その部分について何らかの支援策がとれないかということで、先ほどの奨学金のPRだけではなかなかうまくはいかないのかなというふうに思っておりますので、その部分については市立病院とも、どんな方法があるのか、入学者を確保して、滝川に残っていただくという方法、委員会サイドの方策になるのか市立病院サイドの方策になるのかわかりませんが、その部分については協議してみたいというふうに思います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 本当は今の質問で最後にしようと思ったのですが、最後の教育長の発言の中に市立病院のほうで対応するのが云々ということがあったので、1つ申し上げたいのですが、高等看護学院は市立なのです。市立病院の附属の看護学院ではないので、この条例ももともと、例えば奨学金なんかはばらばらだったものを一元化したはずなのです。運営についても本当は高等看護学院につい

ては、今は市立病院も最終的には収支は全部一体で見ますから、余り意味はないのかもしれませんが、高等看護学院に関しては病院だとか、そういう考えは私は間違っているというふうに思います。あくまでも奨学金に対しても高等看護学院の運営についても、市の費用というか、市の責任でやるべきだというふうに思っていますので、先ほどの答弁の中身、市立病院は市立病院、高等学院は市立病院というような発言を取り消すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんの再質問が滝川高看を卒業された方にいかに滝川市立病院に残っていただくかということに着目をしたときということでの何らかのそういう方法ということでしたので、残っていただく滝川市立病院側、ニーズは滝川市立病院があるということですから、滝川高看に限らず看護師の確保というのは積極的にやっているとありますが、その中でも市立であるがゆえに市立の滝川市立病院に残っていただくというような方策については、もちろん高看も含めてですけれども、最終的ないわゆる出口である市立病院とも看護師の確保策の一つとして検討していただく方法があるのではないのかなという意味で申し上げたところでございます。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 新政会の本間でございます。通告順に従いまして、質問したいと思っております。今回質問する全体の流れの中のすべての質問にかかわることですけれども、市長も私も改選からもう3年がたとうとしておりまして、残すところこれから新たな年度の政策を立てたら、それをやったらもう任期であるということなものですから、今回は22年度に向けた政策ということを柱にして質問を進めたいというふうに思います。

◎1、政権交代の影響と対策

1、行政刷新会議の事業仕分けについて

それでは、まず第1件目ですけれども、政権交代の影響と対策、行政刷新会議の事業仕分けについてということで、先ほど関藤議員の質問に対する答弁で大体わかりました。46事業あるということで、これも調べていただきまして、いろいろ見させていただきました。細かくいろいろ詰めて聞きたいなというふうにも思うのですけれども、ただ余りにもわからないことばかり、予算という形で表現されているものではないということでもありますので、この場合はその辺は割愛をしたいと思っております。ただ、1つ、若干関連があるので、地方交付税交付金につきましてなのですが、実はこれは事業仕分けとはちょっとはずれるのですが、何とかお許しをいただきたいのですけれども、先日の閣議決定の中で7.2兆円の2次補正が決められまして、その中の交付税が3兆円という表現を単純にされていたと。これはどのようなものなかとということがちょっとわからないので、分析された内容についてお知らせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまご質問のありました地方交付税の関係でございますけれども、国の2次補正における7.2兆円のうちの3兆円、これにつきましては今年度、21年度で交付税の原資となり

まず国税五税、これがかなり落ち込んでいると、特に法人税、所得税がかなり落ち込んでいるということがあります。それは国全体で46兆円の税収が37兆円台ということです。それで、約10兆円強と、9兆円ですか、その原資は約3分の1が交付税ということで、3兆円が黙っていれば交付税としても減るのですけれども、それを減らさないで交付決定をした額を保障すると、国が3兆円を全額今回の補正で穴埋めをして、7月に決定をした交付税をそのまま保障するという考え方でございまして、特に地方としては今決定された額の増減があるわけではないということであり

○議長 長 本間議員。

○本間議員 一般質問の席で仕組みについて聞いたりするのはどうかなとは思いますが…

(「だめです」と言う声あり)

○本間議員 だめですか。そうですか。ただ、市民の皆さんにもわかっていたきたいという部分があるのです。だから、7.2兆円の3兆円が交付税として来るのではないかというふうに思っているのではないかというふうなこともありますので、この場であえてやっています。ただ、税収が少なくなったら減ることについては、そういうことはずっとそういうことというふうにとらえてよろしかったのでしょうか、済みません。

(「だめだよ、それは」と言う声あり)

○本間議員 だめですか。

(「基本的にいったら……」と言う声あり)

○本間議員 そうです。一応確認を。

(何事か言う声あり)

○議長 長 答える方。総務部長。

○総務部長 事業仕分けの中に地方交付税も当然入っておりますので、質問としては関連しているかなと思いますけれども、交付税自体はご承知のように国税五税の中で一定割合を地方固有の財源として見ております。例えば所得税ですとか酒税なんかでは32パーセントとか、消費税が29パーセントでしたか、約3分の1の割合を年度当初の国の税収の5項目に従って計算しているのです。それが交付税の入り口ベースと言われている部分です。交付税特別会計の中の一つの基礎数値です。それに今まで交付税特別会計で借り入れした分の返還だとか精算分だとかもろもろ入れて、出口ベースとして交付税が15兆何ぼというふうには決まります。今度基礎になる税収が当初見込みより9兆円減ることになりますと、当然精算として21年度の精算で9兆円のうちの約3分の1、3兆円は減るわけです。ところが、交付税は既に7月に交付決定していますから、それを減らさないで交付金を保障しましょうということで、3兆円については新たに追加交付されるものではないという中身になっています。

○議長 長 通告の範囲を超えておりますので、もとに戻していただきます。本間議員。

○本間議員 余計なことをお聞きしたかもしれませんが、この件につきましてはこの辺にしておきたいと思えます。

◎2、市政執行方針の執行状況と今後

1、経済再生プランについて

2、暮らし向上プランについて

次、2番に移ります。市政執行方針の執行状況と今後ということでございます。まず、1番として経済再生プランについて、まず地産地消のふるさとづくりということについてですけれども、市長の市政執行方針ということでことし打ち出されまして、ふるさとづくり協議会をつくられて、さまざまな活動をしているのを知っていますし、自分もメンバーになったりもしているのですが、なかなか出席できなかつたりはしていますけれども、そうした中でその中で具体的に表現されていたバイ・滝川運動、それから地産地消認定制度が正直余り市民には伝わっていないとか、まだ動きが見えないなという感じがちょっとするものですから、この実施状況と年度内の見通しについて伺いたいと思います。それから、地産地消のふるさとづくりを推進する上でということで、新年度に向けた課題と方針及び具体的な施策について伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 地産地消のふるさとづくりは、ことしの年頭提言であります。気持ちからいいますと引き続き地産地消ふるさと宣言、その次の年もまたまた地産地消ふるさと宣言とやりたいくらい、これはずっと継続的に力を入れていかななくてはならない、そういうものだというふうに思います。今一気に何かがどんどん進んでいくということがあればいいのですけれども、地道に着実に滝川産品を愛してくれる市民及び地域の皆さん方の思いを含めてやっていきたいというふうに思います。その中でバイ・滝川運動と、それから地産地消認定制度はさっぱり見えないと、私も全く十分ではないと思っています。バイ・滝川運動は名前だけの感じが多くて、それでは具体的にバイ・滝川運動はどういう手段でやるのかということについて、それから地産地消認定制度は今どういう形でやっていくのかということを中心に議論中であります。今年度地産地消ふるさとづくり計画というのを協議をして、市民の皆さん方含めていろいろ意見をいただいてまとめようというふうに思っておりますけれども、この中で少し具体施策、戦略的展開方法について定めて、それが新年度予算及び市政執行方針に関係することであれば、高く掲げて議会に提案をしたいというふうに思っています。今検討中であります。

○議長 本間議員。

○本間議員 地産地消のふるさとづくりの施策を進める上で、ふるさとづくり協議会がもちろん中心となって推進する立場にあるというふうに思いますけれども、今回の事業仕分けの中で、先ほどご説明もありましたけれども、農山漁村地域力発掘支援モデル事業が廃止になるということで、それを受けて協議会をやってみましたということなのです。それがもしなくなったら、どういうふうにするつもりかということと予算計上はどのようにされるか。それと、あと組織をつくっても、それぞれの団体の代表の皆さんが集まってこられるのですけれども、実行部隊というか、そうしたものが一つの大事なポイントになるのかなといつも見て思っているのですけれども、そこら辺、そういう部分を新たに下部組織としてつけるとか、それはもちろんふるさとづくり協議会が考えてや

ることなのでしょうけれども、市長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 地産地消ふるさとづくり事業、確かに3年間にわたる国費の担保があってスタートしたことでありますが、それはたまたま国費が新たな制度としてついたから、それに乗ったわけで、目標は地産地消のふるさとづくりをしっかりとやるということが目標なわけです。したがって、私は、国が仮にどうなるかわかりません。今情報収集していますけれども、事業仕分けの結果はまだ各省庁には具体的にこうせとおりにないみたいですから、どうなるかわかりませんが、最初の目的意識、滝川市の政策として取り上げてやっていく。その結果財源担保がなくなった場合にその財源対策をどうするのかというのが2番目の仕事であると。政策をしっかりと実現していくという方向を実行していくための財源対策をどうするか。やっぱり財源対策なくてやっていけるわけではありませんから、それでは単費でもやっていくのかと、やっていく規模はどうなのか、そういう面では情報も仕入れながら、当初の問題意識を忘れずにやっていく必要があるというふうに思います。それと、今中心市街地及び地域の産業活性化をしていくのには、だれが何をやるのかの機能分担が必要だと思います。ただ、これはもう総力戦でやらなかったらどうもならぬと。したがって、総力戦で何ができるか、どこからやるのか、そこら辺をよくいろいろな市民の皆さん方の知恵だとか協議会だとかご協力いただきながら、まず行政は仕組みと仕掛けをちゃんとやって、情熱傾けてやっていくという力強い意欲が必要だと。ぜひとも行政がやることはやります。市民の皆さん方に力を入れてご協力をいただくこともお願いをしてやっていきます。総力戦でやりたいと思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 それでは、2番目に移りたいと思います。農・商・工連携の実施状況と年度内の見通しについて伺いますということと、また新年度に向けた課題と方針及び具体的施策について伺いますということですが、農・商・工連携というのはなかなか、言うはやすしというか、どうしても農・商・工連携と言って終わってしまうということが、実際に経済に大きく影響するだけのものになかなか至らせることができないという感じもちょっとしたり、そういうジレンマに陥ったりするのですけれども、読んだとおりにご答弁もいただきたいのですけれども、これは企業誘致というところも含めて、できればお答えいただけたらなというふうに思っています。

○議長 市長。

○市長 今ご質問にもございましたけれども、農・商・工連携って2つの方向があるのだらうと思います。1つは、地産地消の発想の中から展開していく農・商・工連携というのがあってと思います。私は、まずはこれを重視したいというふうに思います。一方、製造業を初めとする企業が地元資源に着目して、例えば農産物の加工をする、あるいはその流通を図っていく、そういう面で市外の企業が農業という資源に着目をして、ここに企業展開をしていくという方法もないわけではない。しかし、それは2番目の課題としたいと。力を抜くというわけではありません。まず第1番目に何をやるのか、第2番目の課題として何があるのかという意味でご答弁申し上げます。

1点目の地産地消の延長線上にある農・商・工連携というのは、大いに可能性があるというふう

に思っていますし、その具体策についてはいろいろ取り組んでまいりましたし、その芽も出てきているのではないかとこのように思います。一々ここでご答弁申し上げる必要はないと、多くの芽が出てきているというふうに思います。私が総論的に言えば目指したいのは、いい農産物がたくさんあります。いい農産物が地元の製造業を通じて少しでも加工されていく、地元の技術で加工されていく、そして地元の商店で売られていく。こういうことなしに、何かいいものつくっているみたいだけれども、いい商品あるみたいだけれども、どこで売っているのだろうか、どこかに行っているのかねと、こういうのではやはりいけない。いい商品は地元でまず消費者の心をつかみ、そしていいものがあるよということをお歳暮でもいいし、お中元でもいいし、記念品としてお贈りしてもいいし、当然市民として消費をしていただくと、そういうふうにして市場を拡大していく、やはりそういうことが大切なのではないか。したがって、そのスタートである第1は、まずいいものを市民の皆さん方に消費をしていただいて、これはいいよという高い評価を得る。そういう仕掛けをたくさんつくっていくということをまず重点に入れていきたい。ただ、問題は、それでは農産物と加工品とについて十分ロットがあるのかということ、これはまた難しい問題もあります。だけれども、難しい、難しいと言っているかもしれませんが、ぜひとも農業側からの働きかけ、それから逆にこういうものを扱いたいだけれども、どうだと、乗ってくれないかという商業者側からの働きかけ、あるいはこういうものだったら我が会社で加工できるという製造業からの働きかけとか、相互の働きかけの機会を十分つくって農・商・工連携を具体のものとしたというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 いいものを消費してもらうということなのですが、今後段のほうで市長がおっしゃっていましたが、加工です。加工したものがないと消費できないのです。だから、農協の菜種油とかドレッシングとかやったりしましたよね、例えば料理店さんでソース出したりとかもしたりしているような、いろんなことが起きてはいますけれども、ただこれをさらに加工を現実としていくための、今いろいろおっしゃいましたが、市としての取り組みというのですかね、具体的な取り組みとしてどうやって、それをマッチングさせていったりするということをやっているかなければならないと思うのですけれども、その辺の具体的なイメージについてお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長 市長。

○市長 イメージは申し上げたつもりではありますが、ここにきてかなりいろんな産品開発の意欲がわいてきているのだろうというふうに思います。こういう新しい商品開発をばらばらにやってもしょうがないので、こういういいものがあるというのは何らかの形で、片仮名使ったらまた誤解受けるかもしれませんが、いわゆるショーケース的なもの、ショーケースってこんなガラスの器という意味ではありません。仕組みとしてのショーケース的なものをつくって、そして皆さん方に幅広く知っていただくという仕組みをぜひつくっていききたいというふうに思います。きのうも、SPF豚を滝川で生産しているというのだけれども、どこで食べられるのか、どこで売っているのかと、ある団体との意見交換会の中で出てまいりました。ですから、いいものは皆さんつくっていらっしゃる。だけれども、それが情報として伝わっているかといったら、必ずしも伝わっていない

部分もある。ここら辺のことをこれから力を入れていきたいというふうに思っています。

○議 長 本間議員。

○本間議員 若干聞き方が悪かったこと、申しわけありません。具体的なことをさらに言っていたきたいというふうに思ったので、そのことはS P Fなどで表現されましたので、ありがとうございます。

続きまして、3番にいきます。街なか賑わいづくり応援団と市政執行方針に書かれました。先ほど荒木議員のマニフェストに関するところでちょっと市長が発言されておりましたけれども、女性100人というところから始まったわけです。それから、その後女性が取れまして、今は街なか賑わいづくり応援団に変わっていったというような状況になっておりまして、実態としてはこれは応援してくれる人は物すごく今ふえてきています。いろんな拠点だとかいろんなものを通じて、あとイベントだとかいろんなものを通じて物すごくふえていっています。ただ、多分市長がおっしゃっているのは、もしかしたら委嘱をしなさいということなのでないかなというふうにどうしても印象を受けてしまって、それに縛られてしまう市民もいたりして、そういうのは嫌だなど思う人には頼めないとか、いろんなことがあるわけです。そうしたふうに思っているのですけれども、その実施見通しと手法についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 マニフェストには結構踏み込んだ書き方していますから、女性だ、100人だ、委嘱するとか、この点については固定的に考えているわけではありません。しかし、このときに政権公約として考えたことは、郊外店と街なかの商店街、郊外店の弱みは何かというと、市民の皆さん方がコミュニティを持って、商店街とか商業者が一生懸命やっている、そういうことを応援してくれる。そういう市民がいるということが既存店の大きな強みだと、郊外店にはそれはないと思います。ぜひともこれを、運動として起きればみんなさらに頑張れるなど。それは市民にとってもいいし、既存店にとってもいいというふうに思ったからで、しかもなぜ女性かかというと、これは女性にこだわるつもりはありません。女性かかというと、やっぱり買い物に来るための決定権はかなり女性が持っているのではないのでしょうか。女房と買い物に行っても、私には決定権ありません。そういう意味では、女性の応援団というのは極めて重要な応援団であるというふうにも思っていますし、100人と言ったのは、それでは150人ではだめか、50人ではだめかということではなくて、そういう応援団を数多く持たなくてはいけないと。それがこれは市長として何か役割あるかなということと、ここで委嘱に結びついたわけで、本来の目的は、すばらしい街なかの商店がある、街なかの機能がある、しかもこれからコンパクトなまちにしていかななくてはいけない、そういう中で応援団の皆さん方が全面的に応援していただける、そういうことにならぬかと。そういう意味では、確かに市長も委嘱していませんし、100人かどうかわかりませんし、女性だけかどうかわかりません。だけれども、相当出てきている。これは、ご質問のあったとおりです。だから、このうねりをどういう形でさらに大きくしていくのか、大きくなっていけば、私は目的達成だというふうに思いますから、そういう意味では、行政の組織もありますし、皆さん方の組織もありますから、このうねりを大きなものにしたいと思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 今ご答弁いただきましたけれども、その手法についてはまだご答弁いただいていないと思うのですけれども、先ほど荒木議員からもありましたけれども、正直例えば現場で多分委嘱しないと市長は満足しないのではないかなとか思ったりしてやっていると、例えばですよ、思ってるんですよ、書いてあるから。やっていない気分になってくるのです。自分なんかもいろいろな方と連携してやっていますので、結構先ほど言ったとおりたくさんの方の応援される方はいらっしゃるのでは、それを応援団としてどういうふうな手法でやったらいいと思われませんか、市長。その辺なのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 私は、これを提案したときに一つの組織になればいいなというふうに思いました。ただ、今街なかでいろんなイベントが行われて、それを応援してくださる多くの皆さん方もいらっしゃるって、これを一つの大きな組織化することは適切なのだろうかという問題意識を最近持っています。ですから、それぞれの応援団が一生懸命応援をしてくださる。それに商店街の皆さん方も情熱を持ってこたえる。そういう関係ができれば、何も大きな組織をつくれればいいという問題でもない、ひょっとしたらこういう延長線上に将来それぞれの組織の連絡会議ぐらいやって打ち合わせするかいということでもあれば、あるいは問題解決かもしれないというふうにも思います。まずは、いろんな応援の動きが出てきてくださる、それにこたえるべきものはこたえる、そういう進め方が必要だと思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2番に移りたいと思います。市政執行方針の暮らし向上プランについて触れたいと思います。ファミリーサポート事業ということで出されておりました。地域として子育てを支える仕組みというものをつくる一つの具体的な手段だというふうに思います。ただ、大丈夫なのだろうか、本当に利用される方いらっしゃるのかなとか、登録される方ってどれだけいらっしゃるのかなという心配をちょっとしておりましたけれども、結構利用されているかのように聞いております。そんなこともありますので、9月開始からの利用状況と成果、そして課題について伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 利用状況等、ことし12月の8日現在ということでご答弁させていただきます。今現在登録されている提供会員さんは、14名であります。依頼、お願いするほうの会員さんは、約40名でございます。利用回数なのですが、大体1カ月延べ10回程度でございます、緩やかにではありますが、増加傾向にあるという状況にあります。成果ということでお話をさせていただきますと、1つは保育のすき間を埋めることができていると、現在の保育施設等では対応できない部分、具体的に言いますと保育所への送迎の関係ですとか、送迎の前後の託児、一時ちょっと託児するということです。それから、保育所等が休みのときの託児ですとか、この中では父子家庭の方の利用も2ケースほどあったということで報告を受けています。また、成果の2つ目としては、突

発的な託児の必要性に対する支援ということで、お母さんが病気の状態などのときに必要になったときの託児が実績としてございます。さらに、障がいをお持ちの方の託児ということもございます。この利用につきましては徐々にふえてきているというふうに思っていますが、課題ということも一方では、今の段階で申し上げますと、提供会員さん、先ほど14名ということでお答えしましたけれども、もっと拡大したいと、特に夜間ですとか日曜日に活動してくれる会員さんの確保を図っていききたいなど、そういうふうに思います。さらには、ファミリーサポートの制度の事業の周知、これにつきましてはもちろん口コミから町内会の回覧ですとか、さまざまなPRを行っておりますけれども、さらに周知をしていく上でのPR方法をもう少しいろいろ検討していききたいなというふうに思います。3カ月程度経過しているところでありまして、利用されている方にはこの事業の意義を理解をしていただけているのではないかというふうに思っています。また、今後この事業の進展、発展によりまして市民の皆さんの子育ての応援の輪を広げていきたいというふうに考えてございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 ぜひいいものにしていただきたいと思います。

次、2番いきます。放課後子ども教室ということで、4つの児童館を廃止するかもしれないという議論を放課後子ども教室推進事業という国の補助事業に乗ってやろうということでございます。導入に向けた検討内容について伺いたいということでございますけれども、今回事業仕分けの中にも入っております。国または地方自治体を実施という、ちょっとわからないことが書いてあるのですけれども、これについてまず導入に向けた検討内容についてと事業仕分けについての考え方というか、についても伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の導入に向けた検討内容ということではありますが、今現在対象となっております4館の関係者への説明を行っております。これは、7月から方針説明をさせていただいておりますけれども、10月から12月初旬にかけても確認を含めて再度地域活動連絡協議会の皆さん、それから地区育成会の皆さん、それから役員の皆さん、それから町内会の皆さん、それから母親クラブ、児童厚生員等にも説明を行っているところであります。導入に向けて、開館日の関係で前回の議会でもちょっとご質問があった点ではありますが、いろいろと地域の皆さんのご意見等も伺っている中、現行は月曜から土曜日で日祝は休みですけれども、そういうところでおおむねご了承しているところであります。また、開館時間なのですが、児童館は13時から開館しているところではあります。子供が放課後に来館する時間が若干遅くなっているということもございまして、開館時間を若干遅くする案もあります。それに伴う職員の配置も含めて検討しているところであります。職員体制につきましては、前回もご質問があったところですが、原則2名体制でということと考えてございます。

それから、具体的な活動の内容ということでも今検討しているところであります。当面は月二、三回の地域の方々にご協力いただく中での事業を設けて、それを徐々に広げていきたいなというふうに考えております。それ以外の日につきましては、通常の児童館的な自由な遊びができるとした

いというふうに考えております。また、この具体的な活動内容につきましては、子供のための総合的な計画、滝川こどもプラン、次世代育成支援の後期の行動計画になりますけれども、その策定の懇談会の中でもいろいろご意見をいただいているところであります。特に放課後子ども教室につきましては、地域とのかかわりというのがどうしても出てきます。子供の居場所づくりという視点だけではなくて、地域住民の皆さん総がかりによる子育て支援というか、そういう視点を重視しております。学習アドバイザー等の人材の確保につきましても、今児童館でさまざまな活動してくれている団体、また個人の方、また教育委員会が持っている人材バンク等を活用させていただきながら新年度から進めていきたいと、そういうふうに考えているところであります。

それと、事業仕分けのお話がありましたけれども、今は両論併記という表現になっております。できるだけ国庫補助の中でこの事業を維持していくことが我々にとってはベターだというふうに考えています。

○議 長 本間議員。

○本間議員 放課後子ども教室につきましてはいろいろご説明も受けたりはしてはしまして、内容については概略はわかるのですけれども、今市民の方にかかわっていただかなければならないと、その部分が一番簡単ではなくて、実はやらなければならないのだけれども、仕組み的にも余り手がついていないのかなというふうにちょっと思ったりしますので、新年度早々頑張らなければならない事業だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。意見になって済みません。

3番にいきます。ずっとこのことはやってきたことでございまして、ようやくことし市政執行方針に市長が前向きに上げていただいたということでございまして、3月の代表質問でもやりましたけれども、滝川駅跨線橋のエレベーター設置について、現況と実施策についてお伺いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 滝川駅の跨線橋のエレベーター設置につきましては、数年来の懸案事項としてJR北海道と協議を重ねてまいりました。JR北海道では、道内全体のバリアフリー化の進捗状況や日乗降客数の関係から、同社の持つ整備計画に滝川駅は残念ながら盛り込まれていない大変厳しい状況であります。具体的に若干申しますと、滝川駅の日乗降客数は約3,200人でございます。JR北海道では、日5,000人以上の道内31駅について優先して進めているところであり、現在31駅中19駅が実施済みとされております。いまだ3分の1以上の駅が残っているという状況であります。こういうような中、さきの国の緊急経済対策の一環でエレベーター設置を含めた交付金の制度が本年6月に創設をされました。申請主体である北海道から情報提供をいただきました以降、申請に向けまして協議を早急に重ねてまいりました。しかし、8月に入りまして総務省から本制度の事業枠を大幅に超える申請があったことで、北海道に対しまして年度内に終了しない事業については本制度の補助対象から外す旨の見解が示されました。これを受けまして、北海道といたしましては年度内に完了しない事業については申請しない方針となったところであります。滝川市としては、最後の最後まで採択に向けまして努力をしておりますが、結果として滝川市を初め同様の整備を検討していた他市町におきましても本申請を断念せざるを得ない状況になったところであります。しかし、滝川駅跨線橋のエレベーターの設置につきましては、数年来の懸案事項でもござい

ます。高齢化社会に対応します移動の円滑化や中心市街地の活性化にも大変重要な位置づけは、変わるものではございません。今後ともJR北海道と協議を進め、他の駅に優先して本駅を整備する必要性について事業内容や地域の熱意などを含め協議を行って、事業化について促進をしていきたいと考えているところであります。

○議長 本間議員。

○本間議員 このことを推進する上で、何か例えば行政だけでなく民間の動き、以前は署名活動などもしましたけれども、そういう形ではなくても何らかの要請を行うとか、そうしたものの必要性について教えていただきたいと思えます。

○議長 建設部長。

○建設部長 やはりJRに対する地元の数多くの市民の熱意というか、声がJR北海道本社に届くようなイメージで、例えば駅に対するボランティア活動だとか、そういった部分で多くの人たちがこの活動に参加してくれるといったような具体的な行動を検討していきたいというふうに思っておりますので、お知恵もそうですし、ご協力もお願いしたいと思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 ありがとうございます。

◎3、新滝川市活力再生プラン

1、「行政パートナーの導入」について

2、「補助金の見直し」について

次に移ります。3番目、新滝川市活力再生プランについてでございます。まず、1つ目、行政パートナーの導入についてということでございまして、12月1日ですか、の総務文教常任委員会の中でも報告を受けた内容についてなのですけれども、総務部からのタッグ計画の進捗の内容を見ると、行政パートナーの対象業務モデルの拡大に向けて社会教育施設（図書館、美術自然史館）等の準備を行うというふうにされているのですけれども、教育委員会のほうの図書館と美術自然史館の中身を見てみると、そういう検討される方針が示されてもいないというような状況になっているというふうに思うのですけれども、それはなぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 教育委員会でも、このことについては一生懸命検討していただいております。行政パートナーは、私のイメージではもう少し進めたいというふうに思っておりますが、実行上はいろいろな課題があって、一つ一つ可能性のある道を探っている。そのためにモデル的にやっというふうにしてはおりますが、最初は私も個人だというふうに思っていたんですが、団体のほうが適切なものもあるということで職員の議論の中で、例えば教育委員会で運営していただいております森のかがく活動センターは団体で行政パートナーとなっていただいで、やっというふうには、教育委員会もいろいろお考えをいただいで、議論していただいております。図書館とか美術自然史館、きっと行政パートナーだけではないというふうに思いますが、今教育委員会と打ち合わせしておりますのは、市民の知識だとか経験だとか、そういうものを生かす行政パー

トナーのあり方とそのほかのボランティアですとか委託ですとか指定管理だとか、そういう方法を組み合わせながら、どういう方法がよりベターなのかということについて一生懸命今市長部局とこの協議をさせていただいているという段階であります。

○議長 本間議員。

○本間議員 後ほど図書館の話については個別に話することになるのですが、例えば美術自然史館について、博物館クラブ、そうしたものに力を入れたりとか、物すごく活動を一生懸命されているのはすごく伝わってくるのです。なのだけれども、それは確かに大事なことのだけれども、コストダウンの仕組みだとか、それからあと市民がどれだけかかわっていくか、どれだけかかわっていけるかという仕組みづくりというのはまた別のところにあるので、例えば行政パートナーという制度自体が、制度はないわけですから、言葉ですから、ですから今市長がおっしゃったように指定管理と何かをちょっと組み合わせるみたいな、多分そういうことにならざるを得ないのではないかというふうに思っております。後ほどの図書館の充実についてにつながっていきますので、それと一緒にまたお答えいただきたいというふうに思います。

では、2番にいきます。補助金の見直しについてでございます。見直し方針が決定しているという報告をいただきました。どうしても一括のルールを決めて一括でやろうとするというか、こういう分野の支出には補助はできませんよ的な、そういうことをやるということがあるのではないかなと思うものですから、ちょっと心配をしております。見直し方針が決定されたようですが、その内容について伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、今回の補助金の見直しの背景としては3点を想定しております。1点は、体育協会において不適切な事務処理が発生したことに伴う再発防止策としての見直し、2点目はタッグ計画における21年度中の補助金見直し方針に沿ったもの、3点目は本年3月議会での補助金交付事務に係る行政監査報告に対応したもの、以上3点を背景として考えてございます。また、見直しの基本的な方針でございますけれども、過去のように一括と申しますか、一律カットのような削減額、目標額を定めて、そういうことではなく、原点に立ち返って一度補助目的や必要性を再確認をするということを第一としたいと考えております。また、特定の事業費に対して補助をするということを原則として、積算根拠を明確にするということ、さらにまた実績によって補助事業の効果の検証、さらにまた補助金の精算を行う。また、補助金等交付規則に基づく中間検査あるいは現地調査を実施し、チェック体制を強化するというものを考えてございます。これらの方針のもとに、新年度予算編成につきましては補助目的の再確認と目的の達成度、また補助団体の活動が停滞してはいないかどうか、また繰越金の多寡、その他補助金継続の必要性、いい効果等を検証する中で補助金額を算定し、計上していきたいと考えております。

以上であります。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 目標額はないということですので、ということになると当然いつもやり続けなければならない仕事ではありますよね。適正な補助であるかどうかというのは、いつも見なければならな

いというふうに思います。ただ、どうしても、目標額はないけれども、これだけ事業費捻出しなければならぬから、ここはやっぱりちょっとやらなければならないという力が働くと、相当厳しい、非常に際どいところで各団体もやられていたりもしたりするのでしょうかから、少ない金額でも影響を及ぼすということで、もしお金を捻出したいということが大きな目的としてあるのであれば、そこは覚悟して選別をさらにしなければならないという局面にあるのではないかとということがあります。でも、そうやって口では言うけれども、簡単なことではないのでしょうかけれども、そこら辺のニュアンスが大事だと思うので、私は覚悟を持って選択するのであればするべきだと思いますけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 補助金の選択、覚悟を持った選択、さらにまた事業の選択、予算編成時については補助金に限らず、さまざまそういう視点からチェックをしているという状況です。特に補助金見直しの関係は、それぞれの補助金について交付に至るまでの経緯、さらにまた市の政策とのかかわり、また公益上の必要性等の個別の事情というのかなり補助金の中にはあるという認識をしております。そういうものを十分勘案しながら判断していく必要があると考えてございます。

○議長 長 本間議員。

◎4、教育行政執行方針の執行状況と今後

1、義務教育の充実について

2、図書館の充実について

○本間議員 それでは、次に移りたいと思います。教育行政執行方針の執行状況と今後ということでございまして、義務教育の充実についてということでございまして、確かな学力の育成についてということでございまして、少人数指導、チームティーチングの実践研究における現状の成果と課題について伺います。また、全校全学年への拡大に向けた方針について伺いますということですが、全国学力テストの話が先ほど関藤議員との間でされていましたが、芳しくない状況なのではないかなという感じがいたします。よく言うのですけれども、地域から東京の学校を仮に受けたときに、すごいギャップを感じてしまうというような状況が実際にはあるようでございます。現状は、第二小学校の3年生と第三小学校の4年生ということで、加配するというを基本にして考えないといけないような仕組みになっているのだらうなというふうなことでございまして、先ほど関藤議員から習熟度別ということで、少し突っ込んで話してしまいますので、習熟度別ということでクラス分けというような話もありましたけれども、そうではなくて数学と例えば英語に絞り込んで習熟度別でその時間は行うということを前に1期目のときにも大分その話をさせていただいたこともあるのですけれども、なかなかそういうふうなことは受けとめていただけていないので、こんな感じで話をしているのですけれども、まず現状、もう一度戻りますけれども、そうしたことをお聞きしたいので、少人数指導とチームティーチングの成果と課題と、それからそれを全校全学年に広く拡大するというのをやるつもりでいらっしゃるのかということについてと今申し上げました習熟度別等につきましてもお伺いしたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問いただきました少人数指導、チームティーチングについて、初めに現状と成果と課題についてそれぞれお話しして、その後方針についてお答えしたいと思います。

今議員さんからもありましたように、滝川市では市費を使いまして少人数学級を実践研究事業として小学校3年生、4年生において複数学級を有する学校、学年で第二小学校の4年生、第三小学校の4年生で行っております。また、北海道教育委員会の少人数学級実践研究指定事業、この指定を受けまして、小学校1年生、2年生及び中学校1年生で同じく複数学級を有する学年において35人を基準として学級編制を行っております。こちらで該当する学校は、第二小学校、第三小学校、東小学校、明苑中学校、開西中学校の5校です。少人数学級実践研究の成果についてですが、1つは各教科の指導において個に応じたきめ細やかな指導が可能となっているということです。とりわけ単元テスト等の結果から各教科における基礎、基本の定着につながっているという声が出ております。また、2つ目として、生徒指導などの面において個々の児童生徒とかかわる時間がふえるため、児童生徒理解を深めることができるというよさが挙げられております。3つ目として、少人数の学級編制により日常の学級生活全般を通じて児童生徒個々の活動場面を多く設定することができ、発言力や行動力の向上につながっているという成果が挙げられております。課題といたしましては、現在少人数による学級編制を実施している学年が小学校高学年、5年生になるとき、それと中学校2年生へと進級した際に1学級当たりの人数が40名近くに増加することから、継続した指導体制の充実が学校の課題となっております。

次に、チームティーチングの指導にかかわってです。現在市では、東栄小学校、江部乙小学校を除く9校に1名ずつ加配措置がなされており、各学校の教育課題や児童生徒の実態に応じて実施学年、実施教科を設定しながら複数の教員による指導体制をとっております。小学校では主に低学年の国語、算数、中学校では数学が中心となっております。チームティーチング指導の成果といたしましては、1点目として、つまずきのある児童生徒への個別指導などきめ細やかな指導が可能となり、児童生徒の基礎学力及び学習意欲の向上に効果があった。2点目として、教師の指示に対して作業に取り組むことができない子や集中力が持続しない子、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、情緒面からのサポートも可能となっているということが挙げられています。3つ目として、中学校の選択教科で教員の加配により選択科目が増加し、生徒の興味、関心に応じた選択教科の履修が可能となりました。チームティーチング指導の課題でございますけれども、複数指導の特性を生かしながら児童生徒の課題や習熟度に応じて少人数指導を実施するなど、各学校においてより効果的な指導のあり方を検討していく必要がある。

最後に、少人数指導、少人数学級、それからチームティーチング指導の今後の方針でございますけれども、少人数指導につきましては引き続き小学校3、4年生については少人数指導が可能となるような予算措置を講じまして、研究を重ねていきたいと考えております。また、5、6年生については、専科制をとっている学校が多いことから、単に少人数学級の学年進行という形ではなく、教科担任、専科教員の配置等も考慮しながら、より多くの教員が子供たちとかかわることできめ細かい指導が可能となるよう対策を考えていきたいと思っております。チームティーチング指導につ

きましては、引き続き道費のチームティーチング教員加配、市費の教育相談員の配置について継続することで複数の教員による指導体制の充実、拡大に努めていきたいと考えております。

最後に、習熟度指導についてですけれども、先ほどの関藤議員のご質問にお答えしたように、習熟度の指導については、その効果、それから指導法の改善という意味での効果については意見の一致を見るところですので、各学校で必要に応じて可能な範囲で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 概要とかは、詳しくご説明いただきました。まず、これは今聞いていてもどの程度の成果が上がっていて、子供たちはどうなったのだろうかということは伝わってこないのです。例えばそれでテストをその前後にやって、いいか悪いかという話にもならないのかもしれないのだけれども、そういうことが知りたいというか、子供はどうなったのだというのはやっぱり大事だと思うので、そういうことが知りたいということが1つと、それからやはり思い切ったことを一遍にやらないとだめなのではないのかなと思うのです。道費を使ったり、細かくモデルケースとしてやったりとかやっているのですけれども、少しずつは広げる努力されているのはわかりますし、評価できないことではないのです。ですから、このことがいいかどうかをきっちりリサーチしてというか、子供にとってどうなのだというのをリサーチして、なるべくまとまって、よりいい方向を見つけて、習熟度別というところも含めて滝川独自の特色のある教育に結びつけていくような迫力を持った施策をやっていただきたいという意味なのです、ここで聞きたいのは。そういうことについて、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 少人数学級の意義につきましては、1つは学力の向上ということもございますけれども、特に小学校1年生、2年生で行っている35人学級につきましては、小1プロブレムということで、幼稚園あるいは保育所から1年生に入ってくる時のそのギャップを少しでも解消するという意味もございます。生徒指導の面ですとか学級経営の面において、よりきめ細かに教師の目が行き届くという意味での35人学級ですので、学力面だけということではございません。また、中学校1年生の道教委の35人学級につきましても、小学校6年生から中学校のよく言われる中1ギャップということに対応するためにきめ細やかな指導ということで取り入れられているものです。滝川市の3年生、4年生につきましても、ちょうど中学年ということで、ギャングエイジとも称されますけれども、中学年、3年生になったときに活発な集団活動ですとか仲間づくりだとか、そういうことにも十分対応していくということで35人学級を取り入れているわけですので、このことにつきましては各学校の教職員、それから保護者からも大変意義があるという評価もいただいております。これらについては、今後も継続していきたいと考えておりますし、道教委も引き続き継続という考えを持っているというふうに聞いております。ただ、先ほどもお話し申し上げましたけれども、小学校高学年の段階で35人学級が有効なのか、教科担任制あるいは専科制という形が有効なのかということにつきましてはいろいろと意見が分かれるところがございますので、各学校、それから関係の方のご意見も聞きながら早急に判断していきたいと思っております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 確かに35人、少人数指導をしているということは皆歓迎だと思います。そのことは、絶対悪いことではないのではないかなというふうには思うのです。ただ、いずれにしても予算もかかる話なので、だからそうしたことも含めて、果たして全部に広げることができるのかというのも、これだけ時間かかってやっているのだから、やれるのだったら一気にやればいい話なのかもしれないのです。そこら辺のことも含めて、組み合わせたりいろいろしながらやらなければならないのかなというふうに思うわけです。ですから、要するに滝川式の新たな教育システムというか、そうしたものを構築した上でしっかりやるお考えについて伺いたいと思います。教育長からいただければありがたいのですが。

○議 長 教育長。

○教育長 議員さんおっしゃるとおり、少人数学級、該当は今第二、第三小学校の2校だけということです。滝川市内は学級が大きな児童生徒数が多いところと小さいところと極端ですから、35人学級制度を仮に全学年導入したにしても、特定の学校しか、学年進行でそのままいくことになりまますので、実際には教員1人当たりウン百万円という予算をかけてやるということになりますので、その辺の判断はやっぱりすべきだと。お金の問題だけではなくて、学年に伴います教育効果をどう高めるかという手法について先ほど申しました専科、今は学習支援員、相談員等を各学校に配置しておりますけれども、それも一律の時間数で配置ということになっていきますから、そういうことにも着目をしながら、どういう方法がいいのかというのはこれから検討していきたいというふうに思っております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 時間がだんだんなくなってきました。済みません。

では、次に移ります。いじめ問題の現状認識について、これは12月1日の総務文教常任委員会で9月にやったいじめに関する実態調査のアンケートの結果について報告を受けました。ただ、その際にも申し上げたのですけれども、それは一つの判断というか、分析要素の一つである、分析材料の一つであって、実際の分析ってどうなっているのですかという、その時点ではお答えできない状況にあったと思いますので、現状把握している件数とその分析について伺いたいと思います。また、現在行われているいじめの対応策と未然防止策について伺いたいと思います。お願いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 本年9月に実施いたしましたいじめに関する実態調査の結果を含めまして、平成21年11月末現在におけるいじめの認知件数とその内訳についてお答えいたします。小学校で33件、中学校で5件、合計38件となっております。その認知のきっかけといたしましては、児童生徒からの訴えが21件、保護者からの訴えが2件、担任による教育相談が1件、いじめ相談電話が1件、9月に行いましたいじめ実態調査からわかったものが13件となっております。いじめの内容といたしましては、重複いたしますけれども、嫌がらせが16件、悪口14件、仲間外れ5件、物隠し5件、無視をされた3件、中傷の落書きをされた1件、ネット上の書き込み1件となっ

ております。これらに対して指導を行いまして、その結果解決したものが小学校27件、中学校1件の28件でございます。継続して指導を行っているのが小学校2件、中学校4件の6件、計38件となっております。これらのいじめ実態調査、それから毎月のいじめの調査からわかったことですけれども、子供からのサイン、その一つ一つのサインを受けとめながら、各学校でいじめの認知を行っているところですよ。今回いじめの実態調査、9月に行いました実態調査によって、いじめられていると回答した児童生徒に対してそれぞれ教育相談を行いまして、13件をいじめとして認知し、9件について解決が図られました。今回のこのアンケートの有効性、早期対応の有効性も十分考えながら、次年度以降の取り組みにつなげていきたいと思っております。

現在各学校で行われています分析も含めた取り組みでございますけれども、滝川市いじめ問題指導マニュアルに基づきながら校内体制を構築しております。各学校では、相談室や相談箱の設置による相談体制の充実、スクールカウンセラー、教育相談員との連携を図った指導、いじめ根絶に向けた児童会、生徒会主体の取り組み、いじめの早期発見に向けた教育相談、意識調査等の実施を行っております。教育委員会といたしましては、これらの各学校の取り組みを支援しながら、いじめの早期発見に向けた全市的な実態調査の実施、児童会、生徒会主催によるたきかわ子ども会議の実施、これらを通しながらいじめの未然防止、早期解決、特に子供たち一人一人の内面化、意識化を目指して、それが行動、実践につながるような取り組みを進めております。また、いじめについては学校だけで行われているわけではなくて、地域、家庭に帰ってからもその気づきが必要なことから、家庭や関係機関との連携を図りながら、家庭での様子から気づきを促しているところですよ、学校も教員による気づき、そして子供が相談しやすい環境づくりということで、学校、教育委員会、家庭と連携しながら対応策を進めているところですよ。

(何事か言う声あり)

○議長 本間議員。

(何事か言う声あり)

○本間議員 そうですかね。

まず、分析というか、件数はお聞かせいただきましたが、38件ですか、については、その前にもいろいろ資料は見させていただいたかとは思いますが、これは傾向としてはふえていられるのか、減っていると思われるのか。あと、それからアンケートの際に幾つかの状況に分類されてましたよね。いじめと認知して報告予定、個別相談等を検討中、実態調査の結果解決が図られ、いじめの認知に至らないと判断とか、そういうふうに分かれているので、その甘さはないのかということが正直ちょっとあったのですけれども、そこら辺の判断基準というのですか、38の、それに対する変化というのはないのかどうなのか、そうしたことも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今回38件の件数を数えたわけですが、件数といたしましては昨年同期が小学校5件、中学校4件の合計9件ですから、数としては圧倒的にふえております。ただ、昨年いじめの実態調査を12月に行って、学校で対応したのが2月ということで、その際、昨年度末、

ことし3月の件数では小学校10件、中学校13件の23件ということで、件数としてはことしのほうが上回っております。ただ、これにつきましては、この9月に行った実態調査が有効だったというふうに判断しております。この中でいじめの早期発見、早期対応が可能となったというふうに判断しております。それから、いじめの認知件数が13件というふうにお話ししましたけれども、この13件につきましてはいじめの実態調査からわかったのが13件というお話ししましたけれども、実態調査の中でいじめられているといういじめの訴えが180件ほどありました。その中からそれぞれ学校で児童生徒との教育相談、それから保護者との対応なども含めて、そしてこの13件、認知に至らないということで解決したものを取り除いた数がこの13件ということですので、一つ一つ丁寧に対応できたのではないかなと思っております。それから、この件数が甘いかどうかということですが、決してこの数だけで、数が減ったからこれでよかったということではなくて、この13件の中には子供たち一人一人がかかわっている子がいじめている子、いじめられている子、周りにいる子ということでのいるわけですから、それぞれ学級指導ですとか、学校の中でこの結果から教育相談を、あえて計画にない教育相談を行ったり、あるいはアンケート調査を再度実施したりとか、いろいろな手だてをとっておりますので、今回早期発見したことが深刻ないじめに至らないことにもつながると思いますし、この時期の気づきとしては十分有効だったと思っておりますし、引き続きアンケート調査なども行いながら対応していきたいと思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 昔はゼロだったりしたのですよね、大分前は。だから、この差ってどういうことなのかなということもありますし、要するにふえたのはいじめがふえたのか、それとも報告がふえたのかということの判断って非常に難しくなっていると思うのです。だから、実態調査というのは、ある程度要素だとか、それぞれの学校の判断の仕方だとか、そうしたものもしっかり指導していかなければならないのかなというふうに思ったりは、指導という言い方はちょっと上からでしたね、そのように感じております。これは意見になりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、図書館の充実についてでございます。ずっと図書館のことについてはテーマの一つとしてやってきたつもりでありますけれども、いよいよ3月に補助申請をするということで、まちなか移転実施計画が策定されました。その運営について、まず1点目です。休館日が毎週木曜日と祝日となっておりますけれども、年末年始等及び図書館整理日を除く無休体制が望ましいと思えます。どのようにお考えかお聞かせいただきたいのですけれども、先ほどの行政パートナーということに対する検討がされていないのではないかなということともつながっているのです。ですから、職員がやるからできないのではないかなというふうな認識しか持てないのです、これ見ると。だから、せつかく新しい図書館にするのだから、まさか休まないだろうと思ったら、見事に休む計画されましたので、これは納得できません。ですから、それについてと行政パートナーの検討についてあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、駐車場不足、視聴覚機能がない、バックヤードが十分でない、学生の自習スペースがあるのだけれども、十分でない。それで、面積の不足等による機能不足が感じられるのです。過

去には、市役所に置くというときに機能を分けて違う場所にも置くというふうな、ご答弁なのか、お返事なども若干、非公式かもしれませんが、いただいた経緯もあつたりします。そうしたことから、子供図書館を分離するなどの計画見直しが必要と思いますが、お考えを伺います。市民委員会等でいろいろご意見をいただきながらやってきて、この結論に至ったことは存じておりますけれども、現状3-3地区だとか第一パーキングだとかスマイルビルとか、実は深刻なことになる一歩手前にあると思います。ですから、どうしてここで引き延ばさないで3月に補助申請しなければならぬのかということのも実際はちょっと残念な気分で、今通告をちょっと外れているかもしれません。僕の気持ちを申し上げています。あと、まちづくり交付金との関係、事業仕分けに当たりましたので、その辺についてもお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 ただいま図書館の充実についてご質問いただきました。移転に向けて、移転の実施計画を策定させていただいたところです。1点目、無休体制でやるべきだという質問をいただきました。私どもの内部でもいろいろ議論しているところです。休館日については、平成23年秋にこの市役所に移転を予定しておりますが、平日の時間を延長させたい。今5時で終わっているものを夜9時まで、月、火、水、金は……

(何事か言う声あり)

○教育部次長 夜9時まで、失礼しました。時間間違えましたが……

(「7時です」と言う声あり)

○教育部次長 失礼しました。夜7時まで。申しわけございません。現行から2時間ふやしまして、夜7時までの開館時間としたい。それから、土日については現在どおり5時までなのですが、祝日と重なっても開館をさせたい。そういう中で最も利用頻度の少ない木曜日を1日、週1回休みをいただいて、現在の運営体制から身の丈に合った効率的な運営を図りたいという考えであります。ただ、今議員から行政パートナー含めて、そういうところの経費の運営のところから全部あけられないかというふうなご質問をいただきました。内部でもいろいろ議論をしているところはもちろんです。先ほど市長のほうからも前段の質問に対して、行政パートナーの検討についてお答えしていただいたところなのですが、我々としては施設の設置目的、使命というものがありません。これを十分に果たしたいというところがまず先にあります。社会教育でいいますと、例えば公民館講座を昭和60年からリブライターのほうに委託をしております。それから、たきかわホール、文化センター、体育施設はもちろんのこと、総合福祉センター、勤労青少年ホーム、音楽公民館、指定管理ということで官から民への流れというもので、比較的誠実にといいますか、一生懸命取り組んでいるつもりであります。ただ、議員からご指摘のあった図書館及び美術自然史館のことについて、その設置目的といいますか、使命といいますか、それらをどうやるかというのは非常に苦しんでおります。これらのプログラムは、皆さんのボランティアのもとで支えられている事業です。図書館も32名のボランティアの方に来ていただいて、いろいろな事業をやって、装丁とかいろいろなことの仕事をやっていただいております。美術自然史館についても、さまざまなプログラムについては、博物館クラブももちろんのこととして、ボランティアの人によって支えられて、いろいろな事業を行っている

ところでは、我々としては、施設そのものの機能といいますか、を決して低下させないということを前提として、とはいえ行政パートナーは未来に開かれた制度だと思えます。パブリックのあり方をどうするかというのは大変、私どもとしても検討するということはもちろんなのですが、現行の中ではこういう移転実施計画の中の効率的な運営の中で他の館と同じように週1回休館を設けるような形の中で図書館運営を考えたいというところではあります。

それと、2点目、市庁舎に移った図書館について面積不足を起こして、いろいろ弊害があるのではないかというご指摘がございました。実際は、面積はふえます。現行の市立図書館は1,192平米なのですが、市役所に移ったときには1,412平米、220平米ほどふえることを予定しております。特に閲覧スペースについては、現在の485から1,026ということで2倍以上にふえます。今現行の市立図書館は1階と中2階と2階に分かれて3層に分かれておりますが、それがワンフロアで閲覧スペースができるということで、使い手のいい図書館になると私どもは思っております。ただ、ご指摘のあった駐車場の問題、これは今文化センター、図書館共同で250台の大きな駐車スペースを持っておりますから、それに比べますとこの市役所は110台、それから市立病院が新たになりまして、駐車場190台ということで広がります。この中で効率のいい運営をさせていただくことになるのかなと思えます。図書館としては、アクセスのいいところに移ってきますから、公共交通機関であるとか自転車であるとか、そういう利用も呼びかけていきたいと思えます。自転車におきまして、今現在72台の駐輪場がございましたが、もし足りなければさらに広げることも検討したいと思えます。

さらに、幾つかご指摘をいただきました。視聴覚機能の関係については、これは現行の実施計画の中ではアニメーションとか一般映画、ハリウッドの映画とか、そういうものを見せる映像ブースについては考えておりません。限られたスペースですから、そういうスペースよりも基本的な文献、本を並べて、市民の方と本との出会いの場をきちんとつくろうという、これは社会教育審議会等々のご意見の中からそのような方向を考えております。ただ、映像資料はそれだけではありません。CD、DVD、官公庁で刊行するものやいろんなデータがございました。これらのものについての視聴覚機器の整備は、これは行っていきたいと思えます。それから、学生の自習スペースも少なくなるのではないかとご指摘ですが、現行50平米ほど図書館にあります。これは、同じ大きさで、この市役所に移ってきてもそのスペースは確保したいというふうに考えております。それと、子供図書館の関係についてもご指摘をいただきました。失礼、その前にバックヤードについてのご指摘もありました。これは、バックヤードは図書館に大事です。庁舎内のスペースを有効に活用して、バックヤードについて支障のないように努めたいと思えます。

それから、最後に子供図書館であります。私どもの新図書館は3つの大きな特徴を持つ、子供、情報、市民協働をやろうということで掲げています。子供図書館についても、アンケート等でもたくさんご意見が寄せられております。今まで1階と2階で分かれていたものですから、非常に使いづらいという意見が多い。今回ワンフロアの中で大人も子供も一緒に本を借りれるということで、アンケート等でも大変期待する声が多うございます。それで、我々としては、切り離すのではなくて、親子で図書館を楽しんでいただくというような設計に向かいたいと思えます。ただ、図書

館本館ではありません。親子が集まるサークル施設、商店街など拠点施設等に向けて、本の団体貸し出しであるとか、それから読み聞かせの会であるとか、いろいろなイベント等にも出て行って事業展開を図りたいというふうを考えています。

どうぞご支援を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 なるご答弁いただきましたけれども、まず職員だから休日をこのようにしなければならぬのかどうかということをご答弁いただきたいということと、それから32名ボランティアがいるというけれども、職員の人数あれだけいて、32人ものボランティアがいて、それだとボランティアを無償の労働者と勘違いしているということはないですかね、ちょっとその辺が気になります。だから、仕組みもちゃんとつくって、みんなもそれなりに安い賃金でも働いて、やることのできる仕組みをつくったほうがずっといいと思うのですけれども、どうしてそれができないのか、さっぱりわかりません。それについてのお考えをお伺いいたします。

それと、子供図書館の分離というのは、要するに現状より広いとおっしゃっていましたがけれども、思いっきり広くしたらどれだけいいことあるかなと思いがらいるのです。例えば駅前広場「く・る・る」という場所があって、その辺に子供図書館があって、その人たちが管理をされていて、お金かかりませんよね、余りかからないのです。そうやってやっていくときといい。「とんとん」という施設もあるし、子供たちが走り回る場所もできて、そうしたことがつくれるかもしれないと思うのですけれども、そうしたお考えについてお聞かせください、もう時間ないので。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 1点目の休日の関係で、もちろんコストのことは当然あります。図書館運営の中で開館日をふやすということは基本的なコストがもちろんかかる話ですから、ただ館の運営をするときに行政パートナーだから無休でいいとか、職員だから1日休むということではなくて、総体的な効率的な運営の中で図書館の運営というものを考えていくのだらうと思います。

それから、2点目のボランティアの関係なのですが、これは本の整理と装丁とか、それにかかっていると思います。本の好きな方というのは市民の方にもたくさんいらっしゃいますので、図書館のそういう整備、図書館にかかわることに非常に意義を感じてくださる方がいて、そういう中でこういうボランティア活動があるということをご理解いただきたいと思います。

それから、「とんとん」との充実をということでしょうか。

(「連携です」と言う声あり)

○教育部次長 当然図書館は、図書館本館だけではなくて地域全体に図書の本の光をとといいますか、そういう事業をやりたい。それで、実施計画の中でも地域連携とか学校連携ということを掲げさせていただきました。特に地域連携等々の中で、地域で守る主体的な自分たちの本棚みたいなことはぜひ我々としても支援の取り組みを行いたい。「とんとん」についても、ぜひそういう魅力的な場所として図書館の支援をしていきながら自立に我々も力を発揮したいと考えています。

以上です。

○議長 長 教育長。

○教育長 1点、休館日の関係なのですけれども、正規職員を前提に、職員だから休館日が必要なのかということですが、先ほど次長のほうから申し上げましたとおり、平日の時間延長という部分も含めて、今行政パートナーとか指定管理とかという制度やっておられませんから、基本的には現行職員で考えた場合、それに図書館ボランティアの方がさまざまなお手伝いをいただくという前提で、現行の体制での設計ということになっておりますので、先ほど言いました平日の時間延長も含めて何とか想定している人数でやり切りたいというふうな考えでおります。ただ、今後実施設計を行うに当たりまして、全く今の段階で例えば行政パートナーですとかそれ以外の形ですとかと、さまざまな形を今の段階でオミットしているわけではございませんので、さらに実施計画に向けて、本当に休館日の問題が解決できるのかどうなのかというのは検討していく必要があるというふうに思っております。また、行政パートナー等も含めて、それぞれに応じたスキルをお願いをする方に持っていただくというのが、お願いできる方がいるというのが大前提になりますから、そういう意味ではまず今のボランティアさんから一緒に図書館づくりをつくり上げていきたいなというふうに思っております。

○議長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

ここで休憩を入れます。再開は3時40分です。休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時42分

○議長 長 では、再開をいたします。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀でございます。通告の順序に従って質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

◎1、行政改革

1、市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランについて

1番目の行政改革でございます。市役所づくり推進プランについてお伺いをいたします。さて、先日、11月ですが、人事評価制度につきまして神奈川県厚木市に視察に行っていました。そのときの人事評価制度の概要について、ちょっと読ませていただきます。人事評価制度の必要性ということで、地方分権の実行段階から新しい時代を迎えている今日、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、行政に対する市民ニーズは高度化、多様化してきている。このような状況の中、地方公共団体はこの地方自治新時代に的確に対応していくために柔軟かつ弾力的に対応できるように自治力をアップすることが重要であり、そのためには職員の資質のより一層の向上を図

り、その有している可能性、能力を最大限引き出していくことが重要である。そのためには、職員一人一人にこれまで以上に専門的な知識や判断力、そして新たな課題に挑戦する意欲が求められる。それには、まず職員がどのような分野に適性があり、どのような分野をさらに伸ばす必要があるかを把握することが必要となってくる。以上のことから、本市ではさらにステップアップした職員の人材育成のために、これまでの勤務評定を見直し、職員の仕事の成果、取り組み姿勢及び職務遂行上に見られた能力について統一基準で公平に評価する人事評価制度を平成15年4月から導入することにより、職員の能力の向上やモラル、士気の向上を図っている。こういう説明でございました。本市におきましては、この改革推進プランが当然作成されまして、本市の計画自体もほぼ同じような趣旨になっているというふうに思います。そこで、お伺いをします。この人事評価制度は、私にとっては市役所の中で最大限に必要な課題であるというふうに考えております。そこで、本年度人事評価制度の部課長への試行がなされていると思います。計画ではそうなっておりますので、その内容について伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 職員の能力開発がさらに求められる。大きく変化していく社会という時代背景があるというふうに思います。そのためには、ご質問にありましたように職員は一層研さんに励むと、組織として研修体制をどうするのかと、個人として自分の能力をどう高めるのかと、これと同時に人事評価制度も適切に導入していくという両面で職員の能力開発に努めているつもりであります。人事評価制度であります。北海道の自治体ですべてやっているわけではなくて、道外のことはわかりませんが、結構早い時期から滝川市は人事評価制度をやっているのです。これまでも改善してまいりました。本人との面談を行うと、あるいは自己評価制度を取り入れて、面談の結果評価者がちゃんと評価をすると。この自己評価と面談結果の大きく違うところは、改めて評価をすると。いろんなことでやってまいりました。ただ、足りないところはどこかということ、一生懸命頑張るほとんどの職員としからざる職員との間に適切な評価結果が生かされるのかということ、民間のようにはいつていないというふうに思います。そういう意味では国家公務員の、そういうこともやってきているのですよ、極端に評価が低いという方については適切な対応を率直に言って給料面でもやっている部分があります。しかし、国家公務員も人事評価制度を変えました。そして、成果主義ということも打ち出してまいりました。したがって、そういう滝川市は滝川市のやり方があるというふうに思いますけれども、一つの基準があって評価するというのはやはり地方自治体としても適切ではないのかということで、国家公務員の人事評価制度を参考として導入をしていくつもりであります。本年度は、管理職を対象に試行いたしますが、定期評定の時期は2月でございますので、来年の2月の定期評定の実施に向けて、今最終的な詰めをやっているところであります。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今市長からの答弁をお聞きしましたが、厚木市では期末手当に対してこの評価を年2回やっているのが実情です。それで、また1年間を通しまして、その評価を持ちまして昇任、昇格等、また人事配置に活用しているということで、厚木市は5年過ぎましたけれども、職員の評価は

7割以上はこの制度を評価しているというような実態があります。当市におきましては、当初の予定では人事評価の結果を給料、手当に反映させる仕組みづくりと個人の目標設定、進捗状況の確認などを定期的に評価する新しい人事評価制度を構築すると、こういう目標です。これは、まさしく厚木市と変わらないと思います。そこで、市長の答弁の中に過去にありましたが、やる気のある職員をしっかりと登用していくべきだと、これが市の活性化につながるのだという答弁をいただいています。私もそのとおりだと思います。失礼ですが、公務員の皆様は一生懸命頑張らなくても必ず給料が上がる仕組みになっていますので、そうではなく頑張った人はそれなりに手当として変わる、還元される、そこそこ流されてやっている人は減らされる、こういう仕組みを厚木市のように適用していく、採用していくことが非常に大事だと思います。恐らくそれは職員の皆様にとっては刺激的になりますでしょうし、悔しい思いもするでしょうし、嫌気の差す人も出るかもしれませんが、ぜひこの人事評価制度につきましては早急にやられるべきでないか。このプログラムの順番でいくと2023年度まで試行が続きます。実施は25年度以降になると思います、早くても。そうではなくて、市長、もう少し早めてやっていく意思はあるのかないのか、また厚木市を参考にするような予定があるのかないのか、それをお尋ねします。

○議長 市長。

○市長 消極的にとられたら困ります。私は積極的にやると、これは助役の時代から主義一貫しています。だから、頑張る者が報われる社会でなくてはいけないというふうに思いますから、基本はそこを土台にして進めていきます。ただ、民間でも最近行き過ぎた成果主義ということの問題も出てきています。私は、行き過ぎないようにしっかり制度設計をしなくてはいけないというふうにも思います。そういう意味では、まず今年度管理職にモデル導入する。次の段階では、職員全体の制度としてこれを実施をしていく。それをいつまでモデルでやるのか、モデルが終わって、本格実施はいつなのか、ここら辺のことはできるだけ早く進めていくということを前提にして制度設計したいと思っています。

○議長 堀議員。

○堀議員 そこで、行動計画の中で、豊田市の視察をして人事評価制度を視察していくという予定になっていますが、実際豊田市に行ってこられたのかどうかお聞きします。

○議長 総務部長。

○総務部長 人事評価先進地、豊田市はかなり先に進んでいます。豊田市からはたまたま事業評価のときに、その当時職員課長だった、その後東京事務所長でありました方がたまたま滝川にいらして、かなり詳しい講義をしていただきました。そういう点で内容等も把握しております。その他先進地に対しては、札幌等も含めて情報収集をしているという状況でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 私の感じるところをそのままお伝えしますが、このプログラムは素晴らしいプログラムができておりますけれども、絵にかいたもちにならないように、何度もそのことはお願いし、訴えておるところであります。どうか着実にいいものを目指して向かっていただくことをまず希望として要望しておきます。

◎2、福祉行政

1、介護について

次に、福祉行政についてでございます。介護全般についてお尋ねをしたいと思います。公明党は、全国3,000を超える地方議員によりまして介護に対する総点検運動を行っている最中でございます。事業主、それから世話をしている介護員、それから介護されている側、それから介護従事者と、こういう分野でアンケート調査を実施しているところでもありますけれども、その中で、その点検運動の中で基盤整備が必要なのではないかというふうなことが出ております。基盤整備、どういうことかといいますと、例えば同居していた家族、おじいちゃん、おばあちゃんでもいいのですが、脳梗塞なり認知症になったと、だれかが必ずその人を見なければならぬと、そのときに仕事をしている息子さんなり娘さんがどうしても介護に従事しなければならないので、仕事をやめなければならないと、こういうような状況が出てきます。それはなぜかといいますと、特別養護老人ホームの入所がままならないと、待機していなければならない、そういう状況があるようでございます。恐らく滝川でもそういうことがあるのではないかとというふうに推測ができるわけですが、緑寿園の特別養護老人ホームについての待機者の現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成21年の12月1日現在でありますけれども、特別養護老人ホームの待機者数は127名でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 127名の待機者がいるということですが、当然その方たちの家族で127名の方を自宅で介護しているというふうに認識してよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今待機されている127名とお答え申し上げましたが、その待機者の約5割ぐらひは老人保健施設のすずかけに入所してございまして、さらに特養への入所を希望されているということでございます。実際、これはことしの9月現在の話なのですが、在宅で待機されている方につきましては19名ということで数字を把握してございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 介護制度というのは、地方自治体によってサービスの内容がいろいろ乖離があるというか、サービスの提供の仕方が違うということで、各自治体によってはサービスの内容が随分違うと思います。その格差というのは、今後どんどん広がるのではないかとというふうに言われていますけれども、大事なことは生活をしていく上で、当然仕事ができる能力があり、仕事を持っているのに介護のために失業しなければならないということは大きな社会問題でないかとというふうに考えます。そういう意味で、行政で何らかの形で手当てをしてあげなければならないのではないかとというふうに思います、その辺についてのお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 申し込まれている方、待機者の方につきまして、入所に際しては判定会議という

ことで実施しております。その判定の要素といいますか、それにつきましては要介護度ですとか精神症状や行動障がい、また介護者の状況、さらに生活や経済状況に基づきまして5段階の評価による1次判定をまず行っております。その後特殊事情等を加味しまして、AからEの5段階評価の中で総合判定をして、入所を決定しているところでありまして、この順番がなかなか回ってこないのではないかなというお話なのですが、この辺の判定の際のポイントなんかもご家族の方にも説明をしていただいて、介護度の高い人から、いろんな要素を加味しますけれども、高い人からできるだけ入所してもらっているというところでありまして、年間で見ますと、これはちょっとアバウトではありますが、約60人ぐらいの方々の出入りは1年間の中で見ますとあるということでご答弁させていただきます。

○議長 堀議員。

○堀議員 そういうふうに重要度というか、によって入所の基準を決められているという意味ではよくわかりましたが、根本的に入所数が少ないのではないかなというふうに思われるわけですが、今後当然どんどん高齢化が進んでいくわけですが、2番目の2025年の75歳以上の我々の団塊の世代ですが、そういうときになったときにも今の現状のままの形態の施設のあり方でいいのかどうなのか、また民間がそれにかわるものができるのかどうなのか、その辺含めてお伺いをしたいと思います。質問の通告では受け入れる施設の予想数をなんて、ちょっとアバウトな表現で申しわけなかったのですが、要するに今のような事態がどんどんふえていくのではないかなというふうに推定がされるものですから、あるべき施設、サービスを充実させていかないと、社会的な問題としてどんどん広がっていくのではないかなというふうに危惧されますものですから、その辺の対応の仕方なり等をお聞かせ願います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 2番のご質問ということでよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

○保健福祉部長 ご質問は2025年の75歳以上の人口割合、また受け入れ施設の予想数ということでのご質問でございます。当市の将来人口の推計でありますけれども、2025年には人口がおおよそ3万5,800人ぐらいと、このうち65歳以上の高齢者が2025年には、65歳以上ですが、1万2,700人ほどになります。現在より約1,000人増加、8.2パーセント増ぐらいと見ています。また、高齢化率はそのときに35.5パーセントで、現在より9ポイント増加するというふうに予測しております。また、ご質問の75歳以上の人口なのですが、25年には7,400人を若干超える数字になると推計しております。現在より2,000人増加、35パーセントほど増加で、全人口に占める割合では20.7パーセントということで、現在8人に1人の割合が5人に1人になることが予測されるところでございます。今現在今年度、21年度から3カ年の第4期の介護保険事業計画におきましても、75歳以上の高齢者の方が増加すると、今のご質問でもありましたが、認知症の方も増加が見込まれるというところでもございまして、この21年度からの3カ年の計画の中で認知症の対応型のグループホーム、民間ですが、さらに小規模多機能型居宅介護事業所、これも民間でありますけれども、こういう施設の整備をこの計画の中に盛り込んだ

ところでございます。さらに長期の15年後ですか、2025年、そうなりますと一層の24時間対応の訪問介護ですとかグループホームなどの居住系サービスをさらにふやしていかなければならないのかなというふうにも考えておりますし、施設サービスにつきましても認知症高齢者への対応や個別性の高いケアの実現も望まれるのではないかなというふうに推測をしております。また、要介護の認定者の方が増加したとしても、今現在施設から在宅重視の流れというのは変わることはないだろうと、したがってその施設整備が急速に進むとはちょっと考えにくいというふうに感じております。市としましては、高齢者の状態によりまして必要な方が施設サービスを利用できるよう、施設の確保に努めますけれども、国の施策の動向ですとか社会環境、家族形態の変化、また給付と負担のバランス等、さまざまな予測がちょっと不可能といいますか、不能な部分の要因がありますので、その施設の予想数をただいまここで述べるということはちょっと難しいと考えてございますので、その辺はご理解を願いたいと存じます。

○議長 堀議員。

○堀議員 今の答弁の中で、小規模多機能型居宅介護というのは市長の本年度の計画の中の推進事業の中にも入っていますが、ちょっと調べてみますと、介護報酬、要介護1だとか要支援1、2とかという人たちの報酬が少なく、事業者としてはなかなか経営が維持できないという欠点があるように資料で見ました。非常にいいサービスで、今後望まれる一番理想の形態でないかなというふうに思っているわけです。地元で住みなれた場所で生活をしながら24時間サービスを受けられるシステムというのは、これはデイサービスも入り、ショートステイも入り、訪問介護も入りというシステムですので、非常に望ましいわけですが、事業として成り立たないのでは参入する民間業者が出てこないのではないかなというふうに危惧されるのです。そういう問題も含めて、国の政策も変えなければならないのしょうけれども、滝川市の本市として何かこのことに対して推進を強力に進めている点がありましたらお聞かせください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどちょっと申し上げたところなのですが、今年度から3カ年の第4期の介護保険事業計画の中で、先ほどの小規模多機能型居宅介護事業所につきましてこの計画の中に盛り込みまして、民間の事業者がお一方手を挙げていただきましたので、今の予定の中では来年にこれが実現するというような今の状況の中での答えとさせていただきます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 ぜひこれは事業として成り立つような仕組みになるように、本市としても協力できるものはぜひ協力していただいて、市長が言っている多機能型の住宅については大いに民間で参入していただけるように頑張ってくださいと思います。

最後になりますが、きょうこの答えに対しては、ひょっとしたら国の政策にもなるかもしれませんが、ぜひわかりやすく詳しくお話をいただきたいのですが、現制度の問題点、行政の側から見ていろいろあると思います。また、課題も多々あると思うのですが、この辺を率直に具体的にわかりやすくお話をいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、給付と負担のバランスということでちょっと申し上げますけれども、高齢者が増加することによりまして介護保険給付費が増大するとともに、国、道、市の義務的負担や介護保険料の負担も増加していくのではないかとということが1点あると思います。また、介護療養病床を平成23年度末で廃止予定ということが国のほうで示されておりますが、全国に約9万床ほどありまして、それが廃止される予定ということなのですが、他の施設への転換が余り進んでいないということで、廃止の見直しが検討されているように聞いてございます。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 介護職員の人材確保ですとか処遇改善ということでは、なかなか職員の仕事、心身のストレスですか、低賃金ということで定着率が悪いということで、ことしの10月から24年3月までですけれども、国の施策として処遇改善交付金が交付されます。これは、議会でも議決をいただいたところなのですけれども、これは24年度以降具体的な取り組みについてまだ未定ということもありますので、この辺もどういうふうになるのかということも注目される場所かと思えます。また、もう一点、介護保険料の地域間格差ということもあると思います。介護サービスの利用と連動して、保険料負担も増減する仕組みでございますので、小規模な自治体ほど保険料が変動しやすい、基準となる月額保険料、これの全国平均が今4,160円、介護保険料です。月額保険料4,160円が全国平均なのですが、全道の35市の平均が今3,838円と、滝川市では今3,775円でありますので、ほぼ平均並みであります。3年ごとに介護保険料も介護保険事業計画の中で見直しが図られてきますので、将来に向かってどう動いていくかということもまたひとつこれからは注意深く見守っていかなければならないなと思えますし、医療と介護の連携の問題ですとか、認知症の対応という意味ではそういうところもこれから、これを問題と申し上げるのがいいのか、これからの課題というふうに申し上げるのがいいのかというのはありますけれども、そういう点は私どもとしてはこれから考えなければならぬところかなというふうに押さえております。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

◎1、滝川市体育協会改善計画を受けての市の対応

1、自立化へ向けて

まずは、体育協会の関係で順番にいきたいと思えます。滝川市体育協会、大正8年に発足して、88年経過したのです。それで、体育協会が果たしてきた役割というのは、非常に私も多くの市民の皆さんも思っていると思うのです。滝川市のスポーツ振興、それから歴史と伝統に基づいたさまざまな経験を踏まえた施策、そういったところで貢献されてきたことは非常にわかると思えます。それで、まずその第1点なのですが、滝川市体育協会における問題が発生して、滝川市としては改善計画を策定したと。体育協会が自立するという、自立化へ向けてという観点で質問させていただきます。その改善計画を策定するに当たって、改善計画というのは今後のスポーツ振興あるいは体育協会のあり方についての指針となるものだと思うのです。そういった意味で、改善計画がどのよ

うに策定されてきたのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 体育協会自身の改善計画書につきましては、9月に監査委員さんのほうから出されまして指摘を受けまして、直ちに教育委員会のほうが改善計画書の提出をお願いをしたところです。その教育委員会からの依頼を受けて、総務文教常任委員会の資料でもお示しをしましたがけれども、体育協会としては10月の7日の日に改善推進委員会を設置をして、その中に2つの部会を設けました。委員長は副会長、そして副委員長に理事と評議員各1名ということで、委員の中には担当する若手の職員も含めて構成をしています。体育協会職員自身がどんなことを考えて今回の事件を踏まえて体協を改善していったらいいかという、若手の職員の中からもさまざまな改善点が出されておまして、組織体制の問題、それから領収書を統一するというような問題、また将来的には例えば自動券売機等を導入してはどうかといったような意見が出されたり、それに伴う必要な規程等の整備、あるいは契約の見直し等を行ってきた中で、最終的には10月の30日の日に市及び教育委員会にこの改善計画書が出されてきたところです。また、この間税理士と顧問契約を結びまして、税理士さんからの助言もいただきながら、今回の改善計画書を策定をしてきたところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 恐らく内部的にさまざまな議論があったのだらうと思います。ただ、これを取りまとめる段階で、市の職務従事者と言われる方々が指導的な立場で先導したのではないらうかというものがあるのです。私は自立化ということでお話ししますが、体育協会の内部で、市から行った人間でなくて内部でどれだけ議論があって、本当にきょうから変わるぞという思いでやれたかというところがポイントではないのかなと思うのです。そういった意味でもう一度伺いたいのですが、市から行った職員が指導的立場で本当はつくったのではないのですか、そんなことはないですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 当然体育協会、市からの業務従事の職員は体育協会で現行事務局長並びに副主幹、それから主事という3名が行っておりますから、それぞれが体育協会の役職も持っておりますので、市から業務従事の管理職の2名については、この委員会の中にも入っております。そういう意味では、本当に事務的な報告書としての体裁を整える、あるいは例えば参考資料としてつけていただいています領収書を今の領収書がどうで、今度の新しい領収書がどういう領収書に変わるのかと、これは監督機関であります道に提出をする部分もありますので、そういう意味では主体的につくったというよりは、深くかかわっているのは事実だというふうには思います。それは、事務局長としての体協の立場ですから、これは当然だというふうには思います。ただ、それを事務局の職員だけでつくるのではなくて、先ほど言いました副会長、理事、評議員、そして体協のプロパー職員も含めた中でそれぞれ改善策をつくって、今現在実行に移しているということです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 全く変な話で、教育部の人間が取りまとめて、教育長に提出したと。それが今回の改善計画なのです。変に思いませんか、どうですか、教育長。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど申し上げましたとおり、それは教育委員会の職員と体育協会の職員という業務従事という形での二足のわらじを履いておりますから、そういう意味では教育委員会の職員として全く今の体協の事務局長として、あるいは体育協会の副主幹としての仕事を体育協会の中で反映をさせないで改善計画書をつくるということ自体が、例えば決裁権の問題ですとか規約の問題ですとか、そういうことについて全くこれまでタッチをしてこなかったプロパー職員がさらの状態での改善計画書を早急につくるということは、現実的には不可能だったというふうに思います。そういう意味では、若手の職員が市の業務従事者の職員と一緒にしながらそういう勉強をして、何が、例えば1項目でいえば市の規程に準用するということがどういう意味なのか、では市の規程そのものはどういうことをうたっているのか、そういうことは一つ一つプロパー職員も勉強しながら今回の改善計画書をつくり上げたということですので、決して管理職の2人だけでこの改善計画書ができたというふうに思っておりませんし、先ほど言いました教育委員会の職員が教育委員会の報告書を出すという部分については業務従事という性格からすれば、これはいたし方ないことなのかなと、ただ先ほど言いました客観性を持たせるために顧問税理士さんのご意見も伺いながらつくってきている。あるいは、企業の経営者としての経験のある方をまたこの改善委員会の中に入れて、その中でつくり上げてきたということですから、あくまでもこれをつくり上げたのは体育協会の改善委員会の委員長であります副会長でありますし、最終的には体育協会の会長がつくった改善計画書だというふうに思っています。

○議長 三上議員。

○三上議員 体育協会の長い歴史の中で滝川市から業務従事者を送り出し続けた、このことが自立化をおくらせたと思うのです。そう思いませんか。

○議長 教育長。

○教育長 後の質問に関連をすることだというふうに思いますが、我々としても今回の事件の原因はそこにあったと、議員さんのおっしゃられるとおりだというふうに思っておりますし、早急に自立化を図りたいと、その自立化を図るために、まず何が体制として問題だったのかということを経営委員会の職員が業務従事の中で一緒につくり上げてきたということですから、この改善計画書をつくることに業務従事の職員が一緒に入ってつくったことが自立化を妨げるというふうには我々は思っておりません。逆にこれを……

(「そういうことじゃない。過去ずっと送り続けてきたことが自立化をおくらせた」と言う声あり)

○教育長 それはそうです。ですから、そうしないために、自立できるためにこの改善計画書が必要だということだというふうに思っておりますので、当然自立化に向けた一歩だというふうに思っています。

(「清水さん、さっきから……」と言う声あり)

(「やらなきやだめなんですよ」と言う声あり)

○議長 質問者以外は発言しないでください、清水議員。

○清水議員 はい。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の、今ちらっと出ましたけれども、業務従事者を平成21年度で廃止すると、そのかわりに派遣職員で対応していくということが言われております。その派遣職員で対応する期限は何年でしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の件でございますけれども、再発防止に向けた新たな対応策として、業務従事は21年度で廃止をし、その経過措置として職員派遣の対応を現在考えているところでありまして、22年度以降の対応につきましては各団体と現在協議を進めていると、全体的なことではちょっと答弁させていただきます。また、職員派遣をする場合においても、派遣の目的を明確にするとともに、職務内容についても制限する方針であります。ご質問の派遣期限につきましてでありますけれども、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条という規定がございます、最高3年と、場合によっては特に任命権者が必要とする場合は最長5年となっているところでございまして、その範囲内で対応するというのが基本です。ただ、その3年とか5年だから3年、5年が決まっているということではなくて、基本は1年間の派遣ということでございます。1年ごとに当然判断をしていくことになると考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、1年の派遣ということではとらえていいのですね。その後また1年、また1年ということにはならないのですよね。自立化に向けてということで、最小限の、今ちょっと言われましたけれども、最小限の期限の中で自立化へ向けてのプロパー職員の育成だとか、そういったことをやっていかないとだめだと思うのです。これを2年、3年というふうには続けてはいけないと思うのです。それで、派遣職員の給与はもちろん滝川市持ちですね、これちょっと確認しておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず前段、派遣期間については1年で考えておりますけれども、この場合において1年という体育協会への派遣をあと1年ということをはっきりと明言はできません。それは、当然予算の関係もございまして、また業務執行への影響等も考えなくてはいけないということでもありますので、この場で1年を明言するということではございません。それと、給与の負担でございまして、業務従事している現在100パーセント市の負担でございまして、派遣後においても同様と考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 もちろん派遣元で給与を支払うと。給与の支出は適法だと、多分そうだと思うのです。ただ、住民感覚でいうと、なぜ滝川市の人間を送り出してというときに、目的とか具体的業務内容、あるいは期間、時間、施策推進との関連、こういったことをしっかり説明しないと理解されないのです。その辺はどう思いますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、まさにそのとおりだと考えております。特

に最近判例等も出ております。これは、公益法人だけでなく、三セクの株式会社への派遣、いろんな判例等も出ていますので、当然公益的な部分、そういうものの説明をしっかりと果たしていく必要があると考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり住民の皆さんは、こういう事件というか、事件ですよ、事件があっただけに、体育協会の今後というのを気にされているのです。そういったことでしっかり、派遣するのであれば先ほどお話ししたとおり明確にしながら、しかも短期間で育成できるような形をとっていかなければ、市民には理解していただけないと私は思います。

それで、次の3番目の指定管理制度で今後も公募を原則とするのですよね、これは体育協会の関係で。

○議 長 教育長。

○教育長 現在滝川市体育協会が指定管理をしている施設は、17の運動施設がございます。この17施設の運動施設については、今後についても公募の方針としたいというふうに思っております。また、先ほどありました派遣した場合の市の職員の業務ということですが、スポーツ振興施策の企画あるいは事業展開、体育協会の自立に向けた公益法人化などの業務を行うということとしたいというふうに思っております。また、先ほどから申し上げます自立化に向けて、派遣職員の数等については段階的にやっぱり縮小していきたい、引き揚げていく方向である旨には変わりがないというふうに思っています。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり公募を原則にするということは、すごく重要だと思うのです。いろんな施設を体育協会に指定管理代行させるということだけでなく、もちろん外から入ってきたところになんてさせたくないというのは心情としてあります。私もあります。ただ、公募するということは、やはり競争原理を働かせるということですから、どんなところが来てもこの体育協会が勝ち抜けていけるような体力をつけていただけるように、この1年間、派遣する1年間の間でぜひやっていただきたいなと思います。

◎2、ひとりの不幸を見逃さないまちづくり

1、孤独死対策について

2、老人福祉住宅の廃止について

それでは、次の質問に移ります。ひとりの不幸を見逃さないまちづくりということで伺いたいと思います。ことしの春先だったと思いますが、公明党として千葉県松戸市の常盤平団地というところの視察に行っていました。この団地は、いわゆるマンモス団地なのです。ただ、できた当初は若い世代の方が入居されていたと。何十年もたつうちにだんだん、だんだん子供たちは巣立って、残されたお年寄り、お父さん、お母さんだけ、しかもどちらか片方だけというのが世帯数としてすごく多いと。そんな中で、残されたお年寄りが何か月もたってから部屋から発見されると、そういった地域性のある団地なのですが、そこで立ち上がったのが地域のボランティア、いわゆる町

内会、自治組織です。そういったところで何とかそういったひとり暮らしのお年寄り含めて見守り活動をやろうということで、今すごく全国的な注目を集めているところなのです。それで、滝川市においてもここ最近何件か発生していると思うのですが、いわゆる孤独死、一人で亡くなっていくという。以前私も質問させていただきましたが、最近の直近の状況と、それと滝川市としてこういった方々に対する対策が今とられているのかどうかということ伺いたしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 孤独死、把握している限りはありませんけれども、また所管部長のほうから補足があればご答弁をいたします。お話のようにだんだん心配になってきます。今何をやっているかという、幾つかの施策はやっています。例えば緊急通報システム設置対象を拡充しようとか、あるいはヤクルトの配達、これで見守りをしようとか、配食サービスをやる、あるいは消防では防火査察をやって協力をしてもらう、介護保険事業所と連携する。いろんなことをやっています。一方、例えば新聞販売所の皆さん方には新聞配達の折におかしな状況、異変があることについて情報提供をもらうとか、水道検針しているときに変だと、新聞がとられていないとか、そういう状況の情報をもらうとか、あるいは地域では、これから雪降りますけれども、除雪が全然されていないとか、カーテンのあけ閉めが行われていないとか、あるいは電灯がつきっ放し、消えっ放しとか、郵便受けの状況とか、いろいろあるのだろうというふうに思います。実際市内の地域で、高齢者の孤独死防止のために自分たちで何とかできないかというふうに動き出した町内会もあります。これから確かにだんだん問題は大きくなっていくかもしれませんから、今申し上げましたようなことをさらに拡大、充実をするということと同時に、行政が施策として展開できることというのはある意味では限られてくるというふうに思います。そういう意味では、地域の皆さん方の見守り活動というのをさらに充実する方法論がないかということは検討してまいりたいというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 確かに地域の方々の見守りというのが必要なのです。ただ、必要に迫られてやった松戸市の常盤平団地、今滝川市のことを考えると、必要に迫られてやるような地域、町内会があるのかなというふうに私は町内会で活動していて思います。見守りされる側は、余計なことするなよと言う方もいっぱいいますし、現役の多い町内の役員を抱える町内会はなかなか平日の日中見守りができないというのも実態としてあります。だから、なかなか難しいのですけれども、そういう環境を整備するのがいわゆる公助である滝川市の役割なのかなというふうに思うのです。

それで、次の質問に移っていきますが、前段孤独死の話をさせていただいたのは、次の話をしたいがために実は質問を設けさせていただきました。今タッグ計画では老人福祉住宅の存続について廃止の方向で進んでおります。ただ、今先ほど申したとおり老人福祉住宅というのは、ヘルパーさんつきの住宅というのは、これをつくった当初は非常に注目を浴びたのです。いろんなところから視察も来たというふうに聞いたことがあるのですが、これを廃止してしまう。確かに同じひとり暮らしで65歳以上の方で、ヘルパーつき住宅に入れられない方もいます。そういったことを考えると、公平性という部分では確かにありますけれども、これを廃止するという方向でなくて、もうちょっとヘルパーさんを常駐から、それこそ派遣して、常時いるということではなくて必要なときに巡回し

て回るような体制に切りかえたら経費の部分でも随分と違うのではないかなというふうに思うのです。だから、もうちょっと見守りできるような環境を整えてから廃止というのであればわかるのですが、今の段階ではそういう環境も整えない中で老人福祉住宅を廃止してしまおうというのは私は早計ではないかと思うのですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 次の質問に移られて、前段の質問が質問だったのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、最近孤独死というよりは孤立死ということが問題になっているようであります。ケアは受けたくない、それから地域の人たちに迷惑かけたくない、そういう思いから閉じこもりがちになる。そういう方々に対する対応をどうしていったらいいだろうかということがいろんな地域で問題になってきています。これは、主として地域の持つ皆さん方の力をかりなかつたら、ほとんどどうにもならぬなというふうにも思いますので、先ほどこのことは申し上げませんでしたけれども、ぜひとも地域のご協力をいただきながら、孤立死がないような対応というものも重要だというふうに思います。

それから、老人福祉住宅でございますが、ご質問にありましたようにあの制度を時の滝川市が打ち出した。公営住宅の活用方法としては全国的に話題になりました、素晴らしいと。それがゆえに、視察も随分来たというふうな記憶があります。ただ、これは現在の介護保険制度がない段階における課題解決のための一つの方法論だったというふうに思います。私は、ある意味では反省しています。介護保険の制度ができた段階で、早くこの制度はどうすべきかということの検討に着手しているべきだったというふうに今は私自身は反省していますが、しかし今ご質問のございましたように結構希望の方が当時は入れました。今は、仮に希望の方がいらっしゃっても、なかなか入れません。片一方では介護保険という制度がスタートしていきました。こういう中でどうやって公平性を保っていけるのかというのは、税金の使い道として極めて重要な判断であるというふうに思っています。したがって、今どういう課題を入居してくださる方についてはお持ちなのか、これは十分に把握して、そしてその課題解決に最善の努力をし、皆さん方のご理解をいただきながら、老人福祉住宅は存続するという政策は打つべきではないということの基本にしてご理解をいただき、課題解決したいと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 提案されたときに反対するだけなのですけれども、そういう姿勢で私は臨みたいと思っております。

◎3、国の子ども手当

1、市民への影響について

それでは次に、子ども手当について伺いたいと思います。子ども手当、平成22年度から創設される準備が今政府の中で進められているということで、来年度は2兆3,000億円、そして23年度以降は毎年5兆3,000億円の財源が必要とされるというふうに聞いております。それで、経済協力開発機構というところで日本の政策課題達成に向けた提言というのを発表されているので

す。この子ども手当の創設よりは就学前教育、保育や幼児を持つ母親への支援、奨学金制度の充実を優先するべきだという話をされております。そこで、子ども手当創設に当たって、今盛んに扶養控除、配偶者控除を廃止されるというふうに言われております。各種控除が廃止された場合、滝川市民にはどのような影響があるのか伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子ども手当の創設、これは子育てを社会全体で支えるという観点から、来年度は半額ということでございます。2万6,000円のところを1万3,000円というようなことで聞いてございますけれども、ただ、今のご質問の控除が、税控除が廃止されるということになりますと所得税なり、それから住民税の税負担は当然ふえるというふうに考えてございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今部長のほうから税負担はふえると。ということは、子ども手当の支給対象の方々についてはまあまあそうでもないかもしれないけれども、支給外の方々には完全に税負担ふえてしまうのですね、それを確認しておきたいと思います。どうでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員のおっしゃるとおりでございますけれども。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問なのですが、税負担がふえるのですね。それで、具体的モデルケースを挙げさせていただきました。ここでは、父親の年収が300万円、母親、パートで年収90万円の共働き世帯です。小学生の子供が1人、保育所に通う5歳児のお子さんが1人という4人家族。それと、もう一つは、父親の年収がアップして500万円で、奥さんが年収90万円で同じような条件の場合。このモデルケースの場合、どのような影響が出るのか伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のございました2つの世帯のケースを事例に配偶者控除、扶養控除の廃止や児童手当の廃止を前提として、子ども手当導入後の影響ということで試算をしましたところ、その他の所得控除というものを入れなければなりませんので、年収の大体15パーセントぐらいの換算と子ども手当は全額の2万6,000円ということで試算をしたところであります。給与収入300万円の方につきましては、各種控除の廃止に伴う税負担増、子ども手当の収入、ただ児童手当の廃止という減がありますので、300万円のケースで考えますと34万5,500円の増額と、増収と。500万円のケースでは、32万1,000円の増収というふうになります。

(「保育料とかも入れてですね」と言う声あり)

○保健福祉部長 いや、保育料……

(「保育料入れてください」と言う声あり)

○保健福祉部長 はい。税負担増によりまして保育料の徴収の料金につきましてもちょっと影響が出ると考えられるところなのですけれども、現在の保育料の徴収基準に基づけば、保育料金が若干増額しますので、現在の保育料の徴収基準に基づいて試算しますと、300万円のケースでは先ほどの34万5,000円というのが4万5,500円ぐらいの増収に、それから500万円のケー

スでは21万9,000円ぐらいに増額分が圧縮されるというか、影響があるというふうに試算しております。ただ、税制改正にあわせて国の保育料徴収基準も改正されるということが予想されますので、所得税等がふえましても保育料の負担増を抑える施策がとられることも考えられます。したがって、保育料によるマイナス影響というのは余り大きくはないのではないかとこのふうにも考えているところであります。

○議長 長 三上議員、これは一般質問でございますので、質疑ではございませんので、その辺をお含みの上で質問をお願いいたします。三上議員。

○三上議員 今はっきりわかったことは、所得が多い方のほうが負担増が少ないということなのです。だから、低所得者のほうが負担増が大きいのです。そのことがわかるのです。それで、所得税は23年度から、そして住民税は24年度から負担増となる。

次の質問なのですが、この控除廃止によって、保育料はもちろんなのですが、公営住宅にも影響出てきませんか。あとどのような影響があるのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今のご質問の中でちょっと考えられるものとしてご答弁させていただきますが、身体障がい者の補装具ですとか日常生活用具の負担金に影響が出ると思いますし、それから障がい福祉サービスの入所負担ですとか、そういうものにも影響が出る。また、重度心身障害者医療の負担にも影響が出ると。ほかにも、介護保険サービスですとか国民健康保険医療費等にも影響が出るというふうにご答弁させていただきます。

○議長 長 どうぞ。

○保健福祉部長 先ほど公住というお話が議員さんのご質問の中にありましたが、公営住宅は年収のために直接影響はないということで答弁させていただきます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 公住には影響ないのですね。税控除になったら年収……

(「税金関係ない」という声あり)

○三上議員 関係ないのだね。

それでは、最後の質問です。いろんなところに影響が出るということがわかったのですが、今一部には財源として地方負担を求めるといふふうに言われております。それで、滝川市においてもそうですし、住民にとってもそうなのですが、極力負担増にならないように市長会を通して働きかけていただかなければいけないのかなというふうに私は思うのですが、市長はどのように考えられているか伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 まず、全国市長会としては、自治体負担という寝耳に水の議論も一部に出てきましたから、公約どおり全額国庫負担でお願いをしたいと、一部自治体負担の導入というのはやめてほしいということで要望を出しております。子ども手当の財源をどうするのかというのは、確かなかなか難しいことかもしれませんが、これは国の責任において国の負担で実行してほしいというふうに思いますのと、税金が上がると先ほど来ご質問のありましたさまざまなことに影響を与えていき

ますから、極端な負担増にならない、そういうことが同時に求められていくのではないかというふうに思います。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 いよいよ本日最後の質問者となりました。大変ご苦労さまです。私は、今回教育問題に限って質問させていただきたいと思いますので、最後までよろしく願いいたします。

◎1、教育行政

- 1、学校給食費の未納状況と対策は
- 2、教材費・PTA等諸費の未納状況と対策は
- 3、西高等学校における授業料等の未納状況と対策について
- 4、小中学校におけるフッ素洗口について
- 5、学校裁量の予算を大幅に増やすべき
- 6、机・いすの更新について
- 7、トイレの悪臭対策について

まず、教育委員会におかれましては、大変厳しい状況の中で教育にご尽力いただいているなど、以前に比べて私は感謝しているところでございます。そんな中でですが、まず1つ目、学校給食費の未納状況と対策についてお伺いいたします。厳しい経済状況の中で、北海道の完全失業率は5.4パーセントとのことですが、滝川市においても非正規雇用、失業など、景気の低迷により保護者の収入減が大きな問題となっております。今回の補正予算でも、要保護、準要保護世帯が増加し、経費の増額を決定しているところであります。これまでも給食費の未納は大変大きな問題となっております。そして、一般質問でも多くの方が質問されておりますが、状況と対策についてどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 大谷議員さんの給食費の未納状況と対策についてお答え申し上げます。給食費の未納状況については、平成20年度末ということで未納者数117名、給食費総額は約1億6,000万円、未納額は330万円、未納率につきましては2.06パーセントです。前年、19年度末比でいけば0.14パーセント増というような状況でありました。ことし3月に学校給食費未納対策の手引というものを作成いたしまして、各小中学校に配付しました。学校給食費未納対策の手引では、未納対策として具体的に規約等の整備、保護者への周知、納入催告、納入催告については文書、電話、家庭訪問の具体的な方法、最終的には法的措置にまで踏み込んだものとなっているところであります。6月にPTA連合会会長会議において、この手引についてご説明し、未納対策についての協力について依頼したところであります。また、各学校では、法的措置に必要な条件、規約とか議事録とか決算書公開等をきちんと整えて、保護者への周知、文書での催告、家庭訪問などを行っているということでもあります。また、各学校の学校給食運営委員会事務局長連絡会議を開くなど、各学校と情報交換を行って、未納解消に努力しているところであります。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 市全体で未納者が大変多くなっているという中では、市が6月にそういう手引をつくって、市内の学校全部が一体となって未納問題に取り組んでいるということは大変高く評価いたします。未納によって、子供たちが納めている給食費の中から払わない人たちが給食をとっている、ぜひともそういうような状況というのを解消していかなければならないと思いますが、このたび認定されたということでは、滞納が少しはこれからの分としては見込みがあるのかなと思うのですが、認定は4月からではないですね、なった時点からは適用になるのですが、それ以前の未納部分については、このマニュアルに沿ってきちんと納めていただくという認識でよろしいのかどうか。

それから、子ども手当なのですが、これらが給食費に回ればいいなという意見も多く出ているわけなのですが、未納状況と対策ということですから、今後こういった子ども手当なんかからも委任払いをするというようなことも対策として検討されてはどうかと思うのですが、そこらも考えを求めたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点なのですが、これまでの過年度分の未納の部分ですけれども、これもきちんとこの手引に沿って手続が行われるというふうに、それぞれが検討していくという話。

委任払いについては、教育長のほうから。

○議 長 教育長。

○教 育 長 子ども手当からの委任払いの関係については、どういう方法で子ども手当の支払いになるのか、租税公課等が禁止をされるのかどうか、その辺制度の詳細を見て検討はしなければならないというふうに思っていますし、現金払いということが多分今の時代はないのではないのかなと思いますので、どこまでできるか、ちょっとわかりません。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 子ども手当については、今後のことですから、そういうこともあわせて、納める子供たちからの給食費が削られてということのないような方策を今後もずっと検討していただければと思います。

次、2つ目ですが、教材費、PTA費などの諸費の未納状況。これまで給食費についての未納状況をずっと確認していたわけですが、学校では給食費のほかにも諸費納入というのがあって、教材費、PTA費、給食費などの総計は、2009年度の北教組滝川支会の調査による教育白書では年間で小学校低学年で4万7,000円、高学年で5万6,000円、中学校では9万8,000円となっており、保護者の出費が年々増加しております。給食費以外の諸費の未納状況というのがわかりましたら、それと対策についてどのようになっているのか求めます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 教材費とかPTA等諸費の未納状況対策についてということでございます。先ほど給食費の関係では平成20年度末ということで、教材費等の未納状況につきましても平成20年度末という状況で、未納者数は140名、それから教材費等総額で約5,230万円、未納額が107

万円、未納率は先ほどの給食費と同じで2.05パーセントということで、たまたま同じかなと思います。それで、今お話がありましたとおり、学校で集める教材費ですけれども、いろいろ多岐にわたって、給食費からドリル、ワークブック、教材費、そういったものがありますが、納入方法につきましては口座の引き落としが現在4校で行われております。納入袋による現金は2校、それから教材費は現金で給食費、PTA会費は口座引き落としというような併用型は5校というような状況であります。各学校においては、未納者についてはご承知のとおり学校の事務職員や担任から文書、電話により督促をしているという状況で、保護者の経済状況によって、今失業等の方も多くいらっしゃるということで私どものところにご相談ありますので、そういった場合就学援助の制度なんかもちきちんとご説明を申し上げ、そういった面での未納解消には努力しているところであります。以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 大体給食費、教材費等の諸費の未納というののパーセントが同じくらいということは、同じような方が未納になっているのかなという気もするわけですが、そういう認識でよろしいのですか。お答えは、後であわせていただければいいと思います。

次、高等学校、西高なのですが、授業料の未納状況と対策ということで、去年も一般質問いたしました。西高の授業料未納は、あの時点ではまだないという報告だったと思いますが、全国的な報道では2,200人の高校生が進学を断念しているというような報道が伝えられておりました。子供の貧困率が深刻な問題として取り上げられておりますが、西高の授業料未納の状況は今年度についてはどうなのかと、また昨年あの質問の後の状況はどうであったのか、そして対策について伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、先ほどの給食費と教材費等の未納率2.05パーセントということで、ほぼ同じ方だという状況でございます、一概には言えませんが。

今の西高等学校における授業料等の未納状況と対策ということでありますけれども、授業料等の未納状況につきましては、2カ月以上未納の方が12月8日現在8名の方がおります。納入対策としましては、電話とか文書催告とか自宅訪問ということで行っておりますが、平成19年までは西高において未納者はゼロでございました。また、ちなみに平成20年度は1名の方いらっしゃったのですが、これは年度を越えてすぐに納めていただきましたので、現在はそういう状況であります。また、授業料の免除に該当するご家庭が昨年よりふえている状況にはございます。平成20年度では、95件で約1,000万円ちょっとです。12月8日現在まで21年度の状況は、110件で1,250万円ということで、昨年度よりふえている傾向にあるという状況でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 給食費、諸会費、西高の授業料の免除ということから見ると、本当に市民の経済状況が厳しくなっているなということがうかがわれるわけです。このことにつきましては、その後の教育予算についてとかかわってきますので、ここではそこまでしておきまして、次に小中学校

におけるフッ素洗口についてというところに移ります。6月の2定でも質問したわけですが、歯科医師会を中心に学校におけるフッ素洗口を強く働きかけている地域が出てきております。フッ素洗口については、虫歯予防に効果があるという意見もありますが、問題点が多く、否定的な意見もたくさんあります。保護者に対する説明や学習の機会を十分とることが大切であり、市民がわからない間に委員会が決めたということのないようにしていかなければ、後で責任問題も大変大きくなります。フッ素洗口を導入するかどうかということは、自治体が決定権を持っているということです。問題があれば責任が発生しますし、必要とする保護者が自分の責任で歯科医師のもとで行うものであると。これは医療行為だと思いますので、学校で一方向的に進められるということのないように論議を十分尽くすべきだと思いますが、現時点で教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 教育長の見解については後でしますが、私のほうから現在の状況ということでご説明をさせていただきたいと思います。12歳児の1人平均の虫歯の数は、全国平均が1.54本、全道平均が2.37本と、滝川市は3.75本ということで、全国、全道平均をかなり超えているという状況であります。6月26日に北海道の歯・口腔の健康づくり8020推進条例という条例が公布されて、これを受けて道や道教委が指導マニュアルを今つくっている最中でございます。これはいつごろかということで聞いてはいるのですけれども、まだ未定だということですので、教育委員会としてはこの指導マニュアルができた段階で学校現場とか学校歯科医、関係機関と十分協議をして、関係者に関する技術的支援、それから市民の皆さんへの啓発活動だとか、正しい知識と理解を深めた上で適切に対応していきたいというふうに考えているところであります。

○議 長 教育長。

○教育長 フッ化物の洗口につきましては、私立の幼稚園、それから保育所においては既に実施をしております。幼少期にやると効果が比較的長く続くというようなことも、私ども教育委員会が入っております、保健所さんがつくっております会議の中でもそういう説明がございました。ただ、一部に議員さんおっしゃるような有害論があったり効果論があったりということで、道議会の中でもさまざまな議論がされ、最終的に可決されたということだというふうに思っております。いずれにしても、学校の中で全員が行うということについては当然保護者の理解が必要だというふうに思っておりますので、先ほど部長が申し上げましたとおり、マニュアル等も参考にしながら、まずは制度の普及あるいは勉強に努めたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 虫歯の数なのですが、全国、全道と当市においてはだんだん多くなってきているということですが、それは特にフッ素洗口、フッ素塗布しなくても歯をよく磨く指導だとかということで変わることができるのではないかと。幼稚園、保育所において今されているわけですが、WHOでは6歳以下は禁忌であると、絶対してはいけないということも言っております。また、ある部分では効き目があるので効果的だから、やったらいいというものもありますが、6歳以下については本当に保護者が理解して、しているのか。何歳児健診だとかそういう形でやられていると聞いておりますが、話し合いを持つ機会があった保護者の方はほとんどそういう害については知らな

ったと、いいという部分だけを聞いて、してしまったと、今後考えたいという意見も本当に多くあるわけです。この後いろんな形でマニュアルが出てきて、それに適切に対応したいということですから、周りが医師会がということをやっているから、滝川市としても取り入れたということにはきっとならないようにと思って祈念しているわけですが、非常に難しい問題があるということも十分今後もそういうことをわかっていただきまして、ぜひとも論議を深めていっていただきたいと思います。回答はなくても、十分おわかりいただいたと思いますので、答弁は結構でございます。

（「幼稚園は仕方ないの」と言う声あり）

○大谷議員 いいえ。それについても、保育所、幼稚園についてもできれば保護者に理解を求めるような、そういう機会を与えるべきであると思います。その点、それでは答弁ください、後ろからちょっとありましたので。現在の保育所、幼稚園について、親にそういう学習機会を与えて、したかということです。

○議 長 ちょっと通告から外れておりますけれども、答えれる範囲で。大谷議員、通告からちょっと外れておりますけれども、答えれる範囲でということ。

○大谷議員 もし範囲でできましたら。

○議 長 できましたら。教育長。

○教育長 私立保育所につきましては、教育委員会のほうで特にこれまでいろんなアタック、教育委員会サイドとしてアタックしたことはございません。恐らく子供の歯を守る会というところ、あるいは保健福祉部の健康づくり課のほうが中心となって就学前の子供への対応はしているものというふうに思っております。ただ、マニュアルが来ました時点では、私立幼稚園等に確認をして、来ていないようでしたらお渡しするということは考えたいというふうに思っています。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 これまでよいことだと思ってやってきておりました。保護者もそのように理解しております。ただ、歯科医師会が言ったとしても、歯科医師の中でも反対の声も多く上がっているのも事実ですので、今後については十分検討いただきたいと思います。

次に移ります。教育予算についてです。学校裁量の予算を大幅にふやしてもらいたいということです。さきに説明し、答弁もいただきましたが、経済状況が大変厳しい状況で、小中学校における保護者負担が増大しております。当然市費で賄うものもPTA会費から出さざるを得ないものもあり、学校では苦慮しております。この前ちょっと委員会とお話をいたしました。水が子供にとっては、さびが出るとかにおいがするとか余りいい状態でない水道水、第一小学校だったと思いますが、ちょうど春田先生が校長先生だったのですが、そういう状況に対して活性炭の浄水器、そういうものを設置された。そういうものについても市費では出してもらえないので、学校配分の中からか、あるいはPTA会費からといったような形で出さざるを得ないと。いろんなものがそういうことで、PTA会費などにおぶさっていると。それから、西小の図書館の司書、そういうものについてもそうだと。PTA会費の中から学校にかかる。本来の研修に使えないといった、そういうPTAからの声も聞いているわけです。そういうことからいくと、学校配分の予算の枠をもっと学校裁量を多くして、保護者負担の軽減を図っていただきたいと思いますが、どのように思いますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校裁量の予算を大幅にふやすべきというご質問ですけれども、教材教具、図書教材など学校に配当する予算です。小中学校の事情を把握しながら十分に、十分ではありませんけれども、充実に努めております。小中学校への予算の配当については、できる限り学校の裁量で対応できるように、また臨機の対応が可能になるように、その使い道については幅がないとなかなか、緊急性とか危険度だとか、そういった部分で対応できるように配慮してはいるところです。ただ、今年度については、例えば情報処理教育に要する経費の使い道に限定していた配当予算を消耗品などを全部合わせて配当したという経過もありまして、そういう状況を見ながら今後も現場の声を聞きながら予算の確保に努めていきたいなというふうに考えています。議員さんおっしゃるとおりでありますので、ただ大きな予算についてはその都度学校からの連絡によってきちんと対応していつているという状況です。危険性のあるものとか緊急度の高いものということで、おっしゃるとおりでありますので、そういった部分で努力していきたいなと思っています。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 先ほど来学力テストについて、ぜひもっとやってもらいたいというような内容の質問があるわけですけれども、学校裁量の予算をふやすということとあわせて、全国学力テストのほかに市費で助成している学力テストというのがあるわけなのですけれども、学校では自作、またはワーク類を使って、常に単元テストや小テスト、まとめのテスト、これは小学校です。中学校においては、単元テストや学力テスト、中間、期末、また文化協会の学力テストというのは中学校では大体6回ぐらい、1年生では2回、2年生も三、四回ということで、毎月そういったテストが行われております。小さいものでは、漢字テストとか英語単語テストとか、そういったテストを通してかなり子供たちの実力というか、そういうものは把握しているつもりであります。また、子供たちがどのような状態かというのは、そのテストごとの平均点だとか参観日のときには親に知らせるだとか、そういったことでどの程度の状況なのかということも子供自身はわかっている。ただ、全国と比べた場合だとか、そういった部分については全国学力テストとか標準学力テストというのが順位を知るという上ではいいのかもしれませんが、何より必要なのは、順位というかレベルというか、子供たちが自分で勉強しようという気持ちをいかに育てていくかということが大切ではないかと思います。この前スプリングフィールド、ロングメドー高校に行ったわけですけれども、生徒の自主性を尊重して、成績順位はつけないと、それでロングメドー高校ではかなり優秀な教育をし、生徒も育っているということですから、順位にこだわると、そういうことを余り重視し過ぎているのではないかなと思います。それで、こういった市の助成しているテストについては、毎年する必要があるのかどうか。それこそ学校の裁量に任せて、ことしはしたほうがいいと、あるいは小学校で国語、算数、中学校で国数英なのだけでも、ことしは社会、理科にしてみようだとか、続けてやっているので、ことしは必要ないのではないかと、そういったいろんなことが学校の状況で、裁量というか、検討されてもいいのではないかなと思うのですが、どうしても毎年実施が必要なのかとあわせて答弁を求めます。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま質問ありました市費で助成している学力テストの実施についてでございますが、今議員からもお話がありましたように、学校ではいろいろなテスト、評価を行っております。ご承知のとおりそれぞれ目的がありまして、それぞれの目的にかなった評価方法をとっているわけでありまして。現在市費で助成しております標準学力テストにつきましては、3つのねらいを持っております。1つは児童生徒の客観的な学力の把握、2つ目に指導計画、評価計画の改善、3つ目に教師の指導方法の工夫、改善をねらいとしております。現在小学校では国語、算数、全学年、中学校では国語、数学、英語が全学年で行われておりますけれども、この実施に当たりましてはこれまでの経過がございまして、もともと標準学力テストについてはそれぞれの学校の計画のもとに保護者負担のもとに行われたという経過がございまして。その中で、教材費の保護者負担の軽減の声などを受けまして、市費による助成を行い、学年、教科を順次拡大して実施した経緯がございまして。現在も一部の中学校では3教科のほかに理科、社会を加えまして、主要5教科で保護者負担のもとに実施している学校もあります。全学年の生徒の学力を的確に把握するためにも、有効に活用されていると受けとめておりますので、これまでの経緯、そして現在の実施状況を踏まえまして、今後も継続して実施していく必要があると考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 教育委員会の判断については、わかります。それから、経過もわかります。しかし、現状と照らし合わせてどうなのかということや常には委員会は把握しながらやらなければならないと思うのですが、その辺はどのように把握されて継続しているのか。例えば学校長から、ぜひ必要だからことしもやるとか、そういうような要望が上がっているのかどうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学力テストの実施につきましては、各学校からの教育予算の要望を受けまして、その中で実施してきている経過がございまして。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 だから、経過はわかります。現状もそのように上がっているのかどうかということをお伺いいたしました。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校からの要望を受けて、実施しております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 私、教職員からはこのように聞いております。例年することが適当かどうかと、たくさんテストを実施していると、しかし今お聞きしましたように学校から要望が上がっているということですから、なお確認してみたいと思います。テストについては、そこまでにいたします。

次、机・いすの更新についてお伺いいたします。この予算要望時期に、私はほとんど毎年のように机、いすの更新について質問をしております。ほとんどの学校からということですが、市内小中11校の中から10校が机、いすの更新を強く要望してきております。どのように委員会としては把握されているのかお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 通常は毎年10月に予算要望にあわせて各小中学校の机、いすの要望ということで把握しているのですが、昨年の8月に全学校について机、いすの破損状況の実態調査ということで、教育委員会職員が各学校を回りまして、1脚1脚ずつ確認をしています。その結果、修理等が必要だということで挙がっている数字が小学校で机が487、いすが568、中学校で机が263、いすが330脚ということで挙がっています。そういった状況を把握しているということです。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、かなりの机、いすの傷みがあるという把握、昨年ですね。それでは、そういう実態調査をされた上で、どのように机、いすを配分されているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 昨年行った実態調査をもとに、21年度、今年度から5カ年計画ですべての机、いす、要するに破損している状況と、破損、汚損も含めてすべての机、いすの改修を5年計画で計画しているところであります。また、学校要望も踏まえて、予算の枠内で各学校に配分する予定でございます。ただ、机については、例えば天板が傷んでいると、使えない状況でかわいそうだなという部分は天板を購入して交換するとか、効率的に運用していきたいなというふうには思っています。机、いすは児童生徒が勉強する上で一番大事なものでありますので、少しでも学習環境がよくなるように予算の確保に努力したいと思っています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ただいま5カ年計画でということなので、多分そのうちこんないす、机の要望が上がらない時期が来るのかなと期待をしております。机、いすについては、本当に毎日使うものであり、学習環境の根本でありますから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、年次計画で、何個ずつかわかりませんが、改修されていくのかなと思ひますが、その際に学級に5個とか3個とか、そういったような形でなく、できれば1年に例えば2校ぐらい、学年、学級単位で改修するとか更新するとか、そういった形での更新が望ましいのではないかなと思ひますが、そのように要望したいと思ひますが、いかがでしょうか。重点的にということ。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 私も重点的に、例えばクラスはクラスということでぴっとしたいという気持ちはありますが、それぞれ状況を見て配分ということもありますので、それぞれの学校と相談して決めていきたいと思ひますので。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今回の滝川市の教育白書の中で机、いすの更新とあわせてトイレの悪臭対策について、要望は本当にたくさんあるのですが、机、いすとトイレの悪臭対策について特に特にお願ひしたいという強い要望がありましたので、机とトイレについて今質問しております。洋式トイレの更新が望ましいわけですが、学校改築との関連もありますので、大幅にお金のかかるようなことは要望できないのかなと思ひしております。特にひどいところでは、悪臭が廊下まで漂ってきている、そういう状況であります。せめて悪臭の改善を図るために専門業者を入れて対処すべきではないかと思ひ

ますが、いかがでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 トイレの悪臭ということです。私どももことし何回も学校に行っていますけれども、確かにトイレのにおいがひどいという学校も多数あります。学校の施設も、かつて空知管内でいち早く学校施設整備を行った滝川市ではありますが、各学校50年経過したりしていますので、小中学校の施設はいずれも著しく老朽化しているという現状は皆さんご承知のことと思います。トイレも一部改修したという部分もあるのですが、児童生徒の声はもちろん、保護者からの声もたくさん寄せられております。ただ、臭気が余りひどいのは、業者による洗浄ということで行っています。また、今年度から耐震補強工事を進めていますけれども、その際に国の補助メニューなんかを利用して、節水型トイレなんかを利用してエコ改修なんかも進めていきたいなというふうに思っています。また、和式便器から洋式便器への取りかえとか壁、床の改修を行う中で悪臭対策というのもできるのではないかなというふうなことで、今検討しています。いろんな方から寄せられていきますので、これはやはりきちんとしていきたいなと思います。ただ、根本の配管の奥底までの部分については、これはなかなか難しいかなと、すぐということは難しいと思いますけれども、何とか悪臭対策については努力していきたいなと思っています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 教育委員会におかれましては、学校の状況をきちんと把握していただいて対策を考えていただいていることを大変ありがたく思いますし、ぜひとも今後とも取り組みをよろしく願いいたしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 5時45分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成21年12月16日（水）

午前10時00分 開議

午後4時58分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 8号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第11号）
日程第 4 議案第 9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について
議案第10号 中空知衛生施設組合理約の変更について
日程第 5 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
日程第 6 意見書案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望意見書
意見書案第2号 緊急経済対策の早期実施を求める要望意見書
日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
監 査 委 員	宮崎 英彰 君	理 事	飯沼 清孝 君
総 務 部 長	高橋 賢司 君	総 務 部 次 長	高橋 一昭 君

市民生活部長	西村孝君	保健福祉部長	狩野道彦君
保健福祉部次長	橘弘恭君	經濟部部長	多田幸秀君
經濟部次長	若山重樹君	經濟部参事	佐々木邦義君
建設部長	大平正一君	教育部部長	舘敏弘君
教育部指導参事	春田淳一君	教育部次長	河野敏昭君
監査事務局長	堀下博正君	病院事務部長	東照明君
病院事務部参事	居林俊男君	総務課長	伊藤克之君
企画課長	田中嘉樹君	財政課長	吉井裕視君
行政経営課長	五十嵐千夏雄君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書記	村井理君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、山腰議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

◎発言の訂正について

- 議 長 ここで、渡辺議員から昨日の本会議における一般質問で訂正したいとの申し出がございましたので、発言を許可いたします。渡辺議員。

○渡辺議員 昨日の私の一般質問において、住民税の二重徴収の実態について質問をいたしました。その中で私の住民税について過誤納が行われている旨の発言をいたしました。その後十分な説明をいただき、過誤納がないことが判明いたしました。私の誤解の中での発言でありましたので、二重徴収、過誤納との発言を訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

- 議 長 一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位8番目の方の質問に入ります。質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守していただき、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意をお願いをいたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

- 窪之内議員 おはようございます。無所属女性の会、窪之内美知代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問を行いたいと思います。けさは、きのうの雪と違って青空が今の時点では広がっています。この青空のように明快でさわやかな答弁を期待したいと思います。

◎1、市民に信頼される市役所

- 1、職員の市民相談への対応について
- 2、窓口の改善について

それでは、1件目から質問に入ります。市民に信頼される市役所づくりについてです。職員の市民相談への対応についての提案になります。2点目の窓口の改善についても、私からの提案になります。今市役所の中では、市民に信頼される市役所づくりということでいろいろ改革を進めている最中であります。まだ明快な方針が示されていないものもあります。窓口業務のあり方についても、今検討中と聞いております。そこで、まず1点目ですが、市民からの相談に対応した職員は名刺を

手渡すことを検討されたいというふうに思います。市民からの相談は、教育相談、育児相談、生活困窮者からの相談、医療相談などさまざまあり、対応する窓口もそれぞれ違っていています。一度で解決する相談もありますが、何度も足を運ぶ場合もあります。時には窓口対応に不満を感じることや反対に感謝することもあると思います。市民相談に誠実に責任を持って対応するという気持ちをあきらめず一つの方法として、対応した職員の名刺を手渡すようにすることを検討されたいと思います。職員の場合は名札をつけているのですけれども、その名札が対応して座っている場合になかなか見えない、隠れて見えないとか、じろじろ名札を見ることが相手にどういう感じを与えるのかということで名札を見れない市民も多い。そういう点で、この部署のこういう者があなたの相談に当たりますよということは、やはり市民に対しては信頼を与える大きな一つのきっかけをつくるのではないかと思いますので、この辺のことについての今後の検討を求めたいと思います。

2番目の窓口の改善も続けて行います。先ほども言いましたが、窓口再編の検討が今行われています。その中で方針も出されてくると思いますが、その一つとして証明書発行等の窓口業務については、対応している職員の名前を市民がわかるよう表示すること、銀行等では既に窓口のところに私はだれだれですということが書かれたものが置かれています。これもどこの窓口のだれにこういうものをお願いをしたとかということの後の確認にもなると思いますので、名刺と同様検討されたいと思います。市長のお考えを伺います。

○議 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。ただいまのご質問でございますが、1点目、市民の皆様からのお問い合わせ、またご相談につきましては、お客様の立場に立って物事を考え、親身な対応を心がけているところでありまして、評価もいただいていると考えております。一般的に相談等の際には、対応した職員がお客様に対し氏名を伝えるよう努めているということでもあります。特に引き続いて対応が想定されるケースもございますが、その場合は現在も状況によっては、名刺のほか職員の氏名を記載した用紙をお渡しするなどの対応を行っているところであります。また、職員証についてのご質問もございました。いすに座って対応した場合など見えづらいと、あるいはまたじろじろ見るのはばかれるということでございますけれども、そのようなご指摘を踏まえて、この点については例えば文字をもっと見やすく大きくするとか、またこういうところに掲げること、見やすいところに掲げる改善などできないかを検討したいと考えております。一方、その場で解決する相談など、一回で解決する相談などは必ずしも、名刺等を手渡す必要性が乏しいケースも多くあるというふうに考えております。そのようなことから、ご提言の名刺の手渡しにつきましては、当面先ほど申し上げました対応としたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2点目の関係でございます。市役所での窓口対応におきましては、必ずしも対応する職員を固定しているという職場のみではなく、またお客様の状況によっては複数の職員が同時に窓口対応しなければならない状況も多くあるというふうに考えております。したがって、先ほどご答弁申し上げましたとおり、相談等の際には対応した職員がお客様に対し氏名を伝えるように努めているところであります。対応している職員の名前がわかりづらいという点については、先ほどご答弁申し上げた内容で対応したいと考えております。ご質問の窓口での担当職員の氏名の表示につきまして

は、窓口対応する職員が当番制などによって固定するというような窓口については実現可能な面もあるというふうに考えます。現場ともよく協議をして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 何よりも大切なことは、市民が安心して相談して、それで市役所への信頼を回復する、信頼を強めていくということの一環での提案なわけです。そうした意味で見ると、名刺を手渡すことが必ずしも必要でない場合もあるだろうし、先ほど言ったようにぶら下げるのではなく、ここで大きな字でやれば見えるということも可能性は十分考えられます。ただ、見ただけでは覚えていられない方も多いわけです。だから、引き続き相談が必要な場合には、今でも名刺を渡しているということだったので、そういったことが考えられる場合には次回はこういうところへということが求められると思いますので、その点については改めて職員へもそういったことにしてほしいということを何らかの形で伝えていただきたいというふうに思います。窓口の名札の表示も、対応する職員の名札さえそろえておけばかわっても大丈夫なわけで、民間でそういうことをやっているところの意義はどこにあるのかということを考えてときに、違うことで対応できるからということに済ますよりも、一つのサービスの一環だというふうに私は思いますので、窓口で対応している職員の名札について改めてそういったことをもう一度検討していただきたいと思いますが、そのことも含めて、先ほど所属と検討したいと、そういう答弁がありましたので、そういうことで進めていっていただきたいというふうに思います。

◎2、交通事故防止対策

1、点滅信号の見直しについて

2番に移ります。交通事故防止対策です。その中でも点滅信号の見直しについてお伺いしたいと思います。点滅式信号機を撤去して、別の方法での交通安全対策を公安委員会に強力的に要請してほしいという質問であります。点滅式信号機設置場所での死亡事故を含む人身事故や物損事故が後を絶ちません。事故防止のためには、点滅信号機というのは私は撤去することが必要ではないかというふうに思っています。そこで、まず第1に北滝の川の6丁目ですが、7丁目のほうは、ここで死亡事故があったということとの関連だと思えますけれども、ことし定周式信号機に切りかわりました。今までそこを走っている人たちにしてみると、両方とも点滅だったわけで、定周式に1つだけかわるということにかえって勘違いを起こす可能性にもつながるということで、ぜひ6丁目についても定周式信号機にするという方向で公安委員会に強力的に要請をしていただきたいというふうに考えます。また、きょうときのうの雪の中で定周式信号機が全く見えないという状況がこの2日間、朝方ですけれども、通勤時間帯に続いています。ですから、皆さん危険な場所だと知っている方たちは道道のほうが一たん停止をしていたということもありましたので、こういった危険箇所についても豪雪の後には必ず起きるわけで、こういった対応についてもぜひ求めていただきたいというふうに思います。

次に、事故多発地点の江部乙の点滅信号機です。これは、まちづくり懇談会の中でも質問が出さ

れて、市長も答弁されていました。それで、点滅信号機と同時にとまれの大きな標識を設置するということは、今の制度の中ではできないようです。点滅信号機を撤去して、停止線の真上にとまれの標識、これは夜間にとまれの三角標識の周りが赤く光るわけですが、この標識にかえるほうが私は事故が少ない、あそこの停止が守られるのではないかと。これは、そのときにまちづくり懇談会に参加していた方々の意見は大半はそうだったのですけれども、それが本当に理論的にそうかどうかは私はわかりません。でも、事故がとまっていない以上、何らかの変わった対策についても検討すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問の関係でご答弁させていただきます。

議員さんがおっしゃられたとおり、北滝の川7丁目の点滅式信号機につきましては、ことし11月の20日に定周式信号機にかわったところでございます。北滝の川の6丁目の信号機につきましては、議員さんもおっしゃられていたとおり、同じ路線で直近の交差点に異なった信号機が設置されますと、運転者が確認を怠るというのでしょうか、そういうことも予想されますことから、同じ定周式信号機の要望を強く要望してまいりたいと考えております。

また、道道江部乙赤平線と東一線交差点の点滅信号機でございますが、設置は平成10年に設置されたものでございますが、地域住民の方には点滅式信号機ということで浸透されていると考えられますが、9月に発生しました東一線と道道江部乙赤平線の交通事故の直接の原因は、公安委員会の発表でございますが、ドライバーが東一線側の一時停止で左右の安全確認をしないまま通過しようとしたことが原因ということが発表されております。その事故後の対策といたしまして、10月の4日に交差点付近に交通安全旗9本を設置し、さらに夜光反射材を使用した危険、この先交差点あり、この先一時停止の看板を設置し、ドライバーに注意喚起をし、交通事故防止に努めているところでございます。交差点での安全確認の妨げとなります立ち木、樹木につきましては、所有者と相談させていただいて検討してまいりたいと考えております。また、今後につきましても交通事故防止には、状況を踏まえながら、より効果的な対応を関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 わかりました。江部乙の地点は、交通安全旗が立てられているのは知っています、すぐ対応していただいたのは。ただ、多分冬場になると、雪で撤去するか、撤去したかどうかは見てきていないのですけれども、見えなくなるのではないかなというふうに思うのと、いろいろ対策をしてきているけれども、何日か置いて大事故がことし何件も発生しているわけで、そういう動向を見て、もうちょっと公安委員会と本当の根本対策は何かについて検討を強めていただきたいというふうに思います。

◎3、事業仕分け

1、実施予定と方法について

それでは、3点目、事業仕分けについての質問に入ります。実施予定と方法についてですが、昨

日渡辺議員からの質問に市長は答弁されていました。節目の時期にしっかり行うことが大切だということで、毎年やる考えはないということが示されていましたが、私もそのとおりだと思いますが、それでは事業仕分けを今後やらなければならない節目の時期とはどの時期を考えているのか、新タッグ計画の中に1回目の事業仕分けがかなり盛り込まれました。私も1回目の事業仕分けは傍聴させていただきましたけれども、新タッグ計画は21年から23年度までということになるので、これが終わる時点ということになれば、市長の現在の任期中には行わない考えなのかなということなので、その節目の時期をどの辺と考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 節目の時期をよく考えたいと思います。ただ、事業仕分けを前回のような方法でやるのか、一歩進めて改革案仕分けという手法をとるのか、そこら辺も少し議論の必要があるというふうに思っています。それを含めて節目の時期にやっぱりやるべきだというふうに思いますが、時期についてはよく考えさせてもらいたいと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 最初に質問したのですけれども、検討するということは任期中には行わないことも行うこともあり得るというふうに、市長の考えなので、私はそういうことを検討していくのであれば任期中に、改革案仕分けとなるのかどうかは別にして、あり得るのかなというふうに思いますが、そこを任期中にやろうという姿勢で考えていくのか、そういうことではないもっとじっくり見ようという姿勢なのかについてお伺いします。

○議長 市長。

○市長 これは、マニフェストに基づいて事業仕分けをやる。また、議会でも事業仕分けをやるべきでないかというご質問、ご意見も随分あったのではないのでしょうか。そういうことに基づいて、私は滝川市として、市行政として事業仕分けに取り組んだわけです。だから、私の任期中か任期外かということは関係のない話であって、マニフェストは私は有効な手段であって、取り組んでいく必要があるというふうに判断しておりますから、その適切な時期というものはこれから考えていきたいというふうに思っています。ただ、同じ手法でやるのかどうかと、一歩進める方法はもったないのかと、そういうことも含めて滝川市として有効であるというふうに判断をしております。

○議長 窪之内議員。

◎4、体育協会の改善計画書と市の対応

- 1、体育協会の自立の姿勢について
- 2、市の対応について

○窪之内議員 それでは、4件目、体育協会の改善計画書と市の対応についてお伺いします。1点目は、体育協会の自立の姿勢についてです。昨日三上議員が質問していますので、その質問に対する答弁の上に立った質問とさせていただきたいというふうに思っています。この改善計画書がどういう形で作られてきたのかということは、きのう伺いました。しかし、自立を目指した改善計画書である以上、私は体育協会自身が本当の自立を目指すためには、市の派遣職員ではなくて、派遣職員

がない中でやっていけるということが真の自立なわけだし、その真の自立を目指す改善計画書である以上、いつを目指すのかという、そういった論議はなされたのではないかというふうに思っているのです。だから、そういった論議が全くなされていないまま出てきたのか、だから派遣については市からの派遣をいつまでということでも市に要請しようとか、そういうことが全く論議されなかったのか、私は論議されないということ自体が問題だというふうに思っているのですが、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 体育協会の改善計画書についてでございますが、常務理事の専任者を置くとかという形の中で派遣職員、業務従事職員のあり方というのも当然議論はされております。今の市全体の業務従事の職員、派遣職員のあり方についての中で、当然その部分についても体協さん初め各団体と協議が始まるというふうに思っております。昨日も申し上げましたけれども、段階的に自立化を促していくという方針は我々も持っておりますので、平成24年に公益法人化を目指すということで、監査委員さんからの指摘もございました。それに向けて、会計処理も含めてきちとした体制をとるということですから、その部分も一つの目標という部分については考えられるというふうに思っておりますし、昨日総務部長のほうからも答弁をいたしました。3年、5年という一定のルールはありますけれども、基本的には一年一年の中でその必要性について議論していくということで、決して3年、5年にこだわっているという考えではございませんし、一定のめどというのはおのずからあるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市教育委員会側の対応というのは次の質問で聞くのだけれども、今の教育長の答弁聞いていても、体育協会自身がそれでは24年の公益法人化までに段階的に職員を減らして、自立化するのだというようなことはどこにも書かれていないわけですから、そういうことを論議して、年度も含めて論議した改善計画書にすべきだったと。それは、市の側と当然協議が必要だったのかもしれない。段階的に改善、段階的に改善というのはどういう意味なのかというのはよくわかりませんが、自立を目指す改善計画書である以上、体育協会としていつまでに市からの派遣はなくなるのだという、そういう目標をきちんと立てるべきだったというふうに思います。聞いても多分、そういう目標が出ていない以上そういう考えはないので、市の対応のほうに移らせていただきたいと思いますが、昨日も三上議員の答弁で、当然人件費を100パーセント市が負担した上での派遣となるわけですが、現在3人の派遣ですが、ここにかかっている人件費の金額はおよそお幾らになるのかということと、当面、来年度に向けての話し合いはもう進められていると思いますが、3人の派遣を考えているのか、1年ごとに考えるということですから、3人の派遣を考えているのかお伺いします。

2点目に、金額は今示されると思いますけれども、公的な施設の指定管理を公募して、その中で私がやりますと手を挙げる団体が市から多分1,000万円、3人とすれば1,000万円以上、2,000万円近いお金を、人の派遣を受けて、人の派遣を受けなければ公募に手を挙げられない団体、そういうことでずっと続けていくというのは市民感情としても納得できない。私もやりたい、

市から3人も人を入れてくれて、人件費も全部持ってくるのだったらやりたいよという、そういう公募のやり方というのは早急に避けていくべきだと。私は、段階的に改善していくということを否定しているわけではないわけです。派遣期間を1年と決めて体育協会の自立を図るべきということを求めています、市のほうから体協に対して1年間で頑張ってくれと、プロパー職員も雇って頑張ってくれと、そういうような思いの中できちん派遣期間を決めていく、もしあれだったら段階的にでもいいです。決めるということがやっぱり市民を納得させる根拠だと、一年一年進めていって、最大5年ということになれば、いつまでなのかというのはわからない。そういう意味で、改めて体協とそういった派遣の期限について話し合われる、そういう気持ちはないのかお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 前段ご質問のありました人件費の関係については担当のほうからお答えをいたしますが、これまで体育協会さんとは職員の派遣のあり方について幾度となく協議をしてまいりました。そういう意味では、窪之内議員さんのおっしゃられる段階的な形、自立化を促すときに、来年から一人も出さないから、あとは自分たちでやってくれというやり方もあるでしょうし、今回こういう事件の背景というものを含めて、行政の職員が起こした事件ということもありますから、きちっと片をつけるという言葉はちょっと悪いですけれども、けじめをつける意味では可能な限り自立、プロパー職員にお願いして、ただし行政としてお手伝いが必要であれば、その部分については一定の期間お手伝いはするということでの作業の中で今進めてきております。指定管理の部分についての人件費の積算は、派遣あるいは業務従事している職員の分を例えば引いて積算をしているとか、そういうわけではございません。あくまでも業務従事の部分につきましては、補助事業や委託事業の部分に係る人件費ということでございますから、その部分について指定管理を受ける際に市からの業務従事がある、派遣がいるとかいないとかということについて直接の影響はないものというふうに思っております。ただ、現行の指定管理の期間が23年3月までの3年間ということになっておりますので、その部分との整理は必要かなというふうには思っております。なお、3名の人件費なのですが、約2,500万円くらいが今現行3名の業務従事の職員の21年度の人件費の額となっております。

以上です。

(「来年3人の派遣を考えているのかと聞いた」と言う声あり)

○教育長 来年度どうするという部分については、全体の中で、先ほど言いました市全体の派遣職員の中での整理ということになってきておりますが、委員会の現在の考え方としては現行のままということではないような方向で体育協会さんとは協議を進めたいというふうに思っています。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後に、体協と改めて期限について話し合うつもりはないのかということの明確な答弁はなかったのですが、来年度に向けて話す中で、ぜひそうしたことは話し合ってもらいたい。たとえ派遣職員を抜かしたとしても、体協自身が管理をやっていく上で一定の人を雇わなければならないから、指定管理の代行負担金を払わなければならないということにはわかっているのです。

私は、体協がもっと自立して頑張してほしいという思いからの発言なので、そういった意味でぜひ励まして、そして自立を促すような方向で頑張っていたらいいというふうに思います。

◎5、教育行政

- 1、不登校の児童生徒への対応について
- 2、学校適正配置計画について

次、教育行政に移ります。不登校児童生徒への対応です。昨日関藤議員がフリースクールへの助成等についての質問がありましたけれども、私は違った意味での質問もありますので、お伺いいたします。不登校の児童生徒は学校別に大きな違いもあるようではありますが、本年第2回の定例会では平成20年度、小学校9人、中学校33人、西高6人、合計で48人と報告されていました。1点目に、この48人が登校するに至ったのか等、現時点での実態について伺いたいと思います。2点目に、ことしに入り新たに不登校となった児童生徒数を小中高校別に伺いたいと思います。まず、この点だけ。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校の昨年度の48名の現在の実態についてお答えいたします。昨年度48名のうち、小学校9名、そのうち学校復帰を果たした者が3名です。現在も不登校継続6名となっております。中学校33名、卒業して高校に進学した者が6名となっております。学校復帰を果たした者4名、現在も不登校23名。西高校6名のうち、学校復帰2名、退学1名、転校1名、休学2名、現在も不登校はゼロとなっております。そのうち、適応指導教室に中学生6名が現在通級しております。

2点目の今年度の新たな不登校の児童生徒数ですが、文部科学省の統計では年間30日以上欠席を不登校としておりますけれども、滝川市では毎月月末の報告の中で連続7日以上を不登校としておりますので、最終統計では若干違いが出てくるかもしれませんが、現在今年度4月から11月末までの間に新たに不登校となった児童生徒数ですが、小学校6名、そのうちこの期間の中で学校復帰を果たした者が1名、現在も不登校が5名です。中学校14名、うち期間中に学校復帰した者3名、現在も不登校11名。西高校4名、期間中の学校復帰2名、休学1名、現在も不登校1名。その中で、現在適応指導教室に中学生3名が通級しております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 数字的にはやっぱり解決されないのと、新たにふえていて、去年よりも全体としてはふえているのかなというふうに思いますけれども、きのうも答弁されていました。不登校に至る原因というのは、本当に一人一人さまざまということはもちろんわかっているわけですが、2点目について、その個々についての分析は当然なされているわけですが、それにどう対応していくのかということと、それをまず教師集団が共有しているのかと、全体の認識になっているのかと。担任やスクールカウンセラーや、そうした人たちだけ任せになっているのではなくて、全く担任でない教師がその生徒と出会うこともあるわけですね。だから、そういう意味でどうこの子たちに

向き合っていくのかということが教師集団のものとなっているということが1つは大切だというふうに思うのですが、その辺を伺いたいのと、3点目なのですが、私は学校復帰だけを迫るということは適切ではないと思っているのです、子供たちにとって。生きる過程において、その子が生きていく上において学校に来ることが本当に苦痛であれば、別な方法だって考えてあげなければならない。不登校児一人一人によってさまざまな処方せんが必要なわけです。そういったときに、きのう学校で対応できない場合は教育委員会が来て、教育委員会として心の教室の指導員やいろいろな方たちが対応しているというふうにおっしゃったのですが、本当にそこだけで今の残されている数十名の不登校に対応することが可能なかどうか、担任の先生だって一生懸命いろんな、きのうも問題になったいじめ対策や何かやっているわけです。私は、そうしたときにここを解決するための、一人一人にきちっと対応していくための人的な配置について考えるべきではないかなということが3点目の質問なのですけれども、教員集団の共有化と人的な特別な支援についてあわせてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 まず、1点目の個々の問題について教師集団が共有した上で解決に当たっているかというご質問ですけれども、今議員ご指摘のとおり、不登校に至ったきっかけ、現在も継続している要因というのは本当に個々さまざまございまして、今お話しした48名についても一人一人それぞれ事情が違うわけです。ただ、一番最初に出会うのは担任教師なものですから、担任教師がどのように把握をして、どのように対応していくのかというのがまず問われることであると思います。すべてが担任の責任ということではなくて、担任の気づき、担任のかかわり、指導の中で、まず多くの学校では学年部会の中で共通の話題にしていきます。そして、指導部あるいは校内委員会、校内指導委員会という、そういう組織がございまして、その中で不登校の前兆、学校を休みがちですとか、何か悩みを抱えているという子がいた場合については、その中でまず話題にしていくと。そして、7日以上完全に学校に来れなくなったという、継続しているという場合にはかかわりのある教員、養護教諭ですとか、部活動に入っていれば部活動、あるいは中学校ですと副担任、教科担任ということでかかわりのある教員が校内委員会に集まって情報をそれぞれ持ち寄って、対応策について検討いたします。ただ、実際にはすべての学級に不登校の子供がいるということではなくて、ある学級で2人、3人ということもありますし、ゼロということもあるので、特定の学級の担任が家庭訪問等で大変なことにもなりますので、そういうところについては学校の中で分担しながら対応しているというのが実情でございまして、それぞれ個別の指導記録あるいはカルテのようなものを用意しまして、情報の共有、そして学校全体としての基本線を確認した上で取り組むというふうにしております。

2点目の質問にもかかわってくるのですけれども、専門家の対応ということで、学校の中では教育相談員、スクールカウンセラー、そして学校外ではスクールソーシャルワーカー、適応教室の指導員という形で、ここはまず学校復帰ということでの対応になっているのですけれども、その取り組みをしています。ただ、中には、今議員ご指摘のように学校には行けないという子もいますので、この場合は医療機関とのかかわりですとか、あるいは保護者の問題で児童ネグレクト、養育放棄の

虐待絡みの問題もありますので、その場合は児童民生委員、家庭児童相談室、反社会的な行動につながる場合は警察、岩見沢の児童相談所ということで、今は外部の機関、外部のかかわり等もスムーズにいくようになっておりますので、人的なかかわりが多ければ多いほどいいということはそのとおりなのですが、今可能な範囲で対応しているということが実態でございます。

○議長 教育部長。

○教育部長 先ほど指導参事が20年度末の実態のお話をしたときに、適応指導教室に現在という、現在中学生6名通級というお話でしたけれども、20年度末時点のお話でございますので、現在ではなくて20年度末時点ということでご訂正願います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 本当に不登校を抱えている担任も教育委員会も学校も、一生懸命対応されているのだと思うのです。でも、残念ながら、不登校が今年度に入ってきて出てきているということもあります。それで、学校によって不登校が多い、特に中学校では不登校が多い中学校が2校ぐらいに絞られているのではという話を聞いています。そこはどこに問題があるのか、中学校の学校の生活の中に問題があるのか、そういったことが根底にあるのか、例えば小学校から中学校に至るときに複数の小学校から一つの中学校になるということでのいろいろなものが重なるのか、そういう学校の編成に問題があるのかという問題意識を持っているのかお伺いしたいというふうに思うのと、特定の学校に集中している理由を個々の不登校になったきっかけを分析したときに、教育委員会はどのようにそのことを分析されているのかお伺いしたいというふうに思います。

それと、人的配置だけではないということはおわかりです。それであれば、私はさっき言ったように学校に要求することだけが子供たちの解決だというふうに思っていないのです。だから、いろんな解決の仕方があるので、その子供たちの状況に応じて、今はこの子はこういう状態の中で過ごさせるのがベストだということで学校に登校していないというのであればわかるのです。また、例えば管外のフリースクールへの誘導とかということもあるのかもしれない。でも、余りにも学校に復帰、復帰と考えることで対応するというのはやっぱり違うのではないかと、不登校というのはいろんな状態に対応していかなければならないのではないかと思ったときに、人的ではないとはいえ、かなりの負担が複数を抱えている担任にはあると、それを学校の中でやれていないからこそ、数字ではないといいながら、新たな不登校がふえていく。そこをどうやって、今言われた解決策で本当に解決していこうと思っているのか、何か新たな手法が、今までやってきたことと、私は人的な配置を求めただけけれども、それだけだとは思わないのですけれども、何かをやらないうような状況で解決できないというふうに思うのですが、その辺についてはどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問ありました点ですけれども、市内4校の中学校のうち大規模な2校に数が多いという実態でございます。このことにつきましては、例えば中学校に入ってくると、1年生に入ってくるときに小学校段階、6年生のときに一日入学、体験入学を行って中学校の様子を、授業の様子、部活動の様子あるいは学校生活の様子について直接説明を聞く機会を設けるですとか、

それから中学校の学校生活についてできるだけ小学校のうちに理解できる、そのような手だてをとりながら、言われております中1ギャップの解消のために今取り組んで、それぞれの学校は取り組んでいるところです。ただ、小学校の不登校の数と中学校の不登校の数が極端に違うというのは、小学校の場合は多くは担任が一人一人の子供を把握するという形をとっておりますけれども、中学校の場合は教科担任制になりますので、先生方が担任を中心にしながらかわっていくということで、そういう中学校の生活にずっと適応できないケースですとか、あるいは小学校のうちから問題を抱えていて、中学校に進学したときに、自我の芽生えといいますか、それから思春期を迎えているいろいろなことに悩み、考えたりという、その子の特有なものもあるかと思えます。ただ、いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては学校に復帰する、学校に通学するというのを第一に考えて、担任、学校、教育委員会も一生懸命取り組んでいるところです。

その中で学校だけではない方法というの、フリースクールですとか、そのほかの方法もあるのかもしれませんが、教育委員会としては学校に、小学校、中学校は義務教育ですので、学校への通学をまずは働きかけると。ただ、残念ながら保護者との対応の中で、今ご指摘のように学校の必要性を認めないという保護者もいらっしゃるの事実ですので、こういう方につきましては就学の義務ですとかいろいろなこととお話ししながら、まず保護者のご理解をいただくということで努めておりますけれども、そういう問題もありますし、中には家庭の中で保護能力が完全になくなっていて、子供の言いなりといいますか、子供が行きたくないと言ったら、うちの子は行きたくないと言っているからというだけで終わってしまうケースもあるのです。ただ、いずれにいたしましても、第三者が対応するよりも、まずは一番身近な担任、学校が対応することがその子の考えですとか要望を聞くこともできますし、外部にゆだねるにしてもまずは学校からという手だてをとっております。そういう意味で、教育委員会としても不登校、いじめの問題の解決というのは最重要課題と位置づけていますので、必要な手だてをとっていきたく思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間がないので、いろいろやってきている中で解決できない。今までと同じ延長線上の中の解決方法ではない解決方法を考えることをしなければ、やっぱりふえていく可能性があるの、その辺についてよく検討してほしいというふうに思うのと、学校に行っていない子供は絶対苦しんでいるのだと思うのです。その子供たちのことを、その気持ちに入っていけるような対応は何かあるのかと、その子供たちの苦しみを開放してやる、その子供たちがたくさんこうやって出てきているわけですから、本当に大変なことだと思いますけれども、あらゆる知恵を発揮して頑張っていたきたいと思います。

時間もありませんので、学校適正配置計画のほうに進みたいと思います。学校別に行った保護者からの意見聴取の結果と教訓です。違った行事だと思いますが、たまたま40人程度の保護者が集まっていたところで行った西小学校以外では、数からいっても、全体の数から見ても80人規模ですから、6校で80人規模ということになると本当にPTA会長、役員クラスしか出なかった保護者の意見聴取の場だということで、私は失敗だったと評価せざるを得ませんが、なぜこういった参加者が少なかったのかということでお伺いしたいのと、その少ない中でも意見は出たということは

聞いていますが、今回の懇談会の結果をどう総括して、今後どのような方法で意見聴取を行っているのかを伺いたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 この間PTAの保護者の方との適正配置に関する懇談会、11校ありますが、江部乙地区については小中合同で開催をということのご要望がありましたので、10回開催をしております。参加者の合計は、保護者の方が98人、教職員の方も積極的に参加いただきまして41名ということで、139名の参加というふうになっております。懇談会につきましては、冒頭市P連の会長会議の中で配付資料の概略についてご説明をさせていただきまして、その資料に基づいて個別の学校でやらせていただきたいと、日程調整もそれぞれのPTAの方にお任せをしております。日程が決まりましたら、教育委員会のほうで文書をつくって、全保護者に配付をして、実施をしてきたところです。参加者が少なかった、原因は何かということなのですが、逆に開催をしてみて、その中の意見で具体的な方針を早く出してほしいというのが圧倒的にありました。前段私どものほうからは個別の学校をどうするというの前に、滝川市のこれからの子供たちについて滝川市民がみんな考えるための懇談会だということです。ですから、説明会という言い方をあえてしていませんので、この数字が少なかったから失敗だとかというふうな、数字だけで判断をしているわけではありませんし、もちろんこれ一回きりでこの懇談会が終わるというふうにも思っておりません。もともと2月までには計画案を出して、また改めて懇談会、説明会、あるいは地域の方との話し合いもしたいというふうに思っております。

少なかった分だけ結構ざっくばらんにお話をさせていただきました。我々も、いろんなご意見に対してできるとかできないとかとすぐ返事はしないと、いろんな声を聞かせて、それが適正配置計画の中で生かされるものであれば、ご意見を伺いたいというようなことで、いろいろとご意見をいただきました。適正配置以外のことについてもご意見をいただきましたし、適正配置を超える部分についてもいろんなご意見をいただきました。具体的には、例えば大規模校、小規模校、それぞれのメリット、デメリットに対する意見とか、適正配置を一日も早く進めるべきだという意見、あるいは小さくても学校を残してほしいという意見、あるいは特に女性の保護者からは児童生徒への安全、安心に関する地域での協力が願えないだろうかとか、あるいは私どもの説明資料の中に書いてあります不審者情報なんかのメール配信なんかについてはぜひとも早く導入してほしいというような意見、あるいは特別支援に係ること、食育に係ること、さまざまなご意見が出されました。また、今の私立幼稚園の2園の保護者との懇談も終了したところであります。基本的には、今の学校施設に対する特にハード面部分についての要望が非常に多い。昨日の質問にもありましたトイレの問題ですとか、あるいは暖房の問題等の部分についても多くの声が寄せられましたし、耐震化の必要性、もちろん大規模改修ですとか改築等の部分については、保護者の感覚としては手戻りになるようなことはやっぱりしてほしくないということでのご意見も多く寄せられたところです。当初の目的でありました滝川市すべての子供の教育にすべての滝川市民が責任を持った教育をしていきたいという部分については、おおむね理解を得られたのではないかとこのように思っておりますので、これらの意見も生かしながら、早く具体案を出して議論をさらに深めていきたいというふうに思ってお

ります。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 2点目に移ります。今早く具体案をという保護者からの要望もあったという話もありました。今年度末までに素案が策定されるというふうになっています。総務文教常任委員会ではつくば、それと市民クラブとの合同の視察ではさぬき市、学校適正配置を見てきました。保護者だけではなくて、本当に歴史をつくってきたその地域の人たちとの意見交換が物すごく重要だということを感じてきました。まず、一定の案がないと本気で議論するという気持ちがなかなかわからないのではないかと私も思います。そういう点では、素案が決定される予定になっていますが、素案ができたのはあくまでも素案です。そこを住民説明会の中でははっきりさせると、素案を成案にしていくまでにいろいろ素案から変更もあるのだという姿勢をきちんと貫くということと、地域から了解を得ない場合は適正化計画に盛ったとしても実施していない地域もあります。それだけ学校というのは地域との結びつきの中でできてきたということもありますし、だから素案、仮にそれが成案になったとしても、地域の合意が得られないと進めないという姿勢を明確にして、学校の適正配置を進めるべきではないかと。あと、当然大規模改修、耐震化、いろんな二重投資みたいのは避けていかなければならないということもありますので、そういった地域との合意という考えについて伺いしたいと思います。

○議 長 もう発言時間超えておりますから、これで。

○窪之内議員 はい。

○議 長 答弁、教育長。

○教育長 議員さんは素案というふうにおっしゃっていますけれども、総務文教常任委員会の資料の中では2月までに策定するのは案だというふうにしております。計画を22年度に地域懇談会等も含めて策定をしたいということで、従来ずっと私どもは早く素案を出して長く議論したいというふうに申し上げてきました。その案自体がなかなか出せないという状況になっておりますけれども、一定の今の懇談会等の終了の中で精力的な作業の中で早く案としてお示ししたいというふうに思っております。その案に基づきまして、先ほど申し上げました、今度は説明会ということになるのでしょうか、地域の方にもお話をして、これまで懇談会の中でもお話をしてきましたのは、適正配置計画だけではなくて、全部の学校が将来的にどういうふうな形で施設改修も含めて、特定の学校の問題ではないという意識で私どもずっときましたので、できれば全部の学校が将来どういう形になるのか、どこまでの将来かということはあるとは思いますが、10年、20年後ぐらいまでは見通した形の中で、全部の学校が老朽化が進んでいますから、そういう形も含めて出したいというふうに思っておりますし、それ以外に例えば学校給食の関係をどうするのかとかいったようなものも含めて今検討を進めているところです。

その中の説明の中でも、もちろん地域との合意形成というのは非常に大事なことだというふうに思っております。これから子供たちを持つ方だけではなくて、地域の中で学校が育てられてきたということも十分承知をしております。ただ、一番最初に申し上げました。その地域というのが学校のある地域ということもありますし、滝川市全体がどう滝川市全体の、しつこいようですけども、

すべての子供たちに責任を持つのか、そういう意味での滝川市全体の地域ということもやっぱり考えなければならないというふうに思っておりますので、最終的なご判断は議会の中でということになるかというふうに思いますけれども、懇談会の資料の中でもメールですとかファックスの番号だとかというのを全部書いてお配りしております。そういう中で、さまざまなご意見をいただきたいというふうに思っております。当然重要な地域との合意形成、地域の保護者の合意形成ということにつきましては、私どもいろんな形で、あるいはさまざまな形で教育委員会が主催をするもの、あるいは地域の方からご要望があれば、その時点でまたお伺いをするということも申し上げてきておりますので、我々の案は案ということで、計画を出すからには委員会としてはそれなりの根拠なり理由をもってお示しをしますので、そういう説明は丁寧に行っていきたいというふうに思いますし、合意形成にも努めたいというふうに思っております。

○議長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。まず、今回は現在私たちが抱えている大きな問題、環境、経済の問題を取り上げたわけでございます。私が質問するのは、理事者を追及するために質問するわけではありません。今抱えている問題を提案を含めてご質問申し上げますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◎1、環境行政

1、地球温暖化対策と地方行政の役割について

まずは、環境行政であります。環境といっても、大きくいろいろなものが入るわけでございますけれども、今問題になっている地球温暖化の関係です。我々そういう視点で見たら、思い当たることがいろいろあるのです。ことしの長雨というか、こういう雨続きの気象なんていうのは今まで考えられなかったような雨の続き方でした。そして、また米の適地というのがだんだん北海道のほうまで、我々の中空知まで上がってきて、温暖化が逆にいい現象になる場合もあるのかもしれないけれども、いずれにしても今地球環境の気候変動の枠組み条約、いわゆるCOP15をコペンハーゲンで今やっている最中です。それで、また政府間パネル、気象変動のIPCC、これは世界の優秀な科学者が何千人も集まって、この温暖化の原因はCO₂の排出量の増加だということが世界的な常識です。そういう中であって、日本の政府も鳩山首相も1990年からの比較でもって25パーセントを2020年までに達成するというのを言っています。大きな世界の流れ、日本の行政の流れ、そういうものがそういう方向にいているということ、地方の行政もそういう方向にいかなかったら僕はだめでないかなというふうに思うわけです。

そこで、まず滝川の環境行政のたきかわ「環のまち物語」の取り組み、これが基本になるのでないかと思えます。私は、この名前はもう少しぴんとくる名前にしたほうがいいのでないかなと思えますけれども、そのような背景にある大きな環境行政を預かる部署だと思うのです。そこで、要するにこの目標は、地下資源の石油、石炭、天然ガス、そういうものを燃やすとCO₂が出ると、それを減らす、これが根底にある政策だと思うのです、これ全部。だから、省エネルギーもみんなそ

ういう方向でいっているわけです。そこで、滝川における施策が実際に「環のまち物語」の中で指標として出している部分が、8ページかな、にちょっとあるのですけれども、実際にCO₂を削減する目標値的なものが書かれている部分があるのですけれども、CO₂削減の目標値、あるいはそういうことを行政の施策の中にこれから入れていかなければならないようなことになっていくと思うのですけれども、「環のまち物語」の取り組みの状況、成果についてまずお伺いしたいと思います。

○議 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 井上議員さんの質問、滝川市環境基本計画、「環のまち物語」の取り組み状況についてということでご答弁させていただきます。

同計画は、平成18年3月に策定されたものでございます。資源循環、エネルギー、自然環境、人の環の4つの視点から構成されております。また、各分野においてそれぞれの方向性を実現するために、計画全体で計7つの数値目標を設定しております。市では、前年度の取り組み内容やこれらの数値目標の達成状況等につきまして年次報告書として取りまとめ、公表を行っているところでございます。平成20年度の取り組み内容等につきましては、今年次報告書作成中でございます。また、公募市民3名を初め学識経験者、関係団体、事業所などから構成されます滝川市環境市民委員会に毎年度評価、提言をいただきまして、その後の取り組み内容に反映してきたところでございます。昨今の地球温暖化対策の取り組み実施事例でございますけれども、滝川市の事例でございますけれども、目標値として、先ほど議員さんからもありました省エネモニター、CO₂削減量というような格好で目標値を設定させていただきまして、省エネモニターの実施を行っております。19年度では前年比4.9パーセント、これは各モニターの家庭で使用される電力消費量でございますが、4.9パーセント、これは19世帯しか対象がなかったのですけれども、19年度の実績といたしましては4.9パーセントふえたというようなデータが出ております。ただ、20年度につきましては、世帯をふやしまして58世帯の方にモニターになっていただいております。報告書がまとまり次第、これの数値的なものについてはご報告させていただきたいと思っております。また、てんぷら油の自動車燃料としての利用も図っておりますし、植木の推進、これも目標値を27年度までに7,700本植えるというような目標を設定させていただきまして、19年度末では2,800本を植えたという実績も報告させていただいているところでございます。また、昨年の末にはレジ袋の利用抑制ということで、大手業者、商店さんのほうとマイバッグ利用、またレジ袋の抑制ということでも取り組みを進めている。これらを初めといたしまして、総合的に実施しているところでございます。また、数値目標につきましては、おおむね目標に向けて進められているところでありますが、今後も取り組みを積み重ねながら、環境に優しいまちづくりを推進していきたいと考えております。ただ、市の取り組みとしてまだまだ市民へのPRが足りないという意見もあるものですから、今後はこれまで以上に広報、PR活動に努めるとともに、環境に取り組まれる市民や各団体とのネットワークを構築し、温暖化対策を初めとした環境施策の浸透を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、次の項に移りますけれども、地球となっているのは地域ですから、余り大きい題になっているので、地域ですから。

地域省エネルギービジョン、これを今策定しているというふうに聞いているわけでございますけれども、平成15年に滝川市は環境都市宣言を行いました。今報告あったけれども、いろいろ生ごみの分別収集等のバイオマスエネルギーの利用等をやっております。要するに、先ほど申し上げたように省エネルギービジョンも行く行くはというか、基本的にはCO₂削減が根底にあるというふうに思うのですけれども、それで国の施策がこういうふうになってきている中で、私はこういうビジョンを策定するのは結構なのですけれども、いろいろな法規制がこれから進んでくると思うのです。地球温暖化対策の推進に関する法律だとか、あるいは省エネ法だとか、そういうことに関して、そういうふうになってくるのは当然なのだけれども、それが経済の足を引っ張るということになると地方経済においてもいろいろと大変なことになるわけで、地方においてもそれにかかわる新しい需要が伸びてくるような仕組み、施策、そういうものがあってもいいのではないかと。だから、そういうビジョンの策定には、ただ規制強化だけの問題でなくて、そういうことも入れていかなかったらだめでないかという私の考えなのですけれども、これは市長の考え方をお伺いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんも質問の中でおっしゃられましたとおり、地域省エネルギービジョンの策定中でございます。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOの補助採択を得まして、地域特性等に応じた滝川市の省エネルギーの基本的方向性を検討するため、有識者や関係団体、事業者等から構成されます滝川市地域省エネルギービジョン策定検討会議と庁内の関係所管によります内部検討組織を設置し、今年度中のビジョン策定を目指しているところでございます。この中では、地域のエネルギー消費量の推計や市民、事業者の省エネへの意識調査等を実施しまして、特に市内では最大の事業所の一つであります行政機関として先導的な役割が求められる市役所として、具体的に省エネルギー対策を検討するなど、その取り組みについて積極的にPRを行うなどして地域に波及していきたいと考えているところでございます。また、策定作業におきましては、特に幾つかの公共施設をピックアップし、現状分析を行い、具体的な省エネ対策を検討していくこととしています。これをモデルに、地域の事業者等との連携を図りながら、例えばLED照明ですとかヒートポンプなどを初めとした省エネ技術につきまして、産業の活性化も視野に入れた経済との調和のとれた環境対策として幅広い効果が得られるよう、取り組みも含めた地域省エネルギービジョンとしたいと考えているところでございます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 産業活性化も考えてやるということですので、ひとつよろしくお願いします。

3番目、太陽光発電の推進と行政支援、この関係については、経済新聞にしても、いろいろなマスコミで今太陽光発電が急速に伸びてきているということで脚光を浴びているというか、地球温暖化対策ということで注目を浴びているのです。地下エネルギーから地上エネルギーへという大転換の時代に入ったということです。それで、国では太陽光エネルギーのパネル、1キロワット当たり7万円の補助をすると、余剰電力については今まで24円だったのかな、倍の48円、それも10

年間固定するというので、その導入策を図っているのです。北海道においても、札幌が先駆的だと聞いているのですけれども、旭川、岩見沢、長沼、遠軽等、27市町村で太陽光発電の自治体補助をやっているのです。私は、環境に優しいというか、環境を考えたときにいち早くこういう施策に合った、大きなトレンドの施策に合った施策を地方でも取り組むべきだと。私は、この間旭川の関連の人方に聞いたのですけれども、旭川も今助成をしております。30件ぐらいの申し込みのところ、もう倍以上応募しているということで、岩見沢はすぐ近くですよ、50万円まで助成しています、限度額。どんどんそういう施策が入ってきています。だから、私は飛び抜けたことを話をしているわけじゃないのです。これが経済効果にもつながっていくと。大体一般家庭では3キロワットから4キロワット、だから1キロワットの設備をするのに70万円ぐらいかかるのです。だから、200万円ちょっとかかるのですけれども、それに国の助成が入る。それから、自治体の助成が入る。そして売電と、それをうまく組み合わせたら相当な効果が出てくるし、これも固定的に、売電ということは北電さんなら北電さんで実際にそれを一般家庭に負担してもらわなければならないような仕組みになっていくのですけれども、結局環境をみんなで負担しようという考え方が根底にあるようでございます。そして、今回の7.2兆円の緊急経済対策の中にも太陽光発電の支援があります。私は行政支援を取り入れる必要があると思うのですけれども、見解をお願いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 太陽光発電は、地球温暖化や化石燃料対策といたしまして大きな期待、議員さんは脚光、注目というふうに言われましたが、期待がかけられているところでございます。政府は、その発電導入量を大幅に引き上げるために、昨年度より個人住宅の導入に対する補助制度再開、先ほど言われました7万円の補助ということです。余剰電力の買い取り価格も2倍程度に引き上げるなどの施策を打ち出したところでございます。ただし、同時に課題もあると、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、導入コストが高額である。新築住宅で200万円程度経費がかかると。また、補助金を使っても一般的には初期投資の回収に20年程度かかることも想定されております。また、発電量が年ごとの気候変動によりまして左右されるというリスクもございます。電力会社では、これらの電力を買い取る際に、その財源として通常の電気料金に上乗せして徴収する、いわゆる太陽光サーチャージの負担について一部で不公平性を指摘する意見もございます。さきの国の事業仕分けにおいて、対策の全体像を固めた上で事業のあり方を再検討すべきとの意見から、ワーキンググループとしては予算計上見送りと結論も出されており、今後の国の支援策も不透明な部分もございます。こういった課題を勘案しながら、現時点で直ちに市独自の太陽光発電に特化した導入支援策を打ち出すことは困難であります。温室効果ガスの発生を伴わない太陽光発電自体の優位性につきましては評価していく中で、引き続き国の施策動向などについて情報収集に努めまして、市として太陽光発電の普及策について継続的に幅広く調査研究を行いたいと考えております。また、市役所を初めとした公共施設への導入検討を進め、広く実証データなどが得られましたら、市民、事業者等への情報提供を図ってまいりたいと考えているところでございますので、以上のような取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 今の答弁聞いたら、とんでもない答弁というか、答弁はいいのだけれども、民主党、鳩山さんがこうやって言っているのに、事業仕分けでそれをやめると。事業仕分けって一体何なのか。サーチャージだとか、いろいろわかります。今スーパーコンピューターの予算を削減して、大した批判を食ったけれども、その部類の話だと思う。また、これは後で触れます。

◎2、経済対策

- 1、経済危機対策について
- 2、農業政策について
- 3、住宅政策について

次、経済危機対策。これは、麻生政権のときに経済危機対策としてやったのです。経済対策で8月の4日ですか、補正予算で4億5,000万円、緊急対策交付金が2億円ちょっとです。麻生さんも自民党、公明党で16兆円の緊急予算つくったのだけれども、なかなか評価されなかったのだけれども、このときに立てた緊急経済対策は私はすごく効果を上げてきたと思うのです。実際にこの効果、例えば雇用創出、延べ5,000人、あるいは雇用創出実人員280人等、いろいろそのとき挙げたのですけれども、実際どうなっているのか。特にこの中で住宅改修促進補助金というのが約3,600万円ぐらいあったと思うのですけれども、あるいは共同住宅事業補助840万円とか、あのころ大変なリーマンブラザーズのショックで落ち込んでいたときの対策だったと思うのですけれども、このあたりの景気刺激策、実際にどういうふう経過しているのかお伺いをします。

○議 長 市民生活部長。

(「答弁訂正させてください」と言う声あり)

(「井上議員、そこまで」と言う声あり)

○井上議員 そこまで。

(何事か言う声あり)

○井上議員 1番。

○議 長 ちょっとお待ちください。さきの答弁の訂正があります。

○市民生活部長 訂正させていただきます。平成20年度の年次報告書作成中ということで、まだ公表していないということを申し上げましたが、既にホームページ等で公表済みでございましたので、訂正させていただきます。申しわけありません。

(「21年度の間違いでないの、それ」と言う声あり)

○議 長 では、答弁をお願いいたします。

(何事か言う声あり)

(「(1)だけではまずい」と言う声あり)

○議 長 1、2、3にわたっていますが。

(「1だけだ」と言う声あり)

(「じゃ、全部やるかい」と言う声あり)

○議 長 何か2、3も入っていませんでしたか、今。

(何事か言う声あり)

○議長 長 では、1だけ。

○市長 前政権で経済危機対策打って、これはよかったなと思います。現実に地域の経済はこれによって息をついたというところがあったのではないのでしょうか。しかし、新たな危機もどんどんやってくると、こういう中で前政権の経済危機対策は減衰した部分も実はあるのではないかと、それが今の政権の新たな課題に浮上しているのだというふうに思います。しかし、前政権での経済危機対策を迅速に打たなかったら、私ども地方の経済とか産業とかは大変になっていたというふうに思います。それで、具体的に数字を示せということですが、今こういう効果がありますということについてはこの議会を通じてご説明をしてきたところでございますけれども、今その成果についてどうかと問われると、具体的な数字は持っておりません。そういう面ではお答えできませんけれども、重複いたしますが、あの政策がなかったら滝川の経済も大変だったというふうなことだけは明らかであります。ただ、先ほどご質問のございましたように、単独で施策を打った。例えば住宅に対する補助等を単独で政策を打ったというのも、確かになかなか申し込みが少ないと。これが順調に回復基調にあるのであれば、もっと期待は大きかったのではないかなということもあります。したがって、現経済下において単独施策で打ったものがこのまま継続するのが適切なのかどうかということについては、十分検討、検証した結果判断をしなくてはいけないというふうに思っております。さらに、現政権において補正予算を含む新たな対策が組まれていくわけでありましてけれども、これは地方の実情ということを十分勘案をして、なおかつ地方に混乱を招かない形で経済対策をやっているというのを私としては強く望んでいるところであります。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 そうしたら、今の報告というのは、中間報告みたいになるのですけれども、どの時点で出されるのですか。

○議長 長 市長。

○市長 雇用何人、経済効果幾らと、主に雇用が中心ですけれども、こういうことについては事業年度が終わる段階でその成果については公表するということになるというふうに思います。今は、予算として示させていただいた。その中で最善の努力をし、雇用への影響、効果、そして経済的な効果を計測をしたいというふうに思います。

なお、所管から補足があれば補足をいたさせます。

○議長 長 ありますか。

(「なかったら、なかったでいいって。時間ばかりかかる」と言う声あり)

○議長 長 では、質問を続けてください。

(「時間減らない、自分の時間だけだ」と言う声あり)

○議長 長 井上議員、質問を続けてください。

○井上議員 それでは、次の国の事業仕分け、これは前任者、関藤議員以下やられたので、総体的なことはわかりました。パスします。

次、3番目、新政権の7. 2兆円の緊急経済対策の受けとめ方はと幅広く書いたのだけれども、

今国は菅国家戦略会議の議長さんが言われるようにデフレスパイラルということで、デフレ状態がスパイラル、渦巻きのように下がってきているということです。それで、二番底を迎えるという中で緊急経済対策が打たれたのです。亀井さんも積極経済論者で、亀井さんの説は地方にどんどん手厚くしろという考え方。そして、この中に住宅エコというのが出てきたのです。いろいろなエコポイントが、家電のエコポイントだとかいろいろあるけれども、今度は住宅エコ、それも追加された。自動車のエコもそうですけれども。それで、インフラ整備で約5,000億円、これが高速道路はだめだと、別な電線の地中化だとか老朽化した橋の補修だとか、コンクリートから人へということを何か言っているようですけれども、それはちょっとどうなのかなと思うけれども、いずれにしてもこういう形で公共事業も目先が変わってくるということなのだけれども、こういう大きな流れの7.2兆円の効果というか、地方に流れてきそうな雰囲気というか、滝川で該当があるのか、そのあたりの受けとめ方についてお願いします。

○議長 市長。

○市長 大型の補正が行われるということですが、財政規模7.2兆円ということですが、事業の規模は2兆4,000億円というふうに言われていますから、これには期待したいというふうに思います。財政規模7兆2,000億円のうち、直接的に地方支援につながるのは国費で3兆5,000億円というふうに踏んでいます。この3兆円は、地方交付税に対する国税収入の減少を補填すると。そういう意味では、当初から地方交付税はこれだけ来るよというふうに見込んでいたわけで、見込みどおりになるだけの話です。ただ、ルールからいうと、国税の一定割合が地方交付税、その国税ががらがん減っていくので、地方交付税もがらがん減ると、それを穴埋めしますということですから、穴埋めしてもらってよかったなど、穴埋めされなかったら大変なことになるというふうには思います。残りの5,000億円は、ご質問にありましたように地方公共団体のインフラ整備を支援する交付金と、これが創設された部分です。この交付金、どういう形の交付金になるのかという制度設計はまだ届いておりません。したがって、この交付金の中身が明らかになりましたら、可能な限りこの交付金を受けるということを前提に最善の獲得策を講じたいというふうに思っております。あといろいろ、予算を途中で執行停止みたいなものもありましたけれども、ご質問にありましたような雇用調整助成金の強化でありますとか、あるいはエコポイントの継続でありますとか、さらに中小企業に対する返済猶予でありますとか、緊急信用保証枠の拡充でありますとか、住宅投資の拡充でありますとか、新型インフルエンザ対策の充実でありますとか、私どもに対して直接地方にも影響のある効果を及ぼす施策も中には含まれているようでありますから、これにも期待をしたいというふうに思います。

○議長 井上議員。

○井上議員 自公政権のときのポイント関係は、継続するというこのようです。ひとつ積極的にこの新しい経済危機対策を受け入れて、滝川の冷え切っている経済を振興していただきたいというふうに思います。

次、農業政策、この関係については、事業仕分けにかかわって農業に特化した形でお伺いするわけですけれども、ちょっと時間も押してきていますけれども、何とか時間内にはおさめたいと思い

ますから。まず、土地基盤整備事業については、今の江部乙西、滝川東、それから滝川西というふうに順番できているわけですが、後のほうで東滝川なんかも期成会をつくって、いろいろとそれに準備しているわけですが、このあたりに対する影響。その次、担い手の育成事業、これは農業経営改善事業の廃止、これは担い手育成の支援協議会の運営の関係なんかもいろいろ影響があるのでないかと思うのですけれども、滝川市としての影響。次、水・環境の関係、農地・水・環境の関係については大変苦勞して滝川市に導入し、これは全国的に約300億円と言われているのです、農林省の予算が。北海道でも、今3年目になったわけですが、すごい勢いで組織化され、全道大会にも私行ってきたのですけれども、約650カ所でこれをやっています。そして、農業者だけでなく、地域町内会等を入れて農業の農地・水・環境の趣旨でいろいろな活動がなされていると、地域の持続可能な農業環境を何とか保全したいという物すごい熱気が感じられ、これはすごい事業だなということで、私もその事業に携わっていることに誇りを持っているわけですが、それをまた事業仕分けで切るというようなことになっているようで、その点。この3つについて答弁をお願いします。

○議長 経済部長。

○経済部長 事業仕分けに係る滝川市の農業関係の事業に及ぼす影響ということでございます。滝川市が関係する農林水産省の事業仕分けの対象に係る影響についてでございますけれども、廃止とされたものとしまして農業経営改善総合支援事業、これは担い手の協議会の運営ですとか活動に係る経費を本事業に依存をしていたということでございます。廃止になれば協議会の事業継続に影響が出てくるというふうに想定がされます。平成21年度の補助金額としては、98万4,000円を見込んでございます。

廃止または各自治体の判断に任せるとされたものにつきましては、昨日も答弁申し上げてございますけれども、農村漁村地域力発掘モデル事業、これにつきましては地産地消ふるさとづくり協議会を設置しまして、地産地消事業を展開をしてございます。平成21年度100万円、22年度から3年間、24年度まで各200万円、計700万円の交付金を予定をしてございました。交付金は協議会の財源でありまして、廃止となった場合に事業継続に影響が出てくるものというふうに思われます。実施または各自治体の判断に任せるとされた中に、農地有効利用生産向上対策事業というのがございます。これは、先ほど井上議員さんのほうからお話もございましたけれども、道営経営体基盤整備事業については今のところ影響が出てこないのではないかとというふうに想定をされてございますが、現在土地改良事業の採択にならない地域、江部乙の東側の地帯、江部乙土地改良区の事業の部分でございますけれども、市単独での助成制度を検討してきたところであります。この農地有効利用支援整備事業ができたことによりまして、東側地域の土地改良事業、この事業の中で進めることによってメリットがあるのではないかとというふうに考えて、準備を進めてございます。この事業の動向によりまして、大きな影響が出てくるものというふうに想定をされます。滝川市での現在の要望量調査を行っておりまして、現在で事業費で2,700万円、補助金で1,485万円程度ということでございます。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、予算要求の縮減、1割程度ということで縮減、予

算が1割縮減され、それによって活動組織の交付金が削減されるようになれば、活動組織体の活動に影響が出てくることも懸念をされる部分でございます。これ以外に予算の縮減、または見直しとされたものとしまして、農業共済に係る共済金の負担金ですとか事務費、あるいは既存の事業を統合されて経営体育成交付金というものができてございますけれども、この予算要求も縮減をされる見込みであるというようなことも事業仕分けの中に盛り込まれているようであります。このほかにも予算要求の縮減、見直し等をされているものがありまして、内容によっては事業の遂行に影響が出てくるものがあり、また農家負担の増につながるおそれもあるというふうに判断をしております。こういった事業仕分けの動向等についても情報収集をしっかりとしながら、適切な対応を行ってまいらなければならないというふうに思っております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 井上議員。

○井上議員 そうしたら、土地基盤整備事業の関係については影響ないということだね、そういうことだね、間違いないね。

それでは次、新制度移行に伴う影響、この関係は産地確立交付金、今までの転作に伴う補助体系ですけれども、非常に難しい制度になっているのですけれども、いずれにしても滝川市内で農業関係で約5億円の金がこの産地確立交付金で出ていると。これでもって農家の人が制度設計しているのです。それで、民主党が農業者戸別所得補償方式に大転換していくという中で、そのありようが見えてきているのかどうか。今農協理事者が各単位の町内に行って説明をしている段階で、もう終わったと思うのですけれども、営農計画を立てなければならないのです。そういう中で、どういうふうになってくるのか、これ見えてこなかったら立てれないと思うのです。その辺の新しいこれにかわる施策がどうなっているのか、お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 私も心配しています。いろんな会議の中で、ご質問のありましたように来年の営農計画をもう立てなくては行けないと、したがって制度がどうなるのか、それによって自分の収入、所得が変わっていくわけですから、生活がかかっているわけです。したがって、早くこれは制度設計を明らかにしてほしいと、来年度の営農計画に間に合うようにと、そういうことはお願いをしております。ただ、国の予算がどうなるのかと、これは組まれてみなくてはわからないという部分があります。ただ、滝川は米はモデル事業として戸別所得補償をやるのだということになっていますから、米でお金が来るといって米作地帯としての有利性というふうなものはあるというふうに思います。それから、一方、それでは転作をしている転作物のほうはどうかというと、総じてこっち側は少なくなると。もし20年度の作付で空知支庁管内で試算してみたら、48億円少なくなるというのです、こっち側のほうは。だから、総じて滝川もこれは少なくなると。プラス・マイナスしたらどうなるかと、きっとプラス・マイナスしたらプラスになるのではないかという想定は立てています。しかし、問題はないかということそうではなくて、全面転作をやっている方がいるわけです。全面転作をやっている方と、それから転作面積が非常に多いという方については、マイナスになる可能性が高いというふうに思います。しかし、これは来年度予算の中でどういうふうに国が予算編成をす

るのか、そこら辺にかかっています。それをまず注目しなくてはいけないというのと、よく農協等と協議をして、営農計画にできるだけ影響の少ない対策ということは今すぐ決めれといっても決まりませんので、とっていかうというふうに思いますのと、国には政策にかかわるものは地元可能な限り影響が少ない、そういう方法論を選んでいってほしいというふうに思います。

○議長 井上議員。

○井上議員 今初めてそういう形で聞いたのですけれども、全面転作という中では不利益というか、今までよりは下がってくるというようなことで、ただもう既に営農計画を立てるためにある程度このぐらいにはなるだろうというようなことで、いわゆる見込み値みたいなことで話が進んでいるのかなと思ったりしないわけでもないのですけれども、この施策がどんなことのスケジュールになっているのか、いつぐらいまでに。空知支庁なら空知支庁、道なら道からスケジュールも知らされていないの、これは。

○議長 市長。

○市長 補足があれば所管から補足させますけれども、農業政策全体についてどうなっているのだろうか、事業仕分けでいろいろ、農林水産省が一番項目が多いわけですから、一体どうなっているのだろうか、うちは予算組む上でも情報欲しいと。情報はなかなかありません。事業仕分けが現実的にどういう方向で概算要求を財務省が査定をするのかと、そこら辺のことも具体的には何ら情報はありません。ただ、きょうの新聞は、農業者年金については、これはもう手をおろさないのだと農林水産大臣が言ったと。その程度の情報です。まずは、財務省がつくる予算編成案を見ないことにはどうにもならぬということであります。ただ、例えば産地づくり交付金は通常であると枠組みはいつごろ来て、その対応をどうするのかと、してきたのかということについては所管からご答弁申し上げますけれども、そういうことは。とにかく政策としては、米のモデル事業はやるのだと、これは新設です。産地づくり交付金を廃止をして、水田利活用自給力向上事業というのを新しい政策として打ち出すのだと。だから、この2つの施策、2つともいわば新しい施策です。新しい施策がどうなるのかということが決まらなないと、恐らく農林水産省も北海道も動けない。うちも動けない。そういう面では、早く決めて早く枠組みを示してほしい。少なくともどういうスケジュールでやっていくのかということについて何らかのめどを示してほしいと、それは井上議員ご質問のあったようなことを私も本当に心配をしておりますので、問題解決のために早く動いてほしいなというふうに思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 通常ですと産地確立交付金等につきましては、年内に支給をするということに向けて事業計画を組むなり協議会の運営等を行ってきているところであります。戸別所得補償につきましては、今現在農林水産省で10アール当たり1万4,000円から1万5,000円というような報道もございます。先ほど市長が答弁申し上げましたように、金額等もまだ定まっていないということですので、そういった状況等も踏まえながら、農家さんのほうに情報を提供していかなければならないというふうに考えております。

○議長 井上議員。

○井上議員 今のあれだけでも、1万4,000円から1万5,000円とかという情報は、どの程度確度の高い情報なのか。

○議長 経済部長。

○経済部長 先ほども若干触れたのですけれども、新聞による報道でありまして、この報道の中身の確認はとれてございませんけれども、10アール当たり1万5,000円から1万円の範囲の中でどういう形でおさまっていくのかという検討の経過の中で、1万四、五千円というのも報道として出てきたということであります。

○議長 市長。

○市長 ちょっと補足しますけれども、単価についてはいろんなというか、農林水産省は概算要求していますから、概算要求している範囲では大枠のお金は決まっているわけです。米のモデル事業も、それから産地づくり交付金にかわる新しい交付金も。したがって、大枠の数字は流れてきているわけです。前提となるのは、例えば米に対するモデル事業は農林水産省としては概算要求しているわけです。そして、これは要求貫徹だと言っているわけです。ところが、財務省は、いやいや、何でモデル事業が米でなくてはいかぬのだと、米でないところでやったらいいのではないのと、こういうことを言っているというふうにも流れてくるわけです。つまり22年度の概算要求がどういうふうに政府の予算案となってくるかということによって、新しい政策はがらがら変わると。したがって、農林水産省の概算要求に基づいて今のところは試算して、プラスかマイナスかと損得勘定をやっていますけれども、これはやっぱり22年度予算出ないことには話にならぬというふうに思いますのと同時に、私は新しい制度は、やはり米のモデル事業というのはやるべきだと、特に米の主産地でありますから、米を安定的に供給をしていく米の主産地としてのモデル事業というのは進めるべきだという思いを持っておりますことをあわせて表明しておきたいと思います。

○議長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

次、住宅政策、まちづくりの基本政策と住宅政策のあり方ということで、まちづくりの都市マスタープランだとかまちづくり総合計画、それと住宅政策は連動していると、コンパクトシティあるいはコンパクトタウンというようなことを言っているわけですが、これはいろいろと連動して、非常に大事なポイントなので、質問するわけでございます。まず、21年3月に出した公営住宅ストック総合計画の関係ですが、この38ページにこういうふうに乗っている。市営住宅の建てかえ事業においても高齢者や子供の支援住宅の検討を進め、小規模団地の統廃合を推進する。一方では、郊外の地域核を形成する江部乙、東滝川地区でコミュニティ維持を推進する建てかえ事業を目指すということが書いてあるのです。それで、基本計画にはどう載っているか。これは検討会議のときの考え方として載っているのですけれども、東滝川のことを私申し上げているのですけれども、東滝川は地域の要望が絞り込まれた段階で市として適切な施策を整理した後に市営住宅をどうするか整理したいと、東栄小学校の存続問題も絡まっているということを報告書に載せています。そして、次にこの中にあるのでは東滝川団地、東滝川の東栄団地は43戸、東滝川団地が7戸、そして計画では平成40年度になっているのです。もう我々生きているかどうかかわからないぐらい

の年度になっているのです。今の話ししているまちづくりの計画と実際とが合っていないのです。今統廃合の問題が出て、子供たちがどうのこうのと言っているときに、そういうことをやっているのかと、これは私は口を酸っぱくして言っているのですけれども、住宅政策と子供の数というのは連動しているのです。平成5年、6年、7年、このあたりはコスモスニュータウン、あれもそう簡単にできたことではないのです。地域の人方が百何十回も会合を持って、市と提携してやったのです。そのときには、子供は百五、六十人から170人ぐらいまでになったのです。住宅政策なのです。だから、これは車の両輪なのです。そういう大きな施策の中で統合問題なんかも考えなければならぬのです。地域の核を失って、まちの発展なんてないのです。だから、その辺の考え方、そして特に新しい発想でやらなければならぬと思うのです。3世代住宅あるいはシルバーハウジング、子育て支援住宅、そういうものを誘導するとか、そういうまちづくりに合わせたことをやらないとだめだと思うのですが、見解を求めます。

○議長 長 答弁、建設部長。

○建設部長 大変大きなテーマでのご質問でございました。私どもでいう住宅政策ということがございます。まず、公営住宅の考え方について若干述べさせていただきますと思いますが、おっしゃるとおり東滝川地区の団地につきましては昭和50年代に建てられ、耐用年数を超えている部分、間近になっている部分等がございます。その中で保全に努める中で、計画の後期の平成40年ころに建てかえを計画しているところです。議員さんのおっしゃるとおり、ストック総合計画の中でも5つの目標を掲げて取り組んでおります。その中には、まちづくり施策との連携というのがございます。まちづくりはさまざまな角度の中でいろいろな施策が打たれるといったこととの連携が必要であるということがございますけれども、今後まちの総合計画や都市計画、またさらには地域別の計画も22年度には考えていくということで進めておりますので、滝川市の地域の核となる東滝川、さらには江部乙地区につきましてもコミュニティの形成の維持など、今後の地域政策とあわせ、特色のある住宅づくりということを進めていきたいというふうに考えているところです。ストック計画につきましては、5年ごとのローリングでの見直しも可能となっておりますので、次は4年後の平成25年になりますけれども、その中でさまざまな論議の中で検討していくべきは検討したいというふうに思っているところです。

○議長 長 井上議員、三、四十秒。

○井上議員 それでは、最後、住宅の改修の補助、これは麻生政権のときの緊急補助対策ですけれども、これの関係で促進事業の補助がなかなか使われなかったということなのだけでも、もっとこれを抜本的に見直して基準を下げるなり、また省エネも入れると、省エネの中には太陽光発電も入れるというふうにしたらいかがかなと思って、よろしく。あと10秒。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 先ほどの経済危機対策の関連にもなりますけれども、住宅改修支援制度につきましては、滝川の住生活基本計画、耐震改修促進計画に基づきまして、安心して暮らせる住宅、使いつなごれる住宅を目的といたしまして、地域経済の浮揚を視野に創設された制度でございます。さきの8月の臨時会ということもありまして、制度改正が暖房期、ストーブをたくような時期に非常に近

かったこと、またさらには景気の低迷も根深かったことから利用が伸び悩んでいるといった状況であります。先ほどの答弁にもなりますので、具体的に申し上げますと、申請が18件ございました。その中で所得制限だとか制限にひっかかったものが3件ございまして、結果的には15件、先月まででございますけれども、15件の申請をいただき、交付をしたといったことです。1件当たり事業費となりますと二百三、四十万円、1件当たりの補助額につきましては24万4,000円となっているところであります。景気の低迷も根深いという部分では、新築住宅の着工件数も非常に落ち込んでおりまして、長らく滝川市では200件程度で推移していたのですが、ことしに限っていいますと50件まで、4分の1程度まで落ち込んでいるといったことで、建築業界にとっても非常に低迷が続いているといった部分でございます。今現在利用者や施工業者などから意見、要望などを聞き取っております。その中では制限の緩和を望む声も多いことから、今後市民の皆様により利用しやすい制度、地域経済の浮揚により寄与できる制度となるよう、本制度の趣旨は守りつつ、新年度に向け、一部要件の緩和や拡大を検討したいと考えているところでございます。あわせてPRの方法も少し検討いたしまして、需要を喚起できるように努めてまいりたいといった思いであります。一部省エネということで太陽光パネルの話もございました。断熱性能といった部分では、省エネにつながるサッシの改修だとか、そういった部分は含まれております。太陽光ということではちょっと含まれていなかったのですが、この制度は改修という部分でありますので、例えば新築物件だとか事業所等のこともございます。前段の答弁にもございましたけれども、今後調査研究を含めながら、この制度の中では、改修制度の中では太陽光パネル自体はなじまないのかなと思えますけれども、さまざまな調査研究を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 もう一つ、時期に合わせて経済効果のある対策を打ってください。

以上。

○議長 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は1時10分です。休憩いたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時11分

○議長 長 では、午前に引き続き会議を再開いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。この間の議場コンサート、本当にすばしかったなと私も思いました。そこでこうたろうさんがおっしゃられていた。滝川市に生まれて、そのまま住んでいけるようなということをお話しされていたというのが私すごく印象に残ったのです。滝川市に生まれて、滝川市で育って、そのまま仕事をして、またお子さんなどを設けられてという社会というのが本当に求められる、そういうふうに思います。ただ、今の経済事情とかというものから、そういうものがなかなかできなくなっている。国や道はもちろんのこと、滝川市も行わな

ければならないことがたくさんあるのではないかなと私も思っております。通告順に従いまして、質問を行いたいというふうに思います。

◎ 1、子育て支援

- 1、女性医師と看護師確保のための院内保育の必要性について
- 2、子育てに関するアンケート調査について
- 3、放課後子ども教室について

まずは、子育て支援に関する事柄についてであります。1、女性医師と看護師確保のための院内保育の必要性についてであります。院内保育所等についてであります。これについては、これまでの議会の答弁、また委員会等での答弁の中でも財政的な問題から設置は困難だということがたびたび説明されていたところでもあります。しかしながら、こうしたものについては子育て世代を応援するという点で必要なものではないかなと私は思っております。市立病院の医師、看護師、さらにコメディカルなど医療関係の職員、そうした安定確保のためにも必要なものでもありますし、さらに他の病院でありますとか介護施設に勤務している人、こうした方も受け入れれば非常に有用なものになるのではないかなというふうに思っております。そうした点で、院内保育所等についてという形で述べさせていただきました。また、場所についても、建設中の市立病院内にこだわるものではありません。例えば市役所5階に設置するのも考え方としてはあるのではないのでしょうか。セキュリティ問題、それだけにとどまらず、設置に向けては数々のハードルがあるというふうには思っております。しかし、お金をできるだけかけずに行える最大の子育て支援策ではないかなと考えております。設置に向けた積極的な検討を望みたいのですが、市長の考えを問うものです。

○議長 長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、院内保育所の問題につきましては、今までも何度かご答弁をさせていただいておりますように重要課題というふうに認識しているところでございます。しかしながら、運営経費あるいは利用料金の問題、実際にどれぐらいの利用者がいるのかなど、いろいろと課題も多いというのも問題でもあるということでございます。この秋に職員労働組合と院内保育所の設置につきまして協議をいたしました。その中で、平成22年度中に保育所の設置について改めて具体的な調査検討をすると、そして22年度末には一定の方向性を出すということで合意したところでございますので、そういうことで進めていきたいと思っておりますし、具体的な検討に当たりましては職員組合の協力も得ながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 課題も大きいものだと思いますけれども、ぜひ職員労働組合ともよく協議していただいて、よい方向に進んでいただきたいなというふうに思っております。

続いて、2番目、子育てに関するアンケート調査についてお伺い申し上げます。そこで、第1番目として夜間、深夜保育、24時間保育についてお伺いいたします。ここでは、現状とニーズをどのようにとらえられているのかという点であります。こうした深夜保育、また夜間保育、24時間

保育について滝川市もアンケートなどをとって潜在ニーズなどをとらえようとされていることについては私も敬意を表したいというふうに思います。しかしながら、そのアンケートの内容の中では、滝川市の中に、できない、ないということであきらめられている、そういった親御さんたちもいらっしやるのではないかなというふうに思っております。といいますのは、設けられた設問の中では、そうした深夜保育や夜間保育などの項目について前回行われたものから見ると若干下がっているのかなというふうなものが見られました。しかし、自由記載の部分ではそういったことはなく、非常に多く書かれてはいるのです。そうした点から、私は現在のものから見て、できるかできないかという点で考えられる点も多いのではないかなと思っております。そうした表にも出てこれないような意見も含めて、深く調べていくということが子育て施策のために今後考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。そこで、そうした現状とニーズについてどのようにとらえられているか、このアンケート調査に対する考え方もあわせてお伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 東京ですとか都会では、こういう保育サービスも行われているやに聞いてございます。そういう中で、ことしの7月にアンケート調査をさせていただいたところでありまして、その調査を踏まえてなのですけれども、現在当該保育サービスのニーズにつきましては、いまだ少ないととらえております。延長保育の範囲内で対応できている状況というふうに考えてございます。一の坂と花月の2カ所で延長保育も19時までやっているところでありまして、実際にアンケート調査の結果の中で、就学前の子供がいるお父さんとお母さんが19時までに帰宅する割合もアンケートの中で設問として聞いておりまして、それぞれお父さんでありますと19時までに帰宅する割合は6割です。お母さんは93パーセントということでありまして、この数字を踏まえますと、まだそのニーズは少ないというふうに考えてございます。また、それ以上遅くなる場合につきましては、今現在市内でも認可外の保育所でも19時以降対応しているということもございまして、その辺もあわせまして今はどうかというふうに考えてございまして、今後も保育ニーズを踏まえながら判断してまいりますが、現在保育計画の見直しの中でも検討材料としていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 検討材料としていただけるということについて、安心いたしました。現在そうしたお母さん方の93パーセントが7時までに帰宅しているというのは、今の現状を踏まえた上での勤務形態をとられているからだというふうに思います。これが多様に選択できるような形になれば、そうした形も選択が可能になるのではないかなと思っております。そうした点で、私は現時点ですぐさま行えと言っているわけではないのです。今後5年、10年見据えた上で、滝川市の保育はどうあるべきかということを考える上でぜひよりよい検討をしていただきたいなというふうに思っております。

2番目に移ります。保育所の一時預かり制度についてであります。これも自由記載欄の中に記されていたものであります。そこでは、料金が高くて利用しづらい、さらに時間の延長をしてほしい

等々、こうした声に対して改善検討をするべきではないか、現状認識と考え方を問うというものであります。時間を延長というところの記載欄に記載されていた中身は、その方はたしか看護師さんであったというふうに記憶しているわけでありましてけれども、時間の延長がないばかりに利用できないという声がかかれておりました。料金が高くてということも、たくさん書かれておりました。本質的には、料金の問題はさておきまして、利用しやすいような形にしていくというのがやはり必要だというふうに思っております。そうしたことで、検討されている内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 一時預かり、一時保育サービスということで現状をまず申し上げますと、この一時保育サービスにつきましては、両親ともに1日4時間以上、月15日以上勤務されている通常保育の要件に当てはまらない方の中で保護者のパート労働ですとか、通院されているですとか、心的、肉体的負担の解消等のために今2カ所の保育所で行っているということをご承知のことかと存じますが、平成20年度の一時保育の利用状況をまずお答えさせていただきますが、実人員では170人です。延べ利用人数では1,469人でございます。利用時間につきましては、一時保育の利用目的に相違を設定しておりまして、通常保育は普通7時半から18時までなのですが、通常保育よりは若干短く、月曜から土曜までの午前8時半から午後5時までとしているところであります。また、この利用時間は、児童福祉法における通常保育の最低基準であります8時間を基本に設定しているところであります。利用料金につきましては、3歳未満と3歳以上で保育料金が違いますが、3歳未満ですと1日3,000円、4時間以内で2,000円、3歳以上ですと1日1,700円、4時間以内で1,000円となっております。これは、すべて給食とおやつ込みの料金ということでございます。また、生活保護世帯や非課税世帯は無料としておりまして、さらに民間の認可外保育所との料金バランス等も勘案しながら、妥当な料金ではないかというふうに認識しているところであります。また、一時保育のほかにも現在ほかの保育サービスとしましても通常の保育や延長保育、そういうものも始めておりますし、今ファミリーサポートセンターという制度もことし9月からスタートしておりますし、そういうものですとか民間の認可外保育所等のさまざまな選択肢があるというふうに思っておりますので、この辺もちょっとお考えの中に入れていただければと思います。今議員のおっしゃられた部分、看護師さんの仕事の関係とか、いろいろお話もありましたし、一時保育のこのような課題につきましては、これも現在検討中の保育計画、その中でそのあり方も検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 せめて時間の延長に関しては、通常と同じく6時にするでありますとか、さらに延長保育と同様にするとか、やり方はやっぱりあるというふうに思うのです。確かに民間の認可外の保育所ということも利用の選択肢にはあるというふうには思うのですけれども、1つで済むということ、それから公的な役割ということも考えて、ぜひよい方向に進めていただきたいというふうに思います。

3番目、放課後子ども教室についてお伺いいたします。放課後子ども教室については、先日本間

議員が質問を行いました。そうしたことも踏まえて質問したいと思います。4児童館の移行に向け計画されていますが、まだ不明瞭な点が多いです。決定はしていないということでありますけれども、現在の考えについて問うものです。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 昨日本間議員さんにもご答弁した部分と重複する部分があると思いますが……

(「重複しないところで」と言う声あり)

○保健福祉部長 ご質問の中では、今の児童館とどう変わるのかとか、そういうことでお答えするということでもよろしいですか。今までの児童館機能に加えて、地域のさまざまな方が放課後の子供たちとともに学び、交流する場をつくっていく取り組みをスタートさせたいということでございます。子供の居場所づくりという視点だけではなく、重複しますけれども、地域住民総がかりによる子育て支援、これを重視しているところであります。開館時間、日数等については、きのうちょっとお話を申し上げたところかと思っておりますので、省略をさせていただきます。職員体制も現行どおり原則2名体制ということをお話を昨日もさせてもらいましたが、放課後子ども教室は人件費も補助対象になっているということで、有利だというふうに考えてございます。それから、スタートは条例でやるのか、要綱でやるのかというようなことでも答弁をさせていただきますけれども、要綱で運営する予定で考えております。当然現在やっている学童クラブも要綱で運営しているところであります。同じ取り扱いで考えたいなと思っております。なお、この4館については児童館条例の関係もございまして、関連条例の改正も必要というふうには考えてございます。あと、残りといいますか、本来の7つの児童館、これにつきましては当然時代の変化に対応したものにすべきというふうには考えておりますが、こども未来づくり条例の趣旨にのっとりまして、子供の居場所づくりという意味で後退させない方針でおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 お話を聞いている限りは、これまでの説明のとおり児童館から後退する部分はないと、むしろ地域の協力を得ながらよい方向に進んでいくのだということはこれまでも説明されたとおりでというふうには思うのです。ただ、委員会でもたびたび質問されているとおり、またきのうの本間議員の質問にもあったとおり、地域の協力というものが一番というか最大のポイントになるのではないかなということは、常々申し上げているところであります。昨日の質問の中で、そうした地域の特色ある行事というか、そういったものについて月に2回から3回程度ということでスタート地点で考えていると言われておりました。これが多いのか少ないのかはわからないのですけれども、それが一番のポイントになるのであれば、2回から3回というものが一体どんなものになってくるのかなと、それが現在まだ決まっていないということであれば、それがいつぐらいまでに見えてくるのか、ご答弁では4月からということもされていましたが、そうしたことも含めて、地域体制についてさまざまな団体とも協議をしたりとかして、今まで進められているところでは聞いているとおりなのですが、具体的にどういったものを考えられているのかも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員のおっしゃるとおり、地域の方の協力というのは欠かせないというふうに考えております。ただ、4児童館を放課後子ども教室に移行する。それぞれの施設でアドバイザー的に地域の皆さんのお力をかりることになりますけれども、そこにいらっしゃる方々、狭い意味で言えばそういう地域の方々のご協力、だけれども行事によりましては全市的な中でのアドバイザーのご協力ということも当然考えなければならないというふうに思っていますし、今いろんな地域の実情に応じまして学習ですとか体験、交流、遊びなどさまざまな取り組みを視野に入れていきます。例えば学びという点では予習や復習や補習などの学習活動ですとか、体験という部分ではスポーツや文化芸術活動などの体験、交流という切り口では地域の大人や異年齢の子供との交流活動ですとか、また遊びといいますか、昔からの伝承的な遊びですか、そういうものも含めた活動を広くアドバイザーのご協力もいただく中で進めてまいりたいなというふうに考えていますし、今現在そういう地域の関係者にもその辺いろいろ意見をいただいているということで取り組んでいる最中でございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 そうした点で現児童館を守るということでは、本当そのとおり、お話しされたとおりでと思います。市長も全市的な点で滝川市全市的に子育てを応援していくという点ではお話しされているというふうに思うのですけれども、そうした観点で進めていただきたいなというふうに思っております。

◎2、保健行政

1、予防接種等について

続きまして、2件目の保健行政に移ります。予防接種についてお伺いします。新型インフルエンザ対策、季節性インフルエンザについてであります。ここでは新型インフルエンザについてでありますけれども、現在も罹患されている患者がいらっしゃる。かつての豚インフルエンザでありますとか、そうしたものもありますし、それから来年度もしかしたら流行するかもしれないと言われていた強毒性の鳥インフルエンザなど、そうしたものも含めてお伺いしたいというふうに思います。インフルエンザについて、患者数はピークを過ぎたというふうには見られるわけではありますが、まだ予断を許さない状況であります。市独自の負担軽減については、臨時議会の答弁は否定的でありましたし、先日の渡辺議員の質問の中でも困難だというお話があったというふうに思います。しかしながら、新年度に向けてワクチン接種費用は公費負担とするように国に強く要請するとともに、市としても負担の軽減策を講じるべきだと考えますが、見解を問うものであります。ここで伺いたいのが現在の新型インフルエンザとされるもの、それからまだ未知である強毒性のインフルエンザも含めてどのようにお考えになっているのか、見解を問うものであります。また、低所得者の診療についてどのようにとらえているのか問うものであります。こうしたインフルエンザなど伝染的な疾患におきまして、病院にかかりたくてもなかなかかかれないという状況があってはならないというふうに思います。行政としてそうした方が病院にかかれるような適切なアドバイスなどを行う必要があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、そのお考えについて問う

ものです。

さらに、季節性のインフルエンザについてお伺いします。例年11月後半ぐらいから流行するとされておりますが、現状はどうか、今のところはそうした流行なんかも見られていないというふうなお話は伺っておりますけれども、現状とこれからの予測も含めてどのようにとらえられているのか、体制も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ワクチン接種費用の公費負担の考え方としまして、予防接種法に規定される定期予防接種ワクチンにつきましては、健康被害に対しましても国の救済措置が確立されております。これを前提に公費負担をしているところでございます。任意予防接種の場合ですと、健康被害が生じた場合に救済の制度はあるのですけれども、定期予防接種の救済制度と比較しますとかなり、おおむね2分の1程度補償が低いということもございます。予防接種は、より安全性が高く保証される必要性がありますことから、予防接種法における定期予防接種に位置づけられた場合は一部の公費負担ということも視野に入れていかなければならないというふうに考えております。それと、低所得者の診療についてのご質問でございますけれども、いろいろご心配されるところもわかるところでありますが、この関係につきましては所管、健康づくり課と医師会等の中で当然連携をとる中で対応してまいりたいと思っておりますが、本当に経済的に困窮されている方につきましては最後のセーフティーネットの生活保護の制度もございますので、その辺も含めて関係機関の連携というものをきちっととってまいりたいというふうに思っています。

例年流行する季節性のインフルエンザに関しましてなのですが、所管の報告では現在のところ流行していないということで報告が来ておりますので、お答えさせていただきます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 現在も新型インフルエンザに関して、厚生労働省は季節性とほぼ同様のものに変わったというふう聞いてはいるのですけれども、こうしたものの接種に関して国任せではなくて、自治体としてもやれるところはやるべきではないかというふうに申し上げたいというふうに思っております。

また、低所得者の診療については、適切な対応がとられるということでもあります。こうしたことも非常に重要なことでもあります。一般の方は、病院に行ったりなどしてきっかけがあるかもしれない、市役所や保健センターなどでもそうしたきっかけがあるかもしれない。そのときに適切な対応をとっていただきたいというふうに思います。

2番目であります。ヒブワクチン助成についてであります。ヒブワクチン助成については、前々回の議会で三上議員が質問され、また今回も公明党から出されました意見書案が採択される予定であります。そういった点では、どの人も必要性については非常に多く持っている、そういった点ではないかなというふうには思っております。しかしながら、それに対して市として財政的なものはどうなのかということがやっぱり一番の大きな問題になってくることは、承知はしております。まず求められるのは来年度の新型インフルエンザ対策でありますけれども、次にこの助成が求められるのではないかと。先ほど子育て施策のほうでお話もありましたけれども、そうした助成についても

非常に多く必要ではないかなと、細菌性髄膜炎の原因となるということで、若いお母さん方にとっては本当に必要であるということが言われております。しかしながら、費用が大きくかかると。一説によれば、3万円かかるという試算もあるというふうに聞いております。国や道に要請するとともに、独自の助成が求められるのではないかと、仮に助成するとなるとどれくらいの予算規模になるのかお伺いするものであります。これについては、帯広市に続いて旭川も実施される見込みになったというふうに聞きました。自治体の中でも大きく広がっております。こうしたものが必要だという方々は、思想や信条などを超えて本当に大きく広がっている。若いお母さん方にとっては本当に必要なものとなっている。そこで、滝川市としてどのようにとらえられているのか、それからどのくらいの予算規模となるのか、お答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問の件に関しましては、6月の第2回定例会で三上議員さんのほうからの通告質問もあったところでありますが、最初のほうからお話をさせてもらいますけれども、ヒブといいますのはインフルエンザ菌b型という細菌のことで、小児に細菌性髄膜炎や肺炎などの重篤な感染症を引き起こす細菌ということでございます。日本では年間600人程度発病しているという報告がされております。ちなみに、滝川では今のところヒブによる死亡の例はございません。海外では既に100カ国で使用されておりまして、日本では平成20年12月からワクチンが発売され、任意予防接種としてヒブワクチンの接種ができるようになったところであります。この接種につきましては、生後2カ月から5歳未満の小児が対象でありまして、年齢により接種回数が異なるということでございます。

国や道に要請というところでございますが、このことにつきましては本年秋季の北海道市長会定期総会におきまして国、道に対しまして、ヒブワクチンを予防接種法における定期予防接種に位置づけること、また市町村が実施する定期予防接種に対して十分な財政措置を講ずるよう要望したところでございます。市独自の助成につきましては、今ポリオですとかBCGなど予防接種法に規定されている定期接種ワクチンの接種につきましては市町村が行うこととされておりますが、また健康被害に対しましても国において救済措置が確立されておるところでございますが、任意接種であります現在のヒブワクチンの接種につきましては、市町村に義務が課されておらず、健康被害に対しましても医療機関が対応しなければならないということから、義務づけに至った場合は対応しなければならないと考えますが、今国の救済の措置がない中で独自に助成するということはちょっと難しいというふうに考えてございます。定期接種化がなされた段階では、市としても公費助成ということも考えてまいりたいというふうに思っております。

なお、どのくらい費用が、予算規模がどのくらいになるのかということでございますが、必要な予算としましては新聞報道などでは4回接種で3万円程度と今議員さんのおっしゃられたとおり報道されておるところであります。初診料ですとか薬品代ですとか手技料などで費用に差がありますが、大体生後2カ月から5歳未満の小児全員が接種すると仮定した場合には3,490万円ほど必要かというふうに試算しているところであります。ただ、独自に助成されている旭川というお話もありましたが、道内でも3町、幌加内、浜頓別、栗山、それに苫小牧、苫小牧については新年度

から助成予定と聞いておりますが、今のところは全国的にも少ないというふうにとらえてございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 義務化はされていないということで、仮に決定されれば検討するという話だというふうに思うのですけれども、3,490万円というお金を大きいと見るのか、それとも小さいと見るのか、それはいろんな見方があるというふうには思っております。ただ、子育て日本一を標榜する滝川市が遅くなることというのは、私はやっぱり望ましくないのではないかなというふうには思っております。検討し始めている自治体もあり、それから既に決定しつつある自治体もある。そうした中でおくれをとるべきではないというふうに思います。ぜひ実施に向けた検討を始めていただきたいというふうに思っております。

◎3、国民健康保険

1、国民健康保険運用における厚労省通知内容の徹底について

2、基金の活用について

3件目の国民健康保険に移ります。国民健康保険運用における厚生労働省通知内容の徹底についてであります。厚生労働省は、資格証を発行された人が医療機関を受診したいと申し出た場合、短期証を発行することは差し支えないとする通知を9月25日に発行いたしました。通知では、国民健康保険法第9条第7項に規定する特別な事情に準ずる状況にあると考えられるとして、緊急的な対応として認められているものであります。通知内容の徹底を求めるものであります。この通知は、新型インフルエンザに関する通知の中で出されたというふうに思います。この中で緊急的な対応として認められると、短期証を発行することは差し支えないということが明確に出されたということは、私は国としても前進ではないかなというふうに思っております。ついては、この通知内容の徹底を求めたいというふうに思いますが、お考えをお伺いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成21年9月25日付事務連絡ということで通知が参っております。表題につきましては、新型インフルエンザの流行に関するQ&Aという表題でございます。国民健康保険法第9条第7項に規定します特別な事情、議員さん既にご存じだと思いますが、災害や事業の休廃止、また病気などで保険税を納付することができない場合、これが特別な事情に該当するというところで考えております。また、9月25日の通知の趣旨でございますが、資格証明書の運用に係るこれまでの考え方を変更するものではないというのが前提にあると思います。それと、資格証明書の交付を機械的に行うのではなくて、特別の事情の把握により一層努めること、それと仮に特別な事情の把握ができていなく、緊急的に短期被保険者証を交付した場合は、後で精査を行い、特別な事情が認められない場合は改めて資格証明書を交付することとされている趣旨でございます。これの対応につきまして、通知の趣旨を踏まえまして特別な事情の把握に努めているところでございますし、資格証明書交付前には納税相談、また短期保険証の交付期間を経て、特別な事情があれば申し出てくださいということで直接対象者には通知しているところでございます。申し出時に保険税が納付

できない特別な事情の有無が判断できない場合につきましては、緊急的な対応といたしまして一たん短期被保険者証を交付し、後日精査を行うこととしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 その後精査されるというのはともかくとしまして、とりあえずは判断できない場合には短期証が発行されるということで、私はその点では安心しているところであります。同通知の中で、特別な事情についてそもそも資格証を発行する必要がなかったかもしれないようなことを記載されていたというふうに思うのですけれども、そうしたことも踏まえて、病院にかかりたくてもかかれぬという状況にならないように適切な対応をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、基金の活用についてお伺いいたします。国保会計の基金であります。国保会計の基金が潤沢になっていると聞いております。そこで、資産割の廃止が検討されていると聞いております。しかしながら、今求められているのは貧困世帯対策ではないのでしょうか。基金を取り崩して活用する方策について問うものであります。この基金をどのように活用するかということで、国保の改定に当たって、貧困世帯といいますか、そうした方に対する対策ということが改定というのには一番私は必要ではないかなというふうに思っています。ただ、資産割といいますと、一般的に言えば家をお持ちの方ですとか、そういう人方になるのかなと。確かにをお持ちの方でもご高齢で困難な生活の方もいらっしゃるというふうには聞いております。しかしながら、そうしたものもあわせて、貧困世帯対策というものからスタートして国保改定などへ結びつけていくということが私は一番重要ではないかなというふうに思っております。そうした考えについてお伺いをするものです。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず最初に、資産割の廃止の検討ということで議員さんのほうからありましたが、これにつきましては8月に開催いたしました国民健康保険運営協議会に資産割のあり方はどうあるべきかについて担当部局のほうで検討したい旨の報告をしたところでございます。また、現在検討を進めているところでありますし、担当のほうで検討内容を年内に固めまして、1月に予定されております次回の国民健康保険運営協議会のほうに方針を提示させていただいて、決定する予定ということになってございますので、この点についてまずご理解いただきたいと思います。

次に、基金を取り崩しての活用関係でございますが、滝川市基金条例第7条第7項で国民健康保険基金、国民健康保険給付に要する経費に不足を生じた場合に当該不足額を充当する財源に限りこれを処分することができるということで条例規定されております。厚生労働省通知では、基金積立金が保険給付費の25パーセント以上の場合に大幅な保険税の引き上げの緩和などに取り崩しも認めるという通知がございますけれども、低所得世帯の負担軽減として基金を活用することは、先ほど基金条例読み上げましたけれども、取り崩して活用することはできないという判断に立っているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 国保についてでありますけれども、市民の目、国保世帯にとっては非常に負担が大きいたくということがよく聞かれるものであります。そうした点で、私は国保会計において引き上げなど

ではなくて、むしろ引き下げていくという考えで進むべきだと思いますけれども、その基金の活用については先ほど述べられたとおり基金条例があるということで出されておりました。この件については、引き続き質問してまいりたいというふうに思っております。

◎4、雇用対策

1、新卒未就職者と自治体雇用について

最後に、雇用対策についてお伺いいたします。新卒未就職者と自治体雇用についてであります。本年高校等卒業者の就職内定状況が非常に厳しくなっていると伺っております。昨年に比べて2割も悪化しているという声も聞いております。こうした方が特に高校生なら卒業と同時に無職となることは悲劇でありますし、また本市滝川市においても非常に影響が大きいものであります。ついては、こうした人に対してそうしたことが予想される現在の状況において、緊急的に自治体で雇用することが求められますが、考え方について問うものであります。また、実施が検討されるのであれば、その人数についてお伺いするものです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問の件でございますけれども、来年春の新卒者の就職環境は、ご質問にもありましたが、非常に厳しい状況が続いていると認識をしております。若干ご説明申し上げますと、市内の状況ということで各学校に聞き取り調査をいたしました。12月9日現在でございますけれども、西高におきましては就職希望者58名、内定者38名、内定率が65.5パーセント、滝川高校は希望者2名、内定者1名、50パーセント、工業高校、希望者45名、内定者31名、内定率68.9パーセント。きょうの一部新聞にも出ておりましたが、全道の状況は30.8パーセントと、10月末現在でございますけれども、その10月末現在の数字から見ると、市内の状況は、時点は違うとはいえ、若干いいということではあるのですけれども、厳しい数字には変わりないということでございます。

そのような状況にあつて、滝川市におきましては22年度の職員採用におきまして、市内新卒者の採用も含め、あわせて予定をしているところであります。また、新卒者の未就職者の雇用につきましては、過去平成16年から19年度まで4年間、市内の学校の新卒者を対象に1年に限り、次の就職先が見つかるまでの間、臨時的任用職員として採用を実施した経過もございます。4年間で9名採用という実績がございます。市といたしましては、22年度に向けてさまざまな課題意識を持ちながらも、少なくともこれまでの実績も踏まえて、厳しい環境を踏まえて、現段階において具体的な人数は申し上げられませんが、採用を行うという必要があるというふうに考えております。今までの実績以上の採用枠の確保という点について最大限努力をしたいと考えております。

以上です。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 今までの実績以上の確保ということを行うということが出されたことについては、私は本当に安心をしています。そこで、お伺いしたいのですけれども、この中身について恐らく16年から行われたものとほぼ同様のものになるのではないかなというふうには思っておりますけれども

も、そこで次の就職が見つかるためのサポートといいますか、ものがないかなというふうに思っているのです。例えば一般的な企業に勤められた場合には、1年とはいえどもそれなりのスキルがついて、次の就職に有利だったりするわけでありませぬけれども、そうした臨時的なものであればなかなかそういったものは難しいのかなというふうなことは思っているのです。時間でいえば難しいのかもしれないのですけれども、例えば資格取得のための学校に通うものもあつたりとか、そういったこともいろんな考えなども組み合わせて、次の就職にスムーズにつながるための知恵というのでしょうか、何かそういうものが欲しいなというふうに思っているのです。何かそういったものはないかどうかということについて、検討されているかどうかも含めてお伺いをしたいというふうに思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどもご答弁申し上げた中で、さまざまな課題、意識を持ちながらということをおし上げましたけれども、ただいまの酒井議員の再質問のことも含めて、どういうことが可能か、なすべきかということを含めて勉強したいと考えております。

○議 長 以上をもちまして酒井議員の一般質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 11人目、最後の質問となりますが、今定例会での一般質問は来年度予算編成に重要な提言等を含むものになっているなというふうにこれまでの10人の方の質問を聞いてまいりました。提案を含んでおりますので、ぜひ来年度の予算編成に生かしていただくようにまずお願いをして、質問に入りたいと思います。

◎1、今後必要な事業計画

- 1、急ぐ小中学校の大規模改修について
- 2、温水プール計画の見直しについて

まず、最大の予算を早くつけることが求められているという点で、小中学校、西高含めて市内の学校の大規模改修についてということを取り上げたいと思います。多額の費用がかかるという点で、私が議員になったのは10年前ですが、当時から大規模改修についてはいろんな方が取り上げてきていますが、今の段階でも全くいつからということが見えていないと。そこで、もうはっきりさせるべきではないかということで、始める時期を明らかにしていただきたいと思います。まず最初に、日本共産党は、小規模小中学校の一部を廃校にするということには反対です。この質問では、適正配置のことについては取り上げるものではありません。しかし、適正配置計画を進めながら、同時に7小学校、4中学校、1高校の大規模改修は早期に着手し、一気に進めることは可能であり、矛盾するものではないというふうに考えるものです。そこで、何年度から始めるのかについて明らかにしていただきたいと思います。遅くとも2年後、23年度からの実施を求めるものです。また、大規模改修に係る、一部学校については改築が必要となりますので、それに係る費用をどの程度と見込んでおられるのでしょうか。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長 議員さんご指摘のとおり、市内の学校施設、いずれも高校を含めて老朽化をしております。昭和56年の新耐震基準以前に建てた学校施設がほとんどでありますから、その耐震化が喫緊の課題というふうに思っております。そこで、児童生徒の安全の確保という観点から、今年度から既に西高を含めると3校、耐震化の補強工事を行ってきたところです。2月に策定を予定しております適正配置計画案では、大規模改修や改築についても可能な限り触れたいというふうに思っております。大規模改修だけに係る費用の概算ということでよろしいでしょうか。

(「大規模と改築」と言う声あり)

○教育長 全部。

(「はい」と言う声あり)

○教育長 耐震診断を行った時点で診断会社から出てきました工事費の概要につきましては、既に総務文教常任委員会とか、あるいはホームページ等で公開をしておりますが、その時点での概算の資料ということになりますと、耐震補強に設計費を含めて7億4,500万円程度、大規模改修になりますと、これも設計費を含めて28億6,500万円程度、耐震化工事のできない3校、西小、東栄小、開西中の3校については、一部分ですが、改築ということの設計をしますと、こちらのほうは、これも設計費込みで18億9,600万円程度という概算費用が出て、総計しますと55億670万円というぐらゐの概算の費用というふうに見込んでおります。

(何事か言う声あり)

○教育長 済みません。いつからやるかということですが、先ほど申し上げました22年度中に策定をする適正配置計画の中で、時期等についてはそれぞれの学校お示しをしたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2月に立てられる適正配置計画案の中に大規模改修も触れられるということが今述べられましたが、そこで提案をしたいと思うのですが、現在出されている適正配置の基本方針、この中では小学校、中学校ともに各学年2クラス以上の学校、これについては適正な規模だということのを既にうたっております。そういう点で言うと、3中学校及び2つの小学校、特に名前は私ここでは言いませんが、については既に適正配置の計画をこれ以上殊さら進めなくても適正だということなわけですから、これについては西高を含めて直ちに大規模改修に入っていくと、そうすれば耐震改修をして、また今度大規模改修でやり直すと、こういう税金の無駄遣いもなくすことができますので、こういう提案をしたいのですが、お考えを伺いたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 先ほど窪之内議員のご質問にもありました保護者との懇談会の中でも、手戻りすることがないようにというご意見もございましたので、議員さんがおっしゃられましたことも一つの参考にしながら計画案はつくっていききたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この大規模改修というのは、優先度においては文句なく高いわけで、必要なことが、例えば平成27年度とか28年度にやられるべきことでは緊急経済対策という点でも効果が半減す

るわけです。そういう点で、平成23年度からやるということについて、今の時点でどの程度、いつごろからということをはっきり言えなくても、今の時点で言える範囲でご答弁をいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど申し上げましたとおり、すべての学校が今そういう同じような課題を抱えています。しからば22年度、23年度、一斉に11校、西高も含めると12校一斉にできるかという問題もあるというふうに思いますので、その辺は緊急度、優先度、高いほうから順番に建築年度、建設年度を含めて判断をしていくことが必要だろうというふうに思っております。ただ、基本的な考え方としては、一斉にやるとまた一斉に改築あるいは大規模改修の時期が来るということになりますから、ある程度先ほど言った建築年度等を見ながら年度をフラットにしていくようなことが必要なというふうには思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 財源の問題がありますので、後でその点について触れたいと思います。

次に、温水プールの計画見直しについてですが、民間への無償貸与で運営継続する新タッグ計画は、見直し段階に入ったというふうに思います。このままでは、新たな対策を講じなければ年間4万人を超える利用者の健康を守る重要な施設を失うこととなります。そもそも無償で貸与する計画は、市の支出、これは平成20年度の支出にぴったり合う金額なのですが、これ全額を削減する計画だったわけです。しかし、存続させるという可能性を検討するためには、一定の支出は必要ではないのかというふうに考えます。また、一定の運営管理代行負担金を支払う指定管理方式を早期に検討し、まず来年度1年間の試行的実施に向け、今年度中の募集を行うことについてのお考えを伺います。その際の難しい条件として、改修は当面3年から5年先までの運営ができる程度のもものとして、中長期的な改修を行うことについては、その指定管理という新しい運営形態のもとで経費節減できる運営方式の確立が必要ではないでしょうか。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 温水プールについてご質問いただきました。温水プールは、指定管理方式については平成18年度に公募をしましたが、導入に至らなかった経緯がございます。これは、施設の老朽化による改修の全容が見えないためと思います。施設の継続を図るために、現在の施設を生かしつつ民間活力の導入を図る観点、運営経費の削減を目指した民間手法の導入の観点と投資と回収という発想から、1年間の短期での試行導入は難しいと考えております。民間活力導入のため、どのような貸与条件が適切であるか、現在内部で協議しているところでございます。プール事業の継続を最優先と考え、民間のノウハウが生かされた提案型公募方式で移管を進めたいと考えております。よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私がこれを取り上げた意図というのは、温水プールを運営するのに市が支出していた3,450万円という、これ人件費も含んでですが、全額削るということは、これはだれが管理を引き受けても不可能な計画だというふうに思うのです。ですから、一定の金額を支出するという計

画でなければ継続可能な検討というふうにはならないと思うのです。その点について、一定の費用を支出してという立場で検討されるのかどうか伺います。

○議長 教育長。

○教育長 今温水プールについては、民間公募型を含めていろんな検討をしているところです。その民間の方の運営の仕方によっても、議員さんのおっしゃるようなところについては検討する余地が出てくるのかもしれませんが、どのような形の我々の公募にするのか、そしてどういう提案が民間の方から行われるのかという、その辺の設計についてはまだもう少し内部で協議を詰めているところでございます。完全に民間のプールということになりますと、例えばの話ですよ、学校の授業等で使いたいというようなことも当然出てまいりますから、その辺の負担だとかというようなことも想定できないわけではございませんから、そういう意味での設計を今詰めているところだということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 年間4万人、そして学校、幼稚園の教育という点でパークゴルフ場並みの、以上の利用があるということをよく考慮して、継続に向けて検討を進めていただきたいと、このことを述べて、次に移りたいと思います。

◎2、財政収支見通し

1、財政健全化判断比率の見通しについて

2、公債費減少と大規模事業実施の判断について

次は、以上、特に小中高の大規模改修、これを行う上で財政を見ておく必要があるという点で2点伺いたいと思います。まず、1点目は、上記の事業を行うためには財政の裏づけが必要です。新活力再生プラン、新タッグ計画には財政見通しが示されていますが、滝川市の財政事情は厳しいとはいえ、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など、すべてにおいて健全であり、今後さらによくなる見通しで財政計画が立てられています。道内35市との比較ではどのようになっているかについて伺います。

続けて、今も一般会計の公債費、つまり借金返済額は毎年1億円以上ずつ減少しています。しかし、大規模事業実施の判断をするためには、財政収支見通しのさらに5年後、つまり平成26年度から平成30年度までの公債費の見込みが重要だというふうに思います。金額をどのように見込まれていますか。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げたいと思います。直近の平成20年度決算に係る健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに数値はございません。道内35市で申し上げますと、実質赤字比率は2市、連結実質赤字比率は9市、数字が出ているという状況でございます。次に、実質公債費比率であります、15.1パーセント、昨年が16.2パーセント、1.1ポイントの改善ということで、20年度の数字で申し上げますと35市中22位という数字でございます。将来負担比率111.8パーセント、昨年119.9パーセント、

8. 1ポイントの減、35市中11位という状況でございます。

続きまして、公債費の状況です。ご質問のありました公債費の関係でございますけれども、毎年の公債費につきましては、公債費負担の適正化を図る観点で計画的な起債発行により順調に減じているという状況であります。新活力再生プラン策定時点における財政収支見通しでは、その時点で見込まれた建設事業の実施を前提として推計しておりますが、その数字の延長線上で申し上げますと、平成30年度における一般会計の起債償還額は約12億円と試算をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまのご答弁で年間10億円ぐらいの建設事業をやった場合ということで、平成21年度24億5,000万円の1年間の起債償還が10年後には12億円、つまり1年間に12億円減ると、1年間に10億円という、大規模改修はこれは入っていませんから、しかし大規模改修で先ほど50億円を超える金額を出されましたが、仮に一気にやったとしても、20年償還でいえば2億5,000万円ですよね。つまり今よりも12億円以上借金返済の1年間の額が減るといってはいえ、1年間に50億円かけても十分借金返済はしていけるという数字というふうにとらえて私は十分だというふうに思いますが、認識を共有できるのかどうかお伺いしたいと思っております。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の起債償還については、確かに現在24億円、それが12億円ということで半減はいたしますけれども、この起債償還の約半分は地方交付税の算入になっております。ですから、それにあわせて地方交付税も減るといって状況にもあります。また、収支見通しの中でもさまざまな経費を見ておりますけれども、そういう経費の変動もございまして、また地方財政そのものの全体的な行方と申しますか、そういうものにも大きく影響するかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 借金返済するときに地方交付税がつくと、これが同時に減っていくということはおよくわかることで、それにしても今総務部長から半分はという話が出ましたので、今より大体6億円ぐらいは1年間の借金返済が減るといっていいわけで、先ほど50億円、大規模改修、改築に一気にかけた場合の話をしてしまいましたが、これを三、四年程度で終わらせても十分やっていけるというふうに思います。予算編成にそういった考えをぜひ生かしていただきたいと。

◎3、市役所庁舎市民ロビーの改善

1、窓ガラスにブラインドの設置について

2、11月中旬までと早春の寒さ対策について

次に移りたいと思います。市役所庁舎市民ロビーの改善です。窓ガラスにブラインドの設置ということでお伺いしたいと思いますが、庁舎2階へ図書館移転、また市立病院開院などで市役所1階

ロビーの憩いの場としての役割はますます重要になるのではないのでしょうか。ところが、春から秋にかけて、大きなガラス窓からの太陽光が強く、利用する市民から改善を求める声が出されています。ブラインドなど遮光設備を検討すべきではないのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問の市民ロビーにつきましては、平成8年、現庁舎開庁当時から市民の皆様の親しみの空間として、市民の皆様の休憩場所等としての活用のほか、ロビー空間の一部の貸し出しを行いまして作品展示等にご利用いただいている状況であります。また、平成17年10月には五十嵐威暢氏からの寄贈、「天までとどけ」が寄贈されまして、また18年6月からはほほえみ工房さんによる喫茶プティの営業も始まって、より広い市民の皆様のご利用をいただいているところであります。しかしながら、ご指摘のとおり市民ロビーは南南東側、さらにまた西南西側、北北西側、3面にわたり幅5.6メートル、高さ9メートル、面積約50平方メートルの大きなガラスがあつて、日光が照らされ、それにより室温の上昇を招いている状況でもあります。現在市役所庁舎におきましては、夏期間は環境省が提唱する国民運動、いわゆるクールビズも含め取り組んでおり、これに伴いまして1、2階の温度設定は27度に設定をしていると、冷房温度を27度に設定、3階以上は28度に設定をし、事業所としての地球温暖化対策に取り組んでいるところであり、こうした取り組みによりまして庁舎の電気料金はピーク時、平成10年の約6割から7割程度に今現在抑えられ、比較をいたしますと年間約1,000万円を超える削減効果を得られているという状況であります。また、来年度からは改正省エネ法が施行されまして、これまで省エネ法に基づくエネルギー管理の対象外とされてきた庁舎等の公共施設も管理対象となることとされたことから、さらに厳しい取り組みが求められるということが想定されているところであります。庁舎については、1、2階が吹き抜け構造となっていることにより、場所による温度差が大きいという構造上の問題があり、ご指摘の市民ロビーにつきましては1、2階の中でも室温が高い区域に位置しますが、これを快適な温度とするため冷房しようとしても、他の一般事務スペース区画が設定温度よりも室温が低くなってしまふということになり、また個室のみを冷房するものとは異なって、全体を冷却する分相当なエネルギーを必要とすると、試算いたしますと電気料金が年間約130万円余り増加するという状況であります。これらのことから、現時点においては市民ロビーについて現在の運用を超えた冷房運転をするということは難しいということがまず1点あります。

また、ご提案いただきましたブラインドの設置については、さまざま検討させていただきました。エネルギー管理上の改修という視点で見ても、市民ロビーのブラインド設置により冷房をやめるという趣旨ではないため、投資に対する回収という点ではなかなか見込みにくいというのが1点、また仮に手動式のブラインドを設置するにしても、改修額が、仮試算でありますけれども、約100万円程度かかるということ、さらにまたブラインドの設置により市民ロビーの空間が解放感を失った閉塞感のある印象を与えるおそれがあるということ、以上3点から現時点においてはブラインドを設置するという考えにはちょっと至らないかなというふうに考えております。ただ、ご質問にもありますように、今後図書館が庁舎へ移転することとなった場合には、改めて冷房運用やこれに代替する措置等について検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 いろんな検討をされたということで、引き続き検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、1階ロビーの暖房は窓際のヒーターと床暖房などで行われていますが、冬前後というか、冬の前ですね、冬前の寒さ対策を求める声が出されています。失礼いたしました。冬の後、つまり春の始まり、両方ですね。ヒーター稼働の工夫などはできないのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問がありました件でございますが、庁舎の暖房方式は3つの方式によっております。1つは直接暖房、直暖で窓際のパネルヒーターによる暖房、スイッチを入れると各階、各室のすべてのパネルが暖められて、それにより室温を上げると。2つ目は床暖でございます、1階の床下に温水を通すことにより室温を上げる。3つ目は空調でございます、各区画に設置をされました吹き出し口から温風を噴き出すことにより室温を上げるというものでございます。この3つの方式を組み合わせ、直暖及び床暖については24時間運用、空調については朝開庁時から設定温度に達するまでの間運用しております、設定温度は環境省が提唱するウォームビズで推奨される20度C以下としておりますが、1、2階はその構造の特殊性から22度以下と特に配慮しているところであります。こうした取り組みにより、A重油の使用料は開庁当時の4割から5割程度に減少しております、経費の削減とあわせて、一事業所として温暖化対策に積極的に取り組んでいるところであります。ご指摘いただいたとおり、24時間暖房を始める前の初冬及び24時間暖房を終えた後の初春につきましては、床暖は中止とし、朝開庁時から設定温度に達するまでの間、直暖及び空調により暖房を行っているところであります。時期的に申し上げますと、11月の中旬から4月上旬まで24時間運用、その前の半月程度が時間を限った暖房運用としているところであります。この季節の変わり目の時期の対応につきましては、庁舎管理する立場の私どもとしても頭を悩ませているところでありますが、1、2階が吹き抜け構造となっていると、これによってやはり温度差が大きくなると。南北の玄関が対称の位置にあることから、北から南へ冷たい外気が通り抜けることなど、1、2階については施設の構造上、この時期は特に大きな温度差が生じまして、特に玄関に近い市民ロビーはどうしても室温が低くなりがちとなる実態はございます。しかしながら、これを解決するには24時間暖房を行うしか方法は見出せないという現状であり、これに係る使用料増加分は春と秋と合わせますと百数十万円の増加と、燃料代と電気代合わせましてそういう状況であります。先ほどお話し申し上げました改正省エネ法に基づく取り組みを勘案すると、基本的には現在の運用とせざるを得ないという状況でありますことをご理解いただきたいと思っておりますけれども、ご質問にありますような運用時期などを若干早めるなどできないかということを中心に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 それぞれブラインド設置には100万円、また寒さ対策として予算は示されませんが、

前後1週間ないし10日間ぐらい床暖を延長すれば、かなり改善されるというふうに思います。市の予算、一般会計約200億円の中でこの百数十万円を、ブラインドについては設置してしまえば、1回の費用ですから、全体の優先順位の中に位置づけていただきたいと思います。

◎4、老人福祉住宅廃止計画の撤回

1、市長への陳情書が提出され、入居者の意思が示された

次に、老人福祉住宅の廃止計画の撤回について、撤回を求める質問をしたいと思います。市長に陳情書が先週の火曜日、そして市議会議長には今週の月曜日に提出をされております。私たち入居者と家族は、廃止が決まったとの説明に疑問、驚き、不安でいっぱいです。私たちは、共同浴室、除雪、そしてヘルパーさんのさまざまな支援などのサービスがあるので、老後も安心して暮らせると思い、引っ越してきました。そして、住み続けています。約束であるはずのサービスが廃止されるのでは、ここで暮らしていくことはできませんと訴える陳情書の内容です。入居する高齢者の8割の署名とともに提出をされました。市長は、この陳情書をどのように受けとめているのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 よく理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 よく理解をいただけるように進めていきたいと。つまりどのように受けとめているかということについていえば、今のご答弁でいえば理解されていないというふうにしっかりと受けとめていただいたということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいま答弁申し上げました、そういう趣旨でご理解をいただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、今の答弁は余りにも短くて、とても市長の受けとめる気持ちがそこに込められているというふうにはどうしても考えられないのです。俳句や短歌ではないわけですから、どのように受けとめているかと聞かれたら、80を超えるような方々が一生懸命署名をして、印鑑を押して、8割の方が提出されたわけです、何とか廃止しないでくれと。そうすれば、私はこう思うというような、そういう受けとめを市長として述べるべきではないでしょうか。理解を得られるように進めていきたいというのは、それは受けとめではないですよ、それは方針をただ繰り返し言っただけの話ですから、どのように受けとめたのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 質問の趣旨も端的にという議長の指示がありますから、端的にお答え申し上げます。私は陳情を受けました。受けた以上は、これを尊重いたします。ただ、ご理解をいただきながら進めたいと方針を申し上げます。

○議長 清水議員。

○清水議員 端的と言うのであれば、随分饒舌な答弁もあったように私は感じております。市民にとってこういう陳情という方法で思いを伝えるというのは、弱い立場にある人たちほど非常な思い

をそこに込めて提出するわけです。ですから、2回聞いてそのようなご答弁ということは、私は市長の優しさというか、いうことを示したのだなというふうに思いたいと思います。

次に移りますが、そういう中で陳情者は、廃止が決まったと言われれば、多くの老人はあきらめるしかないという思いになった。説明会の後で泣いていたなど、深刻な実態です。高齢者の心身の状況を考えると、現在雪が降り積もる12月です。この冬の中、来年の4月1日からヘルパーさんもいなくなる、共同浴場もなくなる、除雪もこととして終わりと、こういうことであれば、高齢者にとっては大変重い負担になるのではないかというふうに思います。廃止計画は撤回して、出直すべきではないでしょうか。

○議長 市長。

○市長 昨日のご質問にもお答えをさせていただきました。公平性を確保するということが、大切なことだと。そしてまた、この施策が講じられた、その背景がその時期とは変わってきている。したがって、ご理解をいただいて進めていきたいという基本方針に変わりはありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長の認識、公平さに欠けるということを言われました。今この老人福祉住宅以外に住んでいる方から見て、あの方たちは恵まれているというふうに思う方もいらっしゃると思います。しかし、この老人福祉住宅は、60歳以上であってヘルパーさんの家事支援等、見守り等が必要だということがあればどなたでも申請できる。そして、申請して、入ってきた方なのです。つまり、不公平とかというのは、現在そういうことで仮にあったとしても、だからといって居住権を奪うということは絶対にやってはならないことなのです。ですから、こういった廃止をするときは、何年間かの経過措置を設けるとか、いろんなそういう大きな配慮が必要なのです。入居している方については、ずっといていただくとか、それは介護保険だって、介護保険が始まったときに緑寿園にいた方は、新しい制度で条件が合わなくてもそのまま続けて入っていたりするわけです。そういうことも考慮しながら、少なくとも今の廃止という計画は撤回すべきだということを私は強く求めたいと思いますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 居住権を奪うなんて、そんな考え方全くありません。したがって、今サービスをしている、そのサービスの代替措置等についてもご説明をさせていただいて、そしてご理解をいただくと、そういうことを申し上げているわけで、これは居住権を奪うというのはかなり拡大解釈のご質問ではないかというふうに思います。十分ご相談をさせていただいて、ご理解をいただく、その最善の努力をして、公平性、かつ背景の違ってきた政策についての整理は計画的に進めていきたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 共同浴場を奪われれば、5分、10分、普通の方であれば歩いていける銭湯にその方たちはタクシーで行かなければならないと、こういったことが居住権の侵害にならないかということを市長は拡大解釈だと、私は全くそう思いません。居住権の侵害だというふうに私は、しかしこの隔たりは10分や20分では埋まりません。あと9分しかございませんので、次の質問にまいり

たいと思います。

◎5、信頼される市役所づくりと市長の姿勢

1、生活保護費2億4,000万円不正支出問題への現在の認識について

信頼される市役所づくりと市長の姿勢、生活保護費2億4,000万円不正支出問題への現在の認識について伺います。改革で重要なことは、うみを出し切ることです。今回は、タクシー料金に絞って伺います。1点目は、地元の会社から見積もりを最後までとらなかったことについて、今回使われた高規格ストレッチャー対応型タクシーは、消防本部が認可するもので、装備などに一定の条件が課せられています。当時滝川の隣の砂川市の会社が平成4年から砂川地区広域消防組合の認可をとっており、詐欺事件で使われたタクシーと同型、同等設備の車を近隣のグループ会社全体では4台保有していました。また、19年2月からは、さらに奈井江町の会社が認可をとりました。これらの会社では、札幌往復は3万円から4万円で営業しています。地元から見積もりをとらなかったことに過失、怠慢があったのではないのでしょうか。

(「何回同じこと聞く、何回」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「答弁が不十分」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「答弁不十分だよ」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○議長 保健福祉部長。

(「もうちょっと変えればいっしょ、質問」と言う声あり)

(「事実の確認なんだ」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 架空請求をした会社が札幌市消防局の認定を受けていたことは、当然認識してございました。ただ、砂川市消防によって同様の認定を受けていた会社があったということは、その当時把握していなかったということでございます。これについては、そのとおり答弁させていただきましても、当時怠慢があったのではないかということについては、昨年の決算委員会以来申し上げておりますとおり、そういう認識はございません。

(「そのときに清水さんがその会社教えてやればよかったのに」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 今回のコメントは、2点目を聞いてからまたお伺いしたいと思います。

2点目は、架空請求にかかわったタクシー会社の料金が運輸局認可料金に数々の違反をしており、福祉事務所長らの怠慢は明らかです。例を挙げると、障がい者割引も遠距離割引もしていません。さらに、時間制の場合タクシー会社と自宅の間の送迎料金、病院などでの待ち時間の料金、ストレッチャー加算も請求できない決まりなのに支払っています。以上のように運輸局認可料金に違反して高額な料金を支払ったことに過失、怠慢があったのではないのでしょうか。

(「何回目さ」と言う声あり)

○議長 保健福祉部長、重複避けて答弁をお願いします。

○保健福祉部長 このことについては、昨年の決算委員会の市長総括でもお話ししたところがございます。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 その当時と考え方は一切変わってございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私がこの問題で述べたいことは、市民の皆さんに知っていただきたいことは、タクシー料金の認可料金があって、その料金の3倍以上払っていながら、過失や怠慢がなかったと言い続けていることを私は問題にしているのです。つまり市長は、いろいろこれまで謝ってきました。しかし、例えば昨年の4月22日の生活保護費詐欺事件に関する報告書で、市長は不十分だという言葉は何度も使われていますが、過失、怠慢という言葉は使われていません。そして、さらに懲戒処分については不適切な事務処理だったと、ここでも過失、怠慢という言葉は使われていません。しかし、2億4,000万円のタクシー代、これが正規のタクシー料金であれば8,000万円で済んだのです。私は、この8,000万円そのものを認める気はないです。しかし、合見積もりをとる、地元のだれもが知っているタクシー会社に電話一本入れる。これをすれば、少なくとも認可料金で8,000万円で行ったのです。これをしなかったことについて過失も怠慢もなかったと、そう言い続ける田村市長のそういう認識では、市民の信頼を回復できるような市役所にはなり得ないわけです。

そういう点で、次の質問に移りたいと思います。市は、市民の皆様から信頼される市役所づくり推進プランなどで改善に取り組んでいます。しかし、改善に最も必要なのは、市長が変われるか否かにかかっています。まず第1に、生活保護費2億4,000万円不正支出問題で数え切れない市役所の不正がありました。市長は重大な法令違反、過失、怠慢はなかったと今でも考えているのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 信頼される市役所づくり推進プラン、本当にみんなで真剣に議論し、プランをつくりました。その実行をこれまたみんなでやっという事で粛々と進めて、その成果はどうかということの成果の評価もやっているわけであり。プランに基づいて粛々と信頼回復を進めていきたいというふうに思います。改善に必要なのは職員でなくて市長だと、言葉は甘んじて受け、頑張りたいと思います。法令違反、過失、怠慢はなかったかどうかということまで評価していません。法令違反、過失、怠慢はなかったかということについてはないということ、今裁判進行中でもありますから、信じております。その考え方に変わりはありません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、4万4,000人の市民の皆さんが、総決算して出直して1年半たった現在において、過失、怠慢はなかったと、重大な法令違反はなかったと、こういうことを市長がこの議場で述べられているということは、4万4,000人の市民の皆さんの声を私は改めて正月以降聞いて

て回りたいと、積極的に市長の答弁を広げていきたいと思います。これも平行線です。市長の人間性がすばらしいから、そういう答弁になるのだというふうに思いますが、最後の質問にいききたいと思います。

◎6、生活困窮者対策と生活保護行政

1、生活保護相談者への対応について

生活困窮者対策と生活保護行政です。生活保護相談者への対応について伺います。食べるものがなく、お金もなく、障がいを持つ人が申請書を下さいと2時間以上相談室で訴えても申請書を渡してくれない。医師の紹介状が出され、札幌の病院へ受診券が発行されたので、交通費について聞くと、出ませんという答え。日本共産党のもとには、毎日のように生活保護を受けたい人、受けている人から相談があり、その中にはこのような信じがたい市役所の対応も報告されています。申請書を下さいと市民が求めれば、申請書をすぐに渡し、通院移送費の求めがあれば申請を受理するなど、改善求めます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質問ですけれども、生活保護法及び保護の実施要領等に基づきまして、生活保護の申請意思がある方には申請書を交付して、申請を受理後、法の適用可否を決定する、これは従来何ら変わってございません。本人の不利益にならないように、そういう面談も誠意を持って対応しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。また、通院交通費につきましても、申請を受理いたしまして医療扶助の継続の適用可否及び適正な交通手段、頻度等を検討して決定するというところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 申請意思がある方には渡す、通院移送費が出る方については申請を受けていると、こういう答弁されましたけれども、そういう実態でないから私質問しているのです。ということは、私が書いたような、こういう実態はないというふうに部長はお考えですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員さんがどのようにお話を聞いているかわかりませんが、うちの職員は適切に相談、対応しております。ご理解いただきたいと思っております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、ある相談者から、これは2人の方です。から聞いております。そして、その方々から直接福祉事務所に、こういうことがあったので、改善してほしいという話をしたら、2つの件とも改善されたそうです。つまり最初は申請書を受け取らず、そして私のところに相談に来たので、それはおかしいと言って、行ったら申請書をくれたと、あるいは通院移送費が出たということがあったのです。こういう事実もなかったということですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 保健福祉部長。

(「不当要求なんじゃないのか」と言う声あり)

(「何が不当要求だ」と言う声あり)

(「可能性はある。調べたほうがいい」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 担当者と相談された方の中では、一切そういう拒否されたということの話はされておられません。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 事実がないというのは、守秘義務があるので、答えないということなのか、それとも事実そのものを部長は聞いていないということなのか、あるいはその他なのか。そうやって言っただけだと、私は事実があったことを確認しておりますので、事実はなかったということだけでは納得しかねるのです。今私が聞いたことのように具体的に答弁してください。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 繰り返しますけれども、担当者と相談者の間ではきちっと話し合いをされているというふうに報告を受けております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、この申請書を下さいということを5回も2時間以上にわたって言い続けた食べるものがなく、お金もなく障がいを持つ方、この方からぜひ質問をしてくれと、私はFMラジオで聞いていますということを依頼されて、この質問をしています。しかるに、再三にわたるそういう事実はないという、しかも相談者と福祉事務所側でそういう確認がされているという、相談者の確認まで得ているかのような答弁をされました。私は、この問題については相談者の人権にもかかわることですから、はっきりとした場でこの問題は取り上げたいと思います。

終わります。

(何事か言う声あり)

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を……

(何事か言う声あり)

○議 長 答弁ありますか。答弁をいたします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 私が報告を受けているのは担当者からでございますので、相談者と私は一切そういう話はしておりませんから、その辺は曲解なさらないようにお願いします。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開は3時15分です。休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時16分

○議長 では、議事を再開いたします。

◎日程第3 議案第8号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第11号）

○議長 日程第3、議案第8号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第8号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,100万円を増額し、予算の総額を202億9,742万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。北海道は、平成21年の冷湿害等により被害を受けた農業者に対して、日本政策金融公庫や農協系統組織が融資する災害対応資金を借り入れた農業者に対し、北海道と市町村が共同で利子助成措置を実施することにより、農業経営の維持、安定が図られるとして、新たな利子補給制度を創設し、本年12月の道議会に上程し、可決されました。これを受けて、市といたしましても利子助成の必要性があると判断し、平成22年度から平成26年度までの利子助成を行うため、債務負担行為の補正を行いたいとするものでございます。なお、利子助成の割合は、北海道が10分の6、市町村が10分の4を負担するものであり、利子助成率は0.9パーセントに設定し、平成22年から5年間助成するものであります。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。6款1項2目農業振興費で補正額1,100万円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。農業振興に要する経費につきましては、平成21年の冷湿害による農業者の所得減少に対し、さきのたきかわ農業協同組合の農業経営緊急支援資金の借り入れができない農業者の運転資金の融資枠を市独自で設け、たきかわ農業協同組合と協調のもと、農業者間の救済条件の差を緩和し、翌年度に向けた営農の安定化を図るため、200万円を限度として融資するため、その原資を補正したいとするものでございます。融資の条件としては、償還期限を5年以内とし、利率1.6パーセントを設定したところでございます。

以上、歳出合計で1,100万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。21款3項3目農業振興補償融資貸付金収入1,100万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1, 100万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第4 議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について

議案第10号 中空知衛生施設組合規約の変更について

○議長 日程第4、議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について、議案第10号 中空知衛生施設組合規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置についてご説明申し上げます。

赤平市ほか3市9町とごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置したいとするものであります。

地方自治法第284条第3項の規定により、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町とごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、別紙のとおり規約を定め、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置したいとするものでございます。

次のページの規約をごらんいただきたいと思います。中・北空知廃棄物処理広域連合規約であります。初めに新組織を広域連合とした経過についてご説明申し上げます。去る9月30日に開催されました中・北空知地域ごみ処理検討会議において、新組織は5市9町を基本に特別地方公共団体を設立することと決定したところであります。この特別地方公共団体は、地方自治法に基づき設立することとなりますが、法で定める種類としましては一部事務組合や広域連合がございます。一部事務組合につきましては、普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するための組織であり、広

域連合につきましては、同じく普通地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であるものに関し設立されるものでございます。そこで、この中・北空知地域の一般廃棄物の焼却処理につきましては、地域全体の可燃ごみの量が年間2万5,000トンであることやダイオキシン規制の関係から、広域にわたり処理することが適当であるとの観点から、特別地方公共団体の種類としては広域連合とするものでございます。この中・北空知地域の一般廃棄物の収集から中間処理、そして最終処分に至る過程では、構成する市町が担う事務、一部事務組合が担う事務、そして新たな特別地方公共団体が担う事務と重層化した体制の中で実施しなければならないものでありますが、このような中で一般廃棄物の処理が秩序よく整合性を保ち、効率的に実施されなければならないものであります。広域連合にあつては、広域計画を作成することが法で定められており、この広域計画により構成団体の連絡調整が図られ、特別地方公共団体の種類については広域連合がこの中・北空知地域にはふさわしいことから、広域連合としたところでありまして、広域連合は普通地方公共団体における直接請求制度が全面的に適用されるほか、規約変更の要請の請求など、その運営を住民の民主的な統制のもとに置くこととしております。

それでは、規約を条ごとにご説明申し上げます。第1条は、広域連合の名称で、この広域連合は、中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）と定めるものであります。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体の定めで、広域連合は、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）をもって組織するものであります。

第3条は、広域連合の区域の定めで、広域連合の区域は、関係市町の区域とするものであります。

第4条は、広域連合の処理する事務の定めで、広域連合は、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理するものであります。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目で、広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項の広域計画をいう。）には、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を円滑に進めるために、当該事務に関する事項並びに広域連合、関係市町、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合が連絡調整すべき事項を記載するものとするものと定めるものであります。ここで若干説明させていただきますが、中・北空知地域の広域ごみ処理は中空知、砂川地区、北空知の3ブロックで実施しておりますが、北空知地域では北空知衛生センター組合のほかに、妹背牛町を事務局に深川市を除く4町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理する北空知衛生施設組合が設置されているところであります。なお、広域計画につきましては、地方自治法の規定により、広域連合が設けられた後速やかにその議会の議決を経て作成しなければならないものであります。

第6条は、広域連合の事務所で、広域連合の事務所は、歌志内市字本町1027番地1に置くものと定めるものであります。この事務所につきましては、歌志内市の市街中心部に位置し、現在閉館中の観光館を当面の事務所とするもので、この事務所の位置につきましては新施設の供用開始となる時点において位置の変更を行う規約の改正が必要となるものでございます。

第7条は、広域連合の議会の組織の定めで、広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」とい

う。)の定数は、18名とするものであります。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法で、第1項で、広域連合議員は関係市町の議会の議員のうちから関係市町の議会において選挙することとし、これは議会議員のうちから間接選挙により選出することを、第2項で、関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は次のとおりとし、第1号、赤平市から最後の沼田町まで各1名を基本としながら、人口やごみ量により滝川市にあっては3名、砂川市及び深川市は2名の議員定数と定めております。第3項で、関係市町の議会における選挙につきましては地方自治法第118条第1項の例によることとし、第4項で、広域連合の議会の解散があったとき、または広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならないと定めるものであります。

第9条、広域連合議員の任期の定めで、第1項で、広域連合議員の任期は関係市町の議会の議員としての任期によることとし、第2項で、広域連合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは同時にその職を失うものであります。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長の定めで、第1項で、広域連合の議会は広域連合議員のうちから議長及び副議長各1名を選挙しなければならないこととし、第2項で、議長及び副議長の任期は広域連合議員の任期によるものであります。

第11条は、広域連合の執行機関の組織で、広域連合に広域連合長1人、副連合長13人及び会計管理者1人を置くことと定めるものであります。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法で、第1項で、広域連合長は関係市町の長のうちから関係市町の長が投票によりこれを選挙し、第2項で、前項の選挙は広域連合の事務所において行うものとし、第3項で、副広域連合長は広域連合長以外の関係市町の長をもって充て、第4項で、会計管理者は広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が命ずることとし、第5項で、広域連合長が欠けたときは速やかにこれを選挙しなければならないと定めるものであります。

第13条は、広域連合の執行機関の任期の定めで、広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期によるものであります。

第14条は、補助職員の定めで、第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置くこととするものであります。

第15条は、選挙管理委員会の定めで、第1項で、広域連合に選挙管理委員会を置くこととし、第2項で、選挙管理委員会は4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。第3項で、選挙管理委員は関係市町の選挙権を有する者で人格が高潔な者の中から広域連合の議会においてこれを選挙し、第4項で、選挙管理委員の任期は4年とするものであります。

第16条は、監査委員の定めで、第1項で、広域連合に監査委員2人を置くこととし、第2項で、監査委員は広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で広域連合の財務管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちからそれぞれ1名を選任することとし、第3項で、監査委員の任期は識見を有する者の中から選任された者については4年とし、広域連合議員のうちから選任された者については広域連合議員の任期によるものであります。

第17条は、経費の支弁の方法の定めで、第1項で、広域連合の経費は第1号から第5号までの関係市町の負担金、国及び北海道の支出金、手数料、地方債及びその他の収入をもって充てるものであります。第2項は、前項第1号に規定する負担金の額は広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は次のとおりとすることとし、第1号、施設の建設に要する経費（公債費を含む。）につきましては均等割10パーセント及び固定ごみ量割90パーセントとする。この場合において均等割の算定基礎は関係市町数によるものとし、固定ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの平成18年度から平成20年度までの3カ年平均のごみ量によるものとするものであり、第2号で、上記の経費を除くその他の経費についてはごみ量割とする。この場合において、ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの当該予算の属する年度の前々年度までの過去3カ年平均のごみ量によるものと定めるものであります。

第18条は、委任規定で、この規定の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものであります。

附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条に規定する事務のうち、ごみ焼却施設の設置以外の事務は、広域連合長が別に定める日から施行するものであります。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 中空知衛生施設組合格約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、中空知衛生施設組合格約を次のとおり変更するものであり、変更の理由は、本市が構成員となっております中空知衛生施設組合の可燃ごみの焼却処理を委託している株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することから、本市を含む中・北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合がごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため、本規約を変更したいとするものであります。

中空知衛生施設組合格約の一部を改正する規約であります。議案の次のページに添付しております中空知衛生施設組合格約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。表の左が現行、右が改正後であります。変更部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条、組合の共同処理する事務の定めで表中、現行「廃棄物の中間処理」の次に改正後は「（動物以外のものに係る焼却処分を除く。）」を加えるものでございます。

別表4の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表備考4の項目を削るものであります。

附則第1項は施行期日で、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行することとし、第2項は経過措置で、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間に係る中空知衛生施設組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の負担割合については、改正後の第3条の表並びに別表4の項及び備考の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。
説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 質疑の内容が広範にわたりますので、既に所管には通告をしてあります。明快なご答弁をお願いをしたいと思います。

○議 長 件数は何件ですか、何点ですか。

○清水議員 件数でいうと6件です。要旨でいうと19要旨です。

○議 長 簡潔をお願いします。

○清水議員 まず、第1件目、規約第2条、構成市町、第3条、広域連合の区域についてですが、特に単独や2市2町の近距離での共同処理についてどんな検討をしたかと。まず、コストの問題です。第1要旨、広域連合規約の内容の前提にかかわることで、そもそも焼却炉の建設、運営管理を5市9町という広域で行うことが妥当かどうかについてです。5市9町による広域処理の是非を判断するためには、市単独による焼却やリサイクルを共同で運営している2市2町の共同で焼却する場合との比較結果がどうしても必要です。そこで、まず1点目として、5市9町の場合については費用の試算結果が公表されているが、滝川市単独や衛生施設組合の2市2町の試算は厚生常任委員会にも出されておらず、議会運営委員会で市民生活部長は試算はないと答弁しました。私は、広域の是非を判断するために絶対に必要なものだから、2日間で準備することを求めましたが、試算結果について伺います。次に、2点目として、また試算がないとすれば、コストは広域のほうが安いとか高いとか、何を根拠に判断をしたのかについて伺います。3点目は、なぜ5市9町での広域焼却炉ありきで2月から進めてきたのでしょうか。日高や十勝、根室など、多くの市町村では自分のまちで焼却をしています。ありきで進めてきたのかどうかについて伺います。次に、歌志内市までの運搬に係る費用について伺います。リサイクルから歌志内に、3台の専用トラックにそれぞれ6トンコンテナを積んで運んでいます。これに係る人件費、維持費などの総額と内訳は、年間幾らですか。

2件目、規約第17条、(1)、建設費について伺います。まず、第17条の(1)、施設のタイプ決定方法と滝川市との関係について伺います。建設に要する経費のうち、焼却炉のタイプと大きさの決定について伺います。いつまでにどのようなプロセスで決めるのか。8年前のような関係市町でのプレゼンなど、よくわかる形で行うのか。次に、建設に要する経費、焼却炉規模決定とごみ量について伺います。規模決定とごみ量について、建設費、その他の経費はごみ量割での負担となります。現段階では1トン当たり滝川市の場合2万5,000円程度とされていますが、まず焼却炉規模を決める上で滝川市のごみ量は3年平均で8,971トンとなっていますが、この数字でいくのか、また減量計画を決めて削減した数字でいくのか伺います。次に、焼却炉規模決定のためのごみ量申請期限はいつまでですか。次に、第17条(2)、その他の経費について伺います。まず、その他の経費と言われますが、この主な内訳について伺います。維持管理費や性能保証費等が含まれているというふうに思いますが、伺います。次に、関係市町のうちのある市町のごみが減量が進んでゼロになった場合を想定して伺います。こういった場合、その他経費はその市町はゼロに

なるのか。滝川市は全体のごみ量の36パーセント、現状です。日本ではまだごみゼロ宣言は上勝町だけですが、世界的には焼却しないという地域がいろんなところから出てきています。そういう中で、こういったことは想定をしておく必要があるのではないか。そうすると、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロとなったときに滝川が万が一維持管理費全額を払うと、そんなことになる心配はないのかお伺いをしたいと思います。

次に、ごみ減量について伺います。今後人口減少や分別、資源化による燃やせるごみの減量計画をいつまでにどのように決めるのか伺います。次に、現在の滝川市のリサイクル率について伺います。分母の各項目と各数値、分子の項目と数値も伺います。次に、容器包装プラスチック、新聞、雑誌、チラシ、段ボールなどのごみとして捨てられているもの、また家庭の雑草や枯れ葉、枝など、またシュレッダーされた紙類などの分別収集と非焼却処理の計画は立てる考えはあるのか、あるとすればいつ立てるのでしょうか。市民負担について、市民負担についての基本的な考え方について伺います。

4件目ですか、規約第4条、焼却施設の建設、運営について伺います。温室効果ガスについてです。今後大量の排出者として温室効果ガスについて各種報告、計画など法規制の対象になると思うが、現時点での義務項目と努力項目について伺います。次に、焼却炉から排出される温室効果ガスは膨大です。主なガスで何トンになるのか、またそれらは自家用車や家庭電気、暖房灯油などわかりやすいものに換算するとどうなるのかお伺いします。

5件目、市民周知について、市民認識の把握について伺います。今回の処理方法決定について、決定しようとしている現状について市民がどの程度知っているとお考えでしょうか。次に、市民周知のあり方について伺います。市民周知のあり方は、今回の流れでよいと考えているか、自己評価を伺います。

次に、規約第8条について伺います。各市町から選ばれた議員は、それぞれの市町民に対してどのような役割が求められるのか。

以上です。

○議長 答弁を求めますが、通告が出ているので、順番でいきますか。市民生活部長、簡潔にお願いします。

○市民生活部長 質問項目が多いものですから、漏らさないようにご説明させていただきたいと思いますが、まず1点目でございます。5市9町の場合については費用の試算結果が公表されているが、滝川単独、衛生施設組合2市2町の試算がないというような格好でございます。私が議会運営委員会等でお答えしました。滝川市単独での試算は、ございません。ただ、8月にコンサルのほうから上がってまいりました報告書の事前の内々の調査で、3組合が仮に焼却施設を持った場合、何トンクラスの処理単価何ぼになるかという手持ちの内々の資料がございます。それを申し上げます。砂川地区では、ごみ量から推定いたしまして、可燃ごみ、これは19年度のごみの実績でございますが、6,873トン、おおむね施設規模については30トン、処理単価につきましては8万5,000円。中空知につきましては、可燃ごみ量1万2,753トン、施設の規模については50トン、処理単価については5万2,300円。北空知につきましては、可燃ごみ量が5,219トン、

施設規模は20トン規模、処理単価については10万5,400円ということになります。これは、前提条件といたしましては、人口、ごみ量につきましては平成19年度実績、処理単価につきましては15年稼働とした場合の単価でございます。また、灰溶融炉なしということでの試算でございます。これから推計いたしまして、滝川市の平成19年度実績によります算出、8,996トンでございますが、計算いたしますと年間処理量割る実稼働率、それと調整稼働率等も掛け合わせますと、滝川市だけで持つとすると30トン規模で、先ほど申し上げました砂川地区とほぼ同規模の施設が必要、処理単価につきましても砂川と同規模の8万5,000円ということで、これはあくまでも推計の域を脱しませんけれども、単独で立てた場合はこのような数字になるということで押さえております。

それと、コストの②の関係はこれでいいかと思いますが、③、なぜ5市9町での広域焼却炉ありきで2月から進めてきたのかということでございますが、厚生常任委員会、それと滝川選出中空知衛生施設組合議員の方々にもご報告させていただいておりますが、5市9町で焼却と決まりましたのは、9月の30日、処理方法については焼却処理、それと構成市町については5市9町、整備主体についてはこのとき特別地方公共団体という方針を9月の30日に決定したところであります。会議は、ごみ処理検討会議でこのような方針が決定されたところでございます。

それから、歌志内までの運搬に係る費用、これは滝川市、または2市2町、中空知衛生施設組合のほうの運搬費用ということになりますけれども、平成20年度で1トン当たり5,200円の維持管理費がかかると、それで中空知の運搬車両台数は3台、コンテナ台数は7台、それと日平均運搬コンテナ数は6台とした経費等があったり、5,200円ということになります。

それから、施設のタイプ決定方式でございますが、これにつきましては詳細につきましては設立後の広域連合での検討内容になります。

それと、建設に要する経費、焼却炉規模決定とごみ量についてということですが、計画ごみ量につきましては現在3組合で基本計画を発注してございます。そこで、人口動態、ごみ種別及びその量などにより策定中であります。また、若干ではございますが、減量についての考慮もされるものと思われま。

次のごみ量申請期限はいつまでかということでございますが、3月に完了予定いたします先ほど申し上げました基本計画策定業務が報告され、国に提出する地域計画に盛り込まれる予定でございますので、国、道との協議において修正も見込まれますけれども、一応今のところはそのようなことである程度のスケジュールを考えているところでございます。

それと、次のその他の経費、維持管理費であります。これは、あくまでもお示したのは20年間の総額で98億円かかると、これは年平均にすると4億9,000万円。これは、8月に提出されましたコンサルからの報告書に基づく数値の見込みでございます。維持管理費負担割合の36.26パーセントを見込んだもの、ただしこれは平成18年から20年の実績値より算出したものであり、今後のごみ量及び所要経費によっては変化していくものであります。

次に、仮ということでございますが、市町のごみ減量が進みゼロになった場合、今規約でお示し

したとおり3カ年平均のごみ量ですので、3年間ゼロが続けば、その経費はゼロになるということの規約のうたい方でございます。中身でございます。

それと、ごみの減量についてです。基本計画においては、人口につきましては近年の動向、またいろいろな出生率、生存率等も加味されることが予測されますが、それらが推計されてごみ量については出てくるということと考えております。

それと、リサイクル率でございます。これは、分子に生ごみからの堆肥量、不燃及び粗大ごみからの資源化量、資源ごみからの資源化量、それと集団回収量、拠点回収量、これらを合計しますと3,224トン。分母でございます。収集搬入ごみ量と集団回収量、拠点回収量、合計1万6,295トンを分母にいたしますと、リサイクル率は19.8パーセントであります。ただ、中継施設でございます中空知衛生施設組合では、ガス化をしております。ガス化が2,976トンございますので、先ほど申しました分子にとりましては3,224トンとガス化量を加算しますと合計6,200トンになります。ガス化量を含めましたリサイクル率については、38パーセントということで試算しているところでございます。

それと、非焼却処理計画でございますが、これらすべて直ちに計画を立てて実行するということができないと現段階では考えております。できるものから検討していくということで考えております。

市民負担についての基本的な考え方でございます。要する経費の25パーセントを市民負担していただくという基本的な考え方は、変更ございません。

温室効果ガスでございますが、これは施設規模、方式等を検討材料として検討することになるということで、現段階で詳細については押さえておりません。

市民認識の把握、まちづくり懇談会等でも市からの連絡ということ、報告ということで報告させていただいております。報道された内容等が市民の認識の範囲かなということで押さえております。また、市民周知のあり方でございますが、経過等についてはまちづくり懇談会等で報告させていただきました。今後いろいろな節目節目におきましては、広報等を利用したPR、周知も考慮しなければならないのかなと考えているところであります。

最後でございます。市町から選ばれた議員は、各構成市町の住民に対してどのような役割が求められるか。これは、住民代表としての選出された役割だろうと考えております。

以上です。

○議長 長 再質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、1点目のコスト比較なのですが、中空知2市2町では50トン炉で5万2,300円という数値が出されました。これについて建設と維持管理で幾らずつと、そこぐらいまでは当然出ていると思いますので、それについて伺いたいと思います。

次に、歌志内までの費用は5,200円となっているのですね。先ほどの5万5,000円から引くと5万円ということですか。

再質疑の2つ目は、ごみ量の申請期限は3月ということですか。基本計画は3月にまとめられるという話をされたのですが、ごみ量の申請期限はいつまでかという質疑に対しては何月という明確

な答弁なかったのですが、今の答弁だと3月ということのようで、仮に3月ということになると3カ月の間にどれだけごみ、今の数字でいくと8,971トンでいくわけです。ただ、これが平成25年4月1日に稼働が始まって、その後20年間ごみ量割で取られるという場合、今の数字を入れておいて、どんどんこれから再資源化が進み、人口が減るという予測のもとで半分とかになってしまったら、何でこんな大きい焼却炉をつくったのだという話になるわけです。ごみ量割だから、減らせば減らすほど自分たちのまちの負担が減るとするのは、それは甘い考えで、それぞれみんな減るわけですから、適正な規模ということになると、少なくとも3年間まだあるわけです、開始までに。すると、3年間で容器包装リサイクル、あるいは草や枯れ葉、こういったものは今燃やされているわけだから、これを堆肥にするとか、あるいは集団資源回収やっていない町内、そういうところを赤平のように市の回収車が回収するとか、そうやれば容器包装でいえば衛生施設組合の試算で約10パーセント減量できると、燃やせるごみ。この3つ合わせれば3割可能だということを使う方もいらっしゃるのです。そうすると3,000トン減るのです。ですから、3年間で3,000トンというのは、十分可能な話ですよ。そういう数字で申請をしていくのか、それとも8,900トンが8,500トンとか、そういう数字でいくのか、先ほどのご答弁だと広域連合設立されてからの話だみたいなことを言われていましたけれども、ごみ量については滝川市が申請していくのだろうというふうに思いますから、どんなことと聞いた場合に、人口の話しか出ないので、再資源化、再利用、3Rでどれだけ減らすということについてごみ申請量に反映させるのかどうかということに絞ってお伺いします。

3点目は、第17条、(2)の98億円の内訳、運転に要する経費、修繕、光熱費というのはわかりましたけれども、運転と修繕と光熱、これがそれぞれ幾らずつなのかということをお示ください。

温室効果ガスについては、全然押さえていないとかというのは、そんなので本当にいいのかがわかりやすいです。これから滝川市が全体として減らしていこうというときに、組成がいろいろ違うから単純には言えません。しかし、9,000トンのごみを燃やして出てくる温室効果ガスというのは、9,000キロリットルの灯油に掛ける0.8なのか0.6なのかわかりませんが、かなりの量です。一冬に例えば1キロリットルたくとすれば、5,000とすれば5,000件の灯油に値する焼却をするわけです、滝川だけで。だから、後で温室効果ガスの問題やっていくときに、何であの焼却炉のときに、滝川はもっとごみ減量をやっておけばよかったではないかという話になるのではないかと思うのです。そういうことで、今回のごみ量申請にかかって、こういう温室効果ガスの観点を入れていくのかどうかということについてお伺いします。

市民周知の問題ですが、まち懇で何か市民に伝わったかのようなご答弁されていますけれども、まち懇で配った資料7ページあります。ここに5市9町なんて一切書いていないです。10月の中旬にやったまち懇です。9月の30日に決まったのなら、ここに5市9町と書けばいいではないですか。何て書いているか、公設公営の焼却処理、これで今回の状態を市民に周知したかのような、そういう認識というのは本当に問題だなというふうに思います。ごみ問題についての周知のあり方というのは、住民の協力を得ながら進めるわけですから、提案型でないといけないのです。

我々はこうしたいのだと、どうですかと、そうしたらいろんな知恵や意見が出てくるし、住民側のほうも構えがつかれるのです。しかし、今の市の周知の仕方というのは、議決されて、こういうことが決まりましたと、ですからご協力くださいという、そういう周知のあり方だというふうに思うのです。こういう周知のあり方というのは、今後のごみ問題にいいというふうには私は思いませんので、周知のあり方について提案型、事前型に変えていくことについてのお考えを伺いたいと思います。

最後になりますけれども、25パーセント市民負担と、これ基本的な考え方としてやられてきております。それについて否定するものではありません。しかし、今回そもそも広域連合の発端になったのは、日立の焼却炉の欠陥にあったわけです。私たちもエコバレーに行って、尾崎社長の話をじかに聞いて、本当に驚いたというか、あきれたというか、欠陥があるものだから、シュレッダーダストを安定的に受け入れられないと。だから、せっかく営業でつくったお客さんの注文を断っていた。断っていたらだんだん、みんなお客さんいなくなってしまって、結局一廃だけになってしまったと。欠陥炉は何で欠陥炉だったのだといたら、実験炉からのスケールアップに失敗したと。全部正直にしゃべりました。日立も、エコバレーの赤字が70億円、日立製作所の赤字が100億円以上だそうです。しかし、幾ら赤字をしたといっても、困っているのは日立より我々関係住民です。そういう点で、1万6,000円で処理できたはずがいつの間にか2万5,000円になってしまうと、こういうことについて日立に対しては今後25年4月に本当にスタートできるかどうかすらもわからない。そういう中で、日立に対して責任をきちっと求めていくということが大事だというふうに思うのですが、お考えを伺います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 5番目は議案範囲を超えますが、答弁できるだけ。市民生活部長。

○市民生活部長 1点目でございます。試算値の関係で、50トン規模、中空知2市2町、建設費が32億5,000万円、それと1年当たりの維持管理費が4億5,000万円、これを15年間、67億5,000万円ということで建設費と維持管理費15年間、それを15年間稼働として処理数量で割りますと5万2,300円ということになります。

それと、ごみ量申請期限ということですが、3月までに完了予定の基本計画策定業務が報告されます。それを受けて、国に提出いたします地域計画に盛り込まれる予定ということで、時期的には地域計画はいつ提出期限なのかということは、後でまたちょっと調べてご答弁させていただきたいと思いますが、そのような格好ですので、ご理解願いたいと思います。

それと、運転管理、修繕、光熱水費の内訳については、若干時間いただいて、調べてまいります。

それと、市民周知のあり方でございます。まちづくり懇談会で9月の27日から始まったわけなのですが、10月に入りましてのまちづくり懇談会では、9月30日のごみ処理検討会議の中身を口頭ではございますが、報告させていただいております。その中で、1つ目としまして公設公営による焼却処理、それと5市9町の構成による共同処理、それと建設場所についてはエコバレー歌志内の隣接地が望ましい、建設候補地としては歌志内、それと整備主体、5市9町を基本に地方自治

法に基づく特別地方公共団体を新たに組織し、設立するというご報告させていただいているところでございます。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 済みません。9月の26日から。9月中の開催のまち懇には間に合わなかったのですが、30日の関係の検討会議の内容については10月以降のまち懇の中で報告させていただいているところでございます。

あと、内訳等につきまして、ちょっと答弁調整の時間をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 答弁漏れがあるのですけれども。

○議 長 再質疑でやってください。

○清水議員 いやいや、もうあと1回しかないのですよ。

○議 長 1回でいいですよ。

○清水議員 いやいや、分別のことを聞いているのですから、分別計画を立てて、ごみ量を申請するのかということについてイエス、ノーでいいのですから。

○議 長 もう一度言ってください。

○清水議員 さっきくどいと言われるぐらい言ったではないですか。

○議 長 くどくてもいいですから、今回だけ許しますから、言ってください。

○清水議員 容器包装リサイクルと生草や枯れ葉、集団資源回収をやっていない町内の古紙類、それと紙のシュレッダー、こういったものを一部赤平へやっていたり、一部奈井江へやっていたりするの、そういうようなことも新たに計画立てて、減るということを見込んで計画立てるのか、ごみ量を申請するか。

(何事か言う声あり)

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 維持管理費の内訳でございます。1年の維持管理費が4億9,000万円、15年間で73億5,000万円になりますが、15年トータルで申し上げます。維持管理費45億円、補修費等を6億円、運転管理費22億5,000万円という格好です。

それと、ごみ量申請期限でございますが、1月に国、道の審議会にかかります。その中でごみ量がこれでいいのかというような格好で議論されることとなります。それと、ごみ量申請期限までに分別計画は立てません。

(「1月」と言う声あり)

○市民生活部長 1月は審議会予定してございまして、その中でいろいろ修正がかかってくるということになります。それは、先ほど申し上げました基本計画策定業務のあらあら数字をもって、まず審議会にかけるというような格好になろうかと思っております。

(「分別」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○議長 再質疑、清水議員。

○清水議員 本来であれば、1番目の比較はコンサルの事前内々の資料ということで、どの程度のものだったかというのはちょっとはっきりしないので、メモ的なものだったのか、きちっとした試算をされたけれども、公にはならなかったというものなのか、そういうことの確認はしておきたいと思います。また、そういった資料をなぜ厚生常任委員会等に出さなかったのか。内々とはいえ、これを出せば、ありきで進んだというふうに私は言いません。しかし、これをせっかく試算が出ているのに出せなかったということで、やはり5市9町ありきというふうに言わざるを得ないと思うのです。そういう点で、なぜ厚生常任委員会に出さなかったのかということをお伺いをしたいと思います。

また、ごみ量の申請期限が1月ということなのですが、1月という、もちろん新たなごみ減量計画というのは立てられないですよ。そうするとますます、今のごみの量で10年後、15年後どんなに焼却炉が稼働しないかということが予測されるのです。全国で何が起きているかということ、大きい炉をつくり過ぎたと、しかし経費はかかるということだから、いかに本当に最小限の燃やせるごみ量に合ったごみ量を滝川市として申請するか、ここが本当に今一番求められていることです。私は、この規約第17条、(1)、(2)、建設費はこれで決まるという大事なことです。1月にノーと言われましたけれども、新たな分別による減量計画は立てないのだということを明言されたというのは私は非常に問題だと、短期間でもやり得る分別による減量計画はあるというふうに思うので、もう一度お伺いをしたいと思います。

あと、最後、まち懇についてですけれども、結局10月に入ったまち懇には口頭で説明したと。これは、口頭なんていうこと、コピーすればすぐできるわけでしょう、こういうものが。すぐできるのです。なぜこのページぐらい差しかえるような、そういう気持ちが生まれぬのかと。口頭で説明して、市民周知ができたなんて、しかもまち懇に来た人、10月のまち懇、7カ所ぐらい、6カ所ぐらいあったかもしれないですけれども、最大の問題はやはり11月広報に載せなかったことです、この問題を。市民に知らせて、こういう計画があるのだという、しているのだということがあれば、11月広報に載せるのが当然だというふうに思うのです。なぜ11月広報に載せなかったのかを最後に伺って、終わりたいと思います。

(「それはおかしいって、出していたら文句言わないのかい」と言う声あり)

(「出したら決まっているみたい」と言う声あり)

(「決まったように出すなと言うじゃない」と言う声あり)

○議長 市民生活部長。

(「それはおかしいよ」と言う声あり)

(「あなたたちの質疑じゃないんだって、おれの質疑」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「おれの質疑に答えてくれればいい」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「議長、ちょっととめてや、頼むわ」と言う声あり)

○議 長 お互いに自粛してください。

○市民生活部長 なぜ厚生常任委員会等に事前に報告しなかったかということでございますが、これは手持ちの内々の資料というような格好で押さえた数字ということもございまして、8月のコンサルからの報告に載っております数字につきましては、その都度厚生常任委員会等に報告させていただいているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

それと、11月広報の掲載でございますが、方針が決まらない段階で市民周知という判断には立ちませんでした。

それと、まちづくり懇談会等の資料ですが、資料を差しかえるというような知恵も回りませんでした。申しわけありませんでした。口頭で説明させていただいたということでございます。

(「分別、分別」と言う声あり)

○市民生活部長 先ほど分別計画についてはイエスかノーか、立てないということで答弁させていただきました。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま追加議案として上程されました議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置についてと議案第10号 中空知衛生施設組合理約の変更についての案を否とする立場で討論いたします。

5市9町というとても広域の廃棄物処理場の建設であります。まあ、いいかという感じもいたしますが、事実上一般住民はもとより単位自治体の議会としても成り行きを見守るだけ、厚生常任委員会に所属していても、報告を聞いて質疑するだけ。5市9町という広域になれば、滝川の市民の意見は届かないのでしょうか。結果的にこのような組織、ごみ処理方法になるにしても、広域を盾に市民に一回も意見を問わないやり方に賛成はできません。

次に、広域のごみ処理でございますが、滝川市の場合はリサイクルで多くのごみ処理をしております。広域施設に持っていくのは、焼却のごみであります。結論から言えば、滝川の焼却施設をリサイクルの隣に建築すべきであります。みんなで施設をつくれれば怖くないということでしょうが、全国的には広域ごみ処理方式はすたれ、小規模、または単位自治体でごみを処理する方式が多くなってきております。小規模自治体では、数カ町村であれば処理も少なくても施設の耐用年数も長くなり、故障などのトラブル時には隣接の自治体で分け合って処理するのだそうであります。さて、話は時代をさかのぼりますが、滝川市では中島町のごみ焼却炉で処理をしていた時代があるのであります。人口5万人を超えるときでありました。ダイオキシン規制でエコバレーに集約して焼却するようになったのであります。エコバレーが経営的に破綻しただけなら、まだ8年目の中古の施設であるエコバレーを買い取ればよいのではないかと質問しましたら、もうエコバレーも耐用年数が近づいているではありませんか。この反省から、超広域化に進むことは極めて問題が多く、滝川市単独の焼却炉をリサイクル横に建てた場合の試算をやるべきではなかったのかと

申し上げたいのであります。ところが、このたびの広域化は超広域と呼び、空知の多くの市町村を包含して、大規模過ぎる施設と組織の複雑化、そして何より一般住民の意思が伝わらないビッグステーションとしてしまうおそれがあります。その証拠に、建設規模も建設費もこれから、負担金もこれから、排出するごみの住民負担も皆目検討のつかない怪物施設と言わなければなりません。

次に、焼却しなければならない可燃ごみを歌志内市に運搬する自動車、その自動車の燃料、排気ガスのCO₂、労賃のリスク、これらを計算すると、例えばリサイクル横での滝川市単独焼却方式がリスクが少なく、環境にも優しいのかもしれませんが、さらに、運搬しなくてもよいので、リサイクルにおいて1日の平均25トン程度の焼却ごみを徹底的に分別できると思うのであります。今町内会が中心になって集団資源回収をしておりますが、まだ参加されていない町内会もあり、可燃ごみのリサイクルはさらにきめ細かく行うことでごみ減量化を果たし、ごみゼロエミッションを目指し、滝川市の焼却炉の負担も少なくすることができると思うのであります。ただ、この理論は広域にも通じるわけでありますが、どうしても広域の組織に頼り、ごみ減量化の努力を怠ることが懸念されるわけでありまして、例えば今は庭の雑草や落ち葉、剪定した木の枝などを燃えるごみの袋に入れて10袋ぐらいを一回に出す家庭があります。市も街路樹の落ち葉や枝を堆肥化する再資源化に乗り出したようでありまして、要は市の提案と市民の協力で可燃物を徹底的に減量化しながら、滝川市単独の焼却施設の建設を目指すべきであります。

あれよあれよという間に超広域化に話がまとまり過ぎて、全国的な狭域化、または自治体ごとの廃棄物処理施設の建設の流れに逆らってつくる広域連合に反対するとともに、そのための広域連合の組合組織規約を否とする私の討論といたします。

○議長 ほかにも討論ございますか。山口議員。

○山口議員 それでは、新政会を代表して、議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について並びに議案第10号 中空知衛生施設組合規約の変更についての2件について可とする立場で討論いたします。

広域ごみ処理施設、歌志内エコバレーの事業停止通告以来、砂川地区保健衛生組合、中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合の3組合並びに5市9町は、後継施設の選択決定を最優先課題として話し合っておりまいました。11月30日に開催された中・北空知地域ごみ処理施設整備準備会で広域連合とすることが決定を見ました。今後は、一日も早く連合議会を開催して、地方公共団体の義務的業務であるごみ処理業務の安定的運営を目指し、データの収集、そして将来人口推移等を十分精査して、最少のコストで最大の成果を上げるべく、早急にごみ処理基本計画を策定し、建設に着手すべきと考え、当該連合設置規約並びに規約変更議案に賛成いたします。

以上です。

○議長 ほかにも討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について、議案第10号 中空知衛生施設組合規約の変更についてを否とする立場で討論を行います。

まず初めに、日本共産党は可燃ごみの中間処理対策として今後数年間のうちに滝川市が全力を尽くすとともに、市民の知恵と力をかり、力を合わせてごみ減量を行い、容器包装リサイクル法など

関係法令にのっとり再資源化や再利用を促進してもなお残る燃やせるごみを焼却処理するために、焼却炉を建設することについては賛成です。しかし、今回の議案はそれとはかけ離れたものであり、賛成できません。

反対理由の1点目は、コスト試算について、単独や2市2町の近距離での共同処理との比較を市民に示してこなかったことです。5市9町による広域処理の是非を判断するためには比較が必要だということについては、異論はないと考えます。また、比較もないということでは、5市9町での広域処理焼却炉ありきで2月から計画づくりを進めてきたと厳しく指摘せざるを得ません。

反対理由の2点目は、人口減少や分別、資源化による燃やせるごみの減量計画がないままで、焼却炉の規模を決めようとしていることです。答弁では、遅くとも1月から3月までにごみ量を決めなければならないことが明らかにされました。しかも、今から3月までにどのような減量計画をつくるのかという点については、リサイクル計画は立てないとの方針が明らかにされました。これでは、現在のごみ量のまま焼却炉をつくることになりかねません。今日本は、温室効果ガスを減らす国際公約をしています。その実現のためには、まず可燃ごみ減量目標を行政や企業、国民が設定しなければなりません。焼却炉から排出される温室効果ガスは、膨大です。自動車数万台分にも匹敵するのではないのでしょうか。今アイドリングを何秒とめるとか照明を何分消すとかを市民に実行を求めなければならない滝川市が燃やせるごみの減量方針すら持っていないということは、大問題です。また、規約第17条で建設費の9割、維持管理費の全額がごみ量割になっています。減量すれば市民負担を減らせるという観点からも、可能な限りの減量が必要です。以下、日本共産党から滝川でおくれている分別収集についての実行を提案します。まず第1に、容器包装プラスチック、カップ、ボトル、チューブ、トレー、ポリ袋、ラップ、ふた、ラベル、発泡スチロール。2点目は、新聞、雑誌、チラシ、段ボールなどでごみとして捨てられているもの。3つ目は、家庭の雑草や枯れ葉、枝など。4つ目は、シュレッダーされた紙類などです。

反対理由の3点目は、市民に全く周知しないまま、いきなり議案を提出したことです。これでは、市民協働のまちづくりに違反します。市民生活部長は、市民周知は決まった段階で行うと答弁をしました。議決されてから周知するというのでは、周知の目的が違います。一緒に考えましょう、行政としてはこう思いますよ、皆さんの意見はどうですかという周知を行わないまま議会で決めてしまうという田村市長の進め方は、地方自治とは相入れないものではないかと考えます。別の言い方をすれば、議決後の周知の場合は、決まりましたので、ご協力をお願いします。何か質問、意見はありませんかということでは、住民の関心も知恵も協力も得られないのではないのかということでは、今回の進め方は、平成13年の2市3町のリサイクリン建設と5市9町のエコバレー委託計画時と比較しても市民不在は明らかです。当時は、議会に特別委員会を設置し、林芳男市長は広域化を議会に諮問しました。時間も十分かけられました。しかし、当時の田村弘助役は、広域問題は政策性が高く、市民参加に向かないという趣旨の答弁をし、傲慢な考え方だと批判されました。今回は諮問の時間もなく、田村流市民不在の進め方がさらに進んだと厳しく抗議するものです。

反対理由の4点目は、広域になるほど市民と離れた組織になることです。5市9町もの広域連合では、住民参加、議会活動、広報、監視などが弱まります。事業内容が各市町の広報に載らない一

部事務組合もあります。規約第8条のように議員が1人の市町が11ありますが、住民の意思を代弁することは極めて難しいと言わざるを得ません。議員独自の議会報告も不可能に近いと思われます。関係市議会や町議会では、広域連合については原則として一般質問、つまり議会で取り上げることはできません。広域連合規約第5条の広域計画に書かれている広域連合関係市町の連絡調整事項に限られるのです。

最後に、日本共産党の提案を申し上げます。1点目、市民参加の計画づくりを行うこと、2点目、ごみ減量と雇用創出を同時に進めること、3点目、小さい焼却炉を市内あるいは2市2町管内に建設すること。以上が日本共産党の提案です。

最後に、今後厚生常任委員会を中心にして、時間は少なくともごみの分別、再資源化による減量について十分な検討を行い、過大な施設とならないことに私たちも力を尽くすことを述べて、反対討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより、まず議案第9号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号を同じく起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第5 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、市民生活部、くらし支援課、市民課、税務課、江部乙支所を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成20年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では文書取り扱い主任印、公印押印、承認印の押印漏れ、決裁日の記入漏れなど文書事務取扱規程、事務決裁規程に基づく処理を、備品出納簿関係については記載照合印の漏れ、出納簿の作成がないなど財務規則、物品等区分取り扱い規程に基づく適切な管理を、補助金、行政財産使用料関係では補助金申請行為のチェック機能の強化や減免理由の記載など、関係規程に基づいた適正な処理について、ほか契約事務、旅費、外勤簿関係等の処理方を所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号 定期監査報告を終わります。

引き続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成21年8月分から10月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の支給額の誤り、委託料の支払い遅延、支出科目が適切でないもの、決裁責任者の印漏れなど、所属に対する講評においてその処理方を指導したほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも、前例踏襲にとらわれることなく合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第3号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- ◎日程第6 意見書案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望意見書
- 意見書案第2号 緊急経済対策の早期実施を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球

菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望意見書、意見書案第2号 緊急経済対策の早期実施を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 緊急経済対策の早期実施を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がご

ざいますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 平成21年12月8日から本日まで、第4回定例市議会が招集をされて、ご提案申し上げました全議案について熱心なご論議をいただき、いずれも原案を可決していただきましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。可決いただきました事項につきましては、迅速かつ事業効果が一層高くなるように最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。

振り返って、今年度は変化の大きい年でありました。とりわけ政権交代が行われて、これまでの国政推進とは大きく異なる展開があり、少なからず地方行政、地方経済にとって不安が走ったことは事実であります。しかし、新政権が目指す地域主権が着実に進むことを期待するものであります。ことし1年、議員各位におかれましては滝川市の発展に向けて情熱を傾けたご審議を賜りました。かつさまざまな提案もいただきましたことに心から敬意を表するものであります。ことしも市長答弁は長過ぎるというご指摘いただいたり、短過ぎるとしかられたり、ほどほどが大切だなというふうに反省をいたしますが、決断すべきは速やかに決断をし、実行すべきは速やかに実行する。その道は、中庸ということも考えなくてはいけないということも今議会を通じて感じたことであります。引き続きご指導を賜りたいというふうに思います。

年末年始、何かと気ぜわしく、かつ議員の立場からも忙しい時期になるというふうに思います。どうぞご自愛をいただきまして、ご活躍の中に新しい年をお迎えいただきますようにご祈念を申し上げます、あいさついたします。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 私からもごあいさつをさせていただきます。

ことしの漢字が発表されました。新しい、新という字でありまして、これはまさに新政権の誕生でございまして、新しい時代の幕あけと期待をされましたが、新旧政権の興亡の中、ばらまきと事業仕分けでよくも悪くも地方経済は翻弄されたのも事実でございまして。

私ども議会におきましても、14日間の本会議のほか、5度の補正のための臨時議会を開催、新タッグ計画の検証も加わって、議会運営委員会と3常任委員会で66回の委員会開催、予決算委員会も入れますと、過去最高の90回を上回る開催数でございまして、その質疑、討論も過去の事件の縛りから離れ、ポジティブな議論が多かったことは評価できるものと考えます。しかし、一方では、形式的な開催で会議そのものが目的となっていないかという懸念でありますとか、内容的には、きょうもありましたが、委員会、本会議での重複した質疑の繰り返しやただただ数字をただだけの小ぶりの質疑がちょっと気がかりでございまして、もう少しマクロ的視点の中で政策の本質に迫る議論に徹してほしいと存じます。来年は、田村市政、私ども議会にとりましては最終年度、仕上げの年となります。現行の施策を完結することはもちろんではございますが、長年の課題であります学校適正配置、老人福祉施設改築などはしっかりと方向性を決めること、そして今議会でも多くの質問がありました三セクや業務委託、指定管理や市民のサポートパートナー評議員制度等の事業効果の精査を行い、文字だけが躍るふぞろいのメニューをもう少し整理をして、官民一体となつての人づくり、まちづくりに集中する一年にしたいものと考えますので、お互い頑張ってもらいま

よう。

ことしもあと半月となりました。どうかよいお正月をお迎えいただきますことをお祈り申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本年はありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時58分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員